# 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の取引に係るご注意

○　**本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。**そのため、法令・諸規則等により、**商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。**

**※　商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。**

○　弊社によるご説明や、**本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。**

○　お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のＡＤＲ（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

**特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター**
**電話番号　０１２０－６４－５００５（フリーダイヤル）**

（注）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

# 早期償還条項付 他社株式株価連動
# 円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、早期償還条項付 他社株式株価連動 円貨建て債券(以下「本債券」といいます。) のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○ 本債券のお取引は、主に売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

**○ 本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準以下となり、かつ、最終償還判定日の対象株式終値が行使価格未満となった場合には、満期償還金額は対象株式の株価に連動するため、対象株式の最終償還判定日の株価水準によっては損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。**

**○ 本債券は、対象株式の株価、対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）、金利水準、配当利回りと株式保有コスト、並びに、本債券の発行体等または対象株式の発行会社の信用力及び格付の変化等の様々な要因に影響されて価格が変動すること等により、償還日前に途中売却する場合には、損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。**

**○ 本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。**

**○ 本債券の取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、お客様の投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身のご判断と責任においてお取引を行って下さい。**

**手数料など諸費用について**

本債券を売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。

**金利、金融商品市場における相場その他の指標の変動などにより損失が生じるおそれがあります。**

**(価格変動リスク)**

■本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準以下となり、かつ、最終償還判定日の対象株式終値が行使価格未満となった場合には、満期償還金額は対象株式の株価に連動するため、対象株式の最終償還判定日の株価水準によっては損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。また、対象株式の発行会社について、破産手続きが開始された場合等には、本債券が無価値となる場合があります。

■本債券は、対象株式の株価、対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）、金利水準、配当利回りと株式保有コスト、並びに、本債券の発行体等または対象株式の発行会社の信用力及び格付の変化等の様々な要因に影響されて価格が変動すること等により、償還日前に途中売却する場合には、損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。

**【本債券の償還前の価格に影響する要因】**

本債券の償還前の価格は、様々な要因に影響されます。また、これらの要因が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性があります。

**《対象株式の株価》**

対象株式の株価の下落：本債券の価格は下落

対象株式の株価の上昇：本債券の価格は上昇

**《対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）　》**

対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）の上昇：本債券の価格は下落

対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）の低下：本債券の価格は上昇

**《金利》**

円金利の上昇：本債券の価格は下落

円金利の低下：本債券の価格は上昇

**《配当利回りと株式保有コスト》**

配当利回りの上昇、株式保有コストの下落：本債券の価格は下落

配当利回りの下落、株式保有コストの上昇：本債券の価格は上昇

**《本債券の発行体等または対象株式の発行会社の信用力及び格付》**

本債券の価格は、発行体等または対象株式の発行会社の信用力の一般的な評価により影響を受けると予想されます。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受けます。発行体等または対象株式の発行会社に付与された格付が下落すると、本債券の価格は下落する可能性があります。

**《早期償還判定》**

本債券の価格は、早期償還判定日の前後で変動する場合が多いと考えられ、早期償還判定日に早期償還されないことが決定した場合は、本債券の価格が下落する傾向があるものと予想されます。

**債券の発行体又は元利金の支払いの保証者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります。**

**(信用リスク)**

本債券の発行体や、本債券の元利金の支払いを保証している者の業務、財産又は信用状況に変化が生じた場合、例えば、本債券の元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減などの悪影響を生じ、あるいは本債券の価格が下落するなどの可能性があり、その結果、お客様に損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行体の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

**その他のリスク**

**(流動性リスク)**

本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

**(早期償還リスク)**

本債券は、一定の条件が満たされた場合、その直後の利払日に早期償還される仕組みであり、それ以降は、早期償還がなされなければ受領するはずであった利金を受領することができなくなります。この場合、その償還金額をもって別の商品に投資した際に、同等の利回りを得られない可能性があります。

**(その他のご留意いただきたい事項)**

■本債券は、主に対象株式にかかわるオプションを内包している商品であり、将来の対象株式の株価の水準によっては、満期償還額が対象株式の株価に連動します。ただし、満期償還額が額面金額を上回ることはないため、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。また、本債券の保有期間中に、対象株式の配当金等を得ることもできません。

■本債券にかかわる発行条件（行使価格、早期償還判定水準、ノックイン判定水準）は、本債券の受渡日における対象株式の終値によって決定します。このため、発行条件決定時の対象株式の株価は、お客様が本債券にかかわる投資判断を行った時の水準から、大きく乖離する可能性があります。

**本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。**

本債券のお取引に金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

**無登録格付に関する説明書について**

当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

## 本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- 本債券の売出しの取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 本債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

## 本債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- 本債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- 本債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 本債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

本債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。
詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

## 譲渡の制限

国外で発行される円貨建て債券については、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。) のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- 国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上でお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ（http://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html）に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

## 当社の概要

| | |
|---|---|
| 商　　号　　等 | 株式会社 SBI 証券<br>金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第 44 号 |
| 本 店 所 在 地 | 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1 |
| 加　入　協　会 | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、<br>一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター |
| 資　　本　　金 | 48,323,132,501 円(2020 年 9 月 30 日現在) |
| 主　な　事　業 | 金融商品取引業 |
| 設　立　年　月 | 1944 年 3 月 |
| 連　　絡　　先 | **「インターネットコース」でお取引されているお客さま：SBI 証券　カスタマーサービスセンター**<br>**電話番号：0120-104-214（携帯電話・PHS からは、0570-550-104（有料））**<br>受付時間：平日　8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）<br><br>**SBI マネープラザのお客さま：SBI 証券　マネープラザカスタマーサポートセンター**<br>**電話番号：0120-142-892**<br>受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）<br><br>**IFA コース、IFA コース（プラン A）のお客さま：IFA サポート**<br>**電話番号：0120-581-861**<br>受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）<br><br>**担当営業員のいらっしゃるお客さまは、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。** |

**SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口**

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住　　所：〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

連 絡 先：**「インターネットコース」でお取引されているお客さま：SBI 証券　カスタマーサービスセンター**

**電話番号：0120-104-214（携帯電話・PHS からは、0570-550-104（有料））**

受付時間：平日　8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

**SBI マネープラザのお客さま：SBI 証券　マネープラザカスタマーサポートセンター**

**電話番号：0120-142-892**

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

**IFA コース、IFA コース（プラン A）のお客さま：IFA サポート**

**電話番号：0120-581-861**

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

**担当営業員のいらっしゃるお客さまは、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。**

**金融 ADR 制度のご案内**

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住　　所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号　第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日　9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

2021年6月

# 発行登録追補目論見書

（「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。）

BNP PARIBAS

ビー・エヌ・ピー・パリバ
（BNPパリバ銀行）

ビー・エヌ・ピー・パリバ　2022年12月23日満期
早期償還条項付／他社株式株価連動　円建社債
（株式会社ファーストリテイリング）

－売　出　人－

株式会社ＳＢＩ証券

ビー・エヌ・ピー・パリバ　2022年12月23日満期　早期償還条項付／他社株式株価連動　円建社債（株式会社ファーストリテイリング）（以下「本社債」といいます。）の満期償還金額および償還時期は、本社債の要項に従い、参照株式の相場の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、「第一部 証券情報、第 2 売出要項、3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2.償還および買入れ」をご参照下さい。投資家の皆様におかれましては、株式相場の変動によって本社債の償還金額に差異が生じることを理解され、かかるリスクに耐えうる場合に限り、本社債への投資を行われるべきです（リスク要因については「第一部 証券情報、第2 売出要項、3 売出社債に関するその他の条件等、売出社債に関するリスク要因」をご参照下さい。）。なお、参照株式の発行会社につきましては、「第四部 保証会社等の情報」をご参照下さい。

（注）発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。

この書面は、目論見書の一部を構成するものではなく、発行会社であるビー・エヌ・ピー・パリバは、この書面の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。

# 償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

## 償還決定方法

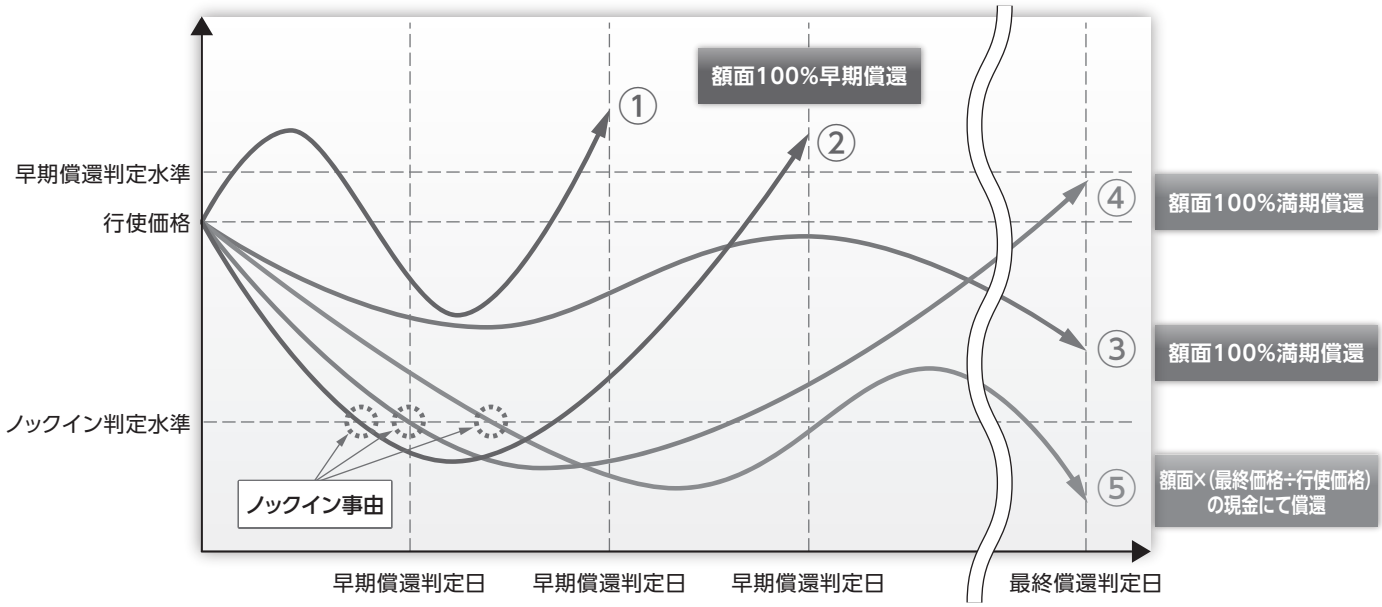


### ①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象株式終値≧早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

### ③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、対象株式終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

### ④ ノックイン事由が発生したが、額面100% で満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値≧行使価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

### ⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値<行使価格」の場合、額面金額×(最終価格÷行使価格)の現金にて満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「社債の要項の概要」の「2.償還および買入れ」をご確認ください。

この書面は、目論見書の一部を構成するものではなく、発行会社であるビー・エヌ・ピー・パリバは、この書面の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。

# 最悪シナリオを想定した想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標の変化によって生じる、本債券の想定される損失額（以下「想定損失額」といいます。）のシミュレーションです。将来における実際の損失額を示すものではありません。

## 1. ヒストリカルデータ

2000年1月（または対象株式等の取引所上場日等）以降の各日を起算日とした約1年半の期間での、最大の下落率および最大の上昇幅は以下のとおりです。

| | 起算日 | | 起算日より約1年半後 | | 期中価格に悪影響を与える下落率または上昇幅 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 下落率 | 上昇幅 |
| 対象株式の株価 | 14,400.00円 | 2000/11/15 | 2,660.00円 | 2002/5/14 | ▲81.53% | |
| 対象株式の株価の変動率 | 31.50% | 2007/7/25 | 62.12% | 2009/1/23 | | 30.62% |
| 円金利 | 0.33% | 2006/1/17 | 1.23% | 2007/7/13 | | 0.90% |

出所：BloombergのデータよりSBI証券作成（2021年6月3日現在）

■対象株式の株価の変動率（ヒストリカル・ボラティリティ）：対象株式の株価の過去の変動から算出した変動率です。期間は、260日間としています。
■円金利：期間2年の円金利スワップレートを記載しております。
■対象株式の株価は下落率を、対象株式の株価の変動率（ヒストリカル・ボラティリティ）および円金利は上昇幅を記載しております。

## 2. 満期償還時の想定損失額

**本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準以下となり、かつ、最終償還判定日の対象株式終値が行使価格未満となった場合には、満期償還金額は対象株式の株価に連動するため、対象株式の株価水準によっては損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、投資元本の全額が毀損するおそれがあります。**

1.で示したヒストリカルデータにおける対象株式の株価の下落率は▲81.53%でした。最終償還判定日における、対象株式の株価の下落率を同率と想定した場合、下表に示す損失がお客様に発生します。**なお、最終償還判定日に対象株式の株価が▲81.53%を超えて下落した場合、あるいは、本債券の発行体等の信用リスク要因やその他の要因により、お客様の損失がさらに拡大する可能性があります。**

| 対象株式の株価の行使価格からの下落率 | 想定損失額（円） | 償還金額（円） |
|---|---|---|
| 0.00% | 0 | 500,000 |
| ▲10.00% | ▲50,000 | 450,000 |
| ▲20.00% | ▲100,000 | 400,000 |
| ▲30.00% | ▲150,000 | 350,000 |
| ▲40.00% | ▲200,000 | 300,000 |
| ▲50.00% | ▲250,000 | 250,000 |
| ▲60.00% | ▲300,000 | 200,000 |
| ▲70.00% | ▲350,000 | 150,000 |
| ▲80.00% | ▲400,000 | 100,000 |
| ▲81.53% | ▲407,650 | 92,350 |
| ▲90.00% | ▲450,000 | 50,000 |
| ▲100.00% | ▲500,000 | 0 |

※上記の想定損失額および償還金額は、額面500,000円当たりの金額を記載しております。
また、受取利息、税金およびその他の諸費用等は考慮しておりません。

## 3. 満期償還時のイメージ図（ノックイン発生時）

観察期間中に対象株式の後場終値が一度でもノックイン判定水準以下となった場合、満期償還金額が額面金額を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、**本債券の満期償還金額は、額面金額の100%を超えることはありませんので、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。**

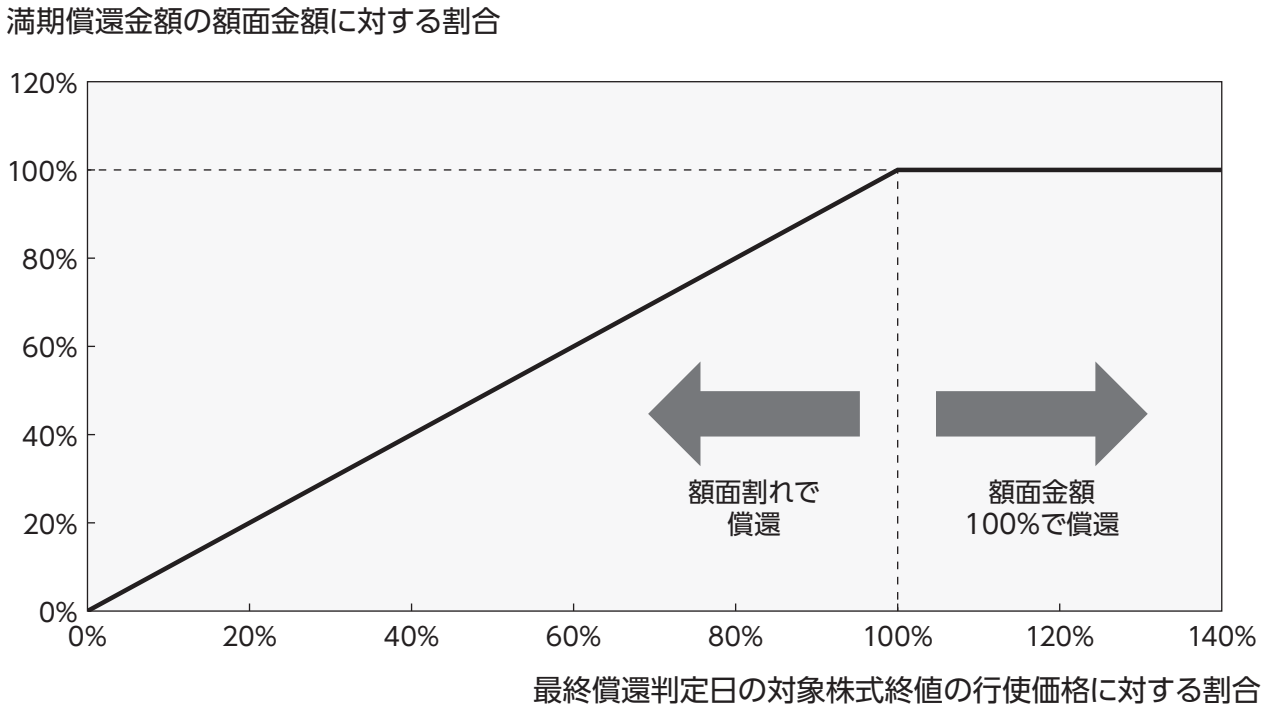


## 4. 流動性リスクについて

本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性および購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。**本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。**

## 5. 中途売却時の想定損失額

下表は、1. に記載のヒストリカルデータを用いて、各金融指標が本債券の期中価格に悪影響を与える方向に同時に変動した場合を想定した、中途売却時の想定損失額を試算日の市場環境に基づいて試算したものです。ただし、発行体等の信用リスクや債券の流動性等を考慮し算出したものではなく、実際の売却額とは異なります。

**また、実際の中途売却に際し、各金融指標がより大きく変動した場合、お客様の損失はさらに拡大する可能性があり、下表の想定損失額（試算額）を上回る可能性があります。**

| 金融指標 | 金融指標の動き | 下落率または上昇幅 | 想定売却額 | 想定損失率 | 想定損失額（試算額） |
|---|---|---|---|---|---|
| 対象株式の株価 | 下落 | ▲81.53% | 134,400円 | ▲73.12% | ▲365,600円 |
| 対象株式の株価の変動率 | 上昇 | +30.62% | | | |
| 円金利 | 上昇 | +0.90% | | | |

■上記の想定売却額および想定損失額（試算額）は、額面500,000円当たりの金額を記載しております。

■本シミュレーションは、簡易な手法により行われたものです。前提条件の異なるもの、より精緻な手法によるものとは結果が異なる場合があります。

■本シミュレーションは、2021年6月7日（試算日）の市場環境にて計算しております。

■試算日における想定損失額（試算額）であり、市場環境が変化した場合や、時間が経過して償還日までの期間が短くなった場合の想定損失額（試算額）とは異なります。

■各金融指標の状況により、期中価格に悪影響を与える度合いや方向性が変化することがあるため、一般的に悪影響を与えるとされる方向と異なる場合があります。

## 6. 対象株式の株価推移

期間：1997/4/4～2021/5/28（週足）

出所：BloombergのデータよりSBI証券作成

【表紙】

| | |
|---|---|
| 【発行登録追補書類番号】 | 2－外2－68 |
| 【提出書類】 | 発行登録追補書類 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2021年6月10日 |
| 【会社名】 | ビー・エヌ・ピー・パリバ<br>(BNP PARIBAS) |
| 【代表者の役職氏名】 | 最高財務責任者<br>(Chief Financial Officer)<br>ラルス・マシュニル<br>(Lars Machenil)<br><br>投資家向け広報および財務情報の責任者<br>(Head of Investor Relations and Financial Information)<br>クリステル・ルノー<br>(Chrystelle Renaud) |
| 【本店の所在の場所】 | フランス国パリ市9区イタリア通り16番地<br>(16, boulevard des Italiens, 75009 Paris, France) |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 弁護士　柴 田　弘 典 |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 東京都千代田区大手町一丁目1番1号<br>大手町パークビルディング<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 |
| 【電話番号】 | 03-6775-1039 |
| 【事務連絡者氏名】 | 弁護士　舩 越　輝 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区大手町一丁目1番1号<br>大手町パークビルディング<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 |
| 【電話番号】 | 03-6775-1116 |
| 【発行登録の対象とした<br>売出有価証券の種類】 | 社債 |
| 【今回の売出金額】 | 4億円 |

【発行登録書の内容】

| | |
|---|---|
| 提出日 | 2020年3月13日 |
| 効力発生日 | 2020年3月22日 |
| 有効期限 | 2022年3月21日 |
| 発行登録番号 | 2－外2 |
| 発行予定額又は発行残高の上限 | 発行予定額　5,000億円 |

【これまでの売出実績】
（発行予定額を記載した場合）

| 番号 | 提出年月日 | 売出金額 | 減額による訂正年月日 | 減額金額 |
|---|---|---|---|---|
| 2－外2－1 | 2020年4月2日 | 297,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－2 | 2020年4月2日 | 483,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－3 | 2020年4月16日 | 300,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－4 | 2020年4月16日 | 300,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－5 | 2020年4月16日 | 300,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－6 | 2020年4月20日 | 610,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－7 | 2020年4月21日 | 300,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－8 | 2020年5月20日 | 521,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－9 | 2020年5月25日 | 123,200,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－10 | 2020年5月25日 | 300,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－11 | 2020年5月29日 | 680,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－12 | 2020年6月9日 | 300,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－13 | 2020年6月12日 | 635,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－14 | 2020年8月14日 | 502,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－15 | 2020年8月14日 | 4,843,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－16 | 2020年8月14日 | 452,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－17 | 2020年8月18日 | 250,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－18 | 2020年8月18日 | 4,093,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－19 | 2020年8月18日 | 2,460,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－20 | 2020年8月21日 | 5,577,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－21 | 2020年8月26日 | 300,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－22 | 2020年8月27日 | 2,200,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－23 | 2020年8月28日 | 250,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－24 | 2020年9月1日 | 365,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－25 | 2020年9月2日 | 687,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－26 | 2020年9月2日 | 3,072,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－27 | 2020年9月10日 | 300,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－28 | 2020年9月15日 | 9,500,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－29 | 2020年9月16日 | 2,690,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－30 | 2020年9月17日 | 1,300,000,000円 | 該当事項なし | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2－外 2－31 | 2020 年 9 月 18 日 | 536,700,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－32 | 2020 年 10 月 15 日 | 5,880,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－33 | 2020 年 10 月 20 日 | 3,872,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－34 | 2020 年 12 月 4 日 | 2,030,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－35 | 2020 年 12 月 4 日 | 1,021,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－36 | 2020 年 12 月 4 日 | 6,851,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－37 | 2020 年 12 月 14 日 | 4,913,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－38 | 2020 年 12 月 15 日 | 9,164,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－39 | 2020 年 12 月 15 日 | 24,060,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－40 | 2021 年 1 月 20 日 | 1,572,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－41 | 2021 年 1 月 20 日 | 250,752,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－42 | 2021 年 2 月 17 日 | 1,910,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－43 | 2021 年 2 月 17 日 | 2,728,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－44 | 2021 年 2 月 17 日 | 6,665,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－45 | 2021 年 2 月 17 日 | 518,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－46 | 2021 年 2 月 17 日 | 4,370,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－47 | 2021 年 2 月 17 日 | 1,504,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－48 | 2021 年 4 月 1 日 | 1,000,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－49 | 2021 年 4 月 2 日 | 1,000,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－50 | 2021 年 4 月 9 日 | 1,855,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－51 | 2021 年 4 月 14 日 | 700,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－52 | 2021 年 4 月 16 日 | 4,009,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－53 | 2021 年 4 月 19 日 | 774,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－54 | 2021 年 4 月 19 日 | 1,117,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－55 | 2021 年 4 月 20 日 | 2,000,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－56 | 2021 年 5 月 12 日 | 1,693,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－57 | 2021 年 5 月 12 日 | 480,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－58 | 2021 年 5 月 12 日 | 1,056,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－59 | 2021 年 5 月 12 日 | 5,311,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－60 | 2021 年 5 月 14 日 | 250,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－61 | 2021 年 5 月 14 日 | 250,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－62 | 2021 年 5 月 19 日 | 871,000,000 円 | 該当事項なし |
| 2－外 2－63 | 2021 年 5 月 20 日 | 430,000,000 円 | 該当事項なし |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 2－外2－64 | 2021年5月21日 | 1,080,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－65 | 2021年5月21日 | 1,655,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－66 | 2021年5月28日 | 300,000,000円 | 該当事項なし | |
| 2－外2－67 | 2021年6月2日 | 4,550,000,000円 | 該当事項なし | |
| 実績合計額 | | 152,216,652,000円 | 減額総額 | 0円 |

【残額】　347,783,348,000円
（発行予定額－実績合計額－減額総額）

（発行残高の上限を記載した場合）

| 番号 | 提出年月日 | 売出金額 | 償還年月日 | 償還金額 | 減額による訂正年月日 | 減額金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 該当事項なし | | | | | | |
| 実績合計額 | | 該当事項なし | 償還総額 | 該当事項なし | 減額総額 | 該当事項なし |

【残高】　該当事項なし。
（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）

【安定操作に関する事項】　該当事項なし。

【縦覧に供する場所】　ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウ　ノースタワー

# 目　　次

頁


第一部【証券情報】 …… 1

第１【募集要項】 …… 1

第２【売出要項】 …… 1

１【売出有価証券】 …… 1

２【売出しの条件】 …… 2

３【売出社債に関するその他の条件等】 …… 3

【募集又は売出しに関する特別記載事項】 …… 31

第３【第三者割当の場合の特記事項】 …… 32

第二部【公開買付けに関する情報】 …… 33

第三部【参照情報】 …… 34

第１【参照書類】 …… 34

第２【参照書類の補完情報】 …… 34

第３【参照書類を縦覧に供している場所】 …… 34

第四部【保証会社等の情報】 …… 35

第１　保証会社情報 …… 35

第２　保証会社以外の会社の情報 …… 35

第３　指数等の情報 …… 36

発行登録書の提出者が金融商品取引法第５条第４項

各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面 …… 37

有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類 …… 38

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移 …… 249

# 第一部【証券情報】

## 第１【募集要項】

該当事項なし。

## 第２【売出要項】

### １【売出有価証券】

#### (1) 【売出社債（短期社債を除く。）】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 銘　柄 | ビー・エヌ・ピー・パリバ　2022 年 12 月 23 日満期<br>早期償還条項付／他社株式株価連動　円建社債<br>(株式会社ファーストリテイリング)<br>（以下「本社債」という。）（注 1） | | |
| 売出券面額の総額または<br>売出振替社債の総額 | 4 億円(注 2) | 売出価額の総額 | 4 億円(注 2) |
| 記名・無記名の別 | 無記名式 | 各社債の金額 | 50 万円 |
| 償還期限 | 2022 年 12 月 23 日（ロンドン時間）(注 3) | | |
| 利　率 | 額面金額に対して　年 5.70％ | | |
| 売出しに係る社債<br>の所有者の住所および<br>氏名または名称 | 株式会社ＳＢＩ証券<br>（以下「売出人」という。）　東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 | | |
| 摘　要 | ビー・エヌ・ピー・パリバ（以下「発行会社」という。）により発行される非劣後長期社債について下記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービスより「Aa3」、S&P グローバル・レーティングより「A+」の格付がそれぞれ付与されている。本社債に関するその他の条件等については下記「3 売出社債に関するその他の条件等」を参照のこと。 | | |

（注１）本社債は、発行会社により、発行会社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムおよび下記注 4 に記載の代理人契約に基づき、2021 年 6 月 24 日に発行される予定である。本社債は、ユーロ市場において募集される。本社債が金融商品取引所に上場される予定はない。

（注２）ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、4 億円である。

（注３）本社債は、株価終値が一定の水準を満たした場合、早期償還される。すなわち、下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2.償還および買入れ、（ａ）参照株式の株価の水準による期限前償還」に記載のとおり、各早期償還判定日における株価終値が早期償還判定価格と同額かそれを上回った場合、額面金額で各早期償還判定日に対応する早期償還日に自動的に早期償還されることになる。

本社債が早期償還されない場合、本社債の償還は、計算代理人が、観測期間中、常に株価終値がノックイン価格を上回っていたと決定した場合は額面金額により、観測期間中のいずれかの日に株価終値がノックイン価格以下となったと決定した場合は以下の計算式に従って計算代理人により決定される金額（ただし、0 円以上 50 万円以下の金額とし、1 円未満を四捨五入する。）により、それぞれなされる。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終価格}}{\text{行使価格}}$$

なお、早期償還および期限前償還については下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」を参照のこと。本注記に使用されている用語は、「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」に定義されている。

本社債の満期償還金額および早期償還の有無は、参照株式の相場（かかる相場には上下動がある。）の変動によって左右される。申込人は、株式相場の変動によるリスクおよび株式相場の変動によって本社債の償還の時期および償還額に差異が生じることを理解し、かかるリスクに耐えうる場合に限り、本社債への投資を行うべきである。

なお、リスクの詳細については、下記「3 売出社債に関するその他の条件等、売出社債に関するリスク要因」を参照のこと。また、参照株式の発行会社については下記「第四部 保証会社等の情報」を参照のこと。

（注４）本社債は、発行会社としてのビー・エヌ・ピー・パリバ、ルクセンブルクの上場代理人、主支払代理人および名義書換代理人としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービシズ、ルクセンブルク支店（以下「主支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、主支払代理人または名義書換代理人としての承継人を含むものとする。）、登録機関としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービシズ、ルクセンブルク支店（以下「登録機関」という。この用語には、登録機関の承継人を含むものとする。）ならびに契約において指名されるその他の支払代理人および名義書換代理人（主支払代理人とともに、以下「支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、追加のまたはその承継人である支払代理人または名義書換代理人を含むものとする。）の間で2020年7月3日頃に締結された改訂書換代理人契約（以下「代理人契約」という。この用語には、随時更新または補足される代理人契約を含むものとする。）に従い、代理人契約の利益を享受して発行会社により発行される社債券（以下「本社債券」といい、この用語は、（ⅰ）包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある最終条件書に規定する。）、（ⅱ）包括社債券との交換（または一部交換）により発行される確定社債券、および（ⅲ）包括社債券を意味する。）のシリーズの１つである。主支払代理人、登録機関および名義書換代理人を総合して「代理人」という。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）および利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、代理人契約および適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」における記載の一部は、代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。代理人契約、英文目論見書（これには最終条件書の様式を含む。）および本社債の最終条件書の写しは、当該「社債の要項の概要、3.支払」に所定の主支払代理人の本店および支払代理人において入手することができる。

本社債権者および利札所持人は、2020年7月3日頃に発行会社により発行された改訂書換約款（Deed of Covenant）を享受する権利を有する。約款の原本は、ユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびルクセンブルクのクリアストリーム・バンキング・エスエー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）を代表して共通預託機関により保管されている。

（注５）本社債につき、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

発行会社により発行される非劣後長期社債について上記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）より「Aa3」、S&P グローバル・レーティング（以下「S&P」という。）より「A+」の格付がそれぞれ付与されている。これらの格付は直ちに上記に記載のプログラムに基づき発行される個別の社債に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第２号）およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第５号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

## ２【売出しの条件】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 売出価格 | 額面金額の100％ | 申込期間 | 2021年6月10日から<br>2021年6月24日まで |
| 申込単位 | 50万円 | 申込証拠金 | なし |
| 申込受付場所 | 売出人の日本における本店および各支店(注1) | 受渡期日 | 2021年6月25日<br>（日本時間） |
| 売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称 | 該当事項なし | 売出しの委託契約の内容 | 該当事項なし |

（注１）本社債の申込および払込は、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込む旨記載した申込書

を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

（注２）本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。そのため、EEA におけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、規則（EU）1286／2014（以下「PRIIPs 規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがって EEA におけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs 規則に基づき不適法となることがある。ここに「リテール投資家」とは、（ⅰ）指令 2014／65／EU（その後の改正を含み、以下「第２次金融商品市場指令」という。）第 4(1)条第 11 号において定義されるリテール顧客、（ⅱ）指令（EU）2016/97 にいう顧客であって、第２次金融商品市場指令第 4(1)条第 10 号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは(ⅲ)2017 年６月 14 日付の規則（EU）2017／1129 において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。

本社債は、英国におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。そのため、英国におけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、2018 年欧州連合（離脱）法（以下「EUWA」という。）に基づき英国の国内法の一部を構成する規則（EU）1286／2014（以下「英国 PRIIPs 規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがって英国におけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、英国 PRIIPs 規則に基づき不適法となることがある。ここに「リテール投資家」とは、（ⅰ）EUWA に基づき国内法の一部を構成する規則（EU）2017/565 第２条第８号において定義されるリテール顧客、（ⅱ）2000 年金融サービス市場法（以下「FSMA」という。）の規定および指令（EU）2016/97 を施行するため FSMA に基づき制定された規則もしくは規制にいう顧客であって、EUWA に基づき国内法の一部を構成する規則（EU）600/2014 第 2(1)条第８号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは(ⅲ)EUWA に基づき国内法の一部を構成する規則（EU）2017／1129 第２条において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。

## ３【売出社債に関するその他の条件等】

売出社債に関するリスク要因

本社債への投資のリターンは、参照株式の相場の動向等により影響を受ける。かかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本社債の投資に適している。本社債への投資を予定する投資家は、本社債へ投資することが適当か否か判断する際に、主に以下のリスク要因を検討するべきである。ただし、以下の記載は本社債に含まれるすべてのリスクを網羅した完全な記載を意図したものではないことに注意を要する。

価格変動リスク

ノックイン事由が生じた場合、本社債の（満期）償還価格は、一定の算式に従って決定される。参照株式の相場の変動によっては投資元本を大きく割り込むことがある。本社債の途中売却価格は、金利動向や参照株式の相場の動向、その他の市場環境などの影響を受けて上下する。これにより投資元本を大きく割り込むことがある。

投資利回りリスク

本社債の満期償還金額が額面金額を下回る場合には、本社債の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る）可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の類似する社債が同一の発行会社から発行される可能性もある。

信用リスク

本社債には発行会社の信用状況の変化によるリスクがある。信用状況の変化は発行会社の経営状況もしくは財務状況の変化によって、またはこれに対する外部評価の変化によって、生じる。これにより、利払いまたは償還が当初の約束どおり行われない可能性があり、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（購入）しようとするとき、需要（供給）がないため、有価証券を希望する時期または価格で売却（購入）することが困難となるリスクである。そのため、本社債も売却希望時に直ちに売却換金することが困難な場合がある。万一途中売却される場合、発行会社の信用力または知名度や市場環境等によって売却価格が投資元本を下回ることがある。

途中売却価格に影響する要因

償還される日より前の本社債の価値および売却価格は、償還される日より前の本社債の価値および売却価格に複雑な影響を与える様々な要因に影響される。かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を有効に打ち消す可能性がある。償還される日より前の本社債の価値および売却価格は、最も有利な状況においても各本社債の当初の投資金額である額面金額を大きく上回らない可能性があることに注意する必要がある。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価値への影響を例示する。

① 参照株式の株価

一般的に、参照株式の株価の下落は本社債の価値に悪影響を及ぼすと予想され、また、参照株式の株価の上昇は、本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。しかし、本社債の価値および売却価格は、参照株式の株価が行使価格を大きく上回る場合においても、各本社債につき額面金額を大きく超えない可能性がある。本社債の満期償還日が近づくにつれ、本社債の価値は参照株式の株価の変動に非常に敏感に影響される可能性がある。

② 参照株式の株価の予想変動率

参照株式の株価の予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅および頻度の基準を表す。一般的に、参照株式の株価の予想変動率の上昇は本社債の価値に悪影響を与える。参照株式の株価の予想変動率の減少は本社債の価値に良い影響を与える。しかし、かかる影響の度合いは参照株式の株価や本社債の満期償還金額または早期償還の有無が決定される早期償還判定日までの期間等によって変動する。

③ 早期償還判定日または満期償還日までの残存期間

本社債の価格は早期償還判定日の前後で変動する場合が多く、早期償還判定日に早期償還されないことが決定した場合は本社債の価格が下落する傾向がある。

④　配当利回りと保有コスト

一般的に、参照株式の配当利回りの上昇または参照株式の保有コストの減少は、本社債の価値に悪影響を及ぼす。逆に、参照株式の配当利回りの下落または参照株式の保有コストの増加は、本社債の価値に良い影響を与える。

⑤　発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる評価は、標準的な格付機関から付与された格付により影響を受ける。発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値の減少を招く可能性がある。

本社債に影響を与える市場活動

発行会社、ＢＮＰパリバ証券株式会社その他発行会社の関連会社は、通常業務の一環として、自己勘定または顧客勘定で株式現物、先物およびオプションの取引を定期的に行うことができる。発行会社、ＢＮＰパリバ証券株式会社その他発行会社の関連会社は、一般に、多数の株式現物、先物またはオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポージャーおよびオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジ活動の中止は、市場における価格、したがって、本社債の価値に影響を与える可能性がある。

税務上の取扱い

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。下記「課税上の取扱い、(2) 日本国の租税」を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計顧問または税務顧問に相談する必要がある。

潜在的利益相反

計算代理人であるビー・エヌ・ピー・パリバ・アービトラージ・エスエヌシーは、発行会社の関連会社である。場合によっては、発行会社の関連会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。例えば、混乱事由発生日の有無に関する計算代理人の決定やその他の計算代理人の判断に関して、そのような場合が起こりうる。ビー・エヌ・ピー・パリバ・アービトラージ・エスエヌシーは、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

社債の要項の概要

１．利息

（ａ）各本社債は、2021 年 6 月 25 日（同日を含む。）から 2022 年 12 月 23 日（同日を含まない。）までの期間につきその額面金額に対し年 5.70 パーセントの利率による利息が発生し、額面金額 50 万円の各本社債につき、毎年 3 月 23 日、6 月 23 日、9 月 23 日および 12 月 23 日（以下「利払期日」という。）にそれぞれ 7,125 円が支払われる。ただし、2021 年 9 月 23 日の利払期日においては、2021 年 6 月 25 日（同日を含む。）から 2021 年 9 月 23 日（同日を含まない。）までの期間に関する利息として、額面金額 50 万円の各本社債につき、6,967 円が支払われる。

なお、利払期日が営業日でない場合には、当該利払期日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。なお、いかなる場合にも当該利払期日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。

「営業日」とは、ロンドンおよび東京において、商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつ欧州自動即時グロス決済システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System）（以下「TARGET2 システム」という。）が稼動している日をいう。

（ｂ）利息は、毎月 30 日の 12 ヶ月で構成される 1 年 360 日を基準として計算されるものとし、1 ヶ月に満たない期間は、同基準によって計算される実際に経過した日数によるものとする。ただし、1 円未満は四捨五入する。

（ｃ）利息は本要項第 3 項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。ただし、元本の支払が不当に留保または拒否された場合はこの限りでないものとし、かかる場合には、（ｉ）当該本社債に対して支払われるべき全額および／または交付されるべき資産が当該本社債の所持人またはその代理人により受領された日、ならびに（ⅱ）主支払代理人または当該資産を本社債権者に対し交付するために発行会社により任命された代理人が当該本社債の所持人に対し（本要項第 10 項に従い、または個別に）当該本社債に関して支払われるべき全額および／もしくは交付されるべき資産の受領を通知した日のいずれか早く到来した日まで（判決の前後を問わず）償還時に適用される利率による利息が引き続き発生する。

２．償還および買入れ

（ａ）参照株式の株価の水準による期限前償還

計算代理人がその単独の裁量により各早期償還判定日における株価終値が早期償還判定価格以上であると決定した場合（以下「早期償還事由」という。）、各本社債は、かかる早期償還事由の発生した各早期償還判定日の直後の利払期日（以下「早期償還日」という。）において、額面金額に早期償還日までの利息を付して早期償還される。

「参照株式」とは、株式会社ファーストリテイリングの普通株式（証券コード：9983）をいう。

「早期償還判定日」とは、2021 年 9 月 23 日（同日を含む。）から 2022 年 9 月 23 日（同日を含む。）までの各利払期日の 5 予定取引日前の日をいう。ただし、当該日が混乱事由発生日である場合には、下記「(b)最終償還、(E)混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

「株価終値」とは、計算代理人が決定する予定取引日における参照株式の公式な終値をいう。ただし、当該予定取引日が潜在的調整事由発生日または特別事由発生日である場合には、下記「(b)最終償還、(B)潜在的調整事由および特別事由」に記載の調整を受ける。

「早期償還判定価格」とは、参照株式につき、当初価格の 105 パーセントに相当する金額（小数第 3 位を四捨五入する。）をいう。

「当初価格」とは、当初価格決定日における株価終値をいう。

（注）売出人は、当初価格の確定後速やかに、本社債の申込みを行った投資家に対して、当初価格および早期償還判定価格を通知する。

「当初価格決定日」とは、2021 年 6 月 25 日をいう。ただし、当該日が混乱事由発生日である場合には、下記「(b)最終償還、(E)混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

「混乱事由発生日」とは、予定取引日のうち、本取引所が通常の取引時間内に取引のため開設されなかった日または市場混乱事由が発生した日をいう。

「市場混乱事由」とは、参照株式に関して、本取引所の予定取引終了時までの 1 時間の間に(ⅰ)計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により重大なものであると判断する取引混乱事由もしくは(ⅱ)計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により重大なものであると判断する取引所混乱事由が発生しもしくは存在し、または(ⅲ)取引早期終了事由が発生しもしくは存在することをいう。

計算代理人は、ある特定の日が混乱事由発生日に該当した場合は、本要項第 10 項に基づき実行可能な限り速やかに本社債権者に対してその発生を通知するものとする。

「取引混乱事由」とは、本取引所の値幅制限を超えて価格が変動したことまたはその他の理由により、本取引所における参照株式の取引につき、本取引所その他により取引が停止されまたは取引に制限が課されることをいう。

「取引所混乱事由」とは、市場参加者による本取引所における参照株式の取引または市場価値の把握の一般的な障害となると計算代理人が判断する事由（取引早期終了事由を除く。）をいう。

「取引早期終了事由」とは、取引所営業日において、本取引所における取引が予定取引終了時よりも前に終了することをいう。ただし、(ⅰ)当該取引所営業日における本取引所の通常取引が実際に終了した時点または(ⅱ)当該取引所営業日の予定取引終了時における執行のための本取引所のシステムにおける注文の最終受付時点のいずれか早い方の 1 時間以上前に、本取引所によりかかる早期終了が発表された場合には、この限りでない。

「予定取引終了時」とは、本取引所および予定取引日に関しては、かかる予定取引日における本取引所の平日の取引終了予定時刻（取引時間終了後の取引または通常の取引時間外に行われるその他の取引を考慮しない。）をいう。

「計算代理人」とは、ビー・エヌ・ピー・パリバ・アービトラージ・エスエヌシーをいう。

「本取引所」とは、東京証券取引所、その承継の取引所もしくは取引システムまたは参照株式の取引を暫定的に取り扱う代替の取引所もしくは取引システム（ただし、かかる暫定的な代替の取引所または取引システムが、当該参照株式について、本取引所と同程度の流動性を備えていると計算代理人が判断する場合に限る。）をいう。

「取引所営業日」とは、本取引所における取引がその予定取引終了時より前に終了するか否かにかかわらず、本取引所が、通常の取引のため開設する予定取引日をいう。

「予定取引日」とは、本取引所が、通常の取引のため開設する予定の日をいう。

（b）最終償還

（A）満期における償還

本書に記載の条件により満期償還日前に償還または買入消却されない限り、本社債は、以下の規定に従い、計算代理人により決定された金額（以下「満期償還金額」という。）で満期償還日に償還される。

（ⅰ）ノックイン事由が発生しなかった場合、本社債は、額面金額で償還されるものとする。

（ⅱ）ノックイン事由が発生した場合には、本社債は、以下の計算式に従って決定された金額（1 円未満を四捨五入する。）で償還されるものとする。ただし、かかる満期償還金額は、0 円以上 50 万円以下の金額とする。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終価格}}{\text{行使価格}}$$

「満期償還日」とは、2022 年 12 月 23 日をいい、当該日が営業日でない場合には、当該満期償還日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。

「ノックイン事由」とは、観測期間中のいずれかの日に、株価終値が、一度でもノックイン価格以下となったと計算代理人が決定した場合をいう。

「ノックイン価格」とは、当初価格の 70 パーセントに相当する金額（小数第 3 位を四捨五入する。）をいう。

（注）売出人は、当初価格の確定後速やかに、本社債の申込みを行った投資家に対して、当初価格およびノックイン価格を通知する。

「観測期間」とは、2021 年 6 月 25 日から満期償還日の 5 予定取引日前の日までの期間における各予定取引日をいう。

「最終価格」とは、最終評価日における株価終値をいう。

「最終評価日」とは、満期償還日の 5 予定取引日前の日をいう。ただし、当該日が混乱事由発生日である場合には、下記「(ｃ)調整事由、(E)混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

「行使価格」とは、当初価格の 100 パーセントに相当する金額をいう。

（B）潜在的調整事由および特別事由

（ｉ）潜在的調整事由

「潜在的調整事由」とは、以下のいずれかの事由をいう。

（1）参照株式の分割、併合もしくは種類変更（合併事由による場合を除く。）、または特別配当、資本組入れもしくは類似の発行による既存株主に対する参照株式の無償交付または株式配当。

（2）①参照株式、または②配当もしくは参照株式の発行会社の清算代り金につき当該参照株式の株主に対する支払と等価もしくはこれに比例して支払を受ける権利を付与するその他の株式資本もしくは有価証券、または③スピンオフもしくはその他類似の取引の結果、参照株式の発行会社が取得もしくは（直接的もしくは間接的に）保有する他の会社の株式資本もしくはその他の有価証券、または④その他の種類の有価証券、権利もしくはワラントもしくはその他の資産の参照株式の既存株主に対する分配、発行または配当。いずれの（現金またはその他の対価による）支払の場合も、支払は計算代理人により決定される市場価格を下回る場合とする。

（3）計算代理人により決定される特別配当。

（4）全額払込済でない参照株式に関する参照株式の発行会社による払込請求。

（5）参照株式の発行会社またはその子会社による参照株式の買戻し（利益または資本のいずれを原資とするか、およびその買戻しの対価が現金、有価証券その他であるかを問わない。）。

（6）参照株式の発行会社に関して、一定の事由が発生した場合に、計算代理人が決定する市場価値を下回る価格により優先株式、証書、ワラント、債務証書または新株予約権を発行することを定める敵対的買収防衛策としての株主ライツプランまたはその他の取決めに従い、参照株式の発行会社の普通株式またはその他の株式資本から株主権が分配または分離される結果となる事由。

（7）計算代理人の判断により、参照株式の理論的価値を希釈化または増大化する効果を有する可能性があるその他の事由。

「潜在的調整事由発生日」とは、計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定する潜在的調整事由が参照株式の発行会社により発表された日をいう。

参照株式の発行会社により潜在的調整事由の条件が発表された後、計算代理人は、誠実かつ商業的に合理的な方法により参照株式の理論的価値を希釈化または増大化する効果がその潜在的調整事由にあるかどうかを判断する。その場合、計算代理人は(ｉ)希釈化または増大化する効果を反映させるために適切であると誠実かつ商業的に合理的な方法により判断する参照株式および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対してなすべき相応の調整（もしあれば）を計算する（ただし、参照株式に関するボラティリティ、予想配当率、貸株料

率または流動性の変更に対応するためだけの調整は行われない。）ものとし、かつ(ⅱ)その調整の発効日を決定するものとする。計算代理人は、オプションの取引所において参照株式に関して取引されるオプションについて当該取引所が行う当該潜在的調整事由に関する調整を参照して、適切な調整を決定することができる（ただし、義務ではない。）。

計算代理人がこれらの調整を行う際、計算代理人は、本要項第 10 項に従い本社債権者に対し、参照株式および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対する調整を記載し、潜在的調整事由の概要および潜在的調整事由発生日を説明した通知を、実行可能な限り速やかに行うものとする。

（ⅱ）特別事由

（ア）上場廃止、破産、合併事由または国有化の発生は特別事由とみなされ、下記(イ)に記載の手続が実施される。

「上場廃止」とは、参照株式に関し、本取引所の規則に従い、かかる参照株式の本取引所における上場、取引または相場形成が何らかの理由（合併事由を除く。）で停止された（または停止される）ことおよびその後本取引所の管轄区域にある他の類似のいかなる証券取引所または取引システムにおいても上場、取引または相場形成が行われないことを本取引所が発表することをいう。

「破産」とは、参照株式の発行会社の自主的もしくは強制的な清算、倒産、破産、解散もしくは閉鎖、または参照株式の発行会社に影響する類似の手続により、(１)当該参照株式の発行会社のすべての株式を管財人、清算人またはその他の類似の公職者に対して譲渡することを要求される場合、または(２)参照株式の株主が法律上その保有する株式の譲渡を禁止される場合をいう。

「合併事由」とは、参照株式に関し、(１)すべての発行済の参照株式の他の法人もしくは個人への譲渡もしくは取消不能の譲渡約定を伴う参照株式の種類変更もしくは変更、(２)参照株式の発行会社と他の法人もしくは個人との新設合併、吸収合併もしくは拘束力のある株式交換（参照株式の発行会社が存続会社であり、参照株式の発行会社のすべての発行済株式の種類変更または変更を生じない新設合併、吸収合併もしくは拘束力のある株式交換の場合を除く。）、(３)参照株式の発行会社の株式（他の法人もしくは個人により所有もしくは支配されている株式を除く。）の譲渡もしくは取消不能の譲渡約定を伴う他の法人もしくは個人による買入れもしくはその他の方法による参照株式の発行会社の発行済株式の 100 パーセントを取得するための買収の申し出、公開買付、エクスチェンジ・オファー、勧誘、提案もしくはその他の事由、または(４)参照株式の発行会社もしくはその子会社と他の法人との新設合併、吸収合併または拘束力のある株式交換で、参照株式の発行会社が存続会社であり、参照株式の発行会社のすべての発行済株式の種類変更または変更を生じず、かかる事由の直前の発行済株式（当該他の法人により所有または支配されている株式を除く。）の数が、かかる事由の直後の発行済株式の数の 50 パーセント未満となる新設合併、吸収合併または拘

束力のある株式交換を意味し、いずれの場合も関連する特別事由発生日が満期償還日以前となる場合に限るものとする。

「特別事由発生日」とは、特別事由が発生したと計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定した日をいう。

「国有化」とは、参照株式の発行会社のすべての株式または参照株式の発行会社のすべての資産もしくは実質的にすべての資産を、国有化、収用またはその他の方法で政府関係機関、政府当局、政府関係法人もしくはその補助機関に譲渡することをいう。

（イ）特別事由発生時の手続

参照株式に関して、特別事由が生じた場合は、発行会社は、以下の（1）、（2）または（3）に記載する手続を行うことができる。

（1）関連する特別事由を反映させるために適切であると判断する参照株式および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対してなすべき適切な調整（もしあれば）を、計算代理人に誠実かつ商業的に合理的な方法により決定させ、かつ、その調整の発効日を決定させる。適切な調整には、参照株式または本社債に関するボラティリティ、予想配当率、貸株料率もしくは流動性の変更に対応するための調整が含まれることがあるが、これらに限られない。計算代理人は、オプションの取引所において参照株式に関して取引されるオプションについて当該取引所が行う関連する特別事由に関する調整を参照して、適切な調整を決定することができる（ただし、義務ではない。）。

（2）本要項第 10 項に従い本社債権者に対する通知を行ったうえ、本社債の全部（一部のみは不可。）を、関連する特別事由を考慮した各本社債の公正市場価格から、関連の原資となるヘッジ取引の解消のため発行会社またはその関連会社に生じた費用を差し引いた額（これらはすべて計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定するものとする。）に相当する金額で償還する。かかる償還金額の支払は、本要項第 10 項に従って本社債権者に対して通知された方法によるものとする。

（3）発行会社が単独の裁量により選択する取引所または取引システム（以下「オプション取引所」という。）において取引される参照株式に関するオプションの決済条件の調整後、参照株式および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対してなすべき相応の調整を計算代理人に行わせる（かかる調整は、オプション取引所による相応の調整の発効日として計算代理人が決定する日において、効力が発生するものとする。）。オプション取引所において参照株式に関するオプションが取引されない場合には、オプションがオプション取引所において取引された場合にオプション取引所による調整が行われると計算代理人が判断する関連する特別事由を考慮するために、計算代理人は、誠実かつ商業的に合理的な方法により、オプション取引所が設定する規則および先例（もしあれば）を参照して、参照株式および／もし

くはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対してなすべき適切な調整（もしあれば）を行うものとする。

「関連会社」とは、ある法人（以下「当該法人」という。）により直接的もしくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的もしくは間接的に支配している法人または当該法人と直接的もしくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。

（ⅲ）株式の発行会社に関して、関連性がなく、本(イ)に従うと異なる結果が導かれる複数の特別事由が生じたと計算代理人が決定した場合は、計算代理人は、かかる特別事由および手続のいずれが適用されるかを、誠実かつ商業的に合理的な方法により決定するものとする。

（ⅳ）特別事由が生じ、上記の規定に基づく調整が必要と計算代理人が判断した場合、計算代理人は、発行会社に対して、実行可能な限り速やかにこれを通知し、また、本要項第 10 項に従って、それぞれの場合に応じ、特別事由の発生およびその詳細ならびにかかる特別事由の発生に伴いとるべき行動を本社債権者に対して実行可能な限り速やかに通知するものとする。

（C）株価の訂正

満期償還日の 3 営業日前の日より後に訂正が公表された場合を除き、ある特定の日に公表され、最終償還額を決定するために計算代理人が使用する株価が同日より後に訂正され、株価が当初公表された日から参照株式の株価の訂正期間に相当する日数以内にかかる訂正が本取引所により公表された場合、訂正された当該株価を計算代理人が使用する株価とする。満期償還日の 3 営業日前の日より後に公表された訂正については、最終償還額の決定において、計算代理人によりなかったものとしてみなされる。

「参照株式の株価の訂正期間」とは、1 決済周期をいう。

「決済周期」とは、参照株式に関して、本取引所において、かかる本取引所の規則に従った決済に通常要する決済機関営業日の日数をいう。

「決済機関」とは、参照株式の取引の決済に通常使用される主要な国内の決済機関をいう。

「決済機関営業日」とは、決済機関が決済指示の受領および実行のために開業している日（または決済機関が参照株式の譲渡の決済を行うことができない結果を招く事象がなければ開業していたであろう日）をいう。

（D）追加混乱事由

（ⅰ）追加混乱事由が発生した場合、発行会社は、下記(1)または(2)の行為を行うことができる。

（1）計算代理人に対して、誠実かつ商業的に合理的な方法により、追加混乱事由の発生に対応するための参照株式および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件の適切な調整ならびにかかる調整の発効日の決定を行うように要求する。

（２）本要項第 10 項に従って本社債権者に対する通知を行うことにより、本社債を償還する。本社債が償還された場合、発行会社は、各本社債権者に対して、追加混乱事由を考慮した本社債の公正市場価格から発行会社または発行会社の関連会社が負担するヘッジ取引に係る費用を差し引いた金額（計算代理人により誠実かつ商業的に合理的な方法により決定される。）を支払うものとする。かかる支払は、本要項第 10 項に従って本社債権者に対して通知された方法によるものとする。

（ⅱ）追加混乱事由が発生し、上記の規定に基づく調整が必要と計算代理人が判断した場合、計算代理人は、発行会社に対して、実行可能な限り速やかにこれを通知し、また、本要項第 10 項に従って、追加混乱事由の発生およびその詳細ならびにかかる追加混乱事由の発生に伴いとるべき行動を本社債権者に対して実行可能な限り速やかに通知するものとする。

「追加混乱事由」とは、法令変更およびヘッジ混乱事由をいう。

「法令変更」とは、発行日以後に、(A)適用ある法令の採択もしくは変更（税法、支払能力もしくは資本の要件を含むが、これらに限られない。）により、または(B)適用ある法令の公布もしくは管轄権を有する裁判所、裁決機関もしくは規制当局による適用ある法令の解釈の変更（税務当局または金融当局による措置を含む。）により、もしくは複数回発生する場合はこれらの相乗効果により、発行会社が誠実かつ商業的に合理的な方法により以下のとおり決定することをいう。

（ａ）発行会社またはその関連会社による参照株式に関連するヘッジポジションの保有、取得または処分が違法となったこと。

（ｂ）発行会社またはその関連会社が、発行済みの本社債についてまたは参照株式に関連するヘッジポジションの保有、取得もしくは処分において、費用の著しい増加（租税、支払能力、規制または資本の要件に関連する費用を含むが、これらに限られない。）を被ることとなること。

「ヘッジ混乱事由」とは、発行会社および／またはその関連会社が、商業的に合理的な努力を行ったにもかかわらず、(A)発行会社が本社債を発行し本社債に関する義務を履行するにあたっての株価リスクもしくはその他の価格リスク（通貨リスクを含むが、これに限られない。）をヘッジするために必要とみなす取引、資産もしくは先物取引もしくはオプション取引の取得、設定、再設定、代替、維持、解消もしくは処分を行うことができないこと、または(B)かかる取引、資産もしくは先物取引もしくはオプション取引による収益もしくは参照株式に関連するヘッジポジションによる収益の自由な実現、回収、送金、受領、本国送金もしくは移転を行うことができないことをいう。

（Ｅ）混乱事由発生による調整

評価日が混乱事由発生日に該当した場合には、混乱事由発生日でなければ評価日となるはずであった日の直後の 2 連続予定取引日の各日が混乱事由発生日である場合を除き、混乱事由発生日に該当した日の直後に最初に到来する混乱事由発生日に該当しない予定取引日が評価日になるものとする。混乱事由発生日でなければ評価日となるはずであった日の直後の 2 連続予定取引日の各日が混乱事由発生日である場合、(ｉ)連続する予定取引日の最終日が混乱事由発生日であるにもかかわらず、かかる

最終日が評価日であるとみなされ、また、(ⅱ)計算代理人は、かかる連続する予定取引日の最終日の評価時刻における誠実に推定される株価終値を用いて、株価終値を決定するものとする。

「評価日」とは、当初価格決定日、早期償還判定日および最終評価日をいう。

「評価時刻」とは、予定取引終了時をいう。

(c) 税務上の理由による償還

(A) 発行会社がフランスまたはその当局もしくはその領域内の法律もしくは規則の変更または公的解釈もしくは適用の変更の結果、本要項第5項に定める追加額を支払うことを要求される場合は、発行会社は、その選択により、(本要項第10項に従い)本社債権者に対し30日以上45日前までに通知することにより(ただし、この通知は取消不能とする。)、期限前償還金額(以下に定義される。)に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部(一部のみは不可。)を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が当該税金を源泉徴収することなく支払を行うことのできる直近の日よりも前であってはならない。

(B) 本要項第5項に定める発行会社による追加額支払の約束にかかわらず、本社債に関する支払期日において、フランス法により発行会社がかかる支払を行うことが許容されない場合には、発行会社は、主支払代理人に事前に通知し、また、(本要項第10項に従い)本社債権者に対し7日以上45日前までに通知することにより、期限前償還金額に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部(一部のみは不可。)を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が本社債に関して支払われるべき額の全額を支払うことができる直近の日よりも前であってはならず、また、かかる直近の日が既に経過している場合には、その日より後のできる限り早い日でなければならない。

(d) 期限前償還

上記(c)、下記(g)および本要項第6項において、各本社債は、計算代理人が本社債の公正市場価格から関連費用を控除して決定する金額(以下「期限前償還金額」という。)に償還の日として定められた日または(場合により)本社債が支払われるべきものとなった日(いずれも同日を含まない。)までの利息を付して償還されるものとする。

1年未満の期間につきこのような計算が行われる場合には、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1ヶ月に満たない期間は、実際に経過した日数によるものとする。

(e) 買入れ

発行会社は、いつでも、公開市場またはその他においていかなる価格にても本社債(ならびにそれに付された期日未到来の利札)を買入れることができる。

発行会社は、買入れた本社債を、適用ある法律および規則に従い保有および再販売するか、または消却することができる。

（ｆ）消却

償還されたすべての本社債または消却することを前提に発行会社により買入れられたすべての本社債（および確定社債券の場合は、それとともに呈示されたすべての期日未到来の利札）は直ちに消却されるものとし、その後は再発行または再販売されないものとする。

（ｇ）アドミニストレーター・ベンチマーク事由による償還および調整

アドミニストレーター・ベンチマーク事由が発生した場合、発行会社は、その選択により、以下のいずれかの措置をとることができる。

（ｉ）かかる事由または状況に対処するために適切であると発行会社が判断する本要項の条項の調整を行うよう計算代理人に対して指示する。かかる調整は、(ア)1 つもしくは複数の条項の変更により行われるかまたは 1 日もしくは数日にわたって行われ、(イ)本社債に関するヘッジ取引に係る関連する事由または状況に関する調整を参照して決定され、(ウ)代替のベンチマークの選択、ならびに（該当する場合）かかる代替のベンチマークに関するエクスポージャーによる発行会社の増加費用の反映等のための本要項の条項の調整および代替のベンチマークが複数の場合のベンチマーク間のエクスポージャーの配分規定の制定を含むことがある。

（ⅱ）本要項第 10 項に従い、本社債権者に対し 10 日以上 30 日前までに通知することにより（ただし、この通知は取消不能とする。）、かかる通知期間の経過をもって、期限前償還金額に償還の日として定められた日または（場合により）かかる本社債が支払われるべきものとなった日（いずれも同日を含まない。）までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還する。

疑義を避けるため、上記は、本要項の他の条項に影響を及ぼすことなく追加されるものである。（ｉ）他の条項によればアドミニストレーター・ベンチマーク事由の対象となる事由もしくは事象に関連して他の結果が適用され得る場合、または（ⅱ）他の条項が本項（ｇ）の条項と矛盾する場合には、発行会社は、その単独の絶対的な裁量により、いずれの条項が適用されるかを決定するものとする。

本項（ｇ）において、以下の用語は以下の意味を有するものとする。

「アドミニストレーター・ベンチマーク事由」とは、計算代理人により決定される以下のいずれかの事由をいう。

（ｘ）ベンチマーク修正・中止事由が発生することまたは発生する予定であること。

（ｙ）当該ベンチマークもしくは当該ベンチマークのアドミニストレーターもしくはスポンサーに関する許可、登録、認証、承認、同等の決定、認可もしくは公的登録簿への登録が得られないかもしくは得られる予定がなく、または管轄権を有する関連当局またはその他の関連する公的組織によりこれらが却下、拒絶、停止もしくは撤回されるかもしくは却下、拒絶、停止もしくは撤回される予定であり、その結果、発行会社、主支払代理人もしくは計算代理人またはその他の法人が、本社債に関するそれぞれの義務を履行するために適用ある法律または規則に基づき当該ベンチマークを使用することができなくなることまたはできなくなる予定であること。

（ｚ）適用ある許認可における制約または許認可の取得もしくは維持に係る費用が増加した結果（発行会社、計算代理人もしくは主支払代理人またはその他の法人が、本社債を発行するかまたは本社債に関する義務を履行するために有効な許認可を保有することを要求される場合において、何らかの理由でかかる許認可が取得もしくは更新されないかもしくは取消されるか、またはかかる許認可の取得もしくは更新にかかる費用に大幅な変更があった場合を含むが、これらに限られない。）、発行会社、主支払代理人もしくは計算代理人にとって、本社債に関する当該ベンチマークの使用を継続することが商業的に合理的ではなくなること、または発行会社もしくは計算代理人の費用が増加するかもしくは増加する予定であること。

「ベンチマーク」とは、BMR においてベンチマークとして定義されている数値、価値、水準またはレートであって、本社債に基づき支払われもしくは交付される金額または本社債の価値の全部もしくは一部がかかる数値、価値、水準またはレートを参照して決定されるものとして計算代理人により決定される数値、価値、水準またはレートをいう。

「ベンチマーク修正・中止事由」とは、ベンチマークに関して以下のいずれかの事由が発生したかまたは発生する予定であることをいう。

（ｉ）当該ベンチマークに重大な変更がなされること。

（ⅱ）当該ベンチマークの提供が、永久または無期限に停止または中止されること。

「BMR」とは、欧州連合ベンチマーク規制（規則（EU）2016/1011、その後の改正を含む。）をいう。

３．支払

確定社債券に関する元本および（もしあれば）利息の支払は（以下の規定に従い）当該本社債券または（場合により）利札の支払代理人の所定の事務所への呈示または提出に対して行われるものとする。本社債に関するすべての利息および元本の支払は、米国（本要項において、この用語はアメリカ合衆国（州およびコロンビア地区およびその領地）を意味する。）外における当該本社債または利札の呈示または提出に対してのみ行われる。本社債に関する支払は、米国内の住所への郵便または米国内の所持人の維持する口座への送金の方法では行われない。

確定社債券に関する支払は（以下の規定に従い）所持人を受取人とする指定通貨の小切手、または所持人の選択により、および主支払代理人への 15 日前の通知により、支払受領者が指定通貨の国の主要金融センターにおける銀行に保有する指定通貨の口座への送金により行われる。

元本、利息等の支払をなすべき日の 2 営業日前に、当該日における指定通貨での支払を違法または不可能とする事由が生じていると計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定した場合には、発行会社は、本社債権者に対し可能な限り速やかに通知した上で、指定通貨による支払の延期または米ドルでの支払を行う。

包括社債券により表章される本社債に関する元本および（もしあれば）利息の支払は、上記に特定した方法、およびその他当該包括社債券に特定される方法にて、当該包括社債券の米国外の支払代理人の所定

の事務所への呈示または（場合により）提出に対して行われる。当該包括社債券に対してなされた各支払の元本の支払と利息の支払を区別した記録は、支払のために当該包括社債券の呈示を受けた支払代理人により、当該包括社債券に対して記録され、その記録は当該支払がなされたことの一応の証拠となるものとする。

該当する包括社債券の所持人は、その包括社債券により表章される本社債に関して支払を受領する権利を有する唯一の者であり、発行会社は、当該包括社債券の所持人またはその指定する者への支払により、支払われた各金額につき支払義務を免れる。本社債の特定の額面金額の所持人として、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿に記載されている者は、それぞれの場合に応じ、発行会社から当該包括社債券の所持人またはその指定する者に対し支払われた各支払の各自の割当分について、専らユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ請求しなければならない。当該包括社債券の所持人以外のいかなる者も、その包括社債券に対して行われるべき支払に関して発行会社に対しいかなる請求権も有しないものとする。

本社債券の償還される日において、これらの本社債券に関連するすべての期日未到来の利札は（添付の有無を問わず）無効となり、これらに関して支払はなされない。本社債券がそれらに付されたすべての期日未到来の利札を添えることなく償還のため呈示された場合は、これらの本社債券に関連して支払われるすべての金員の支払は、発行会社の補償の提供と引換えにのみ行われるものとする。

いずれかの本社債券または利札に関する金員の支払期日が、支払日でない場合は、これらの所持人はその直後の支払日まで、支払われるべき金員の支払を受ける権利を有しないものとし、その遅延に関してはいかなる利息その他の金員の支払を受ける権利も有しないものとする。

本要項において、「支払日」とは、該当する呈示の場所ならびにロンドンおよび東京において、（本要項第 7 項に従うことを条件として）商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつ TARGET2 システムが稼動している日を意味する。

当初の主支払代理人およびその他の当初の支払代理人の名称およびこれらの所定事務所は以下に記載するとおりである。

**主支払代理人**

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービシズ、ルクセンブルク支店

（BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch）

ルクセンブルク、ルクセンブルク市 1855、J・F・ケネディ通り 60

（60, avenue J.F. Kennedy, 1855 Luxembourg, Luxembourg）

**その他の支払代理人**

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービシズ

(BNP Paribas Securities Services)

フランス、パンタン 93500、デバルカデール通り 9 番地、レ・グラン・ムーラン・ド・パンタン

(Les Grands Moulins de Pantin, 9, rue du Débarcadère, 93500 Pantin, France)

発行会社は、支払代理人のいずれも随時変更または解任し、追加のまたは別の支払代理人を任命し、および／またはいずれかの支払代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有するものとするが、以下を条件とする。

（ｉ）常に主支払代理人および登録機関が存在すること。

（ⅱ）発行会社の属する法域以外のヨーロッパ大陸内の法域に常に支払代理人が存在すること。

いかなる変更、解任、任命または所定の事務所の変更も 30 日以上 45 日以内の事前通知が本要項第 10 項に従い本社債権者に対して行われた後にのみ効力を生ずるものとする（ただし、支払不能の場合を除くものとし、その場合は直ちに効力を生ずる。）。

本社債に関する支払は、常に(ｉ)支払場所において適用される（本要項第 5 項の規定に影響しない）財務またはその他の法律および規則、(ⅱ)1986 年米国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第 871 条(m)に従い要求される源泉徴収または控除ならびに(ⅲ)内国歳入法第 1471 条(b)に記載の契約に従い要求されるか、または内国歳入法第 1471 条から第 1474 条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する（本要項第 5 項の規定に影響しない）法律に従って課される源泉徴収または控除に従うものとする。

米国の有価証券または米国の有価証券を含む指数を参照する本社債に関する支払は、70 パーセントの割合で再投資される米国の有価証券に係る配当を参照して計算することができる。かかる場合には、支払金額の計算において、かかる米国の有価証券に関する配当同等物（内国歳入法第 871 条(m)において定義される。）の 30 パーセントについて、発行会社が源泉徴収し、本社債権者が受領したとみなすことができるものとする。発行会社は、源泉徴収したものとみなされた第 871 条(m)の金額について、本社債権者に対していかなる金額も支払わない。

４．本社債の地位

本社債は上位優先債務であり、本社債および（該当する場合は）関連する利札は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ上位の債務であり、現在および将来も常に以下の優先順位となる。

（ａ）相互間で、また他の上位優先債務との間において、同順位である。

（ｂ）非上位優先債務に優先する。

（ｃ）他の例外的に優先権を与えられる現在および将来の請求権に係る債務に劣後する。

適用ある法律に従い、発行会社の任意清算もしくは裁判上の清算（*liquidation amiable ou liquidation judiciaire*）、破産手続または発行会社に影響を及ぼすその他の類似の手続が行われた場合、本社債に基づく本社債権者の支払を受ける権利に係る債務は、（ⅰ）他の例外的に優先権を与えられる現在および将来の請求権に係る債務に劣後し、また、（ⅱ）非上位優先債務に優先する。

「上位優先債務」とは、フランス通貨金融法典のL.613-30-3–I-3条に記載される債務の範囲に含まれるかまたは含まれるものと表示される発行会社のすべての優先債務（本社債を含む。）または発行会社により発行されるその他の証券をいう。

「非上位優先債務」とは、フランス通貨金融法典のL.613-30-3–I-4条に記載される債務の範囲に含まれるかまたは含まれるものと表示される発行会社のすべての優先（*chirographaires*）債務（非上位優先社債を含む。）または発行会社により発行されるその他の証券をいう。

５．課税

（ａ）源泉徴収税

発行会社またはその代理人により行われる本社債または利札に関する元本、利息およびその他の収益の支払は、フランスもしくは課税権限を有するその行政区域もしくは当局によりまたはこれらのために課され、徴収され、回収され、源泉徴収されまたは請求されることのある一切の租税、賦課金または公租公課を控除または源泉徴収することなく行われるものとする。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

（ｂ）追加額

課税管轄によりまたは課税管轄のために何らかの控除または源泉徴収を行うことが要求される場合、発行会社は、法律により許容される限りにおいて、かかる源泉徴収または控除が要求されなかったならば本来本社債権者または（場合により）利札所持人が受領したであろう金額を受領することができるよう必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は、以下の支払に関して呈示された本社債または（場合により）利札に関しては支払われないものとする。

（ⅰ）その他の関連性がある場合

本社債または利札を所持しているという理由のみ以外に、課税管轄と何らかの関連があるとの理由で当該本社債または利札に関して公租公課を支払うべきである本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

（ⅱ）関連日から30日を経過した日より後に呈示された場合

関連日から30日を経過した日より後に呈示された場合。ただし、本社債権者または（場合により）利札所持人が関連日から30日目の日（かかる30日目の日が支払日であった場合）に本社債または利札を呈示すれば追加額の支払を受ける権利を有していたであろう場合は、この限りではない。

本項において、「課税管轄」とは、フランスまたは課税権限を有するその行政区域もしくは当局をいう。

本項において、本社債または利札に関する「関連日」とは、当該本社債または利札に関して、最初に支払期日の到来した日もしくは（支払われるべき金員が不当に留保もしくは拒否された場合）未払金額の全額が支払われた日、または社債券の発行された本社債の場合（他の日より早く到来する場合には）本社債権者に対し、本要項に従い本社債または利札が支払のためにさらに呈示された場合にはかかる支払がなされる旨（ただし、かかる支払が実際に行われた場合に限る。）が正式に通知された日から 7 日を経過した日をいう。

本要項における元本および／または利息への言及は、本項に基づき支払われる追加額への言及を含むとみなされる。

疑義を避けるため、本社債に関する元本の支払に関して発行会社により支払われるべき追加額はないものとする。

（ｃ）フランスの非居住者である証明書

各本社債権者は、適用あるフランス税法の規定に従って、（支払代理人の所定の事務所で入手可能な様式によるまたはフランスの税務当局が随時指定するその他の様式による）フランスの非居住者である旨の証明書を提出するものとする。

６．債務不履行事由

本社債権者は、以下の事由が生じた場合（以下「債務不履行事由」という。）には、発行会社および主支払代理人に対し、本社債は、その期限前償還金額にて直ちに支払われるべき旨書面にて通知することができる。

（ａ）発行会社が、本社債またはその一部に関して支払うべき金員を支払期日に支払わず、当該支払期日から 30 日を経過してもなおその支払が行われない場合。

（ｂ）発行会社が、本社債に基づくその他の義務を履行または遵守せず、本社債権者がかかる不履行につき主支払代理人に対して通知した後 45 日経過してもなおかかる不履行が治癒されない場合。

（ｃ）発行会社が、支払を停止し、もしくは発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）もしくはその事業の全部の譲渡（*cession totale de l'entreprise*）を命じる判決が下された場合、もしくは発行会社が同様の手続の対象となった場合、法的手続をとることなく発行会社がその債権者のための移転、譲渡もしくはその他の取決めを行ったり、債権者との和議手続を行った場合、または発行会社により清算もしくは解散の決議がなされた場合。ただし、かかる手続が合併その他の組織再編成に関連して行われ、これにより発行会社のすべての資産が発行会社の活動を承継する別の法人に譲渡され、発行会社のすべての債務および負債（本社債を含む。）が当該法人によって引受けられる場合を除く。

７．時効

本社債に関する元本の支払に係る請求は、その支払期日より 10 年を経過した時に時効により無効となり、（もしあれば）本社債に関する利息の支払に係る請求は、その支払期日より 5 年を経過した時に時効により無効となるものとする。

８．本社債券および利札の代り券の発行

本社債券（包括社債券を含む。）または利札が毀損、摩損、盗難、破損もしくは紛失した場合、代り券の発行に関連して発生する費用をその請求者が支払ったときは、発行会社が要求する証拠および補償の条件に従い、主支払代理人の所定の事務所にて代り券を発行することができる。毀損または摩損した本社債券または利札については代り券が発行される前に提出することを要する。本社債券または利札の消却および代り券の発行は、適用ある法律により要求される手続を遵守して行われるものとする。

９．追加発行

発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、随時、本社債と同一の条件を有するか、または発行日、発行価格、最初の利息の金額および支払日ならびに／もしくは利息が発生する日を除くすべての点において同一の条件を有し、本社債と統合されて単一のシリーズを構成する社債を追加して発行することができるものとする。フランス法の下で、これらの追加社債は、その追加社債の条件として定められた場合、本社債と統合（*assimilables*）されるものとする。

10．公告

本社債に関するすべての公告は、ヨーロッパにて一般に発行されている主要な英字の日刊新聞（ファイナンシャル・タイムズであることが予定されている。）において一度掲載された場合に有効となる。当該公告は、その掲載日に行われたものとみなされ、または複数回もしくは異なる期日に掲載された場合は、その最初の掲載日に行われたものとみなされる。利札所持人は、すべての目的で、本要項に従い本シリーズの本社債権者に対して行われた公告の内容を通知されたものとみなされる。

確定社債券が発行される時までは、本シリーズのすべての包括社債券（上場の有無を問わない。）の全部がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管されている限り、当該シリーズに関してのみ、本項に記載する公告に代えて、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対し、これらが本社債権者に対して連絡するよう通知を交付することができる。これらの通知は、当該通知がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付された日の２日後に本社債権者に対して行われたものとみなされる。

いずれの本社債権者による通知も、関連する本社債券とともに、書面による通知を主支払代理人に預託することにより行われるものとする。本社債が包括社債券により表章されている間は、本社債権者による通知は、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて主支払代理人に対し、主支払代理人およびユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクが承認する方法によって行われるものとする。

（通知の方法を問わず）本社債権者に対するすべての通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対しても書面にて交付されるものとする。

11. 社債権者集会、変更および放棄

代理人契約には、本社債、利札または代理人契約の条項を変更する特別決議による承認を含めて、本社債権者の利益に影響する事項を考慮するための社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者集会は、発行会社または本社債の未償還額面総額の 5 パーセント以上を保有する本社債権者により招集することができる。社債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本社債の未償還額面総額の 50 パーセント以上を所持または代表する 1 名以上の者、またはその延会においては額面総額の割合を問わずそのように所持または代表する 1 名以上の者であるものとする。ただし、本社債または利札の条項の変更（本社債の満期償還日もしくは利払期日、本社債に関して支払われるべき元本額もしくは利息の利率の引下げもしくは消却、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。）がその議題に含まれる会議においては、特別決議の可決に必要な定足数は、本社債の未償還額面総額の 3 分の 2、またはその延会においては 3 分の 1 を所持または代表する 1 名以上の者であるものとする。代理人契約には、（ｉ）代理人契約に従い適式に招集され開催された社債権者集会において、4 分の 3 以上の多数により可決された決議、（ⅱ）本社債のその時点での未償還額面総額の 90 パーセント以上を保有する者によりもしくはかかる者のために署名された書面による決議、または（ⅲ）本社債のその時点での未償還額面総額の 4 分の 3 以上を保有する者によりもしくはかかる者のために決済システムを通じて付与される電子的承認（主支払代理人の満足する様式による。）の方法による承認は、いずれの場合も本社債権者による特別決議として効力を有すると規定されている。本社債権者によって可決された特別決議は、社債権者集会に出席したかどうかまたは議決権を行使したかどうかを問わず、すべての本社債権者および利札所持人を拘束するものとする。また、特別決議は、本社債の額面総額の 90 パーセント以上を保有する本社債権者により署名された場合には、書面により可決することができるものとする。

主支払代理人および発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、以下の事項につき合意することができる。

本社債権者の利益を著しく侵害しないものである本社債、利札または代理人契約の変更。

形式的、軽微もしくは技術的性格であるか、瑕疵のある規定を是正、訂正もしくは補足するか、明白な誤謬もしくは疑う余地のない誤謬を是正、訂正もしくは補足するために行う、または発行会社が設立された法域における法律の強行規定を遵守するための本社債、利札または代理人契約の変更。

これらの変更は、本社債権者および利札所持人に対し拘束力を有するものであり、これらの変更は、その後実施可能な限り速やかに、本要項第 10 項に従って本社債権者に対して通知されるものとする。

疑義を避けるため、本項は、本要項第 2 項（ｃ）および本要項第 2 項（ｇ）の規定に服するものとする。

12. 代理人

代理人契約に基づく行為において、代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札所持人に対しいかなる義務をも負わず、またはこれらとの代理もしくは信託関係も引き受けるものではない。ただし、（発行会社が本社債権者および利札所持人に対して本社債またはそれに対する利息の支払

を行う義務に影響することなく）本要項第 7 項に基づく時効の期間の満了まで、主支払代理人により本社債の元本もしくはそれに対する利息の支払のために受領された資金を主支払代理人が本社債権者および／または利札所持人のために信託として保管することを除く。発行会社は、代理人契約に基づき発行会社に対して課される義務を履行し遵守することに合意する。代理人契約には、支払代理人の補償および一定の状況における責任の免除に関する条項が含まれ、これらのいずれも、発行会社およびその子会社と取引を行う権利を有し、本社債権者または利札所持人に対してかかる取引の結果生ずる利益につき説明する責任を負うものではない。

13. 1999 年契約（第三者の権利）法

本社債は、本社債の条項を執行するための 1999 年契約（第三者の権利）法に基づくいかなる権利も付与するものではないが、これは同法とは別に存在しまたは行使可能な第三者の権利または救済には影響するものではない。

14. 準拠法および管轄裁判所

（a）準拠法

代理人契約、約款、本社債および利札ならびに代理人契約、約款、本社債よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（b）管轄裁判所

本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して（直接的または間接的に）生じるすべての紛争（本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務に関する紛争を含む。）（以下「紛争」という。）の解決には英国の裁判所が専属的管轄権を有し、発行会社は英国の裁判所の専属的管轄権を受け入れるものとし、各本社債権者は（本社債の取得により）英国の裁判所の専属的管轄権を受け入れたものとみなされる。本項において、発行会社は、紛争が不都合または不適切な裁判所に提起されたとの英国の裁判所に対する主張を放棄し、各本社債権者は（本社債の取得により）かかる主張を放棄したものとみなされる。

（c）送達代理人の任命

発行会社は、送達代理人として、現在ロンドン市 NW1 6AA、ヘアウッド・アヴェニュー10（10 Harewood Avenue, London NW1 6AA）に所在するビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店（BNP Paribas, London branch）（Loan Administration Department 気付）を任命し、またビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店が代理人でなくなった場合、または英国における登録を喪失した場合には、いかなる訴訟手続に関しても英国における送達代理人として別の者を任命し、本要項第 10 項に従い直ちに本社債権者に対して通知することを約束する。本項の内容は、法律により許容される他のいかなる方法による送達手続の権利にも影響を及ぼさないものとする。

15. 包括社債券

本社債は、当初は無記名式包括仮社債券（以下「無記名式包括仮社債券」という。）の様式にて発行され、それはユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関に対し、本社債の当初発行日と同日またはそれ以前に交付されるものである。本社債が無記名式包括仮社債券により表章されている間は、交換日（以下に定義される。）以前に行われるべき元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、当該社債券における利益の実質的所有者が米国人でないまたは米国人に対する売却のために本社債を買入れた者でない旨の証明書（規定される様式に従う。）が、米国財務省規則に基づき、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付されており、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクが、（受領した当該証明書に基づく）類似証明書を主支払代理人に対して交付している場合に限り、無記名式包括仮社債券の呈示に対して行われる。

無記名式包括仮社債券が発行された後 40 日目以降の日（以下「交換日」という。）に、その無記名式包括仮社債券の利益は、当該社債券に記載されるとおり、請求に応じて、無記名式包括仮社債券における利益の実質的所有者が米国人でない旨の証明書の交付と引換えに無記名式恒久包括社債券（以下「無記名式恒久包括社債券」という。）における利益と交換することができる。

無記名式恒久包括社債券に対する元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、何ら証明書の必要なく無記名式恒久包括社債券の（それぞれの場合に応じ）呈示または提出に対してユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて行われる。

無記名式恒久包括社債券は、交換事由が発生した場合に、（無償にて）全部（一部は不可。）につき、相当する場合は利札を付して、無記名式確定社債券に交換される。ここにおいて、「交換事由」とは(ⅰ)債務不履行事由（本要項第 6 項に定義される。）が発生し継続した場合、(ⅱ)ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの双方が連続する 14 日間以上営業を行っていない（法定またはその他の休日による場合を除く。）、または事業を永久に停止する意図を発表しもしくは実際に事業を停止し、かつ、承継する決済制度が利用可能でないとの通知を発行会社が受けた場合、または(ⅲ)無記名式恒久包括社債券により表章される本社債券が確定様式であれば生じなかったような税務上の悪影響を受けた場合を意味する。発行会社は、交換事由が発生した場合は本要項第 10 項に従い速やかに本社債権者に対して通知するものとする。交換事由が発生した場合、（当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクは、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができ、上記(ⅲ)に記載する交換事由の発生の場合は、発行会社もまた、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができる。これらの交換は、主支払代理人が最初の適切な通知を受領した日から 45 日以内に行われるものとする。

無記名式恒久包括社債券が無記名式確定社債券に交換される場合、かかる無記名式確定社債券は、最低指定券面額でのみ発行されるものとする。決済制度に基づき、指定券面額の整数倍でない金額の本社債を

保有する本社債権者は、交換日までに、保有する本社債が指定券面額の整数倍となるよう、本社債を購入または売却する必要性が生じる可能性がある。

本社債券のいずれかがユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管される無記名式の包括社債券により表章される限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において、当該本社債券の特定の額面金額の所有者として（この点に関し、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行される、いずれかの者の口座に保有される当該本社債券の額面金額に関する証明書またはその他の文書は、重大な誤謬がない限り、すべての目的のために最終的かつ拘束力を有するものとする。）記帳されている者（ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを除く。）はそれぞれ、発行会社および代理人により、当該本社債券の額面金額に対する元本または利息の支払に関するものを除くすべての目的で当該本社債券のその額面金額の所有者として取り扱われるものとする。元本または利息の支払に関しては、当該包括社債券の所持人が、発行会社およびいずれの代理人によっても、当該包括社債券の条件に従って、当該本社債券の額面金額の所有者として取り扱われるものとする。

包括社債券により表章される本社債は、ユーロクリアおよび／もしくはクリアストリーム・ルクセンブルクまたは発行会社もしくは主支払代理人により承認されたその他の決済制度の規則および手続に従ってのみ移転することができる。

16. 様式、券面額、権原および移転

本社債は、各本社債の額面 50 万円の無記名式で発行され、確定社債券が発行される場合には、連続番号が付される。かかる確定社債券は、利札が付されて発行される。ただし、確定社債券は、本要項第 15 項に記載のとおり一定の場合を除き発行されない。

以下に定める条件に従い、本社債および利札の権原は引渡しにより移転する。各利札の所持人は、その利札が本社債券に添付されているかどうかを問わず、その所持人の権能として、当該本社債券に含まれるすべての条項に従うものとし、それらに拘束されるものとする。発行会社および代理人は、適用ある法律により許容される限りにおいて、いかなる本社債券または利札の所持人をも（それらの本社債券または利札の支払期限が過ぎたか否かに関わらず、また本社債券面上への所有権等に関する記載、以前の本社債券の損失または盗難の通知に関わらず）すべての目的のためにその最終的所有者として取り扱うことができる。

17. ベイルインおよび損失吸収の認識

（a）承認

本社債を取得することにより、本社債権者（本項において、現在または将来における本社債の実質的保有者を含む。）は、以下の事項について承認、受諾、承諾および合意するものとする。

（A）関連破綻処理当局（以下に定義される。）によるベイルイン・損失吸収権限（以下に定義される。）の行使による影響に拘束されること。それにより、以下のうち1つまたは複合的な影響または結果が生じることがある。

（ⅰ）支払額（以下に定義される。）の全部または一部の減額。

（ⅱ）本社債の条件の修正、改正または変更を含む、支払額の全部または一部の発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券または債務への転換（およびかかる株式、有価証券または債務の本社債権者に対する発行）。この場合において、本社債権者は、本社債に基づく権利に代えて、かかる発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券または債務を受け入れることに合意する。

（ⅲ）本社債の消却。

（ⅳ）本社債の償還期限の修正もしくは変更または本社債に関して支払われる利息の金額もしくは支払日の修正（支払を一定期間停止することを含む。）。

（B）本社債の条件は、関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使の対象であり、その効力を生じさせるために必要な場合には変更される可能性がある。

本要項において、「支払額」とは、その時点までに消却その他により支払義務が消滅していない各本社債について支払われるべき金額をいう。

（b）ベイルイン・損失吸収権限

本要項において、「ベイルイン・損失吸収権限」とは、以下のいずれかをいう。

（ⅰ）金融機関および投資会社の再生および破綻処理制度に関する枠組を設定する2014年5月15日付の欧州議会および欧州連合理事会の指令2014／59／EU（以下「銀行再生および破綻処理指令」または「BRRD」といい、随時改定される。）の置き換えに関するフランスにおいて有効な法律、規制、規則もしくは要件(2015年8月20日付政令2015-1024(*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*)（その後の改正を含み、以下「2015年8月20日付政令」という。）を含む。）に基づき随時存在する権限、

（ⅱ）単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組において金融機関および投資会社の破綻処理制度に関する統一的な規則および手続を定めるとともに規則（EU）1093/2010を改正する、2014年7月15日付の欧州議会および欧州連合理事会の規則（EU）806/2014（2019年5月20日付の規則（EU）2019/877による改正およびその後の改正を含み、以下「単一破綻処理メカニズム規則」という。）、または

（ⅲ）その他のフランス法（それぞれ、それらに基づく指示、規則および基準を含む。）に基づく権限であって、破綻処理後のベイルイン・ツールの実行に関連するか否かを問わず、これに従い規制対象企業（またはかかる規制対象企業の関連会社）の債務が減額（一部または全部）、消却、停止、譲渡、変更もしくはその他何らの方法によって修正されるか、または規制対象企業（またはかかる

規制対象企業の関連会社）の有価証券がかかる規制対象企業もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくは債務に転換されるもの。

「規制対象企業」とは、フランス通貨金融法典 L. 613-34 条の第 1 項に規定される企業をいい、金融機関、投資会社およびフランスにおいて設立されたそれらの親会社または持株会社の一部を含むものとする。

「関連破綻処理当局」とは、金融健全性監督・破綻処理機構（*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*）、単一破綻処理メカニズム規則に基づき設立された単一破綻処理委員会、または随時ベイルイン・損失吸収権限を行使することができるかもしくはかかる行使に参加することができるその他の当局（単一破綻処理メカニズム規則第 18 条に基づく活動をする欧州連合理事会および欧州委員会を含む。）をいう。

（c）利息およびその他の支払額の支払

発行会社に関して関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限が行使された後は、支払額の支払または返済は、当該支払または返済が予定された日において発行会社またはそのグループ内の他の構成員に適用あるフランスおよび欧州連合において効力を有する法令に基づきかかる支払または返済が行われることが許されない限り、支払額の支払期限は到来せず、支払または返済はなされないものとする。

（d）債務不履行事由の不存在

発行会社に関する関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使に伴う本社債の消却、支払額の減額（一部または全部）、発行会社もしくはその他の者の有価証券もしくは債務への転換、または本社債に関する関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使のいずれも、債務不履行事由またはその他の契約上の義務の不履行とはならず、本社債権者に救済（衡平法上の救済を含む。）を受ける権利を与えるものではなく、かかる救済はここに明示的に放棄されるものとする。

（e）本社債権者への通知

本社債に関して関連破綻処理当局によりベイルイン・損失吸収権限が行使されたときは、発行会社は、可能な限り速やかに、本要項第 10 項に従って、本社債権者に対し、かかるベイルイン・損失吸収権限の行使について通知するものとする。発行会社は、さらに、情報提供を目的として、かかる通知の写しを主支払代理人に対して交付するものとするが、主支払代理人はかかる通知を本社債権者に送付する義務を負わない。発行会社によるかかる通知の遅延または不履行は、ベイルイン・損失吸収権限の有効性または執行可能性に影響を及ぼすものではなく、上記（a）および（b）に記載された本社債への効果に影響を及ぼすものではない。

（f）主支払代理人の職務

関連破綻処理当局によりベイルイン・損失吸収権限が行使された場合、発行会社および本社債権者（本社債の実質的保有者を含むものとする。）は、関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行

使に関して、(ア)主支払代理人は本社債権者からいかなる指示を受ける必要もなく、(イ)代理人契約は主支払代理人に対していかなる職務を課すものでもないことに、ここに合意する。

上記にかかわらず、関連破綻処理当局によるベイルイン権限の行使の完了後に本社債が残存する場合（例えば、ベイルイン権限の行使の結果が本社債の元本の部分的な減額に留まった場合）、代理人契約に基づく主支払代理人の職務は、発行会社および主支払代理人が代理人契約の修正に従い合意する範囲において、かかる完了後にも本社債に関して引き続き適用されるものとする。

（g）比例按分

支払額の合計額を下回る金額について関連破綻処理当局がベイルイン・損失吸収権限を行使した場合、発行会社または関連破綻処理当局により主支払代理人が別途指示された場合を除き、ベイルイン・損失吸収権限に従い本社債に関して行われる消却、減額または転換は、按分計算で行われるものとする。

（h）完全条項

本項に記載される事項は、上記の事項に関する完全な合意であり、発行会社および本社債権者との間の他の契約、取決めまたは合意を排除するものである。

課税上の取扱い

（1）フランスの租税

以下は、本社債の保有に関する一定のフランス税効果の概要である。

この概要は、本社債を取得、保有または処分することに関連する可能性のあるフランス税務上の留意事項のすべてを網羅的に記載したものではない。この概要は、本発行登録追補書類の提出日（2021 年 6 月 10 日）現在において有効な法令に基づいており、したがって、当該日以降に効力を生じる法令の変更により影響を受ける可能性がある。

源泉徴収税

以下は、発行会社の株式を現在保有していないか、または発行会社とのその他の関係を有しない本社債権者に関連する可能性のある一定の源泉徴収税の留意事項についての概要である。

フランス共和国の 2009 年第 3 号改正金融法（*loi de finances rectificative pour 2009 no.3*）（2009 年 12 月 30 日付 2009-1674 法）（以下「本法」という。）の導入後、2010 年 3 月 1 日以後に発行された社債について発行会社によってなされる利息およびその他の収入の支払には、当該支払がフランス国外における、フランス一般租税法第 238-0 条 A に定められた意味における、フランス一般租税法同第 238-0 条 A 第 2 の 2 項第 2 号に定められたもの以外の非協調的な国または属領（*Etat ou territoire non coopératif*）（以下「非協調国」という。）においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第 125 条 AⅢに定められる源泉徴収税は課されない。当該社債の当該支払がフランス国外におけるフランス一般租税法同第 238-0 条 A 第 2 の 2 項第 2 号に定められたもの以外の非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第 125 条 AⅢに基づいて 75 パーセントの源泉徴収税

が適用される（ただし、一定の例外および適用される二重課税防止条約のより有利な条項の対象となる。）。

さらに、フランス一般租税法第 238 条 A に基づき、当該社債の利息およびその他の収入は、それらが非協調国において設立されもしくは住所を有している者に対して支払われもしくは生じた場合または非協調国に設立された金融機関に開設された口座へ支払われた場合、発行会社の課税所得の控除対象とはならない。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息およびその他の収入は、フランス一般租税法第 109 条に基づいてみなし配当とみなされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息およびその他の収入には、フランス一般租税法第 119 条の 2 第 2 項に基づき、(ⅰ)税務上のフランス居住者ではない個人の利益となる支払の場合は 12.8 パーセント、(ⅱ)税務上のフランス居住者ではない法人の利益となる支払の場合は 2020 年 1 月 1 日に開始する会計年度から適用されるフランス一般租税法第 219-I 条第 2 項第 1 文に記載される一般法人所得税率（すなわち、2020 年 1 月 1 日に開始する会計年度については 28 パーセント）または(ⅲ)フランス国外におけるフランス一般租税法第 238-0 条 A 第 2 の 2 項第 2 号に定められたもの以外の非協調国においてなされる支払の場合は 75 パーセント（ただし、一定の例外および適用される二重課税防止条約のより有利な条項の対象となる。）の源泉徴収税が課される場合がある。

上記にかかわらず、ある社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息およびその他の収入の支払を認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる発行にはフランス一般租税法第 125 条 AⅢに定められる 75 パーセントの源泉徴収税の規定および(当該利息およびその他の収入が正当な取引に関するもので、異常または過剰な金額でない限り）フランス一般租税法第 238 条 A に定められる不控除に関する規定のいずれもが適用されないと規定されている（以下「本例外」という。）。フランスの税務公報（*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts*）（BOI-INT-DG-20-50-20140211 no. 550 および 990）に基づき、社債が下記のいずれかに該当する場合、発行会社はかかる社債の発行の目的および効果に係る証拠を提示することなく、かかる社債の発行について本例外が適用される。

（ⅰ）フランス通貨金融法典 L.411-1 条に定められた意味における目論見書作成義務を免除されない公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への募集書類の登録または提出が必要となる勧誘を意味する。

（ⅱ）フランス共和国もしくは外国の規制市場または多国間証券取引システムにおける取引が承認されている場合（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在しておらず、かかる市場の運営が取引業者もしくは投資サービス業者またはその他類似の外国エンティティによって実行されている場合に限る。（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者またはエンティティが非協調国に所在しない場合に限る。））。

（ⅲ）その発行時において、フランス通貨金融法典 L.561-2 条に定められた意味における中央預託機関もしくは証券の受渡しのためのシステムの運用機関または 1 以上の類似の外国預託機関もしくは運用機関の提供する業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運用機関が非協調国に所在しない場合に限る。）。

本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて決済されるため、適用ある規則に基づく本免除を受けることができ、適用ある規則が将来変更される場合を除き、フランスにおける源泉徴収税および控除に関する規定のいずれも本社債には適用されない。

一定の例外を除き、フランス一般租税法第 125 条ＡＩに従い、税務上のフランスの居住者（*domiciliés fiscalement*）である個人が受け取る利息および類似の収入には 12.8 パーセントの源泉徴収税が課され、これはかかる支払がなされた年度に係る個人の所得税額から控除される。一定の例外を除き、社会税（一般社会拠出金、社会保障債務返済拠出金および連帯税）もまた、税務上のフランスの居住者である個人が受け取る利息および類似の収入に対し、一律 17.2 パーセントの源泉徴収税として課される。

（２）日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務または税務顧問に相談する必要がある。日本国の税法上、本社債のような社債についての課税上の取扱いは必ずしも明確とはいえず、また日本国の税務当局もその取扱いを明確にしていない点注意を要する。

日本国の税法上、本社債のようにデリバティブ取引と社債を組み合わせた複合的金融商品に関して、一部の法人税法の通達を除き、その取扱いを明確に規定したものはない。

さらに、日本国の税法上、本社債のように、特定の株価に連動して満期償還金額が変動する社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本国の税務当局が満期償還金額が変動する社債に関する取扱いを新たに取り決めたり、または日本国の税務当局が日本国の税法について新たな解釈を示し、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本社債の利息は、日本国の税法の定めるところにより、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上 20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税））の源泉所得税を課される（租税特別措置法第 3 条の 3、地方税法第 71 条の 5 および 6）。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税））の税率が適用される（租税特別措置法第 8 条の 4、地方税法第 71 条の 5 および 6）。内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における

支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上 15 パーセント（2037 年 12 月 31 日までは 15.315 パーセント）の源泉所得税を課される。当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税））の税率による申告分離課税の対象となる（租税特別措置法第 37 条の 11 第 1 項、第 2 項）。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は、当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。

本社債に係る利息および償還差益ならびに本社債の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<u>発行会社の発行する社債に関するリスク要因</u>

BRRD は、健全性に問題があるかまたは破綻状態に陥っている法人の経営に十分に早期かつ迅速に介入するための信頼性の高い一連の手法を用いる権限を当局に与えるために、フランスにおいて複数の法律により施行された。

BRRD に定められた意味において、また、BRRD が定めた条件の下で、発行会社が破綻状態に陥っているかまたは陥る可能性があると判断され、関連破綻処理当局が BRRD の破綻処理手法（例えば、事業の売却、承継金融機関の設置、資産分離またはベイルイン・ツール）のいずれかまたはこれらの組み合わせを適用した場合、発行会社の資産の売却後になお不足があるときには、かかる発行会社の無担保債権者の債権額（場合により、本社債を含む。）が一部減額されるか、最悪の場合にはゼロに減額される可能性がある。発行会社の無担保債務（場合により、本社債を含む。）は、通常の破産手続における弁済順位に従って、株式またはその他の持分証券に転換される可能性があり、さらに、かかる株式またはその他の持分証券は、将来的な消却、移転または希釈化の対象となり得る（最初に普通株式等 Tier 1 証券について減額または消却が行われ、その後、その他 Tier 1 証券、次に Tier 2 証券およびその他の劣後債務、そして最後にその他の適格債務の順に、減額、消却または転換が行われる。）。関連破綻処理当局はまた、未償還の無担保負債証券（場合に

より、本社債を含む。）の条件の修正（償還期限の変更等）を要求することができる（詳細は、本要項第17項に記載される。）。

破綻のリスクが存在する発行会社の破綻処理を行うための公的な資金援助は、金融の安定を維持しつつ、上記の破綻処理手法（ベイルイン・ツールを含む。）を可能な限り評価および活用した後の最終手段としてのみ利用される。

BRRDに基づく権限が行使された場合または行使されることが提案された場合には、本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値または本社債に基づく義務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。その結果、本社債権者は、本社債への投資の全部または大部分を失う可能性がある。

<u>参照株式の株価の過去の推移</u>

下記のグラフは、2020年6月4日から2021年6月4日までの東京証券取引所における株価終値の推移を表したものである。これは、様々な経済状況の下で参照株式の株価がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この参照株式の株価の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、また本社債の時価を示すものでもない。過去の下記の期間において参照株式の株価が下記のように変動したことによって、参照株式の株価が本社債の償還までに同様に推移することも示唆するものではない。

（注）2021年6月4日の東京証券取引所における参照株式の終値は、85,100円であった。

## 第３【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

## 第三部【参照情報】

### 第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### １【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2019 年度）（自　2019 年 1 月 1 日　至　2019 年 12 月 31 日）

2020 年 6 月 30 日関東財務局長に提出

#### ２【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書及びその添付書類

事業年度（2020 年度中）（自　2020 年 1 月 1 日　至　2020 年 6 月 30 日）

2020 年 9 月 30 日関東財務局長に提出

### 第２【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2021 年 6 月 10 日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はない。

### 第３【参照書類を縦覧に供している場所】

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店

東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

グラントウキョウ　ノースタワー

## 第四部【保証会社等の情報】

### 第１　保証会社情報

該当事項なし。

### 第２　保証会社以外の会社の情報

#### １　当該会社の情報の開示を必要とする理由

**（1）当該会社の名称および住所**

株式会社ファーストリテイリング　　山口県山口市佐山 10717 番地 1

**（2）理由**

本社債の満期償還金額および早期償還の有無は、上記「第一部　証券情報、第 2 売出要項　3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2.償還および買入れ」に記載の条件に従い、当該株式の相場の変動によって左右される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

**（3）当該会社の普通株式の内容**

| | 種　　類 | 発行済株式数<br>（2021 年 4 月 9 日現在） | 上場金融商品取引所または<br>登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | 普通株式 | 106,073,656 株 | 東京証券取引所<br>（市場第一部）<br>香港証券取引所<br>メインボード市場(注) | 単元株式数<br>100 株 |

（注）香港預託証券（HDR）を香港証券取引所メインボード市場に上場している。

#### ２　継続開示会社たる当該会社に関する事項

**（1）当該会社が提出した書類**

①　有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第 59 期）（自　2019 年 9 月 1 日　至　2020 年 8 月 31 日）

2020 年 11 月 27 日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書

四半期報告書

四半期会計期間（第60期第2四半期）（自　2020年12月1日　至　2021年2月28日）

2021年4月9日関東財務局長に提出

③ 臨時報告書

①の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2021年6月10日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年11月27日に関東財務局長に提出

**(2) 上記書類を縦覧に供している場所**

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

## 第３　指数等の情報

該当事項なし。

**発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に**
**掲げる要件を満たしていることを示す書面**

関東財務局長　殿

2020年3月13日

会社名　　ビー・エヌ・ピー・パリバ

代理人　　アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士　柴田　弘典

署　名　　柴田 弘典

1．当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2．当社が本邦において発行登録書の提出日（2020年3月13日）以前5年間にその募集または売出しに係る有価証券届出書または発行登録追補書類を提出することにより発行し、または交付された社債券の券面総額または振替社債の総額は100億円以上であります。
（2017年2月23日の募集）
券面総額または振替社債の総額：506億円

有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類

下記は、2021 年３月２日にフランス金融市場機関（AMF）に提出されたビー・エヌ・ピー・パリバの2020 年度登録書類兼年次財務報告書に記載された連結財務諸表である。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー

連結財務書類に関する法定監査人の監査報告書（訳文）

（2020 年 12 月 31 日終了事業年度）

デロイト&アソシエ
6, place de la Pyramide
92908 Paris La Défense Cedex

プライスウォーターハウス
クーパース　オーディット
63, rue de Villiers
92208 Neuilly-sur-Seine,
Cedex

マザー
61, rue Henri Regnault
92400 Courbevoie

## 連結財務書類に関する法定監査人の監査報告書

（2020 年 12 月 31 日終了事業年度）

**ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー**
パリ市９区
イタリア通り 16 番地

### 意見

会社の年次株主総会により依頼された業務内容に従い、我々は、添付の2020年12月31日終了事業年度のビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエーの連結財務書類の監査を行った。

我々の意見では、本連結財務書類は、欧州連合が採択した国際財務報告基準に準拠して、2020年12月31日現在の当グループの資産、負債および財政状態、ならびに同日に終了した事業年度のグループの経営成績を、適正かつ公正に表示している。

上述の監査意見は、財務書類委員会に対する我々の報告と一致している。

### 意見の根拠

*監査の枠組み*

我々は、フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して監査を行った。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の根拠として十分かつ適切であると確信している。

これらの基準に基づく我々の責任は、本報告書の「連結財務書類監査に対する法定監査人の責任」の中に詳述されている。

*独立性*

我々は、2020 年１月 1 日から我々の報告書の日付までの期間にわたり、フランスの商法（*Code de commerce*）および法定監査人に対するフランスの倫理規範（*Code de déontologie*）に規定されている我々に適用される独立性規則に準拠して監査業務を実施したほか、EU 規則 No.537/2014 の第５条第１項により禁止されている非監査業務は一切行っていない。

評価の正当性 - 監査上の主要な検討事項

COVID-19 のパンデミックに関連した世界的な危機のため、当期の財務諸表は特殊な状況下で作成・監査されている。この危機と衛生上の緊急事態に関連してとられた例外的な措置は、特に事業や資金調達をはじめとして企業に多くの影響を与え、将来の見通しについても不確実性が高まっている。出張の制限やリモートワークなど、これらの措置は、企業の内部組織や監査の実施にも影響を与えている。

このような複雑で変化が求められる状況の中で、評価の正当性に係るフランス商法 L.823-９条および R.823-７条の要件に従い、我々の職業的専門家としての判断において、当事業年度の連結財務書類監査で最も重要であった重要な虚偽表示リスクに関する監査上の主要な検討事項、およびそれらのリスクについて我々がどのように対応したかについて報告する。

これらの事項は、連結財務書類全体に対する我々の監査の一環として対応され、そのため上述の監査意見の形成に寄与している。我々は、連結財務書類の中の特定の事項に対する個別の意見は表明しない。

| *顧客貸出金ポートフォリオに係る信用リスクの評価および減損損失の測定（ステージ１、２、および３）*<br>*（連結財務書類の注 1.e.5、1.e.6、1.o、2.h、4.e、4.f および 4.p 参照）* | |
|---|---|
| リスクの内容 | 監査上の対応 |
| ビー・エヌ・ピー・パリバは、銀行仲介業務に固有の信用リスクをカバーするために減損損失を認識している。<br><br>COVID-19 のパンデミックは、借手である企業や個人の返済能力に影響を与える、公衆衛生上および経済上の危機を引き起こしており、また、その状況は地域や業界によって異なる。<br><br>この危機に対応して、一時帰休制度、様々な給付金制度、政府保証付融資、支払猶予など、各国固有の長期間にわたる政府の措置が導入されている。また、一部の規制当局は、銀行による企業への支援を促進するために、銀行監督体制を変更している。<br><br>パンデミックによる環境の変化に関連して、相当の不確実性がある環境の中で、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループは、顧客貸出金ポートフォリオの予想信用損失を測定するために、特に以下のようなより多くの判断と仮定の考慮を必要としている：<br>- 信用リスクの大幅な悪化を評価して、地域や業種に応じて残高をステージ１、ステージ２、またはステージ３に分類<br>- 信用リスクの増加および予想損失の測定の双方に織り込まれるマクロ経済予測の実施<br>- 支援策や過去の類似した状況がないことを考慮し、異なるステージに応じた予想損失額の見積り<br><br>2020 年 12 月 31 日現在、信用リスクにさらされている、顧客貸出金の貸借対照表残高合計額は 8,310 億ユーロであり、減損損失合計額は 210 億ユーロであった。 | 我々は、報告日現在、最も与信残高が大きい顧客貸出金ポートフォリオのほか、リスクの変化、特に COVID-19 パンデミックの影響を最も大きく受けた経済部門や地域で事業を行う企業向けの与信に関して集中的に検討を行った。<br><br>我々は、ビー・エヌ・ピー・パリバの、特に COVID-19 の環境に適応した統制システムの目的適合性を評価し、減損を特定し測定するための、手作業統制および自動化統制を評価した。<br><br>リスクの変化と不確実性の増大を考慮して、特に以下の点に重点を置いて監査を進めました。<br>- 残高のステージごとの分類：信用リスクの大幅な悪化を測定するために様々なビジネスラインに適用される指標、特に企業の取引先の格付を見積もる際に、リスクの変化が考慮されているかどうかを評価した。また、特に、COVID-19 危機の影響を受けた地域および業種、ならびに支援策の恩恵を受けた取引先に注意を払った。<br>- 予想損失の測定（ステージ１、２、および３）<br>　• 信用リスクの専門家の支援を受けつつ、またグループのモデルの独立的検証に係る内部システムに依拠しながら、ビー・エヌ・ピー・パリバが様々な事業部門で使用したマクロ経済予測の裏付けとなる方法論や仮定、当該予測の情報システムへの適切な統合、およびデータ品質管理に係る有効性を評価した。入手可能な情報に基づいて、COVID-19 危機がリスクのある業種に及ぼす影響および今後のマ |

| | |
|---|---|
| 我々は、企業の信用リスクに関して経営者が判断し、見積りを行う必要があるという点において、信用リスクの評価および減損損失の測定を監査上の主要な検討事項であると考えた。特に、パンデミックに関連する不確実性および今後数年間における企業の実際のデフォルトレベルへの影響を考慮している。 | クロ経済予測を織り込むために、当年度中にモデルの調整を行ったことに特に注意を払った。<br>• ステージ３に分類された法人向け貸出金残高に係る減損損失について、取引先の信用リスクの定期的なレビューがビー・エヌ・ピー・パリバによって行われていることを確かめ、また経営者が減損の見積りのために用いた仮定とデータを、この環境下であるため、より多くのサンプルベースで評価した。<br>• 最後に、危機的状況下で顧客に与えられた措置（支払猶予、政府保証付融資等）が、リスク評価に適切に織り込まれていることを確認した。<br><br>また、我々は、パンデミックによる環境の変化も踏まえ信用リスクに関する連結財務書類の注記の開示、特に IFRS 第９号で要求される開示を検討した。 |

| *金融商品の評価*<br>*（連結財務書類の注 1.e.7、1.e.10、1.o、2.a、2.c、4.a および 4.d 参照）* | |
|---|---|
| リスクの内容 | 監査上の対応 |
| トレーディング業務の一環として、ビー・エヌ・ピー・パリバは、金融商品（資産および負債）を保有しており、それらは貸借対照表上時価で認識されている。<br><br>時価は、当該金融商品の種類や複雑性に応じて異なる手法で決定されている。すなわち、(i)直接観察可能な相場価格を利用する場合（公正価値ヒエラルキーのレベル 1 に分類される商品）、(ii)重要なインプットが観察可能な評価モデルを使用する場合（公正価値ヒエラルキーのレベル２に分類される商品）および、(iii)重要なインプットが観察不能な評価モデルを使用する場合（公正価値ヒエラルキーのレベル３に分類される商品）の３種類である。<br><br>算定された評価額は、特定の固有のトレーディングリスク、流動性リスク、取引先リスクを考慮するために、追加の評価調整の対象となる可能性がある。<br><br>したがって、当該金融商品の評価に経営者が採用する手法は、モデルと使用データに関して重要な判断を伴う可能性がある。<br><br>2020 年 12 月 31 日現在、資産計上されている金融商品は 6,813 億ユーロ（うち 51 億ユーロはレベル３に分類される金融商品）であり、負債計上されている金融商品は 6,636 億ユーロ（うち 113 億ユーロはレベル３に分類される金融商品）であった。<br><br>残高の重要性および時価の決定に用いられる判断の重要性を鑑みて、我々は、特に観察不能なインプットが用いられるレベル３の金融商品をはじめとする、金融商品の評価を監査上の主要な検討事項であると考えた。 | 我々は、内部の金融商品評価専門家の手を借りて、金融商品の評価に当たってグループが適用した主要な統制が、以下の点をはじめとして適切に機能していることを確かめた。<br>- 評価モデルのリスクに関する経営者による承認および定期的な検証<br>- 評価インプットに関する独立的検証<br>- 評価調整の決定<br><br>サンプルベースで、内部の金融商品評価専門家は以下の手続を行った。<br>- 使用された仮定とインプットの目的適合性を分析した。<br>- ビー・エヌ・ピー・パリバによるインプットの独立的検証結果を分析した。<br>- 我々独自のモデルを使用して独立的評価を実施した。<br><br>我々は、サンプルベースで、算定された評価額と取引先との担保コールの差異についても分析を行った。<br><br>また、我々は、金融商品の評価に関する連結財務書類の注記の開示を検討した。 |

| ***のれんの減損***<br>*（連結財務書類の注 1.b.4、1.o および 4.o 参照）* | |
|---|---|
| リスクの内容 | 監査上の対応 |
| 取得を認識するに当たって、ビー・エヌ・ピー・パリバは、被取得企業の持分の取得対価が当グループの持分の価値を上回る分に相当する金額を資産の中でのれんとして計上している。2020 年 12 月 31 日現在、のれんの金額は 75 億ユーロであった。<br><br>減損の兆候がある場合には、一年に一度以上の頻度でのれんの減損テストが行われる。のれんが配分される資金生成単位の帳簿価額をその回収可能価額と比較することは、減損損失を計上すべきかどうかを判定するプロセスの重要なステップである。<br><br>資金生成単位の回収可能価額を測定するためには、特に、COVID-19 のパンデミックの環境の中では、被取得企業の将来の収益に関する仮定を決定し、経営者の判断が必要とされることから、我々はのれんの減損を監査上の主要な検討事項であると考えた。 | 我々は、のれんに関する減損テストを行うためにビー・エヌ・ピー・パリバが適用した手続に加え、のれんの減損の兆候を把握するために整備された統制を評価することにより、監査を行った。<br><br>内部の評価専門家の支援を受けて、2020 年 12 月 31 日現在ののれんの残高に対し我々が行った作業は、主に以下のとおりである。<br>- ビー・エヌ・ピー・パリバが採用した手法を分析した。<br>- 事業計画に定められている将来キャッシュ・フローの見積りの妥当性を確かめるために、経営上層部が承認した暫定的な事業計画を批判的に評価した（特に、将来予測が過去の実績と見合わない場合）。我々は、これらの暫定計画に含まれる COVID-19 危機の影響に特に注意を払った。<br>- 主な仮定と使用されたインプット（成長率、資本コスト、割引率）について、入手可能な外部情報と比較し批判的に分析した。<br>- 主要なインプットに対する見積りの感応度分析について評価した（特に回収可能価額が帳簿価額に近似している場合）。<br><br>最後に、我々は減損と感応度テストの結果に関する連結財務書類の注記の開示の適切性を確かめた。 |

| *IT 全般統制* | |
|---|---|
| **リスクの内容** | **監査上の対応** |
| IT システムの信頼性と安全性は、ビー・エヌ・ピー・パリバの連結財務書類の作成において重要な役割を担っている。<br><br>従って、我々は財務会計情報の作成に寄与するインフラの IT 全般統制とアプリケーション統制の評価を監査上の主要な検討事項であると考えた。<br><br>中でも、IT システムへのアクセス権と従業員のプロフィールに基づいた承認権限を管理するシステムは、アプリケーションの設定や基礎データへの不適切な変更リスクを低減するための統制上のポイントである。 | 財務会計情報の作成に用いられる主要システムに関して、IT 専門家の支援を受けて我々が行った主な作業は以下のとおりであった。<br>- 財務会計データの裏付けとなるシステム、プロセス、統制を理解した。<br>- 重要なシステム（特に、会計、連結、および自動照合アプリケーション）に係る IT 全般統制（アプリケーションやデータへのアクセス管理、アプリケーションの変更／開発の管理、IT オペレーションの管理）を評価した。<br>- 手入力の会計仕訳の承認に関する統制を検証した。<br>- 必要に応じて、追加的な監査手続を実施した。 |

| *規制および行政上の調査ならびに集団訴訟に関する法的リスクの分析*<br>*（連結財務書類の注 1.o、2.h、4.p および 7.b 参照）* | |
|---|---|
| リスクの内容 | 監査上の対応 |
| 事業展開を行っている各国において、ビー・エヌ・ピー・パリバは、その業態に適用される規制を受けている。グループが適用法令を遵守しなかった場合には、多額の罰金が課されたり、行政処分や刑事処分が下されたりする可能性がある。また、これらの処分に関連した民事訴訟や無関係な民事訴訟の結果、損失が発生する可能性もある。<br><br>特定の規制の不遵守に関する調査結果に対応する引当金の見積りには、規制上の手続の結末を予想することが難しいため、判断が必要とされる。<br><br>集団訴訟やそれ以外の民事訴訟に関連する引当金の見積りにも経営者による判断の行使が求められる。<br><br>近年、金融機関に対する規制上や行政上の捜査や集団訴訟が増加していることや、引当金額の見積りに際して経営者が行使する判断の重要性を鑑みて、我々はこのリスクを監査上の主要な検討事項であると考えた。 | ビー・エヌ・ピー・パリバの法務部門との四半期ごとの面談をはじめとして、我々は、規制および行政上の捜査ならびに集団訴訟に関連する法的リスクを特定し評価するための手続を理解した。<br><br>我々の主な作業は以下のとおりであった。<br>- 各四半期末現在に財務部門および法務部門が作成した分析内容を把握した。<br>- 法的紛争の対象となった場合には、ビー・エヌ・ピー・パリバが利用している専門の法律事務所と面会した。 |

| *保険会社の責任準備金*<br>*（連結財務書類の注 1.f.3、1.o および 4.j 参照）* | |
|---|---|
| リスクの内容 | 監査上の対応 |
| 事業年度末現在で、ビー・エヌ・ピー・パリバの保険事業に関する負債十分性テストが行われている。<br><br>このテストの目的は、保険契約および投資一任契約に係る保険負債が、これらの契約から生じるであろう将来キャッシュ・フローの現在の見積りに照らして適切であることを確かめることである。<br>保険負債の帳簿価額が将来キャッシュ・フローの見積りに比して十分ではないことをこのテストが示す場合、潜在的損失の全額が損益計算書に認識される。<br><br>2020 年 12 月 31 日現在、保険事業に関する責任準備金の総額は 2,410 億ユーロであった。<br><br>2020 年 12 月 31 日現在で実施されたテストでは、当該準備金の帳簿価額は十分であることが確認されている。<br><br>貯蓄事業に係る負債十分性テストの実施は、ビー・エヌ・ピー・パリバに特有の数理モデル、オプションモデルや保証モデルの計算のみならず、特定の主要な仮定（割引率、総資産利益率、解約返戻率、手数料など）の決定にあたり経営者による判断が必要とされることから、監査上の主要な検討事項であると考えた。このテストの見積りに対する感応度は、過去数年間、低金利のために特に高くなっていたが、COVID-19 危機によって株価のボラティリティーが高くなり、さらに金利を押し下げる要因となっている。 | サンプルベースで、我々は計算に用いられた正味将来キャッシュ・フローの金額を以下の方法により評価した。<br>- モデル計算の出発点として用いられている、資産ポートフォリオおよび契約に関するデータの有効性を評価した。<br>- 保険数理モデルに対して行われた主な変更を特定し、当該変更の目的適合性を評価し、そして当該変更がテスト結果に及ぼした影響を把握した。<br>- ビー・エヌ・ピー・パリバが作成した分析に基づいた、2019 年と 2020 年のモデル結果の相違を評価した。我々は、最も重要な相違は、ポートフォリオ、仮定またはモデルの変更により正当化されていることを確かめた。<br>- ビー・エヌ・ピー・パリバが実施した感応度分析の結果、特に関係する比率の仮定、を検証した。また、COVID-19 危機が始まってからの市場金利との整合性も確認した。<br>- さらに、我々は、保険負債に関する財務書類の中の開示についても検討した。 |

## 特定の検証

我々は、法令上および規制上の規定に基づき、またフランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して、取締役会のマネジメントレポートで開示されている当グループの情報についても確かめた。

当該情報の開示の公正性および連結財務書類との整合性について、我々が報告すべき事項はない。

我々は、マネジメントレポートがフランス商法(Code de commerce) L.225-102-1 条で要求されている非財務情報を含んでいることを検証した。しかしながら、フランス商法(Code de commerce) L.823-10 条に従い、我々は、当該マネジメントレポートに示される情報の適切な表示や連結財務書類との整合性については検証しなかった。これらは、独立第三者によるレポートの主題である。

## その他の法的および規制上の要件に応じた検証や情報

### *年次財務報告書に含まれる連結財務書類の表示*

AMF の一般規則第 222-3 条第 III 項に従い、当社の経営陣は、2018 年 12 月 17 日の欧州委任規則第 2019/815 号で定義された単一の電子報告書様式の適用を、2021 年 1 月 1 日以降に始まる報告期間に延期する決定を我々に通知した。したがって、本報告書には、フランス通貨金融法典（Code monétaire et financier）第 L.451-1-2 条第 1 項に言及されている年次財務報告書に含まれる連結財務諸表の表示が、この様式に準拠しているかどうかについての結論は含まれていない。

### *法定監査人の指名*

デロイト＆アソシエについては 2006 年５月 23 日に行われた年次株主総会、プライスウォーターハウスクーパース　オーディットについては 1994 年５月 26 日に行われた年次株主総会、マザーについては 2000 年５月 23 日に行われた年次株主総会において、それぞれビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエーの法定監査人に指名された。

2020 年 12 月 31 日現在、デロイト＆アソシエ、プライスウォーターハウスクーパース　オーディット、マザーの継続関与年数はそれぞれ、15 年目、27 年目、21 年目である。

## 連結財務書類に対する経営者およびガバナンス責任者の責任

経営者は、欧州連合が採択した国際財務報告基準に従い連結財務書類を作成し、適正かつ公正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成に必要と考えた内部統制の構築に責任を負っている。

連結財務書を作成するに当たり、経営者は会社の継続企業として存続する能力を評価すること、該当する場合には継続企業に関する事項を開示することに責任を負っているほか、会社の清算もしくは営業を停止する見込みがある場合を除き、継続企業を前提として会計処理を行う責任を負っている。

財務書類委員会は、財務報告プロセス、内部統制とリスク管理体制の有効性に加え、必要に応じて、会計・財務報告手続に関する内部監査体制を監視する責任を負っている。

本連結財務書類は、取締役会によって承認された。

**連結財務書類監査に対する法定監査人の責任**

*目的および監査アプローチ*

我々の役割は、連結財務書類に関する報告書を発行することである。我々の目的は、連結財務書類に、全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて、合理的な保証を得ることである。合理的な保証とは、高い程度の心証であるが、職業的専門家の基準に従って行われる監査が、重要な虚偽表示が存在する場合にそれを常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から生じる可能性があり、個別にまたは合計して、当該連結財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に見込まれる場合に、重要性があるとみなされる。

フランス商法 L.823-10-1 条に定められるとおり、我々の監査は企業の経営の存続性または品質に関する保証は含まない。

フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して行った監査の一環として、法定監査人は監査期間中、職業的専門家としての判断を行使した。

我々は以下の手続も行った。

- 不正または誤謬のいずれによるかを問わず、連結財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別し評価すること、それらのリスクに対応するための監査手続を立案し実施すること、および意見表明のための合理的な基礎を提供するために十分かつ適切な監査証拠を入手すること。不正には共謀、偽造、意図的な脱漏、虚偽の表明または内部統制の無効化が伴うため、不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高い。

- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制手続を理解すること。ただし、これは内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。

- 使用された会計方針の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上の見積りおよび関連する連結財務書類注記の開示の妥当性を評価すること。

- 経営者が継続企業を前提とした会計を使用したことの適切性について、および入手した監査証拠に基づいて、会社の継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連して、重要な不確実性が存在するか否かについて評価すること。この評価は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいて行われる。しかしながら、将来の事象または条件は、会社が継続企業として存続することを止める原因となるかもしれない。法定監査人は、重要な不確実性が存在するという結論を下した場合、監査報告書において、連結財務書類の関連する開示に注意を

向けさせること、または、当該開示が行われていないまたは不適切である場合には、限定付意見を表明または意見を表明しないことが要求される。

- 連結財務書類全体としての表示を評価し、財務書類が基礎となる取引や事象を適正に表示しているかどうかを評価すること。

- 連結財務書類に関する意見を表明するために、グループ内の事業体または事業活動に関する財務情報について、十分かつ適切な監査証拠を入手すること。法定監査人は、連結財務書類監査の管理、監督および実施に加え、その上で表明する監査意見に対して責任を負う。

*財務書類委員会への報告*

我々は財務書類委員会へ報告書を提出する。この報告書には、計画した監査の範囲、実施した監査計画のほか、我々の監査結果に関する記述が含まれている。我々は、財務会計報告の過程で検出した内部統制の重要な不備についても報告を行う。

財務書類委員会に対する我々の報告には、我々の職業的専門家としての判断において、連結財務書類監査の中で最も重要な虚偽表示リスクが含まれており、それらは本報告書の中で記載が求められている監査上の主要な検討事項を構成している。

また我々は、財務書類委員会に対し、フランス商法 L.822-10 条から L.822-14 条の特定の条項および法定監査人に対するフランスの倫理規範に規定されている、フランスで適用されている規則に則った我々の独立性を確認したうえで、EU 規則 No.537/2014 第６条で定められている宣言書を提出する。我々は、独立性に影響を及ぼすリスクやそれに関連するセーフガードについて、必要に応じて財務書類委員会と協議を行う。

2021 年３月２日、パリ・ラ・デファンスノイ・スル・セーヌおよびクルブボワール

法定監査人

デロイト＆アソシエ　　プライスウォーターハウス クーパース　オーディット　　マザー

ローレンス　ドゥボワ　　パトリス　モロ　　ヴィルジニー　ショバン

## １ 【財務書類】

### *連結財務諸表*

BNPパリバ・グループの連結財務諸表は、2020年12月31日終了事業年度および2019年12月31日終了事業年度について表示されている。欧州委員会(以下「EC」という。)規則809/2004の付属書類Ⅰ第20.1条に従い、2018年12月31日終了事業年度の連結財務諸表は、2020年３月３日にフランス証券規制当局(Autorité des marchés financiers)に提出された登録書類D.20-0097号に記載されている。

### 損益計算書

| | 注記 | 2020年12月31日<br>終了事業年度<br>百万ユーロ | 2019年12月31日<br>終了事業年度<br>百万ユーロ |
|---|---|---|---|
| 受取利息 | ２.a | 33,589 | 37,327 |
| 支払利息 | ２.a | (12,277) | (16,200) |
| 受取手数料 | ２.b | 13,599 | 13,265 |
| 支払手数料 | ２.b | (3,737) | (3,900) |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益 | ２.c | 6,861 | 7,111 |
| 資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益 | ２.d | 249 | 350 |
| 償却原価で測定する金融資産の認識中止に係る純利益 | | 36 | 3 |
| 保険業務収益(純額) | ２.e | 4,114 | 4,437 |
| その他の業務収益 | ２.f | 13,194 | 13,502 |
| その他の業務費用 | ２.f | (11,353) | (11,298) |
| **営業収益** | | 44,275 | 44,597 |
| 給与および従業員給付費用 | ６.a | (16,946) | (17,553) |
| その他の営業費用 | ２.g | (10,809) | (11,339) |
| 有形固定資産・無形資産に係る減価償却費、償却費および減損 | ４.n | (2,439) | (2,445) |
| **営業総利益** | | 14,081 | 13,260 |
| リスク費用 | ２.h | (5,717) | (3,203) |
| **営業利益** | | 8,364 | 10,057 |
| 持分法適用会社投資損益 | ４.m | 423 | 586 |
| 長期性資産に係る純利益 | | 1,030 | 1,569 |
| のれん | ４.o | 5 | (818) |
| **税引前当期純利益** | | 9,822 | 11,394 |
| 法人税 | ２.i | (2,407) | (2,811) |
| **当期純利益** | | 7,415 | 8,583 |
| 少数株主帰属当期純利益 | | 348 | 410 |
| **親会社株主帰属当期純利益** | | 7,067 | 8,173 |
| 基本的１株当たり当期純利益 | ７.a | 5.31ユーロ | 6.21ユーロ |
| 希薄化後１株当たり当期純利益 | ７.a | 5.31ユーロ | 6.21ユーロ |

## 当期純利益および資本に直接認識される資産および負債の変動計算書

| | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | 2019年12月31日<br>終了事業年度 |
|---|---|---|
| | 百万ユーロ | 百万ユーロ |
| **当期純利益** | 7,415 | 8,583 |
| **資本に直接認識される資産および負債の変動** | (2,599) | 1,630 |
| **純損益へ再分類されるか、される可能性のある項目** | (2,477) | 1,565 |
| 為替差額の変動 | (3,151) | 530 |
| 資本を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動 | | |
| *資本に認識される公正価値の変動* | *586* | *283* |
| *当期純利益に報告される公正価値の変動* | *(143)* | *(191)* |
| *保険業務に係る投資の公正価値の変動* | | |
| *資本に認識される公正価値の変動* | | *883* |
| *当期純利益に報告される公正価値の変動* | *(35)* | *(76)* |
| *ヘッジ手段の公正価値の変動* | | |
| *資本に認識される公正価値の変動* | *633* | *494* |
| *当期純利益に報告される公正価値の変動* | *(38)* | *(125)* |
| 法人税 | (219) | (391) |
| 持分法投資の変動 | (110) | 158 |
| **純損益へ再分類されない項目** | (122) | 65 |
| 資本を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品の公正価値の変動 | 89 | 114 |
| BNPパリバ・グループの発行体リスクに起因する負債再評価の影響 | (193) | 9 |
| 退職後給付制度の再評価に関連する利益(損失) | 8 | (28) |
| 法人税 | (8) | (15) |
| 持分法投資の変動 | (18) | (15) |
| **合計** | 4,816 | 10,213 |
| 親会社株主帰属 | 4,508 | 9,796 |
| 少数株主帰属 | 308 | 417 |

## 貸借対照表

| | 注記 | 2020年12月31日現在<br>百万ユーロ | 2019年12月31日現在<br>百万ユーロ |
|---|---|---|---|
| **資産** | | | |
| 現金および中央銀行預け金 | | 308,703 | 155,135 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | | | |
| 有価証券 | 4.a | 167,927 | 131,935 |
| 貸出金および売戻契約 | 4.a | 244,878 | 196,927 |
| デリバティブ金融商品 | 4.a | 276,779 | 247,287 |
| ヘッジ目的デリバティブ | 4.b | 15,600 | 12,452 |
| 資本を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | |
| 負債証券 | 4.c | 55,981 | 50,403 |
| 持分証券 | 4.c | 2,209 | 2,266 |
| 償却原価で測定する金融資産 | | | |
| 金融機関貸出金および債権 | 4.e | 18,982 | 21,692 |
| 顧客貸出金および債権 | 4.e | 809,533 | 805,777 |
| 負債証券 | 4.e | 118,316 | 108,454 |
| 金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整 | | 5,477 | 4,303 |
| 保険業務に係る金融投資 | 4.i | 265,356 | 257,818 |
| 当期および繰延税金資産 | 4.k | 6,559 | 6,813 |
| 未収収益およびその他の資産 | 4.l | 140,904 | 113,535 |
| 持分法投資 | 4.m | 6,396 | 5,952 |
| 有形固定資産および投資不動産 | 4.n | 33,499 | 32,295 |
| 無形資産 | 4.n | 3,899 | 3,852 |
| のれん | 4.o | 7,493 | 7,817 |
| **資産合計** | | 2,488,491 | 2,164,713 |

| | 注記 | 2020年12月31日現在<br>百万ユーロ | 2019年12月31日現在<br>百万ユーロ |
|---|---|---|---|
| **負債** | | | |
| 中央銀行からの預り金 | | 1,594 | 2,985 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | | | |
| 有価証券 | 4.a | 94,263 | 65,490 |
| 借入金および買戻契約 | 4.a | 288,595 | 215,093 |
| 発行済負債証券 | 4.a | 64,048 | 63,758 |
| デリバティブ金融商品 | 4.a | 282,608 | 237,885 |
| ヘッジ目的デリバティブ | 4.b | 13,320 | 14,116 |
| 償却原価で測定する金融負債 | | | |
| 金融機関預金 | 4.g | 147,657 | 84,566 |
| 顧客預金 | 4.g | 940,991 | 834,667 |
| 負債証券 | 4.h | 148,303 | 157,578 |
| 劣後債 | 4.h | 22,474 | 20,003 |
| 金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整 | | 6,153 | 3,989 |
| 当期および繰延税金負債 | 4.k | 3,001 | 3,566 |
| 未払費用およびその他の負債 | 4.l | 107,846 | 102,749 |
| 責任準備金およびその他の保険負債 | 4.i | 240,741 | 236,937 |
| 偶発債務等引当金 | 4.p | 9,548 | 9,486 |
| **負債合計** | | 2,371,142 | 2,052,868 |
| | | | |
| **連結資本** | | | |
| *資本金、払込剰余金、および利益剰余金* | | *106,228* | *97,135* |
| *親会社株主帰属当期純利益* | | *7,067* | *8,173* |
| **資本金、利益剰余金、および親会社株主帰属当期純利益合計** | | 113,295 | 105,308 |
| 資本に直接認識される資産および負債の変動 | | (496) | 2,145 |
| **親会社株主資本** | | 112,799 | 107,453 |
| **少数株主持分合計** | 7.d | 4,550 | 4,392 |
| **資本合計** | | 117,349 | 111,845 |
| **負債および資本合計** | | 2,488,491 | 2,164,713 |

## キャッシュ・フロー計算書

| | 注記 | 2020年12月31日<br>終了事業年度<br>百万ユーロ | 2019年12月31日<br>終了事業年度<br>百万ユーロ |
|---|---|---|---|
| **税引前当期純利益** | | 9,822 | 11,394 |
| **税引前当期純利益およびその他の調整に含まれる非貨幣性項目** | | 5,741 | 13,413 |
| 有形固定資産・無形資産に係る減価償却費および償却費(純額) | | 6,325 | 6,108 |
| のれんおよびその他の長期性資産の減損 | | 24 | 796 |
| 引当金繰入額(純額) | | 6,971 | 11,071 |
| 持分法適用会社投資損益 | | (423) | (586) |
| 投資活動からの純(利益) | | (1,034) | (1,585) |
| 財務活動からの純(利益) | | (2,470) | (830) |
| その他の変動 | | (3,652) | (1,561) |
| **営業活動から生じた資産および負債関連の現金正味増加(減少)** | | 123,761 | (75,644) |
| 顧客および金融機関との取引関連の現金正味増加(減少) | | 152,167 | (14,723) |
| その他の金融資産および負債を伴う取引関連の現金正味減少 | | (18,050) | (51,042) |
| 非金融資産および負債を伴う取引関連の現金正味減少 | | (7,767) | (7,945) |
| 法人税支払額 | | (2,589) | (1,934) |
| **営業活動から生じた現金および現金同等物の正味増加(減少)** | | 139,324 | (50,837) |
| 連結事業体の取得および売却関連の現金正味(減少)増加 | | (78) | 1,675 |
| 有形固定資産・無形資産関連の正味減少 | | (773) | (1,998) |
| **投資活動関連の現金および現金同等物の正味減少** | | (851) | (323) |
| 株主との取引関連の現金および現金同等物の増加(減少) | | 773 | (3,987) |
| その他の財務活動から生じた現金および現金同等物の増加 | | 17,751 | 24,128 |
| **財務活動関連の現金および現金同等物の正味増加** | | 18,524 | 20,141 |
| **現金および現金同等物に対する為替レートの変動による影響額** | | (2,614) | 714 |
| **現金および現金同等物の正味増加(減少)** | | 154,383 | (30,305) |
| **現金および現金同等物－期首** | | 152,218 | 182,523 |
| 現金および中央銀行預け金 | | 155,151 | 185,134 |
| 中央銀行預り金 | | (2,985) | (1,354) |
| 金融機関への要求払預け金 | | 8,972 | 8,813 |
| 金融機関からの要求払預り金 | 4.g | (9,072) | (10,571) |
| 債権ならびに現金および現金同等物に係る未収利息の減少 | | 152 | 501 |
| **現金および現金同等物－期末** | | 306,601 | 152,218 |
| 現金および中央銀行預け金 | | 308,721 | 155,151 |
| 中央銀行預金 | | (1,594) | (2,985) |
| 金融機関への要求払預金 | | 8,380 | 8,972 |
| 金融機関からの要求払預金 | 4.g | (8,995) | (9,072) |
| 債権ならびに現金および現金同等物に係る未収利息の減少 | | 89 | 152 |
| **現金および現金同等物の正味増加(減少)** | | 154,383 | (30,305) |

## 株主資本変動計算書－2019年１月１日から2020年12月31日まで

| | 資本金および利益剰余金 | | | | 資本に直接認識され、純損益へ再分類されない資産および負債の変動 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金および払込剰余金 | 永久最劣後債 | 未処分の準備金 | 合計 | 資本を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産 | 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債証券を対象に自己の信用リスクを反映するために実施する調整 | 退職後給付制度の再評価に関連する利益(損失) | 合計 |
| | 百万ユーロ | 百万ユーロ | 百万ユーロ | 百万ユーロ | 百万ユーロ | 百万ユーロ | 百万ユーロ | 百万ユーロ |
| **2019年１月１日現在の資本金および利益剰余金** | 27,036 | 8,230 | 65,550 | 100,816 | 403 | (182) | 210 | 431 |
| **2018年度利益処分** | | | (3,772) | (3,772) | | | | – |
| 増資および株式発行 | | 1,512 | (2) | 1,510 | | | | – |
| 減資または資本償還 | | (1,069) | (14) | (1,083) | | | | – |
| 自己株式の変動 | 34 | 16 | 36 | 86 | | | | – |
| 優先株式および永久最劣後債に係る配当 | | | (401) | (401) | | | | – |
| 少数株主持分に係る内部取引の影響額(注７.d) | | | (1) | (1) | | | | – |
| 追加持分の取得または持分の一部売却(注７.d) | | | 18 | 18 | | | | – |
| 少数株主持分の買戻に対する債務額の変動 | | | (7) | (7) | | | | – |
| その他の変動 | | | (19) | (19) | | | | – |
| 利益剰余金に再分類される実現損益 | | | (12) | (12) | | 12 | | 12 |
| 資本に直接認識される資産および負債の変動 | | | | – | 108 | 7 | (50) | 65 |
| **2019年度当期純利益** | | | 8,173 | 8,173 | | | | – |
| **2019年12月31日現在の資本金および利益剰余金** | 27,070 | 8,689 | 69,549 | 105,308 | 511 | (163) | 160 | 508 |
| **2019年度利益処分** | | | | – | | | | – |
| 増資および株式発行 | | 1,609 | (2) | 1,607 | | | | – |
| 減資または資本償還 | | (335) | (5) | (340) | | | | – |
| 自己株式の変動 | (17) | (15) | 40 | 8 | | | | – |
| 優先株式および永久最劣後債に係る配当 | | | (426) | (426) | | | | – |
| 少数株主持分に影響を及ぼす連結範囲の変更(注７.d) | | | | – | | | | – |
| 追加持分の取得または持分の一部売却(注７.d) | | | (1) | (1) | | | | – |
| 少数株主持分の買戻に対する債務額の変動 | | | (8) | (8) | | | | – |
| その他の変動 | | | (2) | (2) | | | | – |
| 利益剰余金に再分類される実現損益 | | | 82 | 82 | (84) | 2 | | (82) |
| 資本に直接認識される資産および負債の変動 | | | | – | 34 | (142) | (6) | (114) |
| **2020年度当期純利益** | | | 7,067 | 7,067 | | | | – |
| **2020年12月31日現在の資本金および利益剰余金** | 27,053 | 9,948 | 76,294 | 113,295 | 461 | (303) | 154 | 312 |

## 株主資本変動計算書(続き)－2019年１月１日から2020年12月31日まで

| | 資本に直接認識され、純損益へ再分類される資産および負債の変動 | | | | | 株主資本合計 | 少数株主持分(注７.d) | 資本合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 為替差額 | 資本を通じて公正価値で測定する金融資産 | 保険業務に係る金融投資 | ヘッジ目的デリバティブ | 合計 | | | |
| | 百万ユーロ | 百万ユーロ | 百万ユーロ | 百万ユーロ | 百万ユーロ | 百万ユーロ | 百万ユーロ | 百万ユーロ |
| **2019年１月１日現在の資本金および利益剰余金** | (2,473) | 201 | 1,529 | 822 | 79 | 101,326 | 4,254 | 105,580 |
| **2018年度利益処分** | | | | | － | (3,772) | (227) | (3,999) |
| 増資および株式発行 | | | | | － | 1,510 | 10 | 1,520 |
| 減資または資本償還 | | | | | － | (1,083) | | (1,083) |
| 自己株式の変動 | | | | | － | 86 | | 86 |
| 優先株式および永久最劣後債に係る配当 | | | | | | (401) | (1) | (402) |
| 少数株主持分に係る内部取引の影響額(注７.d) | | | | | － | (1) | 1 | － |
| 追加持分の取得または持分の一部売却(注７.d) | | | | | － | 18 | 1 | 19 |
| 少数株主持分の買戻に対する債務額の変動 | | | | | － | (7) | (64) | (71) |
| その他の変動 | | | | | － | (19) | 1 | (18) |
| 利益剰余金に再分類される実現損益 | | | | | － | － | | － |
| 資本に直接認識される資産および負債の変動 | 571 | 40 | 709 | 238 | 1,558 | 1,623 | 7 | 1,630 |
| **2019年度当期純利益** | | | | | － | 8,173 | 410 | 8,583 |
| **2019年12月31日現在の資本金および利益剰余金** | (1,902) | 241 | 2,238 | 1,060 | 1,637 | 107,453 | 4,392 | 111,845 |
| **2019年度利益処分** | | | | | － | － | (84) | (84) |
| 増資および株式発行 | | | | | － | 1,607 | | 1,607 |
| 減資または資本償還 | | | | | － | (340) | | (340) |
| 自己株式の変動 | | | | | － | 8 | | 8 |
| 優先株式および永久最劣後債に係る配当 | | | | | | (426) | (1) | (427) |
| 少数株主持分に影響を及ぼす連結範囲の変更(注７.d) | | | | | － | － | 5 | 5 |
| 追加持分の取得または持分の一部売却(注７.d) | | | | | － | (1) | 1 | － |
| 少数株主持分の買戻に対する債務額の変動 | | | | | － | (8) | (69) | (77) |
| その他の変動 | | | | | － | (2) | (2) | (4) |
| 利益剰余金に再分類される実現損益 | | | | | － | － | | － |
| 資本に直接認識される資産および負債の変動 | (3,131) | 316 | (4) | 374 | (2,445) | (2,559) | (40) | (2,599) |
| **2020年度当期純利益** | | | | | － | 7,067 | 348 | 7,415 |
| **2020年12月31日現在の資本金および利益剰余金** | (5,033) | 557 | 2,234 | 1,434 | (808) | 112,799 | 4,550 | 117,349 |

## 欧州連合が採用した国際財務報告基準に準拠して作成された財務諸表に対する注記

### 注１．　当社グループが適用している重要な会計方針の要約

### 注１.ａ　会計基準

#### 注１.ａ.１　適用される会計基準

世界保健機関が、2020年３月11日に、パンデミック(世界的流行)として宣言した新型コロナウイルス感染症のアウトブレイク(集団発生)や、そのアウトブレイクに対処するために政府および規制当局が講じている措置が、グローバル・サプライ・チェーンや物品およびサービスの需要に影響を及ぼしており、結果としてグローバル成長に深刻な影響が生じている。同時に、経済を維持するため、財政政策や金融政策も緩和されている。

BNPパリバの連結財務諸表は、継続企業の前提に基づき作成されている。顧客への政府支援や金融支援に代表されるあらゆる景気循環対策により軽減されるパンデミックの影響は、主に、予想信用損失や資産評価に関連している。これらの影響は、アウトブレイクが地域経済やグローバル経済に及ぼす影響の大きさに関する不確実性を基に推定されている。

BNPパリバ・グループの連結財務諸表は、欧州連合における適用を目的に採択された国際会計基準(国際財務報告基準、以下「IFRS」という。)[(1)]に準拠して作成されている。従って、IAS第39号のヘッジ会計に関する一部規定は適用されておらず、最近公表されたいくつかの基準等は、承認プロセスが未了である。

IFRS第７号「金融商品：開示」が要求している金融商品に伴うリスクの内容および範囲に関する情報と、IFRS第４号「保険契約」が要求している保険契約に伴うリスクの内容および範囲に関する情報は、IAS第１号「財務諸表の表示」が要求している規制資本に関する情報とともに、一括登録書類第５章に表示されている。2020年12月31日現在のBNPパリバ・グループの連結財務諸表に対する注記に不可欠なこの情報は、連結財務諸表に関する法定監査人の意見の対象となっており、「監査済」としてマネジメントレポートに記載されている。第５章セクション４の「エクスポージャー、引当金およびリスク費用」に関するパラグラフでは、特に、IFRS第７号で規定されている信用リスク・エクスポージャーや関連する減損の、状態(正常債権または不良債権)別、地域別および業界別情報と、公衆衛生危機への対応策である返済猶予制度または公的保証制度の対象となる貸出金および債権の情報を提供している。

(1) 欧州連合で適用するにあたって採択されたすべての基準は、欧州委員会のウェブサイト
https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/company-reporting-and-auditing/company-reporting_en
で閲覧することができる。

－　2019年１月１日以降、当社グループは、欧州連合が2017年10月31日に採択したIFRS第16号「リース」を適用している。

IFRS解釈指針委員会は、以下に示す２種類の解約可能または更新可能な契約のリース期間決定に関する質問への回答を求められている。

－　特定の契約期間が存在せず、通知期間中の任意の時点で借手または貸手のいずれかが解約を通知すれば、違約金を支払うことなく解約できる契約。

－　契約当初の段階では短期間(通常は12ヶ月)の契約として締結され、貸手または借手が解約を通知しない限り、同一期間の契約として無期限に黙示更新される契約。

IFRICは、2019年11月26日に開催した直近の会議の終わりに、いずれかの当事者が、リースを解約しないことで無視できない経済的インセンティブを得られる場合、これら２種類の契約の強制力は、解約通知期間以降も存続するというIFRS第16号の解釈を示した。またIFRICは、ある事業体が、移動不能な賃借設備改良部分を契約解約可能日以降も使用すると見込んでいる場合、当該改良部分の存在は、当該事業体が、解約の際に僅少とはいえない経済的ペナルティを負う可能性があることを示すため、このようなケースでは、契約の強制力は解約日以降も存続するという解釈も示した。

当社グループはこの解釈を実施したが影響は僅少である。

－ IBORやEONIAといった金利の改革については、2018年度末に、当社グループは、すべての業務部門および機能を含む全社的なプログラムを開始した。このプログラムは、移行に伴うリスクを減らし、関連当局が定めている期限を守りながら、主要な関連法域および通貨(ユーロ、英ポンド、米ドル、スイス・フランおよび日本円)における旧指標金利から新指標金利への移行を管理および実施することを目的とするものである。当社グループは、各国の中央銀行や監督当局との全市場的なワーキング・グループに協力してきた。

英米の監督当局や、LIBORの管理運営機関(インターコンチネンタル取引所指標金利管理機関(ICE BA))が2020年11月末に行った公表により、当初は2021年度末までに移行完了が予定されていた移行期間が変更された。英ポンドLIBORについては、「タフ・レガシー」と呼ばれる特定の契約においては2021年末以降も使用できるシンセティックLIBORが公表される可能性がある。米国では、変動利付債を含む一部資産種類について立法による解決が検討されているため、2023年６月末まで米ドルLIBORの公表が継続される旨の決定が下された。

2020年度における進捗(特に、詳細な計画の明確化)を踏まえて考えると、当行は、大量の取引の指標金利を新指標金利に移行する作業を予定通りに管理できると確信している。

欧州では、EONIAから€STRへの移行(両指標間のスプレッドは固定されていることから、単純な計算のみで可能な移行)継続が決定された一方、EURIBORについては、無期限に維持されることが確認された。

他の通貨におけるIBORの改革により、当行が様々なリスクにさらされることから、上記プログラムを通じて綿密に管理することを目指している。これらのリスクには、特に次のようなリスクが含まれている。

- 変更管理に伴うリスクや、既存契約を修正するための顧客や市場取引相手との交渉に伴う訴訟リスクやコンダクト・リスク。
- 当行のITシステムおよびプロセスの変更に関連するオペレーショナル・リスク。
- IBOR改革の一環として講じられる様々な移行措置に伴い金融市場に混乱が生じた場合に被る経済的なリスク。
- 移行期間中に特定のデリバティブ市場セグメントにおいて流動性が低下した場合に被る評価リスク。

IASBは、2019年９月にIAS第39号およびIFRS第７号の改訂「フェーズ１」を公表し、該当するヘッジ対象またはヘッジ手段が指標金利改革後の金利を盛り込んで修正される前の不確実性が存在する状況であっても、指標金利改革の影響を受けるヘッジを継続できるように、ヘッジ会計の要求事項を変更した。欧州委員会が2020年１月15日に採択したこれらの改訂は、2020年１月１日以降を期首とする年次財務諸表に強制適用されるが、早期適用も可能であり、当社グループは早期適用を選択している。

IASBは、2020年８月に、IFRS第９号、IAS第39号、IFRS第７号、IFRS第４号およびIFRS第16号の改訂「フェーズ２」を公表し、新指標金利への実際の移行期間中に適用されるいくつかの変更点を明らかにした。本改訂により、IBOR改革が原因で金融商品の契約上のキャッシュ・フロー算定基礎が変化する場合でも、変化前の基礎と変化後の基礎が経済的に同等であれば、変動金利の金利リセット時と同様の方法で当該変化を会計処理することが可能になる。また本改訂により、ヘッジ文書の内容を変更して、ヘッジ対象、ヘッジ手段、ヘッジ対象リスクおよび／または新指標金利への移行期間中における有効性測定方法の修正を反映すれば、ヘッジ関係を継続することも可能になる。このヘッジ会計の枠組みについては、以下を含む救済措置も講じられた。

－ 任意の金利が、指定時に独立して識別可能な金利ではなくても、24ヶ月以内に独立して識別可能になることを合理的に見込める場合には、当該金利を、ヘッジ対象リスクの要素として文書化できる。
－ 公正価値変動の累計額を、ヘッジの有効性テストに関する救済措置の適用終了時点でゼロにリセットできる。
－ ポートフォリオ・ヘッジの枠組み内にある債務を、新無リスク金利(RFR)を参照する金融商品のサブグループに分離できる。

欧州委員会が2020年12月に採択したこれらの改訂は、2021年１月１日以降を期首とする年次財務諸表に適用されるが、早期適用も可能であり、当社グループは、新RFRに移行する結果として修正される既存のヘッジ関係を維持するために早期適用を選択している。

当社グループは、指標金利改革の対象となる指標金利(主に、ユーロ圏無担保翌日物平均金利(EONIA)、欧州銀行間取引金利(EURIBOR)、ロンドン銀行間取引金利(LIBOR))に関するヘッジ関係を文書化している。これらのヘッジ関係については、必要に応じて、新たな金利を盛り込みヘッジ対象とヘッジ手段であるデリバティブへの修正を徐々に加える予定である。IAS第39号およびIFRS第７号の改訂「フェーズ１」は、該当するヘッジ対象またはヘッジ手段に係る契約条項が修正されていない場合(すなわち、フォールバック条項が盛り込まれている場合)か、条項は修正されているものの新たな指標金利への移行条件および移行日が明確に定められていない場合に適用される。一方改訂「フェーズ２」は、該当するヘッジ対象またはヘッジ手段に係る契約条項が修正されており、新たな指標金利への移行条件および移行日が明確に定められている場合に適用される。

指標金利改革の影響を受けるヘッジ関係に文書化されているヘッジ手段の想定元本額は、注４.b「ヘッジ目的デリバティブ商品」に開示されている当該額の合計である。

2020年12月31日現在で、2021年12月31日より後に満期を迎える143,964件の契約がこの改革の対象となる金利を参照するものであり、これには104,315件のデリバティブ契約が含まれている。

加えて本改革は、担保について支払う利息に適用される参照翌日物金利の変更ももたらす。この変

更は、2020年度においては特に、ユーロおよび米ドル建てデリバティブの清算機関が実施し、価値曲線に変化をもたらした。これらの変更が当社グループに及ぼす正味の影響は僅少である。

2020年１月１日から強制適用される他の基準、改訂および解釈指針は、2020年度の財務諸表に影響を及ぼさなかった。

当社グループは、欧州連合が採択した新基準、改訂および解釈指針のうち、2020年度における適用が任意のものについては早期適用しなかった。

### 注１.a.２　公表済み未適用の主な新会計基準

2017年５月に公表されたIFRS第17号「保険契約」は、IFRS第４号「保険契約」に置き換わる基準で、欧州での適用に向けた欧州連合による採択後、2023年１月１日以降に始まる年次報告期間より強制適用される[(2)]。

新基準の分析作業と、新基準がもたらす影響の特定作業は現在も続いている。

(2) 2020年６月25日に、IASBは、特に、IFRS第17号の強制初度適用を２年間延期することを含む、「IFRS第17号の修正」を公開した。

### 注１.b　連結

#### 注１.b.１　連結の範囲

BNPパリバの連結財務諸表には、当社グループが単独でおよび共同で支配している企業や重要な影響力を行使している企業が含まれるが、連結に含めることが当社グループにとって重要でないと考えられる企業は除外される。連結子会社の株式を保有する企業も連結に含まれる。

子会社は、当社グループが有効な支配権を獲得した日より連結される。一時的に支配下にあった企業は、売却日まで連結財務諸表に含まれる。

#### 注１.b.２　連結の方法

*独占的支配*

支配下企業は全部連結されている。当社グループは、特定子会社への関与により得られる変動リターンにさらされているか、変動リターンに対する権利を持っており、当該子会社に対する法的権限の行使を通じて当該リターンに影響を及ぼすことができる場合、当該子会社を支配しているものとみなされる。

議決権が支配の有無の決定要因となる企業については、当社グループが当該議決権の過半数を直接または間接的に保有している場合(であって、当該議決権に伴う法的権限が変化する根拠となる契約条項が存在しない場合)、または該当企業の関連業務を指揮する法的権限が契約に基づき当社グループに付与されている場合、当社グループは、概して、当該企業を支配していることとなる。

ストラクチャード・エンティティとは、議決権が支配の有無の決定要因とならないような方法(議決権は管理業務に関する決議においてのみ行使できるようにするという方法や、関連業務は契約上の取決めに沿って指図されるようにするという方法など)で設立された企業をいい、一般的には、制限された活動、狭く十分に明確化された目的、劣後的な財務的支援なしに活動資金を賄うには不十分な資本といった特徴または属性を有している。

ストラクチャード・エンティティの支配について分析する際には、当該企業の設立目的や構造、当該企業が負うこととなるであろうリスク、また当社グループが関連する変動性を吸収できる程度を検討する必要がある。支配の有無を評価する際には、当社グループが、実質的に、そのリターンに重大な影響を及ぼす可能性のある決定(不確実な将来の事象または状況に基づく決定であってもよい)を下せるかどうかについて判定できるような、あらゆる事実や状況を検討する必要がある。

当社グループが支配権の有無を評価する際に検討すべき点は、当社グループまたは第三者のいずれが実質的な権利を保有しているのかという点のみである。被支配企業が実施すべき関連業務に関する決定の際に実質的に行使できる権利を保有している者が実質的な権利の保有者としてみなされる。

支配の有無を左右する１つ以上の要素が変化したことを示す事実や状況がある場合、支配権の有無を再評価する必要がある。

当社グループが、契約に基づき、意思決定に関する法的権限を保有している場合(当社グループがファンド・マネージャーとして活動している場合など)には、当社グループが、他人勘定または自己勘定のいずれを用いて活動するかを判定する必要がある。実務では、変動リターンに一定程度さらされている場合、当該権限は、当社グループが自己の利益のために行動していることを示唆する要素となるため、当社グループは、該当企業を支配しているものとみなされる。

少数株主持分は、連結企業内の連結損益計算書および貸借対照表に単独の勘定科目として計上される。少数株主持分の計算では、子会社が発行した資本性金融商品に分類される優先株式が当社グループ外で保有されている場合、当該優先株式の累積残高を考慮する。

全部連結されているファンドについては、第三者投資家が有する持分は、当該投資家が償還を求めた場合には公正価値で償還されるため、純損益を通じて公正価値で測定する負債として認識される。

支配権を喪失した取引については、当社グループが引き続き保有する資本持分が、純損益を通じて公正価値で再測定される。

*共同支配*

当社グループは、(被支配企業のリターンに重大な影響を及ぼす)関連業務について全会一致で合意することを求めている契約に基づき当該業務を１社以上の提携会社と共同で支配している場合、当該業務を共同支配しているものとみなされる。前述の共同支配業務が別の事業体(この事業体の純資産について前述の提携会社が各種権利を有している事業体)を通じて行われる場合、この共同支配企業は、持分法を用いて会計処理される。前述の共同支配業務が別の事業体を通じて行われない場合、または前述の提携会社が、当該業務に伴う資産について何らかの権利を有しているか、当該業務に伴う負債について何らかの義務を負っている場合、当社グループは、当該業務に伴う資産、負債、収益および費用の持分を、適用可能なIFRSに従って会計処理する。

*重要な影響力*

当社グループが重要な影響力を行使する企業または関連会社は、持分法で会計処理される。重要な影響力とは、支配権を行使することなく、対象企業の財務および業務上の方針に関する決定に参加する力である。当社グループが当該企業の議決権の20%以上を直接的または間接的に保有する場合には、重要な影響力があるものとみなされる。持分が20%未満の場合でも、当社グループが重要な影響力を行使している場合には連結範囲に含めることができる。具体例を挙げると、他の関連会社との提携で設立された会社であって、BNPパリバ・グループが、取締役会またはこれに相当する統治機関の代表を通して、当該企業の戦略決定に参加する場合、経営システムを提供するかシニア・マネージャーを派遣することにより会社の運営管理に影響力を行使する場合、または会社の発展を支援する技術的支援を行う場合などはこれに該当する。

関連会社(持分法適用会社)の純資産の変動は、貸借対照表の資産側の「持分法投資」および株主資本の関連する勘定で認識される。関連会社について計上されるのれんも、「持分法投資」に含まれる。

減損の兆候がある場合には、持分法で連結されている投資(のれんを含む)の帳簿価額について、回収可能価額(使用価値と正味売却可能価額のいずれか高い方の価額)と帳簿価額を比較する方法で減損テストが実施される。該当する場合、連結損益計算書の「持分法適用会社投資損益」に減損が認識される。なおこの減損は、状況により、後日戻入される場合がある。

持分法適用会社の損失に対する当社グループの持分が、当該持分法適用会社に対する投資の帳簿価額以上に達した場合、当社グループは、それ以上の損失を含めることを停止し、そのような投資の価値はゼロとして計上される。当社グループが契約に基づき法的債務か推定的債務を負う範囲内、または持分法適用会社に代わって支払いを行った範囲内でのみ、当社グループは持分法適用会社の損失を追加計上する。

当社グループは、ベンチャー・キャピタル組織、ミューチュアル・ファンドもしくはオープンエンド型投資会社である事業体、または投資関連保険ファンドといった類似事業体を通じて直接または間接的に関連会社の持分を保有している場合、当該持分を、純損益を通じて公正価値で測定することを選択できる。

連結対象企業に対する投資に係る実現損益は、損益計算書の「長期性資産に係る純利益」に認識される。

連結財務諸表は、類似の環境において生じた同種の取引およびその他の事象に関して統一された会計方針を用いて作成される。

### 注１.b.３　連結手続

**・　グループ会社間の残高と取引の相殺消去**

連結企業間の取引に起因するグループ会社間残高および取引そのもの(収益、費用および配当を含む)は相殺消去される。グループ会社間の資産の売買に起因する損益は相殺消去される。ただし、売却された資産の価値が減損している兆候がある場合は例外となる。資本を通じて公正価値で測定する金融商品および売却可能資産の価額に含まれる未実現損益は、連結財務諸表に引き続き計上される。

**・　外貨で表示された計算書類の通貨換算**

BNPパリバの連結財務諸表はユーロ建てで作成されている。

機能通貨がユーロでない企業の財務諸表は、決算日レート法により換算される。この方法によれば、すべての資産・負債は(貨幣性、非貨幣性を問わず)、決算日の直物為替レートによって換算される。収益・費用の項目は、会計期間の平均レートで換算される。

同じ方法が、超インフレ経済下にある企業の財務諸表に対しても適用されるが、その際、一般物価指数を適用することでインフレの影響を調整する。

貸借対照表項目および損益計算書項目の外貨換算差額は株主資本の「為替差額」に計上され、外部投資家帰属部分は「少数株主持分」に計上される。IFRS第１号によって認められている任意の会計処理に基づき、当社グループは2004年１月１日現在の期首貸借対照表において親会社株主および少数株主持分に帰属するすべての累積為替換算差額を利益剰余金に振り替え、すべての換算差額をゼロとした。

投資の種類が変化する(支配権もしくは重要な影響力を喪失するか、重要な影響力を維持することなく共同支配権を喪失する)こととなるような、ユーロ圏外に拠点を置いている外国企業に対する持分の一部または全部の清算または売却の際には、当該清算または売却日現在で資本の累積為替差額勘定に計上されている額(段階法で算出された額)が損益計算書に認識される。

投資の種類変更にはつながらないものの、持分割合は変化する場合、投資先企業が全部連結されていれば、為替差額が親会社株主帰属部分と少数株主帰属部分の間で再配分され、投資先企業が持分法で連結されていれば、売却持分に関する部分の為替差額が損益計算書に計上される。

### 注１.b.４　企業結合とのれんの測定

**・　企業結合**

企業結合はパーチェス法を用いて会計処理される。

パーチェス法では、被取得会社の識別可能な資産および引受けた負債は、取得日の公正価値で測定される。ただし、売却目的で保有する資産に分類される長期性資産は、売却費用控除後の公正価値で計上される。

被取得会社の偶発債務は、当該債務が取得日における現在の債務を表しており、当該債務の公正価値が信頼性をもって見積り可能な場合を除き、連結貸借対照表に認識されない。

企業結合の取得原価とは、交換日現在の取得資産、引受債務、および被取得会社の支配を獲得するために発行された資本性金融商品の公正価値である。企業結合に直接帰属する費用は個別取引に伴う費用として取り扱われ、損益計算書を通じて認識される。

条件付対価は、支配権を得た時点で、支配権を取得した日の公正価値で取得原価に含まれる。金融負債として認識済みの条件付対価のその後の価額変動は、損益計算書を通じて認識される。

当社グループは、暫定的な会計処理について取得日から12ヶ月以内に調整額を認識することがありうる。

のれんとは、企業結合の取得原価と、被取得会社の識別可能な資産および負債の取得日現在の公正価値純額に対する取得会社の持分との差額である。正ののれんは取得会社の貸借対照表で認識され、負ののれんは取得日に即時に損益計算書で認識される。少数株主持分は、被取得会社の識別可能な資産および負債の公正価値に対する持分で測定される。ただし当社グループは、各企業結合に係る少数株主持分を公正価値で測定することを選択でき、その場合にはのれんの一定割合が少数株主持分へ配賦される。当社グループがこれまでに後者の選択を行ったことはない。

のれんは被取得企業の機能通貨で認識され、決算日レートで換算される。

取得以前より保有していた被取得会社に対する株式持分は、当該取得日に、損益計算書を通じて公正価値で再測定される。このため段階取得の場合、のれんは、当該取得日現在の公正価値を参照して算定される。

IFRS第３号(改訂)は非遡及適用されているため、2010年１月１日以前に完了した企業結合については、IFRS第３号の変更による影響を反映するための修正再表示を行っていない。

IFRS第１号により認められている通り、2004年１月１日より前に行われ、以前適用されていた会計基準(フランスGAAP)に準拠して計上された企業結合については、IFRS第３号の原則に準拠した修正再表示は行われていない。

**・　のれんの測定**

BNPパリバ・グループは、のれんの価値の減損について定期的にテストしている。

－　資金生成単位

BNPパリバ・グループは、すべての活動を主要な業務部門を表す資金生成単位[(3)]に分けている。この分類は、当社グループの組織構造および管理方法に合致するものであるとともに、業績および管理のアプローチの観点から見た各単位の独立性を反映したものとなっている。分類は、企業買収、売却、大規模な組織変更など、資金生成単位の構成に影響を与える可能性の高い事象を考慮するため定期的に見直される。

(3) IAS第36号による定義。

－　資金生成単位の減損テスト

資金生成単位に割り当てられたのれんに対し、年に一度、さらに減損の兆候があれば随時、当該単位の帳簿価額と回収可能価額との比較により減損テストが行われる。回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、戻入不能な減損損失が認識され、当該単位の帳簿価額のうちの回収可能価額を上回る部分についてのれんの価額を切り下げる。

－　資金生成単位の回収可能価額

資金生成単位の回収可能価額は、資金生成単位の売却費用控除後の公正価値と当該資金生成単位の使用価値の内、いずれか高い方となる。

公正価値とは、測定日現在の市場実勢で資金生成単位を売却した場合に得られるであろう価格をいう。この価格は主に、類似企業の最近の取引実勢価格を参照して、あるいは比較対象企業の株価倍率を基に算出される。

使用価値は、資金生成単位によって生み出される将来のキャッシュ・フローの見積りに基づいており、当該単位の管理職が作成し当社グループの経営上層部が承認した年間見通しおよび市場における資金生成単位の活動のポジショニングの変更に関する分析から算出される。これらのキャッシュ・フローは、資金生成単位が属する事業分野および関連地域への投資に対して投資家が求める期待収益率で割引かれる。

### 注１.ｃ　外貨取引の換算

当社グループが行う外貨取引に関連する資産および負債の会計処理方法、ならびに当該取引により生じる為替リスクの測定方法は、当該資産または負債が貨幣性項目または非貨幣性項目のいずれに該当するかにより異なる。

－　外貨表示の貨幣性資産・負債[4]

外貨表示の貨幣性資産・負債は決算日レートで当社グループの関連事業体の機能通貨に換算する。外国為替換算差額は、キャッシュ・フロー・ヘッジまたは外貨純投資ヘッジ手段に指定される金融商品から生じるもの（これらは株主資本勘定で認識する）を除き、損益計算書で認識する。

－　外貨表示の非貨幣性資産・負債

非貨幣性資産は、取得原価または公正価値のいずれかで測定する。外貨表示の非貨幣性資産は、取得原価で測定する場合には取引日（すなわち、非貨幣性資産の当初認識日）の為替レートを用いて、公正価値で測定する場合には決算日レートで換算する。

公正価値で測定する外貨表示の非貨幣性資産（資本性金融商品）に関する外国為替換算差額は、当該資産が「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類される場合には損益計算書に認識され、「資本を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類される場合には資本に認識される。

[4] 貨幣性資産・負債とは、固定または決定可能な金額で受領または支払うことになる資産および負債である。

### 注１.ｄ　正味受取利息、手数料およびその他の業務収益

#### 注１.ｄ.１　正味受取利息

償却原価で測定する負債性金融商品および株主資本を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に関連する収益および費用は、実効金利法を用いて損益計算書に認識される。

実効金利とは、当該金融商品の予想残存期間（それが適切な場合は、それより短い期間）における予想将来キャッシュ・フローの割引後の価額が、貸借対照表上の資産または負債の帳簿価格総額と同等になるような利率をいう。実効金利測定の際には、実効金利の不可分な要素を構成する契約当事者間で授受されるすべての手数料、取引費用、ならびにプレミアムおよびディスカウントを考慮する。

利息の追加分とみなされる手数料は実効金利に含まれ、損益計算書の「正味受取利息」に認識される。ローン組成が、50％超の可能性で行われると考えられる場合、このカテゴリーには、特に、融資コミットメントに係る手数料が含まれる。融資コミットメントに関して受け取った手数料は、融資実行まで繰り延べられ、その後は、実効金利の計算に含まれ、貸出期間にわたって償却される。シンジケーション・コミッションも、他のシンジケート団参加者への報酬に相当する手数料部分については、このカテゴリーに含まれる。

### 注１.d.２　手数料およびその他の業務収益

銀行業務や提供した類似サービスに関して受け取った手数料(実効金利の不可分な要素を構成するものは除く)、不動産開発からの収益、またリース契約に関連して提供したサービスからの収益はIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用対象に含まれる。

本基準では、５ステップの原則に基づき収益を認識する単一のモデルを定めている。この５ステップに従うと、契約に含まれる別個の履行義務を識別し、取引価格をそれらに配分することができる。当該履行義務に関する収入は、履行義務が果たされた時(すなわち、契約した財またはサービスの支配が移転した時)に収益として認識される。

サービスの価格には、変動要素が含まれることがある。変動額は、その額を計上しても大幅な下方修正が必要とならない可能性が非常に高い場合に限り、損益計算書に認識できる。

**・　手数料**

当社グループは、受取手数料および支払手数料を、下記のように損益計算書に計上する。

－　顧客が継続的にサービスを受ける状況では、サービス期間にわたって計上する。具体例を挙げると、この手数料には、サービスが継続的に提供される顧客との取引に伴う一定の手数料、融資コミットメントに伴う手数料であって、融資実行を生じさせる可能性が低いため金利差益に含まれないもの、金融担保に係る手数料、金融商品の清算手数料、信託および類似業務に関する手数料、有価証券保管手数料などが含まれる。

　融資保証コミットメントに際して受け取った手数料は、当該コミットメントの当初の公正価値を表すものとみなされる。その結果生じた負債は、その後、手数料収益において、当該コミットメントの期間にわたって償却される。

－　他の状況では、サービス提供時点で計上する。具体例を挙げると、この手数料には、受け取った販売手数料、アレンジメント・サービス報酬であるローン・シンジケーション手数料、アドバイザリー手数料などが含まれる。

**・　その他の業務収益**

不動産開発業務収益やリース契約に関連して提供したサービスからの収益は、損益計算書の「その他の業務収益」に計上される。

不動産開発業務収益に関しては、当社グループは下記のように損益計算書に計上する。

－　履行義務によりある資産が創出または増価される状況であって、創出または増価されている当該資産について顧客が支配を獲得する状況(資産が所在する土地上で顧客が建設中の資産を支配するなど)、またはサービスを提供しても企業が他に転用できる資産が創出されず、現在までに完了した履行に対する支払いを強制できる権利が企業に付与される状況では、履行期間にわたって計上する。フランスのVEFA(将来の完成状態で販売)といった契約はこれに該当する。

－　他の状況では完了時に計上する。

リース契約に関連して提供したサービスからの収益に関しては、当社グループはサービス提供中に(すなわち、メンテナンス契約のために生じた費用に応じて)損益計算書に計上する。

### 注１.ｅ　金融資産および金融負債

保険業務に関するものを除く金融資産(注１.ｆ参照)は、該当資産の事業モデルおよび契約上の特性に応じて、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産、株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産または純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される。

金融負債は、当初認識時に、償却原価で測定する金融負債または純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類される。

金融資産および負債は、当社グループが当該金融商品に係る契約の当事者となった時に貸借対照表に認識される。適用規則が定めている期間または関連市場では慣例となっている期間内における金融資産の購入および売却は、決済日に貸借対照表に認識される。

#### 注１.ｅ.１　償却原価で測定する金融資産

金融資産は、事業モデルの目的が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために当該資産を保有することにあるという条件と、キャッシュ・フローが、元本と付帯利息に関する支払いのみで構成されているという条件の２つを満たす場合、償却原価で測定する金融資産に分類される。

**・　事業モデル要件**

金融資産は、特定の事業モデル(資産の残存期間にわたり契約上の支払いを回収することを通じてキャッシュ・フローを回収するために当該資産を保有することを目的とするモデル)内で管理される。

該当金融商品の満期に近い時点で、残りの契約上のキャッシュ・フローに近い金額で行われた売却、または取引相手の信用リスクが増大したために行われた売却は、その目的が契約上のキャッシュ・フローを回収することにある事業モデル(以下、「回収目的保有事業モデル」という。)に整合する。規制要件を満たすために、または(当該資産の信用リスク増大を招かないように)信用リスクの集中を管理するために行われる売却についても、売却の頻度が低いか、または金額が僅少である場合には、この事業モデルに整合する。

**・　キャッシュ・フロー要件**

このキャッシュ・フロー要件は、負債性金融商品の契約条件が、元本の返済と、未払元本残高に付帯する利息の支払いのみに充てられるキャッシュ・フローを特定の日に生じさせることである場合に満たされる。

契約上の特性により、保有者が、複雑でない契約や「一般的な貸付」契約と整合しない契約上のキャッシュ・フローに係るリスクまたはその変動にさらされることとなる場合、この基準は満たされない。また、契約上のキャッシュ・フローの変動性を増大させるレバレッジが存在する場合にも、この基準は満たされない。

利息は、貨幣の時間価値や信用リスクの対価、他のリスク(流動性リスクなど)や費用(管理費など)に対する対価、また一般的な貸付契約と整合する利益マージンで構成される。マイナス利息によって、キャッシュ・フロー要件の充足に疑義が生じることはない。

貨幣の時間価値は、一般的には「金利」部分と呼ばれる利息の要素で、時間の経過のみに対する対価を提供する。金利と時間の経過の関係は、キャッシュ・フロー要件の充足に疑義を生じさせる可能性のある固有の特徴により修正されるものであってはならない。

このため、金融資産の変動金利が、金利の期間と一致しない頻度で定期的に改定されている場合、貨幣の時間価値は修正されたとみなされる可能性があり、修正の大きさによっては、キャッシュ・フロー要件が満たされなくなる可能性がある。当社グループが保有している金融資産の中には、金利改定の頻度と、指標金利またはベンチマーク金利の平均に連動している金利の満期までの期間が一致していないものがある。当社グループは、この貨幣の時間価値の修正について分析するための一貫した手法を開発した。

規制金利は、時間の経過に対する対価と概ね整合する対価を提供する場合であって、一般的な貸付契約(リブレA貯蓄口座保有者に供与される貸出など)と整合しない契約上のキャッシュ・フローに係るリスクまたはその変動にさらされない場合に、キャッシュ・フロー要件を満たす。

一部の契約条項は、キャッシュ・フローの発生時期または金額を変化させることがある。繰上償還オプションは、当該支払額が、ほぼ未払元本と付帯利息の合計額に相当する場合、契約の早期終了に対する合理的な補償が含まれている可能性があり、キャッシュ・フロー要件の充足には問題がない。具体例を挙げると、リテール顧客に対する貸出金については、６ヶ月分の利息または発行済資本の３％を限度とする補償は合理的だとみなされる。残存する契約上の貸出金のキャッシュ・フローと、満期までの残存期間が近似した類似の取引先に対する貸出または銀行間市場への再投資額との差額の割引価値に相当する数理計算上の違約金も、補償が正または負のいずれとなる場合(すなわち、「対称的な」損失補償と呼ばれる場合)であっても合理的だとみなされる。金融商品の発行体または保有者が金利を変動金利から固定金利に変更できるオプションは、固定金利が、組成時に決められた金利である場合、またはオプション行使日における、当該商品の満期までの残存期間に対応する貨幣の時間価値に相当する場合、キャッシュ・フロー要件の充足を妨げない。

原資産ポートフォリオが受け取る支払いと契約上リンクしている金融資産であって、各投資家への支払いに優先順位がついており(「トランシェ」)、その結果として信用リスクの集中を生むような特殊なケースの場合、固有の分析が実施される。トランシェの契約上の特性と、原金融商品ポートフォリオの契約上の特性は、キャッシュ・フロー要件を満たすものでなければならず、トランシェの信用リスクは、原金融商品プールの信用リスク・エクスポージャー以下でなければならない。

貸出金は、特別目的事業体に供与される場合、契約上または実質的に「ノンリコース」となる場合がある。ノンリコースとなるのは、特に、多くのプロジェクト・ファイナンスまたは資産担保ローンの場合である。これらの貸出金が、担保として機能する資産に対する直接的なエクスポージャーとならない限り、キャッシュ・フロー要件は満たされる。実務では、金融資産が明らかに元本および利息の支払額と一致するキャッシュ・フローを生み出すものであるという事実のみをもって、当該金融商品がキャッシュ・フロー要件を満たしていると結論付けるのは十分な判断とはいえない。この場合には、リミテッドリコースである特定の原資産を、「ルックスルー」アプローチを用いて分析する必要がある。これらの資産自体がキャッシュ・フロー要件を満たしていない場合には、既存の信用補完の評価を実施する必要がある。この評価においては、取引の構造や規模、当該取引における自己資金の水準、想定している返済原資、原資産のボラティリティといった要素が検討される。この分析は、当社グループが供与した「ノンリコース」ローンを対象に実施される。

「償却原価で測定する金融資産」カテゴリーには、特に、当社グループが供与する貸出金や売戻(リバース・レポ)契約、また契約上のキャッシュ・フローを回収するために当社グループの資産負債管理(ALM)トレジャリー部門が保有している有価証券であってキャッシュ・フロー要件を満たすものが含まれる。

**・　認識**

金融資産は、当初認識時にその公正価値(取引に直接帰属する取引費用や、貸出金の組成に関する手数料を含む)で認識される。

その後は償却原価(過去の期間における未収利息を含み、元本の償還および利息の支払額は除く)で測定される。また、これらの金融資産については、当初認識時から、予想信用損失引当金を測定する必要もある(注１.e.５)。

利息は、契約開始時に決定された実効金利法を用いて計算される。

**注１.e.２　株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産**

**・　負債性金融商品**

負債性金融商品は、下記の２つの基準が満たされている場合、株主資本を通じて公正価値で測定する区分に分類される。

－　事業モデル要件：金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方によりその目的が達成される事業モデル(以下、「回収売却両目的保有事業モデル」という。)のもとで保有される場合。当該回収と売却の両方は、該当事業モデルに付随する要素ではなく不可欠な要素でなければならない。

－　キャッシュ・フロー要件：原則は、償却原価で測定する金融資産に適用されるものと同じである。

特に、契約上のキャッシュ・フローを回収するか資産を売却するために当社グループのALMトレジャリー部門が保有している有価証券であって、キャッシュ・フロー要件を満たしているものは、このカテゴリーに分類される。

金融資産は、当初認識時にその公正価値(取引に直接帰属する取引費用を含む)で認識される。その後は公正価値で測定され、公正価値の変動は、株主資本内の「資本に直接認識され、純損益へ再分類される資産および負債の変動」と題された固有の勘定に認識される。またこれらの金融資産については、償却原価で測定する負債性金融商品に対するものと同じアプローチで、予想信用損失引当金を測定する必要もある。関連するリスク費用の影響額は、株主資本内の同じ固有の勘定に認識される。売却時には、それまで株主資本に認識された公正価値の変動が純損益に再振替される。

加えて利息は、契約開始時に決定された実効金利法を用いて損益計算書内に認識される。

**・　資本性金融商品**

株式に代表される資本性金融商品に対する投資は、選択や個々の状況によっては、株主資本(の固有の勘定)を通じて公正価値で測定する区分に分類される。株式の売却時に、それまで資本に認識された額が純損益に再振替されることはない。配当金は、出資金の払戻しではなく投資家への報酬に相当するものに限り、純損益に認識される。これらの金融商品は減損対象とならない。

発行体に償還を請求(プッタブル)できるミューチュアル・ファンドに対する投資は、資本性金融商品の定義を満たさない。またキャッシュ・フロー要件も満たさないため、純損益を通じて公正価値で認識される。

**注１.e.３　融資コミットメントおよび保証コミットメント**

融資コミットメントおよび融資保証コミットメントのうち、純損益を通じて公正価値で測定するデリバティブ商品として認識されないものは、融資コミットメントおよび保証コミットメントに関する注記に表示される。これらのコミットメントについては、予想信用損失引当金を測定する必要がある。この損失引当金は、「偶発債務等引当金」に表示される。

**注１.e.４　規制貯蓄預金と貸付契約**

住宅財形貯蓄口座(Comptes Épargne-Logement、以下「CEL」という。)および住宅財形貯蓄制度(Plans d'Épargne Logement、以下「PEL」という。)は、フランスで販売されている公的規制リテール商品である。これは預金・貸出金一体型商品であり、預金が貸付の条件になっている。

これらの商品に関してBNPパリバは２種類の義務を負っている。つまり、契約時に政府が設定した金利で(PEL商品の場合)、または法が定める物価スライド方式に従い半年ごとに見直す金利で(CEL商品の場合)無期限に預金金利を支払う義務、および貯蓄期間に取得した権利に応じた金額を契約時に設定した金利で(PEL商品の場合)、または貯蓄期間に応じた金利で(CEL商品の場合)顧客に対して貸し付ける(顧客の選択による)義務である。

各ジェネレーション(PEL商品の場合、一つのジェネレーションはすべて同じ当初金利の商品から成り、CEL商品の場合、全CEL商品が一つのジェネレーションを構成する)に関連する当社グループの将来債務は、当該ジェネレーションのリスクにさらされている残高から将来生じる可能性のある利益を割引くことにより測定する。

リスクにさらされている残高は顧客行動の実績分析を基に推定され、次の金額と等しくなる。

－　貸付面では、統計的に蓋然性の高い貸付残高および実際の貸付残高。

－　貯蓄面では、統計的に蓋然性の高い残高と最低予想残高との差。条件付きでない定期預金残高を最低予想残高とみなす。

貯蓄面では、再投資金利と、再投資期間中のリスクにさらされている預金残高に対する固定預金金利との差が将来生じる利益とみなされ、貸付面では、再調達金利と、再調達期間中のリスクにさらされている貸出金残高に対する固定貸出金利との差が将来生じる利益とみなされる。

貯蓄面での再投資金利および貸付面での再調達金利は、スワップ取引のイールド・カーブ、ならびに種類および満期日が類似している金融商品の期待スプレッドから算出する。スプレッドは、貸付面の場合は固定金利住宅ローン、貯蓄面の場合はリテール商品の実勢スプレッドを基に算出する。将来の金利動向の不確実性、さらには当該金利動向が顧客行動モデルおよびリスクにさらされている残高へ及ぼす影響を反映させるため、債務の推定にはモンテカルロ法を用いている。

契約のジェネレーションごとの貯蓄・貸付に関し、当社グループの将来の想定債務合計が当社グループにとって好ましくない可能性がある場合、引当金を貸借対照表の「偶発債務等引当金」勘定で(ジェネレーション間で相殺せず)認識する。この引当金の増減は、損益計算書の受取利息として認識する。

**注１.e.５　償却原価で測定する金融資産および株主資本を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の減損**

信用リスクの減損モデルは、予想信用損失に基づく。

このモデルは、償却原価で測定するか、資本を通じて公正価値で測定する貸出金および負債性金融商品、公正価値で認識されない融資コミットメントおよび融資保証契約、ならびにリース債権、売掛債権および契約資産に適用される。

**・　全般的なモデル**

当社グループは、資産の当初認識以降における取引相手の信用リスクの変動と関係のある特定の状況の各々に対応する３つの「ステージ」を設けている。

－　12ヶ月分の予想信用損失(「ステージ１」)：報告日の時点で、ある金融商品の信用リスクが、当初認識時と比べ著しく増大していない場合、この商品については、12ヶ月分の予想信用損失に相当する額(今後12ヶ月以内に生じ得る債務不履行リスクをもとに算出した額)で減損引当金が測定される。

－　未減損資産について残存期間における予想信用損失(「ステージ２」)：金融商品の信用リスクは当初認識時と比べ著しく増大しているものの、金融資産が信用減損資産でも不良資産でもないとみなされる場合、残存期間における予想信用損失に相当する額で減損引当金が測定される。

－　信用減損または不良金融資産について残存期間における予想信用損失(「ステージ３」)：この場合も、残存期間における予想信用損失に相当する額で減損引当金が測定される。

この全般的なモデルは、IFRS第９号の減損モデルの適用対象であるすべての金融商品(ただし、購入または組成した信用減損金融資産、および後述の簡便法が用いられる金融商品は除く)に適用される。

IFRS第９号の予想信用損失アプローチは対称的であるため、過去の報告期間において残存期間における予想信用損失が認識された状況で、当報告期間において、信用リスクの著しい増大が存在しなくなったと評価された場合、減損引当金は、12ヶ月分の予想信用損失区分に戻される。

受取利息については、「ステージ１」および「ステージ２」の場合、帳簿価額総額で計算される。「ステージ３」の受取利息は償却原価(すなわち、帳簿価額総額から減損引当金控除後)で計算される。

**・　債務不履行の定義**

債務不履行の定義は、バーゼル規制における債務不履行の定義と同様で、延滞期間が90日を超えると債務不履行が生じたものとみなすという反証可能な推定を伴っている。この定義(特に、延滞期間および猶予期間の計算に適用される基準に関する定義)は、2016年９月28日から適用されているEBAの指針を考慮に入れている。

この債務不履行の定義は、信用リスクの著しい増大の有無の評価と、予想信用損失の測定に一貫して使用される。

**・　信用減損または不良金融資産**

*定義*

金融資産は、その予想将来キャッシュ・フローに悪影響を及ぼす１つ以上の事象が発生している場合、信用減損または不良資産として、「ステージ３」に分類される。

個々の資産レベルでは、金融資産が信用減損していることの客観的証拠には、所定の事象(すなわち、延滞期間が90日を超えている口座勘定の存在、借手の支払いが滞ったことがあるか否かにかかわらず、リスクが発生していると考えられる程深刻な資金難に借手が陥っているという認識または兆候、借手が資金難に陥っていなければ検討されなかった、貸手による借手の支払い条件に関する譲歩(詳しくは、「資金難を根拠とする金融資産のリストラクチャリング」と題されたセクションを参照))に関する観察可能なデータが含まれる。

*購入または組成した信用減損金融資産に固有のケース*

状況によっては、当初認識の時点で、金融資産が信用減損していることがある。

このような資産については、当初認識時の会計処理において減損引当金が認識されない。実効金利は、当初予想したキャッシュ・フローが生じる期間中の、残存期間における予想信用損失を考慮しながら計算される。当初認識以降の、残存期間における予想信用損失の上方または下方修正は、減損引当金調整として純損益に認識される。

**・　簡便法**

簡便法は、当初認識以降および各報告日現在の残存期間における予想信用損失に相当する減損引当金を認識する会計処理から成る。

当社グループは、満期までの期間が12ヶ月未満の売掛債権に簡便法を適用している。

・　信用リスクの著しい増大

信用リスクの著しい増大の有無は、合理的かつ裏付け可能なあらゆる情報を考慮し、報告日における金融商品の債務不履行リスクを、当初認識時の債務不履行リスクと比較する方法で、個別に、または(共通の信用リスク特性を有する金融商品のグループ単位で)一括して評価できる。

信用低下の有無は、当初認識日におけるデフォルト確率／格付を、報告日におけるデフォルト確率／格付と比較した結果に基づく。

また本基準によれば、契約上の支払いの延滞期間が30日を超えている場合、該当金融商品に伴う信用リスクは当初認識時と比べ著しく増大しているものとみなされるという、反証可能な推定も存在する。

消費者金融に特化した事業においては、過去12ヶ月の間に延滞が生じた場合、たとえそれ以降は約定通りに返済されている場合であっても、信用リスクの増大が著しいとみなされる。

公衆衛生危機への対応策として行われている、2020年４月２日に公表され2020年12月２日に改訂されたEBAの指針に定義されている基準を満たす返済の猶予は、それだけでは、ステージ２への自動振替につながる信用リスクの著しい増大を示唆する指標としてはみなされない。2020年４月２日に公表されたEBAの指針に定義されているものと同等の基準を満たす「民間による」返済の猶予(すなわち、2020年９月30日までの猶予)も、同様の取扱いを受ける。返済猶予後は、新たな返済スケジュールが守られている限り、延滞日数には含められない。

信用リスクの著しい増大の有無の評価に適用される原則は、注２.h「リスク費用」に詳しく記載されている。

・　予想信用損失の測定

予想信用損失は、金融商品の予想残存期間中に信用損失が生じる可能性で加重された信用損失(すなわち、当該期間中におけるあらゆるキャッシュ不足額の現在価値)として定義されている。予想信用損失は、すべてのエクスポージャーを対象に個別に測定される。

実務では、ステージ１およびステージ２に分類されるエクスポージャーについて、デフォルト確率(以下「PD」という。) x デフォルト時損失率(以下「LGD」という。) x デフォルト時エクスポージャー(以下「EAD」という。)の結果をエクスポージャーの実効金利(EIR)で割り引いたものとして予想信用損失が測定される。予想信用損失は、今後12ヶ月以内に生じ得る債務不履行リスクに起因するもの(ステージ１)またはファシリティの満期までの残存期間中に生じ得る債務不履行リスクに起因するもの(ステージ２)のいずれかとなる。消費者金融に特化した事業においては、信用エクスポージャーの特異性により、使われる手法は、期限の利益の喪失に移行する可能性と、移行後の割引後損失率に基づくものとなる。これらのパラメーターの測定は、同種の母集団を対象に統計的手法で実施される。

ステージ３に分類されるエクスポージャーについては、予想信用損失は、金融商品の残存期間中におけるあらゆるキャッシュ不足額を、実効金利で割り引いた現在価値として測定される。キャッシュ不足額は、契約に従い生じる予定のキャッシュ・フローと、受け取ることができる見込みのキャッシュ・フローの差額に相当する。

開発した手法は、信用リスクに対する所要自己資本が内部格付手法(IRBA)により測定されるエクスポージャーに関する既存の概念や手法(特にバーゼル銀行監督委員会の枠組みに含まれるもの)に基づいている。この手法は、信用リスクに対する所要自己資本が標準的手法により測定されるポートフォリオにも適用される。加えて、バーゼル銀行監督委員会の枠組みも、IFRS第９号の要件(特に、将来予測的な情報の使用に関する要件)が満たされるように調整されている。

*満期までの期間*

金融商品の残存期間にわたり適用される、当該商品のあらゆる契約条項(繰上償還、延期および類似の選択肢に関する条項を含む)が考慮される。金融商品の予想残存期間を信頼性をもって見積れないという極めて稀なケースでは、契約の残存期間を使用しなければならない。本基準は、予想信用損失測定時に検討すべき最大期間は最大契約期間であると定めている。しかしながら、クレジットカードのリボ払いや当座貸越については、IFRS第９号が定めている例外に従い、予想信用損失測定時に検討すべき満期までの期間は、事業体が信用リスクにさらされることとなる期間(この期間は、契約上の満期日(通知期間)以降まで延長されることがある)となる。非リテール取引相手に対するリボルビング・クレジットや当座貸越については、次回の見直し日が契約上の満期日であるような場合、契約上の満期日は個別に管理されるものとしてみなされる。

*デフォルト確率(PD)*

デフォルト確率は、所定の期間中に債務不履行が生じる可能性の見積りである。

予想信用損失の測定には、下記の方法で１年以内のデフォルト確率と残存期間におけるデフォルト確率の両方を見積る必要がある。

- １年以内のPDは、現状(以下、「ポイント・イン・タイム」または「PIT」という。)を反映するため、長期平均ベースの規制目的「スルー・ザ・サイクル」アプローチによるPDから導き出される。
- 残存期間におけるPDは、満期までの期間におけるエクスポージャーの予想格付変動と、関連するデフォルト確率が反映されている格付遷移マトリクスから算定される。

*デフォルト時損失率(LGD)*

デフォルト時損失率は、債務不履行日の実効金利(またはこれに近似する利率)を用いて割り引かれた、契約上のキャッシュ・フローと予想キャッシュ・フローの差である。LGDは、EADの一定割合として表示される。

予想キャッシュ・フローの見積りにおいては、保有担保の売却または他の信用補完が契約条項の一部分であり、事業体がそれらを個別に会計処理していない場合(住宅ローンと関係のある抵当など)、当該売却から生じるキャッシュ・フロー(当該担保の取得および売却にかかる費用控除後)を考慮する。

公衆衛生危機への対応策として組成される政府保証付き融資については、当該保証が当該融資の契約条項に組み込まれているか、融資の組成時点で当該保証が供与されている場合であって、予想償還額を特定の融資と結び付けることができる場合(すなわち、トランチングの仕組みによるプーリング効果がない場合か、ポートフォリオ全体レベルでのグローバルに上限がない場合)に、当該保証は融資契約に不可欠な要素としてみなされる。かかる場合、当該保証は、予想信用損失を測定する際に考慮される。そうでない場合には、当該保証は、個別の償還資産として会計処理される。

IFRS第９号で使われるLGDは、バーゼル銀行監督委員会のLGDパラメーターに由来するものである。下振れマージンおよび保守的なマージン(特に、規制マージン)は、モデルの不確実性に係るマージンを除いて設けられない。

*デフォルト時エクスポージャー(EAD)*

金融商品のデフォルト時エクスポージャー(EAD)は、債務不履行発生時点における債務者の予想債務残高である。EADは、商品の種類に応じて異なる、契約に基づく償還のスケジュール、予想される繰上償還およびリボルビング・クレジット・ファシリティにおいて将来見込まれる借入実行を考慮して、償還特性の予想をもとに算定される。

*将来予測的な情報*

予想信用損失の額は、過去の事象、現状および合理的かつ裏付け可能な経済予測を考慮し、発生確率で加重平均されたシナリオをもとに測定される。

予想信用損失測定時の将来予測的な情報の考慮に適用される原則は、注２.h「リスク費用」に詳しく記載されている。

**・　償却**

償却は、金融資産のすべてもしくは一部分を回収することが合理的に見込めなくなった場合、または当該資産のすべてもしくは一部分が債権放棄された場合に、当該資産の帳簿価額総額を減額する処理から成る。償却は、当行による債権または保証を回収するためのすべての手段が機能しなくなった場合に、通常は各法域に固有の状況に応じて計上される。

償却に伴う損失の額が損失引当金累計額を超えている場合、差額は、「リスク費用」に計上される追加の減損損失となる。金融資産(またはその一部分)がもはや貸借対照表に認識されない状況で回収が生じた場合、回収額は、「リスク費用」に減損利得として計上される。

**・　担保の担保権行使による回収**

貸出金が、保証となる金融または非金融資産で担保されている状況で債務者が不履行に陥った場合、当社グループは、当該保証に付帯する担保権の行使を決定し、該当法域での規定などに従い当該資産の所有者となることができる。この場合、債務者に対する貸出金は、担保として受け取った資産の額まで償却される。

担保資産の所有権を取得した場合、当該資産は公正価値で会計処理され、その使用目的に応じて分類される。

・　資金難を根拠とする金融資産のリストラクチャリング

借手の資金難を根拠とするリストラクチャリングとは、当社グループが、借手の資金難に関する経済的または法的理由のみを根拠に検討している、当初の取引条件の変更をいう。

金融資産の認識中止につながらないリストラクチャリングの場合、リストラクチャリング対象資産の帳簿価額総額が、当該資産の当初の実効金利で割り引かれた後の新しい予想将来キャッシュ・フローの額まで減額調整される。該当資産の帳簿価額総額の変動は、損益計算書の「リスク費用」に計上される。

その後は、リストラクチャリング後の(改変後の契約条項に基づく)債務不履行リスクと、当初認識日現在の(原契約条項の下での)債務不履行リスクを比較する方法で、金融商品に伴う信用リスクの著しい増大の有無が評価される。残存期間における予想信用損失の認識基準が満たされなくなったことを証明するには、一定の期間にわたり返済実績が良好であることを確認できなければならない。

リストラクチャリングが、実質的に異なる他の資産との部分的なまたは完全な交換(負債性金融商品と資本性金融商品の交換など)から成る場合、原資産は消却され、交換により取得した資産は、交換日の公正価値で測定される。価額の差額は、損益計算書の「リスク費用」に計上される。

2020年においては、公衆衛生危機に対応するため、顧客に対し複数の返済が猶予されている。この返済猶予は、主に、猶予期間中も利息が生じるまたは期間中は利息が生じない数ヶ月間の返済猶予で構成されている。このため関連する変更は、概して、大幅な条件変更ではないものとみなされる。ゆえに、関連する割引(期間中は利息が生じない猶予または融資のEIRを下回る利率で利息が生じる猶予に関連する割引)は、所定の要件[5]に従いNBI(銀行業務純益)として会計処理される。上記の返済猶予は、実際のところ、資金難に直面している借手を救済するためではなく、借手の一時的な流動性危機に対処するための猶予であるため、信用リスクが著しく増大しているとはみなされない。

借手の資金難を根拠とするものでも、返済猶予を認めるものでもない金融資産の条件変更(すなわち、商業上の契約再交渉)は、通常、当該資産の早期繰上償還とみなされ、当該資産の認識は中止され、新たな金融資産が市況に応じた価額で認識される。当該変更の本質は、市況に応じた融資金利への改定(すなわち、顧客が貸手を変更することが可能でいかなる資金難にも直面していないこと)にある。

[5] 「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)被害者救済のための一般的な返済猶予措置」として適格な(すなわち、2020年４月２日に公表されたEBAの指針に定められている基準を満たす)返済猶予、またはステージ３への振替につながらない類似の措置。

### 注１.e.６　リスク費用

リスク費用には下記の損益項目が含まれる。

－　償却原価で測定するか、株主資本を通じて公正価値で測定する負債性金融商品、公正価値で認識されない融資コミットメントおよび融資保証契約、ならびにリース債権、契約資産および売掛債権と関係のある12ヶ月分の予想信用損失および残存期間における予想信用損失(「ステージ１」および「ステージ２」)に係る損失引当金の会計処理に起因する減損利得および損失。

－　減損の客観的証拠がある金融資産(「ステージ３」。純損益を通じて公正価値で測定するものを含む)、回収不能貸出金の償却および償却済貸出金について回収できた額に関する損失引当金の会計処理に起因する減損利得および損失。

－　保険会社の固定利付証券のうち(IAS第39号に基づき)減損の有無が個別評価される証券に関する減損利得および損失。

リスク費用には、金融業務に固有の不正や係争に関する費用も含まれる。

**注１.e.７　純損益を通じて公正価値で測定する金融商品**

**・　純損益を通じて公正価値で測定するトレーディング・ポートフォリオおよび他の金融資産**

トレーディング・ポートフォリオには、トレーディング目的で保有する金融商品(デリバティブを含む)が含まれる。

純損益を通じて公正価値で測定する他の金融資産には、「回収目的保有事業モデル」基準または「回収売却両目的保有事業モデル」基準を満たしていないか、キャッシュ・フロー要件を満たしていない負債性金融商品や、株主資本を通じて公正価値で測定する選択肢を保有していない資本性金融商品が含まれる。

これらの金融商品は、いずれも、当初認識時には、公正価値で測定され、その取引費用は純損益に直接計上される。報告日には公正価値で測定され、その変動は「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／損失」に表示される。トレーディング勘定の取引に関連する収益、配当金および実現処分損益は、同じ損益計算書内で会計処理される。

**・　純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債**

金融負債は、下記の２つの状況では選択に基づきこのカテゴリーに認識される。

－　他の状況では個別に会計処理されていた組込デリバティブを一つ以上含む複合金融商品の場合。組込デリバティブの経済特性およびリスクが、主契約の経済特性およびリスクと緊密に関連していない場合。

－　この選択により、別のカテゴリーに分類した場合に発生する資産および負債の測定や会計処理の不整合を解消または大幅に軽減できる場合。

自己の信用リスクに起因する公正価値の変動は、株主資本の固有の勘定に認識される。

**注１.e.８　金融負債および資本性金融商品**

発行済金融商品またはその各要素は、その法的契約の経済的実態に従い、金融負債か資本性金融商品に分類される。

当社グループが発行した金融商品は、当該商品を発行した当社グループ内の事業体が商品の保有者に対して現金または他の金融資産を引き渡す契約上の義務を負う場合に、負債商品とみなされる。当社グループが、他の企業との間で当社グループにとって潜在的に不利な条件で金融資産または金融負債を交換する、あるいは可変数量の当社グループの自己株式を引き渡す必要がある場合も同様である。

資本性金融商品は、すべての負債を控除した後の事業体の資産に対する残余持分を証する契約から生じる。

・　**負債証券および劣後債**

負債証券および劣後債は、純損益を通じて公正価値で認識されるものでない限り、償却原価で測定される。

負債証券は、最初に取引費用を含む発行価格で認識され、その後実効金利法を用いて償却原価で測定される。

自己株式との引換により償還可能な債券、または自己株式に転換可能な債券は、取引の当初認識時に、負債と資本の両要素を持つ複合金融商品として会計処理される。

・　**資本性金融商品**

「自己株式」という言葉は、親会社(BNPパリバ)およびその全部連結子会社が発行した株式を意味する。新株発行に直接帰属する外部費用は、すべての関連する税金控除後に資本から控除される。

当社グループが保有する自己株式は、金庫株としても知られているが、保有の目的に関わらず、連結株主資本の部から控除される。また、そのような金融商品から発生する損益は、連結損益計算書から消去される。

当社グループがBNPパリバの独占的支配を受ける子会社発行の資本性金融商品を取得する場合、取得価格と取得した持分に対応する純資産との差額をBNPパリバの親会社株主帰属利益剰余金に計上する。同様に、そのような子会社の少数株主に付与されたプット・オプションに対応する負債およびその価値の増減は少数株主持分で相殺し、余剰があればBNPパリバの親会社株主帰属利益剰余金で相殺する。これらのオプションが行使されない限り、少数株主帰属純利益の一部は損益計算書の少数株主損益に配賦される。全部連結子会社に対する当社グループの持分の減少は、株主資本の変動として当社グループの財務諸表に認識される。

当社グループ発行の金融商品であって資本性金融商品に分類されるもの(永久最劣後債など)は、貸借対照表の「資本金および利益剰余金」に表示される。

資本性金融商品に分類される金融商品からの配当は、資本からの控除として直接認識される。同様に、資本として分類される、金融商品の取引費用は、株主資本からの控除として認識される。

自己株式デリバティブは、決済方法により次のように会計処理する。

－　一定額の現金その他金融資産と交換に、自己株式の一定数を現物として引き渡すことにより決済される場合には、資本性金融商品として会計処理する。この場合、そのような資本性金融商品の再評価は行わない。

－　現金決済の場合、または株式現物の引渡しによる決済と現金決済の選択により決済される場合には、デリバティブとして会計処理する。そのようなデリバティブの価値の増減は損益計算書に計上する。

契約により当行が自己株式を買い戻す義務(偶発債務であるか否かを問わない)を負う場合、当行は、当該債務を現在価値で認識し、株主資本にて相殺仕訳を行う。

### 注１.e.９　ヘッジ会計

当社グループは、IFRS第９号が定めている、将来においてマクロ・ヘッジに関する基準が施行されるまではIAS第39号のヘッジ会計要件に従うオプションを選択した。またIFRS第９号では、金融資産または負債のポートフォリオに伴う金利リスクの公正価値ヘッジについて明示していない。このため当該ポートフォリオのヘッジについては、欧州連合が採択しているIAS第39号が引き続き適用される。

ヘッジ関係の一部として契約されるデリバティブは、ヘッジの目的に合わせて指定される。

公正価値ヘッジは、特に、固定金利の資産および負債に伴う金利リスクをヘッジするため、特定された金融商品(有価証券、発行債券、貸出金および借入金)および金融商品のポートフォリオ(特に、要求払預金および固定金利貸出金)の両方に対して利用される。

キャッシュ・フロー・ヘッジは、特に、変動金利の資産および負債に伴う金利リスクをヘッジするために利用されるが、その中には借換えや可能性が非常に高い予定外貨収入の為替リスクヘッジが含まれる。

当社グループは、ヘッジの開始時に公式文書を作成している。その文書には、ヘッジ対象もしくはその一部分またはヘッジされるリスク部分が明らかにされているヘッジ関係、ヘッジ戦略およびヘッジされるリスクのタイプ、ヘッジ手段、およびヘッジ関係の有効性を評価する方法を詳述している。

当社グループは、取引の開始時およびその後少なくとも四半期ごとに、当初の文書と整合性を取りながらヘッジ関係の実際(遡及的)の有効性と予想される(将来の)有効性を評価する。遡及的な有効性のテストは、ヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローに対する、ヘッジ手段の公正価値またはキャッシュ・フローの実際の変動率が80％から125％の範囲内にあるかどうかを評価するよう設定されている。将来の有効性のテストは、デリバティブの公正価値またはキャッシュ・フローの予想される変動が、ヘッジの残存期間において、ヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を十分に相殺することが確認できるよう設定されている。可能性が非常に高い予定取引の場合、その有効性は概して類似取引の実績データに基づいて評価される。

欧州連合が採択するIAS第39号(ポートフォリオ・ヘッジに関する特定の規定を除く)に基づき、資産または負債のポートフォリオに基づく金利リスクのヘッジ関係は、下記の通り公正価値ヘッジ会計適用対象として適格である。

- ヘッジ対象として指定したリスクは、商業銀行取引(顧客への貸出金、貯蓄預金、要求払預金)に係る金利のうち銀行間取引の金利部分に関連する金利リスクである。
- ヘッジ対象として指定した金融商品は、各マチュリティ・バンド(満期帯)において、ヘッジ対象原資産に係る金利ギャップの一部に対応している。
- 利用されるヘッジ手段は「プレーン・バニラ」スワップのみである。
- 将来のヘッジの有効性は、すべてのデリバティブが開始時にヘッジ対象のポートフォリオに伴う金利リスクを軽減する効果を持つという事実に基づき確立されている。遡及的には、(貸出金の期限前償還または預金の引出しによって)その後、特に各マチュリティ・バンド(満期帯)においてヘッジ対象に不足が生じた場合、ヘッジはヘッジ会計上適格でなくなる。

デリバティブとヘッジ対象の会計処理はヘッジ戦略により異なる。

公正価値ヘッジ関係におけるデリバティブは、貸借対照表において公正価値で再測定され、公正価値の変動は損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／損失」に認識され、その対となる会計処理としてヘッジ対象がヘッジリスクを反映するよう再測定される。ヘッジされた構成要素の公正価値の再測定は貸借対照表において認識されるが、特定された資産と負債のヘッジの場合にはヘッジされた項目の分類に従って認識され、ポートフォリオのヘッジ関係の場合には「金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整」として認識される。

ヘッジ関係が終了する、あるいは有効性の基準をもはや満たさない場合は、ヘッジ手段はトレーディング勘定へ振り替えられ、そのカテゴリーに適用される会計処理に従って計上される。特定の固定利付証券の場合、貸借対照表で認識された再測定による調整額は当該証券の残存期間にわたって実効金利で償却される。金利リスクヘッジ対象固定利付証券ポートフォリオの場合、調整額はヘッジの当初期間の残存期間にわたって定額法で償却される。ヘッジ対象が、特に期限前償還などによって貸借対照表に表示されない場合、調整額は即時に損益計算書に計上される。

キャッシュ・フロー・ヘッジ関係の場合、デリバティブは貸借対照表にて公正価値で測定され、公正価値の変動額は、株主資本の「資本に直接認識される公正価値の変動」の独立勘定に計上される。ヘッジ期間を通じて株主資本に計上される金額は、ヘッジ対象からのキャッシュ・フローが損益に影響を与える時点で損益計算書の「正味受取利息」に振り替られる。ヘッジ対象は、その項目が属するカテゴリーにおいて個別の会計処理に基づき、引き続き計上される。

ヘッジ関係が終了した場合、あるいは有効性の基準をもはや満たさなくなった場合、ヘッジ手段の再測定の結果として株主資本で認識された累積額は、ヘッジ取引そのものが損益に影響を与えるまで、あるいは、取引が今後発生しないことが明らかになるまで、資本に留保され、その後、損益計算書で処理される。

ヘッジ対象が存在しなくなった場合、株主資本勘定で認識した累積額を即座に損益計算書へと振り替える。

使用されるヘッジ戦略がどのようなものであっても、ヘッジの非有効部分は損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／損失」に認識される。

子会社や支店に対する外貨建て純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同じ方法で会計処理される。ヘッジ手段は、為替デリバティブまたはその他の非デリバティブ金融商品である。

### 注１.e.10　公正価値の決定

公正価値とは、測定日において、市場参加者間で、主要な市場または最も有利な市場における秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格または負債の移転のために支払うであろう価格をいう。

当社グループでは、金融商品の公正価値を、外部の情報源から直接取得した価格情報または評価技法のいずれかを用いて算定している。前述の技法には、主に、一般に認められたモデル(割引キャッシュ・フロー・モデル、ブラックーショールズ・モデル、補間法)を含むマーケット・アプローチとインカム・アプローチがある。前述の技法は、観察可能なインプットを最大限活用し、観察不能なインプットの活用を最低限に抑える技法である。また、各種評価モデルまたは当該モデルにて用いられるインプットを用いた評価では、モデル、流動性および信用リスクといったいくつかの要素が考慮されないにもかかわらず、市場参加者が、出口価格を定める際に当該要素を考慮している場合、評価調整が適宜実施される。

測定は、通常、各金融資産または金融負債単位で行うが、一定の条件を満たす場合には、ポートフォリオ・ベースでの測定も選択できる。このため当社グループでは、公正価値の算定にあたり、金融資産および金融負債、ならびに金融商品に関する会計基準の対象に含まれ、実質的に市場リスクまたは信用リスクがこれらと類似し相殺し合っている他の契約から成るグループが、文書化されているリスク管理戦略に従いネット・エクスポージャー・ベースで管理されている場合には、前述の例外的なポートフォリオ・ベースでの評価を行っている。

公正価値で測定または開示される資産および負債は、下記のような、公正価値ヒエラルキーの３つのレベルのいずれかに分類される。

- レベル１：公正価値が、該当資産および負債の活発な市場における相場価格を用いて算定されるレベル。活発な市場の特徴には、十分な量の取引が十分な頻度で行われていることや、取引価格情報が容易に得られることなどが含まれる。
- レベル２：公正価値が、重要なインプットが直接または間接的に観察可能な市場データであるような評価技法を用いて算定されるレベル。前述の技法は定期的に調整され、インプットは、活発な市場から得られる情報を用いて裏付けられる。
- レベル３：該当金融商品の流動性が不足しているといった理由や、重要なモデル・リスクが存在するといった理由により、重要なインプットが観察不能か市場ベースの観察によって裏付けることができない評価技法を用いて公正価値が算定されるレベル。観察不能なインプットは、入手できる市場データが存在しないため、他の市場参加者が公正価値を測定する際に検討する独自の仮定に由来するパラメーターである。商品の流動性が不足しているかどうか、または重要なモデル・リスクの影響を受けるかどうかに関する評価は、当事者の判断事項となる。

該当資産または負債が公正価値ヒエラルキーのどのレベルに分類されるかについては、公正価値全体にとって重要なインプットが属する最低レベルをもとに決定される。

公正価値ヒエラルキーのレベル３に分類される金融商品や、レベル２に分類される若干の金融商品については、当初の認識の際に、取引価格と公正価値の間に差異が生じる場合がある。この「Day 1 利益」は繰り延べられ、評価のパラメーターが依然として観察不能であると予想される期間にわたって損益計算書に計上される。当初観察不能であったパラメーターが観察可能になった場合、または評価が活発な市場での直近の類似取引との比較によって具体化された場合、Day 1 利益の未認識部分はその時点で損益計算書に計上される。

### 注１.e.11　金融資産・金融負債の認識中止

・　**金融資産の認識中止**

当社グループは、当該資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または当社グループが当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利および当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転している場合、金融資産の全部または一部の認識を中止する。こうした条件が満たされない限り、当社グループは当該資産を貸借対照表上に残し、当該資産の移転により生じる債務について負債を認識する。

・　**金融負債の認識中止**

当社グループは、金融負債の全額または一部が消滅する場合、当該金融負債の全部または一部の認識を中止する。

・　**有価証券売戻(リバース・レポ)／買戻(レポ)契約取引と有価証券貸付／借入取引**

買戻(レポ)契約の下で一時的に売却された有価証券は、当社グループの貸借対照表のそれまでと同じ有価証券のカテゴリーに計上される。それに対応する負債は、貸借対照表の適切な「償却原価で測定する金融負債」カテゴリーで認識するが、トレーディング目的で契約したレポ契約の場合は例外であり、対応する負債は「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に認識される。

売戻(リバース・レポ)契約の下で一時的に取得した有価証券は、当社グループの貸借対照表には計上されない。これに対応する債権は、貸借対照表の適切な「償却原価で測定する金融資産」カテゴリーで認識するが、トレーディング目的で契約したレポ契約の場合は例外であり、対応する資産は「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に認識される。

有価証券貸付取引によって、貸し付けられた有価証券の計上が取り消されることはなく、有価証券借入取引によって、借り入れられた有価証券が貸借対照表に計上されることもないが、当社グループが借入後に借入有価証券を売却した場合、借入有価証券を満期日に引き渡す債務は、貸借対照表の「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に計上される。

### 注１.e.12　金融資産および金融負債の相殺

当社グループが認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有しており、かつ、純額で決済するか、資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合にのみ、金融資産および金融負債は相殺され、純額で貸借対照表に表示される。

買戻／売戻契約およびデリバティブのうち、会計基準に規定されている２つの要件を満たすものは貸借対照表上で相殺される。

### 注１.f　保険事業に特有の会計基準

全部連結子会社たる保険会社が締結した裁量権のある有配当性を有する保険契約および金融取引契約から発生する資産および負債に関連する特定の会計方針および評価規則が、連結財務諸表の目的で適用されている。これらの方針はIFRS第４号に準拠している。

2020年６月25日にIASBが公開したIFRS第４号「保険契約」の改訂は、保険業務が主たる業務である企業が選択できるオプション(IFRS第17号の強制適用日の延期に関する定めに従い、IFRS第９号の適用日を2023年１月１日まで延期できるオプション)を定めている。当該延期の効果として、該当企業は、現行基準であるIAS第39号に基づく財務報告を継続できる。

この一時的なIFRS第９号の適用免除は、IASBの改訂に従い主に保険業務を手掛けているグループ企業に限り利用できるものであったが、欧州連合が採択した指令(2002/87/EC)に定められている金融コングロマリットの保険部門も利用可能主体に追加された。この適用免除には、特に、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品以外の金融商品につき、金融コングロマリットの中の保険会社と他の会社との間での内部移転が存在しないこと、という特定の条件がある。

BNPパリバ・グループは、今回の改訂を保険業務と関係のあるファンドを含むグループ内のすべての保険会社に適用しており、2022年12月31日まではIAS第39号「金融商品：認識および測定」を適用する予定である。

その他すべての保険会社の資産および負債は、当社グループの資産および負債に一般的に適用される方針に従って処理され、連結財務諸表において該当する貸借対照表の勘定および損益計算書の勘定に含まれる。

### 注１.ｆ.１　損益勘定

当社グループが発行した保険契約に基づき認識される収益および費用は、損益計算書の「保険業務収益(純額)」に表示される。

損益計算書のこの勘定には、既経過保険料、裁量権のある有配当性を有しない投資契約および他のサービスにおける純利益、(投資不動産収益ならびに株式および他の資本性金融商品における減損を含む)金融投資から生じる収益(純額)、契約に関する保険費用(保険契約者剰余金含む)、出再保険費用(純額)、ならびに保険金給付費用(手数料を含む)が含まれる。

保険業務に関する他の収益および費用(すなわち、保険会社が計上するもの)は、その性質に従い、他の損益計算書の勘定に表示される。

### 注１.ｆ.２　保険業務に係る金融投資

保険業務に係る投資には、主に下記が含まれる。

－　保険会社による金融商品への投資であって、IAS第39号の原則に従い認識されるもの。これには、保険業務(特にユニットリンク型契約)に係る責任準備金に相当する投資が含まれる。
－　公正価値がプラスのデリバティブ商品。当社グループの保険会社は、ヘッジ目的で使われるデリバティブ商品を引き受ける。
－　投資不動産
－　持分法投資
－　保険および投資契約に起因する負債について再保険会社が有する持分。

・　**金融商品に対する投資**

当社グループの保険会社が保有する金融投資は、IAS第39号に定められている４カテゴリー(純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、満期保有目的金融資産、貸出金および債権ならびに売却可能金融資産)のいずれかに分類される。

－　*純損益を通じて公正価値で測定する金融資産*

「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」のカテゴリーには、デリバティブおよび金融資産であって、当社グループが、IAS第39号が認めている選択に従い、当初契約時に、純損益を通じて公正価値で認識および測定することを選択したものが含まれる。

金融資産は、下記の場合に、(IAS第39号に従い)純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定することができる。

－　他の状況では個別に会計処理されていた組込デリバティブを一つ以上含む複合金融商品の場合。組込デリバティブの経済特性およびリスクが、主契約の経済特性およびリスクと緊密に関連していない場合。

－　公正価値オプションを使うことにより、別の会計処理カテゴリーに分類した場合に発生する資産および負債の測定や会計処理の不整合を解消または大幅に軽減できる場合。

－　金融資産および／または金融負債のグループが公正価値ベースで管理および測定されており、リスク管理および投資戦略が適切に文書化されている場合。

保険または投資契約に関して保有している投資であって、保険契約者が金融リスクを負担するもの(ユニットリンク型契約)は、純損益を通じて公正価値で認識される。

当社グループが、重要な影響力を行使しているか共同支配している事業体における保険業務に関して実施した投資を、純損益を通じて公正価値で測定する場合、当該投資は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」勘定に表示される(注１.b.２参照)。

このカテゴリーに分類される金融商品は、当初に公正価値で認識され、その取引費用は損益計算書に直接認識される。

決算日には、その公正価値で評価される。

直近の評価額と比べた価額の増減、収益、配当金および実現損益は、「保険業務収益(純額)」と「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益」に表示される。

－　*貸出金および前払金*

活発な市場で取引されていない固定利付または(利率が)決定可能な有価証券は、保有者が信用低下以外の理由で初期投資のほぼ全額を回収できない可能性のある有価証券を除き、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類するための条件を満たしていない場合、「貸出金および債権」に分類される。

貸出金および債権は、当初はその公正価値または同等額(一般的には、当初支払われた純額に相当する額)で認識される。

貸出金および債権は、その後、実効金利を用いて償却原価(元本の返済額および利息は除く)で測定される。

利息は実効金利法を用いて計算され、利息、取引費用および貸出金の当初の価値に含まれる手数料を含めて、「保険業務収益(純額)」と、その内訳の「償却原価で測定する金融商品に係る純利益」に表示される。

資産の取得後に生じた事象と関係のある減損の客観的証拠がある場合に認識される減損損失は、「リスク費用」に表示される。

－　*満期保有目的金融資産*

満期保有目的金融資産(負債証券を含む)とは、固定の満期を有する投資であり、当社グループが満期まで保有する意思と能力を持っているものである。

このカテゴリーに分類される有価証券は、実効金利法を用いて償却原価で認識される。

これらの有価証券について受け取った利息は、「保険業務収益(純額)」と、その内訳の「償却原価で測定する金融商品に係る純利益」に表示される。資産の取得後に生じた事象と関係のある減損の客観的証拠がある場合に認識される減損損失は、「リスク費用」に表示される。

－　*売却可能金融資産*

「売却可能金融資産」カテゴリーには、前掲の３カテゴリーに属さない負債または持分証券が含まれる。

売却可能のカテゴリーに含まれる資産は当初は公正価値で計上され、取引費用は金額的重要性のある場合に加算される。報告期間の末日には公正価値で評価され、(未収利息を除く)公正価値の変動は、資本の独立勘定に表示される。有価証券の売却時には、それまで資本に認識されていた未実現損益が、損益計算書の「保険業務収益(純額)」に再振替される。

負債証券について、実効金利法を用いて認識される収益、また持分証券の受取配当金および減損(有価証券評価額の著しいまたは持続的な低下が生じている場合)は、「保険業務収益(純額)」と、その内訳の「売却可能金融資産に係る純利益」に表示される。負債証券に係る減損損失は、「リスク費用」に表示される。

・　**投資不動産**

投資不動産は、支配下にある保険会社および不動産会社が直接保有している建物に相当する。

投資不動産は、ユニットリンク型契約のために使われるものを除いて、取得原価で認識され、別段で説明している資産の会計処理方法に従って処理される。

ユニットリンク型契約に関して保有している投資不動産は、公正価値または同等の価額で評価され、その変動は損益計算書に認識される。

・　**持分法投資**

当社グループが重要な影響力を行使しているか共同支配している事業体または不動産ファンドに対する投資であって、持分法が適用されているものは、「持分法投資」勘定に認識される。

### 注１.ｆ.３　責任準備金およびその他の保険負債

「責任準備金およびその他の保険負債」項目には下記が含まれる。

－　保険契約者および契約の受益者に対する当社グループの契約債務。これには、重要な保険リスク(死亡リスク、長寿リスク、障害リスク、就労不能リスクなど)のある保険契約のための責任準備金や、裁量権のある有配当性を有する投資契約の保険負債であって、IFRS第４号の対象となるものが含まれる。裁量権のある有配当性条項は、保証された給付金に加えて、実現した財務成績から分配を受ける権利を生命保険契約者に提供するものである。

－　IAS第39号の適用対象であるユニットリンク型契約(すなわち、裁量権のある有配当性を有しない投資契約)に関するその他の保険負債。

－　保険契約者剰余金。

－　保険および再保険業務に起因する負債(保険契約者に対する負債を含む)。

－　純損益を通じて公正価値で測定する保険業務のデリバティブ金融商品であって、公正価値がマイナスのもの。当社グループの保険会社は、ヘッジ目的で使われるデリバティブ商品を引き受ける。

保険負債ではない金融負債(劣後債など)にはIAS第39号が適用される。これらは「償却原価で測定する金融負債」に表示される。

**・　裁量権のある有配当性を有する保険および再保険契約ならびに投資契約**

生命保険の保証対象には、主に死亡リスク(定期生命保険、年金保険、ローンやユニットリンク型契約の最低保証額の支払)が含まれ、借入人保険に関しては、障害、就労不能および失業リスクが含まれる。

生命保険の責任準備金は、主に数理的準備金(少なくとも、保険契約の解約返戻金と保険契約者剰余金に相当する準備金)から成る。

保険契約者剰余金には、シャドウ・アカウンティングの適用によるものも含まれており、これは、主に在フランス生命保険子会社において、保険契約に基づく給付金が資産の利回りと連動している場合に、当該資産の未実現損益に対する保険契約者の持分を表すものである。この持分は、保険契約者に帰属する未実現損益の様々なシナリオによる確率論分析で算定された平均値である。

資本組入準備金は、正味実現利益の一部を繰り延べる(すなわち、適格資産のポートフォリオの最終利回りを維持する)目的で償却可能証券の売却時点で在フランス生命保険会社の個別の法定勘定において設定される。連結財務諸表において、この準備金は、使用する(取り崩す)可能性が非常に高い範囲内で、「保険契約者剰余金」として、連結貸借対照表の負債側へと再分類されている。

損害保険の責任準備金は、未経過保険料準備金(将来の期間に関連する約定保険料の一部分)および保険金請求諸手数料を含む未払保険金支払いのための準備金から成る。

報告日には、負債十分性テストが実施され、責任準備金(新契約費残高控除後)の水準が、確率論に基づく計算により導き出された将来キャッシュ・フローの平均値と比較される。関連する責任準備金に対する調整があれば、当該期間の損益計算書に計上される。

シャドウ・アカウンティングで処理される資産について未実現損失が生じた場合、将来の利益に対する保険契約者の持分から控除される可能性のある額と同額の、保険契約者損失引当金が、連結貸借対照表の資産の部に認識される。保険契約者損失引当金の回復可能性は、別途認識されている保険契約者剰余金、会計処理方法の選択によりシャドウ・アカウンティングで処理されない金融資産(取得原価で測定される満期保有目的金融資産および不動産投資)に伴うキャピタル・ゲイン、および未実現損失を含んでいる資産を会社が保有する能力および意図を考慮して、将来に向かって評価される。保険契約者損失引当金は、貸借対照表の資産の部の「未収収益およびその他の資産」の対照勘定として計上される。

**・　裁量権のある有配当性を有しない投資契約**

裁量権のある有配当性を有しない投資契約は、主に、裁量権のある有配当性を有する保険および投資契約の定義を満たさないユニットリンク型契約に相当する。

ユニットリンク型契約に起因する負債は、当該契約の裏付資産の決算日における公正価値を参照して測定される。

**注１.ｇ　有形固定資産および無形資産**

連結貸借対照表に計上される有形固定資産および無形資産は、事業用資産と投資不動産で構成される。リース資産に関する使用権資産(注１.h.２参照)は、固定資産の中に借手が保有する類似資産と同一カテゴリーで表示される。

事業用資産には、サービスの提供に用いられるもの、あるいは管理目的で使用するものがあり、その中には当社グループがオペレーティング・リースの貸手としてリースする非財産的資産も含まれる。

投資不動産とは、賃貸料およびキャピタル・ゲインを目的として保有する不動産である。

投資不動産は取得原価で測定されるが、保険契約者がリスクを負担する保険または投資契約(ユニットリンク型契約)に相当するものについては、例外的に、純損益を通じて公正価値で測定され、貸借対照表の「保険業務に係る金融投資」(注１.f.２)に表示される。

有形固定資産および無形資産は、当初、購入価格に直接付随費用を加えた額で認識されるが、建設または改装に長い期間を要する場合には、資産が利用可能になるまでの間の借入金利息も取得原価に算入される。

BNPパリバ・グループが内部で開発したソフトウェアのうち、資産計上の基準を満たすものについては、プロジェクトに直接起因する外部費用や従業員の人件費を含む直接的な開発費が資産計上される。

当初の認識後、有形固定資産および無形資産は、取得原価から減価償却または償却累計額および減損額を差し引いた金額で測定される。

有形固定資産および無形資産の価値のうち、償却可能額は資産の残存価額控除後の金額で計算される。当社グループが貸手としてリースするオペレーティング・リースの資産だけは、残存価額があるとの前提に基づく。これは、事業で使用される有形固定資産および無形資産の耐用年数は通常、それらの経済的耐用年数と同じであるためである。

有形固定資産および無形資産は、その耐用年数にわたって定額法で減価償却または償却される。減価償却費または償却費は、損益計算書の「有形固定資産・無形資産に係る減価償却費、償却費および減損」に認識される。

資産が、一定期間ごとの入れ替えを必要とする場合がある多くの構成要素で構成されている場合、またはその用途や生み出される経済的便益率が異なる多くの構成要素で構成されている場合、各構成要素はそれぞれに適切な方法により単独で認識され、減価償却される。BNPパリバ・グループは、事業で使用される不動産および投資不動産に対し、構成要素に基づくアプローチを採用してきた。

オフィス不動産の減価償却期間は次の通りである。(主要な不動産およびその他の不動産それぞれにおける)外郭構造は80年または60年、建物の壁面は30年、一般的および技術的設置物は20年、備品および付属品は10年。

ソフトウェアの償却期間は種類によって異なり、インフラ開発の場合は８年まで、顧客へのサービスの提供を主な目的として開発されたものでは３年または５年となっている。

ソフトウェアの維持費用は、発生時に費用計上される。しかし、ソフトウェアの性能向上または耐用年数の延長のための費用は、取得／開発の初期コストに含まれる。

償却可能な有形固定資産および無形資産については、決算日時点で潜在的な減損の兆候がないかどうかを確認するため、減損テストを行う。非償却資産も、資金生成単位に対して割り当てられたのれんの場合と同じ方法により、少なくとも年に一度減損テストが行われる。

減損の兆候がある場合には、該当資産の新たな回収可能価額と帳簿価額を比較する。資産の減損が発見された場合、減損損失が損益計算書で認識される。この損失は、見積回収可能価額に変更があった場合、あるいは減損の兆候がなくなった場合に戻し入れが行われる。減損損失は、損益計算書の「有形固定資産・無形資産に係る減価償却費、償却費および減損」に計上される。

事業に使用される有形固定資産および無形資産の処分損益は損益計算書の「長期性資産に係る純利益」で認識される。

投資不動産の処分損益は、損益計算書の「その他の業務収益」または「その他の業務費用」で認識される。

### 注１.ｈ　リース

グループ会社は、リース契約において借手または貸手になることがある。

#### 注１.ｈ.１　当社グループの会社が貸手となる場合

当社グループが貸手の立場で契約するリース取引は、ファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースに分類される。

#### ・　ファイナンス・リース

ファイナンス・リースの場合、貸手は、資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的にすべて借手に移転する。ファイナンス・リースは、借手が資産を購入するために行った貸出金として会計処理される。

リース料の現在価値に残存価額を加えたものが、受取債権として認識される。リースによって貸手が稼得する純利益は貸出金の利息と同じであり、損益計算書の「受取利息」に計上される。リース料はリース期間にわたって分割して支払われるが、その純利益は正味リース投資未回収額に対して一定の収益率を反映したものとなるよう元本の減額部分と金利部分に配分される。使用される利率はリース上の計算利子率である。

リース債権の減損は、償却原価で測定する金融資産に適用されるものと同じ原則に基づいて判断される。

・　オペレーティング・リース

オペレーティング・リースとは、資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的にすべて借手に移転しないリースである。

リース資産は、貸手の貸借対照表の有形固定資産に計上され、耐用年数にわたって定額法で減価償却される。償却可能額は、リース資産の残存価額を控除している。リース料は、リース期間にわたって定額法に基づき全額損益計算書に計上される。リース料と減価償却費は、損益計算書の「その他の業務収益」および「その他の業務費用」に計上される。

注１.h.２　当社グループの会社が借手となる場合

当社グループが締結するリース契約については、期間が12ヶ月以下の契約と少額契約を除き、使用権(固定資産に表示されているリース資産に係る使用権)資産と、リース負債(リース期間にわたって支払うことになっているリース料および他の金銭の総額)が貸借対照表に認識される。使用権資産は定額法で償却され、リース負債は数理計算によりリース期間にわたって償却される。特定の重要な備品および付属品に対応する撤去費用は、当初の使用権資産の見積りと、対応する負債の引当金に含まれる。

当社グループが使用権資産およびリース負債の測定に用いている主な仮定は、以下の通りである。

－　リース期間は、契約の解約不能期間に、当社グループが期間延長オプションを行使することが合理的に確実な場合における当該行使後の期間を加えた期間とする。フランスでは、標準的な商業リース契約は「３－６－９」契約と呼ばれており、この契約は、最初の解約不能期間が３年で、期間を３年延長できるオプションが２つ付帯している、最大使用期間が９年の契約であるため、リース期間は、その内容の評価により、３年、６年または９年となる場合がある。契約により備品および付属品への投資が行われる場合、リース期間は、その耐用年数に一致する。強制力のある期間が存在するまたはしない、黙示的に更新される契約に関連する使用権資産およびリース負債は、契約の合理的に予測可能な経済的耐用年数(解約不能期間を含む)の見積りに基づき認識される。

－　使用権資産とリース負債の測定に用いる割引率は、リースの計算利子率を容易に算定できる場合には当該率をもとに契約ごとに算定し、より一般的には、契約締結日における借手の追加借入利子率をもとに算定する。追加借入利子率は、契約の平均期間を踏まえて算定される。

－　契約が修正される場合、契約の新たな残存期間を考慮してリース負債が評価されるため、使用権資産とリース負債の新たな評価が行われる。

### 注１.ｉ　売却目的で保有する長期性資産と非継続事業

当社グループが長期性資産または資産および負債のグループの売却を決定し、その売却が12ヶ月以内に行われる可能性が非常に高い場合、そのような資産は貸借対照表の「売却目的で保有する長期性資産」勘定に個別に表示される。それらの資産に関連する負債もまた、貸借対照表の「売却目的で保有する長期性資産関連の負債」勘定にて個別に表示される。当社グループに、子会社の支配権喪失を伴う売却計画を実行する責任があり、その売却が12ヶ月以内に行われる可能性が非常に高い場合、当該子会社の資産および負債は売却目的で保有する資産に分類される。

一旦この勘定科目に分類された後は、長期性資産および資産と負債のグループは、帳簿価額または売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で評価される。

そのような資産については減価償却を行わない。長期性資産および資産と負債のグループに減損が生じた場合、減損損失が損益計算書に計上される。減損損失は戻し入れられる可能性がある。

売却目的で保有する資産と負債のグループが資金生成単位の場合は、「非継続事業」に分類される。非継続事業には、売却対象業務、活動を停止した業務、転売の意図を持ってのみ取得した子会社が含まれる。

この場合、非継続事業に関連する利益と損失は、損益計算書の「非継続事業および売却目的で保有する資産に対する税引後利益または損失」勘定に個別に表示される。この勘定には、非継続事業の税引後損益、売却費用控除後の公正価値で再測定することから生じた税引後利益または損失、および事業の売却による税引後利益または損失が含まれる。

### 注１.ｊ　従業員給付

従業員給付は、次の４つのカテゴリーのいずれか１つに分類される。

- 給与、年次休暇、インセンティブ制度、利益配分と追加支払金といった短期給付
- 有給休暇、永年勤続報奨金、その他の形態による現金ベースの繰延報酬を含むその他の長期給付
- 解雇給付
- フランスの追加型銀行業界年金および退職ボーナスならびに他国の各種年金制度（これらの一部は年金ファンドが運用している）を含む退職後給付

#### ・　短期給付

当社グループは、従業員給付の見返りとして従業員が役務を提供した時、その給付を費用として認識する。

#### ・　長期給付

長期給付とは、短期給付、退職後給付および解雇給付以外の給付を意味する。これは特に、BNPパリバの株価と連動せず、報酬が稼得された期間の財務諸表に未払い計上される、12ヶ月を超える期間にわたって繰り延べられる報酬に関連するものである。

ここで用いられる数理計算手法は、確定給付型退職後給付制度で用いられるものと類似のものであるが、再評価項目は、資本ではなく損益計算書に認識される。

・　解雇給付

解雇給付は、雇用契約の終了と引き換えに行われる従業員給付で、当社グループが法定退職年齢に達する前に雇用契約を終了させることを決定した場合、あるいは従業員が解雇給付を条件として自主退職を決意した場合に行われる従業員給付である。決算日から12ヶ月より後に支払期日が来る解雇給付は割引かれる。

・　退職後給付

BNPパリバ・グループは、IFRSに基づき、確定拠出型年金制度と確定給付型年金制度を区別している。

確定拠出型年金制度は当社グループにとっての給付債務を生むものではないので、引当金を積み立てる必要はない。会計期間ごとに支払われる雇用者拠出金は費用として認識される。

確定給付型のスキームのみが当社グループにとっての給付債務を生み出す。この給付債務は引当金の形で負債として測定され、認識される。

この２つのカテゴリーへの制度の分類は制度の経済的実態に基づいて行われ、当社グループが合意した給付金を従業員に支払う法的または推定的債務を負っているかどうかを判断するための見直しが行われる。

確定給付型年金制度の下での退職後給付債務は、人口統計学的および財務上の仮定を考慮した年金数理計算手法を用いて算定される。

退職後給付制度について認識される負債純額は、確定給付債務の現在価値と制度資産の公正価値の差額である。

確定給付債務の現在価値は、予測単位積増方式を用い、当社グループが採用する年金数理計算上の仮定に基づいて測定される。この方式では、各国または当社グループの各社に固有の、人口統計学的推計、従業員の定年前退職の確率、昇給率、割引率、全般的な物価上昇率といった様々なパラメーターを勘案している。

制度資産の価値が給付債務額を超える場合、将来における拠出額の減少または制度に対する拠出額の将来における一部払戻の形で当社グループに将来の経済的利益をもたらすものならば、資産として認識される。

損益計算書の「給与および従業員給付」に認識されている確定給付制度に関する年間費用には、当期勤務費用(提供した役務と引き換えに当期中に確定した各従業員の権利)、確定給付負債(資産)の純額の割引による影響額と連動する正味利息、制度の変更または縮小に起因する過去勤務費用、および制度清算の影響額が含まれる。

確定給付負債(資産)の純額の再測定結果は、株主資本に認識され、損益へ再分類されることはない。これらには、年金数理計算上の差異、制度資産に係る収益および資産上限額の影響の変動(確定給付負債／資産に係る利息純額に含まれる額は除く)が含まれる。

注１.ｋ　株式報酬

株式報酬取引とは、当社グループが発行した株式に基づく報酬であり、株式またはBNPパリバの株価に連動した現金支払いを受け取る形で決済される。

・　ストック・オプションおよび株式報酬制度

ストック・オプションおよび株式報酬制度に関連する費用は、給付が被付与者の継続的雇用を条件とする場合には権利確定期間にわたって認識される。

ストック・オプションおよび株式報酬費用は、給与および従業員給付費用に計上され、対応する調整が株主資本に対して行われる。この費用は、付与日に取締役会が決定する、制度の全体的な価値に基づいて計算される。

制度に係る金融商品の市場価格が入手できない場合には、BNPパリバの株価に関連する業績条件を考慮する財務評価モデルが使用される。制度に係る報酬費用総額は、付与するオプションまたは株式報酬の単価に、権利確定期間の最終時点で権利が確定したオプションまたは株式報酬の見積数量を掛けることで計算されるが、その際には、被付与者の継続的雇用という条件が考慮される。

権利確定期間に前提条件が変更され、その結果、費用の再測定が必要となる場合があるが、これらの前提条件とは、従業員が当社グループを退職する可能性に関連するものと、BNPパリバの株価に連動しない業績条件に関連するもののみに限られる。

・　株価連動型現金決済繰延報酬制度

この制度に関連する費用は、従業員が対応する役務を提供した年度において認識される。

株式に基づく変動報酬の支払いが、権利確定日現在で対象従業員の雇用が続いていることを明示的な条件としている場合、役務は、権利確定期間中に提供されたものとみなされ、対応する報酬費用は、当該期間にわたって比例配分で認識される。当該費用は給与および従業員給付費用に認識され、対応する負債が貸借対照表に認識される。この額は、雇用継続条件または業績条件の充足状況や、BNPパリバの株価の変動を考慮して見直される。

雇用継続条件がない場合、費用は繰り延べられずに即時に認識され、対応する負債が貸借対照表に認識される。この額は、業績条件やBNPパリバの株価の変動を考慮して、決済までの各報告日において見直される。

### 注１.ｌ　負債として計上される引当金

負債として計上される引当金(金融商品、従業員給付、保険契約に係るものを除く)は、主に事業再編、請求と訴訟、罰金や違約金、税務リスクに関連するものである。

引当金は、過去の事象に起因する債務を決済するために経済的便益を持つ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識される。そのような債務額は、割引の影響が重要な場合には、引当金の額の決定時に割引かれる。

### 注１.ｍ　当期および繰延税金

当期法人税の課税額は、利益が生み出された会計期間に当社グループが業務を展開した各国において有効な税法と税率に基づいて決定される。

繰延税金は、資産または負債の貸借対照表上の帳簿価額と税務基準額との間に一時差異が発生した場合に認識される。

繰延税金負債は、すべての将来加算一時差異について認識されるが、以下のものはその例外となる。

－　のれんの当初の認識額に関する一時差異
－　当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、一時差異が予測可能な期間内には解消しない可能性が高い場合で、当社グループが単独でまたは第三者と共同で支配している企業に対する投資において発生した一時差異

繰延税金資産は、対象会社が、将来、一時差異および税務上の欠損金と相殺可能な課税所得を生み出す可能性が高い場合にのみ、すべての将来減算一時差異と未使用の繰越欠損金について認識される。

繰延税金資産と負債は、負債法を用い、繰延税金資産が実現するか繰延税金負債が解消される期間に適用されることが予想される税率を用い、当該会計期間の決算日までに制定された(または制定される予定の)税率および税法に基づいて測定される。これらは割引かれない。

繰延税金資産と負債は、同じ納税グループ内で発生する場合、単独の税務当局の管轄下の場合、および相殺できる法的権利が存在する場合に互いに相殺される。

法人所得税務処理に関する不確実性の評価については、当社グループは以下のアプローチを採用している。

－　当社グループは、税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高いかどうかを評価する。
－　最も可能性の高い金額(より発生可能性の高い額)または期待額(確率加重された額の合計)のいずれかを考慮する形で、課税所得(損失)を算定する際に不確実性の影響を反映させる。

当期および繰延税金は、損益計算書で税金収益または税金費用として認識されるが、株主資本に直接認識される取引または事象と関係のある当該税金は、株主資本に認識される。これは特に、当社グループが発行した、資本性金融商品として適格な金融商品(永久最劣後債など)について支払う利息の税効果に関する。

債権および有価証券からの収益に係る税額控除が当期の未払法人税の決済に利用された場合、当該税額控除はそれらが関連する収益と同じ項目で認識される。対応する税金費用は損益計算書の「法人税」に引き続き計上される。

### 注１.ｎ　キャッシュ・フロー計算書

現金および現金同等物の残高は、現金および中央銀行預金正味残高、また銀行間コールローンおよび要求払預金の正味残高で構成される。

営業活動に関連する現金および現金同等物の増減は、保険業務に係る金融投資および譲渡性預金に関連するものを含む、当社グループの業務により生じたキャッシュ・フローを反映している。

投資活動に関連する現金および現金同等物の増減は、連結グループに含まれている子会社、関連会社または共同支配企業の買収および処分、ならびに有形固定資産(投資不動産およびオペレーティング・リースとして保有されている不動産を除く)の取得および売却により生じたキャッシュ・フローを反映している。

財務活動に関連する現金および現金同等物の増減は、株主との取引、債券および劣後債に関連するキャッシュ・フロー、および負債証券(譲渡性預金を除く)により生じたキャッシュ・インフローおよびアウトフローを反映している。

### 注１.ｏ　財務諸表作成における見積りの利用

財務諸表を作成する際に、中核事業や本社機能の管理者は、損益計算書の損益勘定および貸借対照表の資産・負債勘定の測定、ならびに財務諸表に対する注記で開示される情報に反映される仮定や見積りを行うことが要求されている。担当管理者は、判断および見積りに当たり、財務諸表の作成日現在入手可能な情報を利用することを要求される。また、管理者が見積りを行った場合、将来の実績は、主に市況などにより、見積りと大幅に異なることがある。これにより財務諸表に重要な影響が及ぶ可能性がある。

これは、特に次の点について当てはまる。

- 特定の金融資産のキャッシュ・フロー要件の分析
- 予想信用損失の測定。これは、特に、信用リスクの著しい増大の有無の評価、予想信用損失の測定に用いるモデルや仮定、様々な経済的シナリオやそれらへの重み付けに係る判断に適用される。
- 条件変更貸付金を貸借対照表に認識し続けるべきか、認識を中止すべきかについて評価するための当該貸付金の分析
- 活発な市場の評価、「資本を通じて公正価値で測定する金融資産」または「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品」に分類される公表価格のない金融商品(資産であるか負債であるかは問わない)の公正価値測定の内部開発モデルの使用、および(より一般的には)公正価値による開示要件の対象となる金融商品の公正価値の計算
- 金融商品の市場価格に伴う各種市場リスクの感応度や、財務諸表の注記に開示されている主要な観察不能インプットに対するこれらの評価の感応度を評価するために適用された仮定
- 特定のデリバティブをキャッシュ・フロー・ヘッジ手段として指定したことの適切性およびヘッジの有効性の測定
- 無形資産に対し行われる減損テスト
- 繰延税金資産
- 保険責任準備金および保険契約者剰余金の見積り
- 法人所得税務処理に関する不確実性やその他の偶発債務等引当金の測定。特に、様々な調査や訴訟が進行している現状では、その結果や潜在的な影響を予測するのが難しい。引当金の見積りは、財務諸表作成日の時点で入手可能なあらゆる情報を考慮して策定しており、この情報には、特に、係争の性質、根底にある事実、進行中の法的手続、類似した事案に関するものを含む裁判所の判決が含まれている。当社グループは、専門家や独立顧問弁護士の意見も踏まえて判断を下している。

## 注２．　2020年12月31日終了事業年度における損益計算書に対する注記

### 注２.ａ　正味受取利息

BNPパリバ・グループは、償却原価で測定する金融商品や、資本を通じて公正価値で測定する金融商品から生じ、実効金利法を用いて算定されるすべての収益および費用(利息、手数料および取引費用)を、「受取利息」および「支払利息」に含めている。

これらの項目には、非トレーディング金融商品であって、その特徴により償却原価で認識することも、資本を通じて公正価値で認識することもできない商品に係る受取利息および支払利息や、当社グループが純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品に係る受取利息および支払利息も含まれる。純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の公正価値の変動(未収／未払利息を除く)は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益」に認識されている。

公正価値ヘッジとして会計処理されているデリバティブに係る受取利息および支払利息は、ヘッジ対象から生じた収益に含まれている。同様に、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した取引のヘッジに使用されるデリバティブから生じる受取利息および支払利息は、原取引に関連する受取利息および支払利息と同じ勘定に配賦される。

マイナス金利の場合、貸出金および債権または金融機関および顧客預金は、それぞれ、支払利息または受取利息内で会計処理される。

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | | | 2019年12月31日<br>終了事業年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 収益 | 費用 | 純額 | 収益 | 費用 | 純額 |
| **償却原価で測定する金融商品** | **27,081** | **(8,490)** | **18,591** | **30,715** | **(12,278)** | **18,437** |
| 預金、貸出金および借入金 | 24,283 | (5,950) | 18,333 | 27,790 | (9,083) | 18,707 |
| 買戻／売戻契約 | 135 | (90) | 45 | 186 | (88) | 98 |
| ファイナンス・リース | 1,536 | (93) | 1,443 | 1,398 | (86) | 1,312 |
| 負債証券 | 1,127 | | 1,127 | 1,341 | | 1,341 |
| 発行済負債証券および劣後債 | | (2,357) | (2,357) | | (3,021) | (3,021) |
| **資本を通じて公正価値で測定する金融商品** | **1,436** | **－** | **1,436** | **1,076** | **－** | **1,076** |
| 負債証券 | 1,436 | | 1,436 | 1,076 | | 1,076 |
| **純損益を通じて公正価値で測定する金融商品<br>(トレーディング目的有価証券は除く)** | **76** | **(302)** | **(226)** | **63** | **(347)** | **(284)** |
| **キャッシュ・フロー・ヘッジ手段** | **2,280** | **(1,234)** | **1,046** | **2,746** | **(1,159)** | **1,587** |
| **金利ポートフォリオ・ヘッジ手段** | **2,716** | **(2,195)** | **521** | **2,727** | **(2,349)** | **378** |
| **リース負債** | **－** | **(56)** | **(56)** | **－** | **(67)** | **(67)** |
| **受取／(支払)利息合計** | **33,589** | **(12,277)** | **21,312** | **37,327** | **(16,200)** | **21,127** |

個別に減損が認識された貸出金に係る受取利息は、2020年12月31日終了事業年度は380百万ユーロで、2019年12月31日終了事業年度は432百万ユーロであった。

当社グループは、欧州中央銀行の政策理事会が2020年３月に修正した第３弾の貸出条件付き長期資金供給オペ(TLTRO　IIIまたは的を絞った長期資金供給オペ)を利用して資金を調達した(注４.g参照)。当社グループは、金利優遇(初年度は、預金ファシリティ金利より50ベーシス・ポイント低い金利で、それ以降の２年間は預金ファシリティ金利)の条件となる貸出実績基準を満たせる見込みである。この変動金利は、欧州中央銀行が定めた貸出基準を満たしたすべての金融機関に適用されるため、市場金利としてみなされている。この金融負債の実効金利は、基準期間ごとに算定され、該当期間の名目金利に一致している。当社グループが、貸出を増やして上記の基準を満たせない場合、割引将来キャッシュ・フローにおける損失が純損益に即時認識される。

### 注２.b　受取手数料および支払手数料

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | | | 2019年12月31日<br>終了事業年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 収益 | 費用 | 純額 | 収益 | 費用 | 純額 |
| 顧客取引 | 4,314 | (848) | 3,466 | 4,535 | (1,246) | 3,289 |
| 有価証券およびデリバティブ取引 | 2,252 | (1,423) | 829 | 1,751 | (1,283) | 468 |
| 融資コミットメントおよび保証コミットメント | 1,141 | (48) | 1,093 | 1,276 | (59) | 1,217 |
| アセット・マネジメントおよびその他サービス | 4,904 | (344) | 4,560 | 4,769 | (288) | 4,481 |
| その他 | 988 | (1,074) | (86) | 934 | (1,024) | (90) |
| **受取／支払手数料** | **13,599** | **(3,737)** | **9,862** | **13,265** | **(3,900)** | **9,365** |
| *内、当社グループが、クライアント、信託、年金、および個人向けリスク保険ファンドまたはその他の機関に代わり資産を保有または投資する際の媒体となる、信託および類似活動に関連した正味受取手数料* | *2,729* | *(245)* | *2,484* | *2,753* | *(210)* | *2,543* |
| *内、純損益を通じて公正価値で測定しない金融商品に係る受取手数料および支払手数料* | *3,092* | *(285)* | *2,807* | *3,105* | *(490)* | *2,615* |

### 注２.c　純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益には、トレーディング目的で保有されている金融商品、当社グループが純損益を通じて公正価値で測定する金融商品として指定した金融商品、当社グループが、資本を通じて公正価値で測定することを選択しなかった非トレーディング資本性金融商品、ならびに負債性金融商品であって、そのキャッシュ・フローが元本の返済と付帯利息のみではないものや、その事業モデルの目的がキャッシュ・フローの回収またはキャッシュ・フローの回収と資産の売却ではないものに関連するすべての損益項目が含まれている。

これらの収益項目には、これらの金融商品に係る配当金は含まれているが、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品、ならびに金融商品であって、そのキャッシュ・フローが元本の返済と付帯利息のみでないものや、その事業モデルの目的がキャッシュ・フローの回収またはキャッシュ・フローの回収と資産の売却ではないもの(これらは「正味受取利息」に表示されている(注２.a参照))からの受取利息および支払利息は含まれていない。

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | 2019年12月31日<br>終了事業年度 |
|---|---|---|
| **トレーディング目的で保有されている金融商品** | **4,116** | **11,768** |
| 金利および信用商品 | 4,566 | 7,489 |
| 資本性金融商品 | (1,582) | 3,562 |
| 外国為替金融商品 | 608 | 2,203 |
| 貸出金および売戻契約 | (82) | (1,573) |
| その他の金融商品 | 606 | 87 |
| **純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品** | **2,852** | **(5,217)** |
| **純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品** | **(103)** | **585** |
| **ヘッジ会計の影響** | **(4)** | **(25)** |
| 公正価値ヘッジ手段たるデリバティブ | 456 | 1,014 |
| 公正価値ヘッジのヘッジ対象 | (460) | (1,039) |
| **純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益** | **6,861** | **7,111** |

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品に係る損益は、主に、価値の増減が、経済的ヘッジ手段たるトレーディング目的で保有されているデリバティブの価値増減により相殺されうる金融商品に関連するものである。

2020年度および2019年度のトレーディング目的保有金融商品に係る純利益には、キャッシュ・フロー・ヘッジの非有効部分に関連した重要性のない金額が含まれている。

ヘッジの非有効性は、特にヘッジ対象とヘッジ手段の期間の不整合(金利改定の頻度や時期、支払いの頻度および割引係数などの不整合)、またはヘッジ関係開始日の時点でヘッジ手段であるデリバティブの公正価値がゼロ以外の場合により生じるヘッジ手段とヘッジ対象の間での差異が原因で生じる可能性がある。ヘッジ手段であるデリバティブに適用される信用評価調整も、非有効性の原因となっている。

これまでは資本に認識されており、2020年度においては損益計算書に振り替えられた、キャッシュ・フロー・ヘッジの関係の中止に関連する公正価値変動の累計額には、ヘッジ対象が存在しなくなったかどうかにかかわらず、重要性はなかった。

### 注２.ｄ　資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | 2019年12月31日<br>終了事業年度 |
|---|---|---|
| 負債性金融商品に係る純利益[1] | 196 | 234 |
| 資本性金融商品に係る受取配当金 | 53 | 116 |
| **資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益** | **249** | **350** |

[1] 負債性金融商品からの受取利息は「正味受取利息」(注２.a)に含まれ、発行体の債務不履行の可能性に関連する減損損失は「リスク費用」(注２.h)に含まれている。

過年度には「資本に直接認識され、純損益へ再分類される可能性のある資産および負債の変動」に計上され、税引前当期純利益に含まれていた負債証券に係る未実現損益は、2020年12月31日終了事業年度は144百万ユーロ(2019年12月31日終了事業年度は194百万ユーロ)の利益であった。

### 注２.ｅ　保険業務収益(純額)

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | 2019年12月31日<br>終了事業年度 |
|---|---|---|
| 既経過保険料 | 21,259 | 24,183 |
| 裁量権のある有配当性を有する投資契約および<br>他のサービスからの純利益 | 49 | 32 |
| 金融投資から生じる収益(純額) | 4,610 | 14,858 |
| 契約に関する保険費用 | (19,664) | (32,423) |
| 出再保険費用(純額) | (158) | (118) |
| 保険金給付費用 | (1,982) | (2,095) |
| **保険業務収益(純額)** | **4,114** | **4,437** |

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | 2019年12月31日<br>終了事業年度 |
|---|---|---|
| 売却可能金融資産に係る純利益 | 2,809 | 3,273 |
| *受取利息および配当金* | *2,752* | *3,040* |
| *減損引当金繰入額* | *(338)* | *(160)* |
| *処分益純額* | *395* | *393* |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る<br>純利益 | 1,523 | 11,278 |
| 償却原価で測定する金融商品に係る純利益 | 124 | 106 |
| 投資不動産収益 | 168 | 200 |
| 持分法投資収益に対する持分 | (5) | 5 |
| その他の費用 | (9) | (4) |
| **金融投資から生じる収益(純額)** | **4,610** | **14,858** |

### 注２.ｆ　その他の業務収益(純額)

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | | | 2019年12月31日<br>終了事業年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 収益 | 費用 | 純額 | 収益 | 費用 | 純額 |
| 投資不動産収益(純額) | 92 | (54) | 38 | 155 | (34) | 121 |
| オペレーティング・リースの下で保有される<br>リース資産収益(純額) | 10,754 | (9,140) | 1,614 | 10,648 | (9,090) | 1,558 |
| 不動産開発業務収益(純額) | 679 | (574) | 105 | 1,069 | (867) | 202 |
| その他の収益(純額) | 1,669 | (1,585) | 84 | 1,630 | (1,307) | 323 |
| **その他の業務収益(純額)合計** | **13,194** | **(11,353)** | **1,841** | **13,502** | **(11,298)** | **2,204** |

### 注２.ｇ　その他の営業費用

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | 2019年12月31日<br>終了事業年度 |
|---|---|---|
| 外部サービスおよびその他の営業費用 | (8,848) | (9,495) |
| 税金および拠出額[1] | (1,961) | (1,844) |
| **その他の営業費用合計** | **(10,809)** | **(11,339)** |

[1] 例外的な拠出額を含んだ欧州破綻処理基金への拠出額であり2020年12月31日終了事業年度は760百万ユーロ、2019年12月31日終了事業年度は646百万ユーロであった。

### 注２.ｈ　リスク費用

当社グループが使用しており、注１.e.５に記載されている全般的な減損モデルは、下記のような２段階の作業に基づくものである。

・　信用リスクが当初認識時と比べ著しく増大していないかどうか評価する作業。

・　12ヶ月の予想信用損失または残存期間における予想信用損失のいずれか(すなわち、満期時の予想損失)として減損引当金を測定する作業。

両段階の作業は、将来予測的な情報をもとに実施しなければならない。

**・　信用リスクの著しい増大**

信用リスクの増大の評価は、エクスポージャーの性質や取引相手の種類に応じて変化する指標や基準値をもとに金融商品レベルで実施される。

当社グループが使用している内部信用格付手法は、包括登録書類第５章「第３の柱」(セクション5.4「信用リスク」)に記載される予定である。

－　*ホールセール(法人／金融機関／国家)および債券*

信用リスクの増大の評価に用いられる指標は、ファシリティの債務者に係る内部の取引相手格付である。

組成時の取引先格付と報告日現在の当該格付の差が３ノッチまたはそれを超えている(４-から５-に悪化しているなど)場合、信用の質の低下が著しいとみなされ、そのファシリティはステージ２に分類される。

低リスク商品についてIFRS第９号が認めている実務的簡便法(すなわち、この方法では、報告日現在で投資適格格付の債券はステージ１に分類され、報告日現在で投資不適格格付の債券はステージ２に分類される)は、取得日の時点で格付が入手できない負債証券に限り使用される。

－　*SMEコーポレート・ファシリティおよびリテール*

SMEコーポレート・エクスポージャーに関しても、信用リスクの増大の評価に用いられる指標は、ファシリティの債務者に係る内部の取引先格付である。用いられる格付システムにおける変動がより大きいため、組成時の取引先格付と報告日現在の当該格付の差が６ノッチまたはそれを超えている場合、信用の質の低下が著しいとみなされ、そのファシリティはステージ２に分類される。

リテール・エクスポージャーについては、信用リスクの増大の評価において、下記の２種類の代替指標が考慮される。

・　デフォルト確率(PD)：１年以内のデフォルト確率の変動は、残存期間におけるデフォルト確率の変動の合理的近似値とみなされる。報告日における１年以内のPDと組成時における１年以内のPDの比率が４倍を超えている場合、信用の質の低下が著しいとみなされ、そのファシリティはステージ２に分類される。

・　過去12ヶ月の間に発生した延滞の存在：消費者金融に特化した事業においては、過去12ヶ月の間に延滞の発生事例が存在する場合、事後的には約定通りに返済された場合であったとしても、信用リスクの増大が著しいとみなされ、そのファシリティはステージ２に分類される。

さらに、どのポートフォリオ(消費者金融に特化した事業は除く)についても、

・　報告日における格付が４-以上である(または１年以内のPDが0.25％以下である)場合、このゾーンにおける格下げと関係のあるPDの変動は僅少であり、「著しい」とはみなされないため、ファシリティはステージ１に分類される。

・　報告日における格付が９+以下である(または１年以内のPDが10％を超えている)場合、信用組成の観点から当社グループの実務を検討し信用リスクの増大が著しいとみなされれば、(ファシリティの信用が減損していない限り)ステージ２に分類される。

バックストップとして、資産の延滞期間が30日に達すると、当初認識後に信用リスクが著しく増大したとみなされるため、当該資産はステージ２に分類される。

・　**将来予測的な情報**

当社グループは、信用リスクの著しい増大を評価する場合と、予想信用損失(ECL)を測定する場合の双方において、将来予測的な情報を検討する。

信用リスクの著しい増大の評価については、当初認識時と報告日のリスク・パラメーターの比較結果をもとに判断するという原則(「信用リスクの著しい増大」セクションを参照)では判断できない場合、信用リスクが著しく増大しているかどうかの判断は、よりシステミックな将来予測的要因(マクロ経済要因、セクター要因および地域的リスク要因)の検討結果により補完され、一部のエクスポージャーに伴う信用リスクを増大させる可能性がある。これらの要因を検討すると、ステージ２への分類基準が厳格化されるため、これらの将来予測的な要因の影響を受けやすいとみなされるエクスポージャーに係るECLの額が増加する。

予想信用損失の測定に関しては、当社グループは、今後見込まれる経済情勢を幅広くカバーした、下記３種類のマクロ経済シナリオを地域別に使用する。

・　ベースライン・シナリオ：予算編成に用いているシナリオと同じもの。

・　悪化シナリオ：当社グループが四半期ごとのストレス・テストで使用しているシナリオと同じもの。

・　好転シナリオ：経済情勢が予想より好転した場合の状況を捕捉できるシナリオ。

マクロ経済シナリオとECL測定の関係は、主に、デフォルト確率のモデル化や、内部格付(またはリスク・パラメーター)に基づく遷移マトリクスの変形を用いて表現されている。これらのシナリオに基づき算定されたデフォルト確率は、各状況における予想信用損失の測定に用いられている。

各シナリオの下での予想信用損失に係る確率加重は、下記のように実施される。

- ベースライン・シナリオについては50%。
- 悪化／好転シナリオに係る確率加重の係数は、クレジット・サイクルにおける位置との関係を用いて計算される。このアプローチでは、経済が目覚ましい拡大を遂げている場合、経済が悪化する可能性に備え、悪化シナリオには、経済成長がより低調な期間中の場合よりも高い確率加重係数が割り当てられる。

加えて、適切な場合、ECL測定においては、資産が売却されるシナリオも考慮され得る。

－ *マクロ経済シナリオ：*

使用する３種類のマクロ経済シナリオは、３年間の予測期間で定義される。これらは、

- 予測期間中における最も可能性の高い経済動向が織り込まれているベースライン・シナリオ。このシナリオは、四半期ごとに更新され、当社グループの経済調査(Economic Research)部門が、当社グループ内の様々な専門家と協力して策定する。当社グループの主要市場(フランス、ベルギー、イタリア、米国およびユーロ圏)に関する予測は、ストレス・テスト手続において使われているリスク・パラメーターをモデル化する際の主要なリスク要因である、主要なマクロ経済変数(国内総生産(GDP)やその要素、失業率、消費者物価、金利、外国為替相場、原油価格、不動産価格など)を用いて策定される。

  2020年12月31日以降は、ロックダウン(都市封鎖)措置や経済活動の一時停止に伴い経済動向にもたらされる不均一な影響をより良く反映するため、地域レベルに加え、セクター・レベルでも、将来予測的なパラメーターを詳しく検討している。
- ベースライン・シナリオを悪化させるいくつかのリスクの顕在化がもたらす影響(経済動向をより悪化させる結果となる影響)が織り込まれている悪化シナリオ。経済悪化の起点にはGDPショックが含まれている。このGDPショックは、経済危機が世界的な危機だと考えられる場合には、程度の差はあれ、すべての経済に同時に影響を及ぼす。これらの仮定は、概して、規制当局が提案しているものと同じである。他の変数(失業率、消費者物価、金利など)の調整は、計量経済との関係や専門家の判断をもとに行われる。
- 経済を上振れさせるいくつかのリスクの顕在化がもたらす影響(経済動向をより好転させる結果となる影響)が織り込まれている好転シナリオ。偏りのない引当金を見積るため、好転シナリオは、GDP成長(サイクル中の平均)に対するショックの蓋然性が、悪化シナリオにおける当該ショックの蓋然性と同じになるように策定される。好転シナリオにおけるGDPショックの大きさは、通常、悪化シナリオにおけるGDPショックの大きさの80%～95%となる。他の変数(失業率、物価上昇率、金利)については、悪化シナリオと同じ方法で定義される。

－　*ベースライン・シナリオにおいて考慮されている、公衆衛生危機に固有の事情：*

経済活動は、2020年度上半期には歴史的に落ち込み、第３四半期には回復に転じたが、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染者の増加に対処するために各国政府がより厳格な措置(いくつかの欧州諸国におけるロックダウン(都市封鎖)を含む)を講じたことを受け、第４四半期には再び落ち込んだ。しかし、各国政府や各中央銀行が、公衆衛生危機が経済活動に及ぼす影響を最小限に抑えるための様々な対策を講じたため、第４四半期における落ち込みは、第２四半期におけるショックほど顕著でなかった。2021年度においては、a)物理的な経済回復策、b)各国政府や各中央銀行による様々な対策、c)ワクチンの積極的な開発により、成長率は好転する見込みである。成長のペースは、2022年度から2023年度にかけて正常化し、大半の成熟経済においては、2022年度には経済活動が危機前の水準に戻る見込みである。

下記のグラフは、2019年12月31日現在と2020年12月31日現在のECLの計算において前提としたベースライン・シナリオに用いられている各GDP予測の比較を示している。

ユーロ圏GDP：基礎となる2019年第４四半期の指数を100とした場合

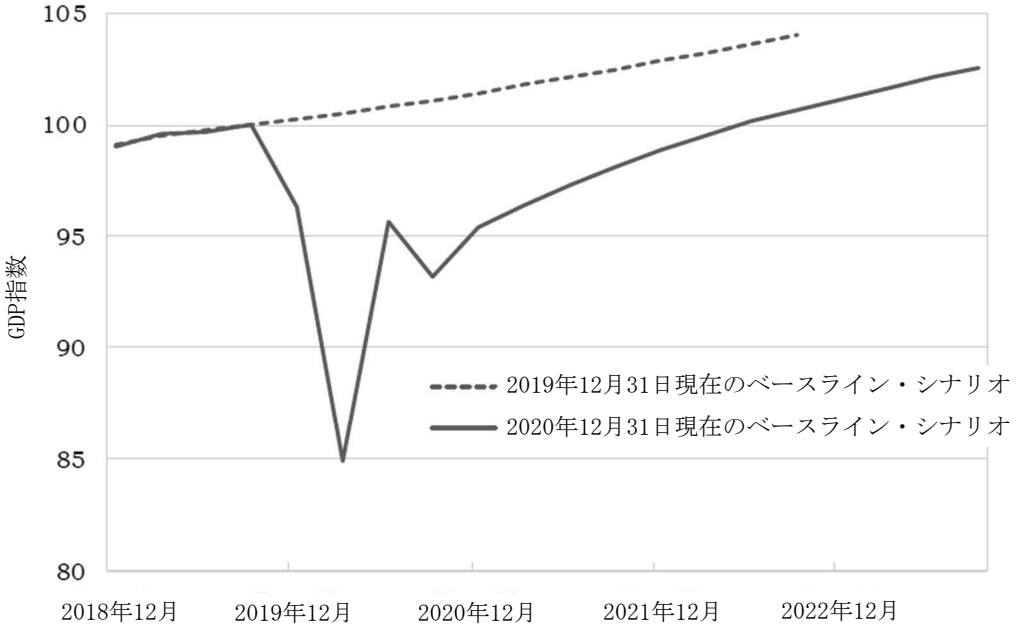


2019年度第４四半期のGDP水準への復帰時期

| | 2020年12月31日現在 |
|---|---|
| フランス | 2022年度第４四半期 |
| イタリア | 2023年度第４四半期 |
| ベルギー | 2022年度第４四半期 |
| ドイツ | 2022年度第２四半期 |
| ユーロ圏 | 2022年度第３四半期 |
| 米国 | 2021年度第４四半期 |

これらの仮定は、ユーロ圏に関する2020年12月の欧州中央銀行策定のシナリオに近似しており、2022年度第３四半期にはGDP水準が危機前の水準に戻ることも前提としている。

－　*悪化シナリオ：*

悪化シナリオでは、経済に対する一定のリスクが顕在化し、経済動向が、ベースライン・シナリオにおける動向よりさらに悪化する結果となると想定している。

現状における主要なリスクには、ベースライン・シナリオにおいて想定されているほど円滑に公衆衛生危機が終息しないというリスクや、経済が再び悪化するリスクがある。

この悪化シナリオにおいて想定している結果は、主に２つの要因、すなわち、a)公衆衛生危機が想定より悪化するという要因と、b)経済の落ち込みが想定より深刻化する(失業率や倒産件数が想定を上回る)という要因により生じる可能性がある。

また公衆衛生危機が続く中では、下記に関するリスクが、上記の主要なリスクを上回る悪影響をもたらす可能性もある。

- **需要低迷による危機の長期化**：公衆衛生危機が、内需に深刻な影響を及ぼす深刻な被害(失業率上昇や倒産件数の増加など)を経済にもたらす場合、そのような公衆衛生危機は、より「典型的」な、つまりより長期的な危機の引き金となる可能性がある。この長期化は、特に、政府が、危機に瀕している家計や企業を支援するための財政措置(雇用維持スキーム、失業給付期間の延長、政府保証付き融資など)の規模を縮小したり、措置を打ち切ったりした場合、または危機により、特定の地域もしくは国の主要産業(国際観光業など)に深刻な悪影響が及んだ場合に生じる可能性がある。
- **金融機関の収益が逼迫**：公衆衛生危機は、債務の返済に窮する債務者の数が増える原因となり、政府による各種支援策の打ち切りまたは規模の縮小が重なると特に、その増加は顕著になる。加えて、起こり得る金融の混乱や超低金利も、銀行業務収益を大きく圧迫する可能性がある。
- **金融市場が新たな調整局面に突入**：公衆衛生危機は、すでに特定金融資産の評価額に大きな影響を及ぼしているが、公衆衛生危機の推移によっては、さらなる調整局面への突入により、一部の市場に影響が及ぶ可能性がある。
- **公的な財政支援がもたらす緊張**：経済活動の縮小規模や、今回の大規模なショックからの回復を支援するために政府が予定している財政支援の額によっては、GDP債務比率が相当程度高まる国が現れ、前例のない水準に達する。現在講じられているきわめて緩和的な金融政策により、今のところ、このリスクがもたらす影響は最小限に抑えられているが、公的財政指標の急激な悪化は、将来的に、金融市場における緊張や特定国における財政緊縮策につながる恐れがあり、経済活動への悪影響という連鎖反応を引き起こす可能性がある。
- **中国経済のさらなる難局化**：中国経済の重要性を踏まえると、中国における経済活動のさらなる悪化は、世界各地の金融市場や、国際貿易およびコモディティ価格に悪影響を及ぼすこととなる。
- **新興市場における難局**：公衆衛生危機は、経済不均衡や国内政治における難局、米ドルの強さや国際関係の悪化に苦しんでいる一部の新興市場にさらなる悪影響を及ぼす可能性がある。

悪化シナリオには、公衆衛生危機とは直接関係のない、以下のような他のリスクも織り込まれている。

- **貿易リスク**：短期的には、米中貿易摩擦がある程度緩和される見通しだが、両国間での、知的財産保護、技術移転または産業政策に関する立場の相違は今後も続く可能性がある。米国をはじめとした成熟経済国は、公衆衛生危機を受けて、戦略上重要だと考えられる分野での中国への依存度を下げることも視野に入れている可能性がある。このため、貿易やグローバル化がもたらす緊張が持続することが見込まれる。またこれらの好ましくない動向は、今後も数四半期にわたりリスクをもたらす見込みである。
- **ブレグジット関連リスク**：欧州連合と英国が、2020年の12月末に自由貿易協定に調印した。この協定は、依然として欧州議会による批准が必要な状況にあるが、2021年１月１日から２月28日までの期限付きで暫定適用されている。いわゆる「ハード・ブレグジット」は避けられたものの、ブレグジットがもたらす大幅な変化は、欧州連合と英国の間での貿易(主に非関税障壁)や金融関係に影響を及ぼす見込みである。現時点で完全に撤廃されていない、物流障壁や実務上の障壁は、今後も撤廃できない見込みである。悪化シナリオにおいては、(投資や支出に悪影響を及ぼす)不確実性がより高まること、貿易における力関係がより弱まること、金融市場において緊張が高まること、また不動産市場がマイナス成長に陥ることが悪化要因として考慮されている。
- **地政学的リスク**：中東の緊張状態が、コモディティ価格や景況感への影響を通じてグローバル経済に影響を及ぼす可能性がある。

これらの潜在的なリスクは、公衆衛生危機の長期化により、2021年度第２四半期以降に顕在化すると想定されている。

悪化シナリオにおいて想定している、ショックの影響が続くと見込まれる期間(３年間)後におけるOECD加盟諸国のGDP水準は、ベースライン・シナリオよりも5.8%～12%(国に応じて異なる)低い水準で、ユーロ圏における水準とは平均で-7.1%乖離しており、米国における水準とは-5.8%乖離している。

－　*シナリオに係る確率加重の係数およびリスク費用感応度：*

2020年12月31日現在の、当社グループの悪化シナリオに係る確率加重の係数は16%(好転シナリオに係る当該係数は34%)で、2019年12月31日現在では26%(好転シナリオに係る当該係数は24%)であったが、これは、現在の公衆衛生危機や関連する封じ込め策により、2020年12月31日現在ではクレジット・サイクルの平均を下回っている状況を反映している。

償却原価でまたは資本を通じて公正価値で測定するすべての金融資産と信用コミットメントに係る予想信用損失額の感応度は、好転シナリオと悪化シナリオに同じ確率加重の係数(25%)を適用する方法で推計している。この結果によると、予想損失が、２%に相当する約130百万ユーロ増加する見込みである。これらの確率加重の係数の適用による、これらのファシリティの決算日におけるステージ分類の変動はなかった。

・　**公衆衛生危機固有の内容を考慮したECL評価プロセス調整：**

各マクロ経済シナリオが予想信用損失に及ぼす影響の測定結果は、現在の公衆衛生危機に特異な事情を反映して調整されている。（2020年度上半期の）一時的な封じ込め策によるショックや政府や中央銀行による強力な支援などの異例な要素を踏まえて、既存のモデル(過去の危機に応じて調整済み)に含まれている国別・地域別のマクロ経済パラメーターに、マクロ経済環境への中期的な影響に関する情報を反映し、過度に短期的な変動を最小限に抑えるための調整が加えられている。

ユーロ圏のベースライン・シナリオに織り込まれている中期的な見通しでは、該当期間中の価値下落は各国政府や欧州中央銀行が公表した支援プログラムの額を大幅に下回る額に収まると想定している。

使用モデルが、公衆衛生危機や支援プログラムを受けて異常な水準を示す指標(リテール顧客や事業者による預金の増加や延滞日数の減少など)に基づくものである場合には、保守的な調整も検討される。

政府保証により担保されている新規融資(大半はフランス国内リテール・バンキングにおける融資)については、予想信用損失の計算がそれに応じて調整されている。

特定の消費者金融事業に関するデフォルト遷移予測は、各国のこの顧客セグメントに固有の特性を反映して調整されている。返済猶予措置の対象となる融資は、固有のリスク区分別に分類されている。

加えて、特にフランスにおいて、個人向けの一般的な返済猶予制度が存在しなかったことにより、当初契約に定められていなかった措置による恩恵を受けた融資は条件緩和(フォアベアランス)として分類されている。ただしこれらの措置は、自動的にステージ２へ振り替えられる基準としてみなされるものではない。

・　**当期リスク費用**

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | 2019年12月31日<br>終了事業年度 |
|---|---|---|
| 減損引当金計上額(純額) | (5,358) | (2,649) |
| 償却債権取立益 | 457 | 429 |
| 回収不能貸出金に係る損失 | (816) | (983) |
| **当期リスク費用合計** | **(5,717)** | **(3,203)** |

・　会計処理カテゴリーおよび資産種類別当期リスク費用

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | 2019年12月31日<br>終了事業年度 |
|---|---|---|
| 現金および中央銀行預け金 | (5) | (1) |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | (181) | 4 |
| 資本を通じて公正価値で測定する金融資産 | (6) | |
| 償却原価で測定する金融資産 | (5,249) | (3,050) |
| *貸出金および債権* | *(5,215)* | *(3,057)* |
| *負債証券* | *(34)* | *7* |
| その他の資産 | (17) | (4) |
| 融資コミットメントおよび保証コミットメント<br>ならびにその他の項目 | (259) | (152) |
| **当期リスク費用合計** | **(5,717)** | **(3,203)** |
| *未減損資産およびコミットメントに係るリスク費用* | *(1,404)* | *37* |
| *内、ステージ1* | *(895)* | *(161)* |
| *内、ステージ2* | *(509)* | *198* |
| *減損資産およびコミットメントに係るリスク費用<br>－ステージ3* | *(4,313)* | *(3,240)* |

・　信用リスクに係る減損

会計処理カテゴリーおよび資産種類別の当期における減損の変動

| （単位：百万ユーロ） | 2019年<br>12月31日現在 | 減損引当金<br>計上額（純額） | 減損引当金<br>充当額 | 為替レートの<br>変動および<br>その他の<br>影響額 | 2020年<br>12月31日現在 |
|---|---|---|---|---|---|
| **資産の減損** | | | | | |
| 中央銀行預け金 | 15 | 5 | | (3) | 17 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | 149 | 151 | (120) | (32) | 148 |
| 資本を通じて公正価値で測定する資産の減損 | 141 | 7 | (11) | (5) | 132 |
| 償却原価で測定する金融資産 | 21,411 | 4,961 | (3,392) | (1,276) | 21,704 |
| *貸出金および債権* | *21,277* | *4,927* | *(3,391)* | *(1,267)* | *21,546* |
| *負債証券* | *134* | *34* | *(1)* | *(9)* | *158* |
| その他の資産 | 90 | 20 | (3) | (3) | 104 |
| **金融資産の減損合計** | **21,806** | **5,144** | **(3,526)** | **(1,319)** | **22,105** |
| *内、ステージ1* | *1,676* | *793* | *(12)* | *(78)* | *2,379* |
| *内、ステージ2* | *3,145* | *414* | *(15)* | *(378)* | *3,166* |
| *内、ステージ3* | *16,985* | *3,937* | *(3,499)* | *(863)* | *16,560* |
| **負債として認識される引当金** | | | | | |
| コミットメントに対する引当金 | 818 | 212 | (24) | (42) | 964 |
| その他の引当金 | 416 | 2 | (36) | 1 | 383 |
| **信用コミットメントに対する引当金合計** | **1,234** | **214** | **(60)** | **(41)** | **1,347** |
| *内、ステージ1* | *259* | *78* | | *(18)* | *319* |
| *内、ステージ2* | *225* | *80* | | *(8)* | *297* |
| *内、ステージ3* | *750* | *56* | *(60)* | *(15)* | *731* |
| **減損および引当金合計** | **23,040** | **5,358** | **(3,586)** | **(1,360)** | **23,452** |

会計処理カテゴリーおよび資産種類別の前期における減損の変動

| （単位：百万ユーロ） | 2018年<br>12月31日現在 | 減損引当金<br>計上額（純額） | 減損引当金<br>充当額 | 為替レートの<br>変動および<br>その他の<br>影響額 | 2019年<br>12月31日現在 |
|---|---|---|---|---|---|
| **資産の減損** | | | | | |
| 中央銀行預け金 | 15 | 1 | | (1) | 15 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | 191 | (39) | | (3) | 149 |
| 資本を通じて公正価値で測定する資産の減損 | 140 | | | 1 | 141 |
| 償却原価で測定する金融資産 | 24,362 | 2,582 | (5,560) | 27 | 21,411 |
| *貸出金および債権* | *24,232* | *2,591* | *(5,560)* | *14* | *21,277* |
| *負債証券* | *130* | *(9)* | | *13* | *134* |
| その他の資産 | 80 | 10 | | | 90 |
| **金融資産の減損合計** | **24,788** | **2,554** | **(5,560)** | **24** | **21,806** |
| *内、ステージ1* | *1,581* | *124* | *(2)* | *(27)* | *1,676* |
| *内、ステージ2* | *3,325* | *(210)* | *(10)* | *40* | *3,145* |
| *内、ステージ3* | *19,882* | *2,640* | *(5,548)* | *11* | *16,985* |
| **負債として認識される引当金** | | | | | |
| コミットメントに対する引当金 | 775 | 45 | | (2) | 818 |
| その他の引当金 | 417 | 50 | (32) | (19) | 416 |
| **信用コミットメントに対する引当金合計** | **1,192** | **95** | **(32)** | **(21)** | **1,234** |
| *内、ステージ1* | *237* | *22* | | | *259* |
| *内、ステージ2* | *220* | *5* | | | *225* |
| *内、ステージ3* | *735* | *68* | *(32)* | *(21)* | *750* |
| **減損および引当金合計** | **25,980** | **2,649** | **(5,592)** | **3** | **23,040** |

償却原価で測定する金融資産の当期中の減損の変動(EU CR-2)

| (単位：百万ユーロ) | 12ヶ月の予想信用損失を評価すべき資産の減損（ステージ１） | 残存期間における予想信用損失を評価すべき資産の減損（ステージ２） | 不良資産の減損（ステージ３） | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| **2019年12月31日現在** | **1,641** | **3,123** | **16,647** | **21,411** |
| **減損引当金計上額(純額)** | **788** | **408** | **3,765** | **4,961** |
| 当期中に購入または組成された金融資産 | 605 | 372 | | 977 |
| 当期中に認識が中止された金融資産[1] | (346) | (619) | (607) | (1,572) |
| ステージ２への振替 | (154) | 2,035 | (412) | 1,469 |
| ステージ３への振替 | (24) | (764) | 2,524 | 1,736 |
| ステージ１への振替 | 116 | (818) | (64) | (766) |
| 他の引当金／ステージ振替なく戻入[2] | 591 | 202 | 2,324 | 3,117 |
| **減損引当金充当額** | **(12)** | **(15)** | **(3,365)** | **(3,392)** |
| **為替レートの変動およびその他の事項の影響額** | **(74)** | **(374)** | **(828)** | **(1,276)** |
| **2020年12月31日現在** | **2,343** | **3,142** | **16,219** | **21,704** |

[1] 売却を含む
[2] 償却を含む

償却原価で測定する金融資産の前期中の減損の変動

| (単位：百万ユーロ) | 12ヶ月の予想信用損失を評価すべき資産の減損（ステージ１） | 残存期間における予想信用損失を評価すべき資産の減損（ステージ２） | 不良資産の減損（ステージ３） | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| **2018年12月31日現在** | **1,549** | **3,302** | **19,511** | **24,362** |
| **減損引当金計上額(純額)** | **123** | **(208)** | **2,667** | **2,582** |
| 当期中に購入または組成された金融資産 | 580 | 369 | 3 | 952 |
| 当期中に認識が中止された金融資産[1] | (263) | (483) | (809) | (1,555) |
| ステージ２への振替 | (148) | 2,130 | (476) | 1,506 |
| ステージ３への振替 | (17) | (873) | 2,267 | 1,377 |
| ステージ１への振替 | 150 | (1,039) | (79) | (968) |
| 他の引当金／ステージ振替なく戻入[2] | (179) | (312) | 1,761 | 1,270 |
| **減損引当金充当額** | **(2)** | **(9)** | **(5,549)** | **(5,560)** |
| **為替レートの変動およびその他の項目の影響額** | **(29)** | **38** | **18** | **27** |
| **2019年12月31日現在** | **1,641** | **3,123** | **16,647** | **21,411** |

[1] 売却を含む
[2] 償却を含む

### 注２.ｉ　法人税

| フランスでの標準税率で計算した理論上の法人税から実効の法人税への調整 | 2020年12月31日終了事業年度 | | 2019年12月31日終了事業年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | （百万ユーロ） | 税率 | （百万ユーロ） | 税率 |
| **フランスでの標準税率で計算される、税引前当期純利益に対する法人税費用[1]** | **(3,008)** | **32.0%** | **(4,003)** | **34.4%** |
| 課税内容が異なる国外での利益の影響 | 415 | -4.4% | 541 | -4.7% |
| 税率変動の影響 | | | 77 | -0.7% |
| 軽減税率で課税される配当金および処分の影響 | 170 | -1.8% | 571 | -4.9% |
| 諸税および英国銀行税の損金不算入が及ぼす影響[2] | (262) | 2.8% | (218) | 1.9% |
| 過去に認識していなかった繰延税金(繰越欠損金および一時差異)が及ぼす影響 | 94 | -1.0% | 76 | -0.7% |
| 過去に繰延税金資産を認識していなかった繰越欠損金の使用が及ぼす影響 | | | 4 | - |
| その他の項目 | 184 | -1.9% | 141 | -1.1% |
| **法人税費用** | **(2,407)** | **25.6%** | **(2,811)** | **24.2%** |
| *12月31日終了事業年度の当期税金費用* | *(2,391)* | | *(2,615)* | |
| *12月31日終了事業年度の繰延税金費用(注４.k)* | *(16)* | | *(196)* | |

[1] 持分法適用会社の利益に対する持分およびのれんの償却額を反映するため、修正再表示されている。
[2] 単一破綻処理基金への拠出分や、その他の損金に算入できない銀行税に関するものである。

### 注３.　セグメント情報

当社グループは、２つの事業部門から構成されている。

- リテール・バンキング事業およびサービス事業。この事業は、国内市場部門および国際金融サービス部門から成る。国内市場部門には、フランス(FRB)、イタリア(BNLバンカ・コメルシアーレ)、ベルギー(BRB)、およびルクセンブルク(LRB)の各国内でのリテール・バンキング業務、ならびにリテール・バンキング業務専業の特別部門(パーソナル・インベスターズ、リーシング・ソリューション、アルバルおよびニュー・デジタル・ビジネス)が含まれる。また国際金融サービス部門は、BNPパリバ・グループがユーロ圏以外の地域(欧州・地中海沿岸諸国および米国(バンクウェスト)に区分される)で展開しているすべてのリテール・バンキング事業と、パーソナル・ファイナンス、保険、ウェルス＆アセット・マネジメント業務(ウェルス・マネジメント、アセット・マネジメントおよび不動産管理)から成る。
- ホールセールバンキング事業(CIB)。この事業は、コーポレート・バンキング(欧州諸国、中東諸国、アフリカ諸国、アジア諸国、アメリカ諸国での法人業務およびコーポレート・ファイナンス業務)、グローバル・マーケット(フィクスト・インカム業務、為替およびコモディティ業務ならびに株式およびプライム・サービス業務)、ならびに資産管理会社、金融機関および他の法人を顧客とする証券管理事業を含む。

その他の主な業務としては、プリンシパル・インベストメンツ、当社グループの本部資金部門に関連する業務、クロスビジネスプロジェクト関連費用、パーソナル・ファイナンスの住宅ローン業務(業務の大部分はラン・オフで管理されている)、およびいくつかの投資業務がある。

これらは、企業結合に関する規則の適用により生じた非経常項目も含んでいる。各中核事業について一貫性があり実用的な関連情報を提供するため、取得した各事業体の純資産に認識される公正価値調整額の償却による影響額と、各事業体の統合に関連して生じた事業再編費用が「その他の事業」セグメントへ配賦されている。当社グループのクロスビジネス省力化プログラム関連の転換および適応費用についても同様である。

セグメント間取引は通常の取引条件で行われる。表示されているセグメント情報は、合意されたセグメント間の移転価格で構成されている。

資本は、リスク・エクスポージャーを基に、主に資本要件に関連する様々な慣例を考慮に入れ配賦される。こうした仮定は、自己資本規制により求められるリスク加重資産の算出により導き出されるものである。セグメント別の正常化された持分利益は、配賦した持分の利益を各セグメントに帰属させて算定している。各セグメントへの資本配賦率は、リスク加重資産の11%である。中核事業別の貸借対照表の内訳は、中核事業別の損益計算書の内訳と同じ規則に従っている。

・　事業セグメント別業務収益

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日終了事業年度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 営業収益 | 営業費用 | リスク費用 | 営業利益 | その他の営業外項目 | 税引前当期純利益 |
| **リテール・バンキング事業およびサービス事業** | | | | | | |
| **国内市場部門** | | | | | | |
| フランス国内リテール・バンキング[1] | **5,667** | (4,353) | (487) | **827** | 38 | **865** |
| BNLバンカ・コメルシアーレ[1] | **2,586** | (1,697) | (524) | **365** | (2) | **363** |
| ベルギー国内リテール・バンキング[1] | **3,267** | (2,307) | (230) | **731** | 31 | **762** |
| その他の国内市場部門[1] | **3,412** | (1,911) | (205) | **1,297** | (13) | **1,284** |
| **国際金融サービス部門** | | | | | | |
| パーソナル・ファイナンス | **5,485** | (2,756) | (1,997) | **732** | (61) | **672** |
| 海外リテール・バンキング部門 | | | | | | |
| *欧州・地中海沿岸諸国部門[1]* | **2,346** | (1,704) | (437) | **206** | 187 | **392** |
| *バンクウェスト[1]* | **2,399** | (1,685) | (322) | **392** | | **392** |
| 保険部門 | **2,725** | (1,463) | (1) | **1,261** | 121 | **1,382** |
| ウェルス&アセット・マネジメント | **2,982** | (2,510) | (17) | **455** | 128 | **583** |
| **ホールセールバンキング事業** | | | | | | |
| コーポレート・バンキング部門 | **4,727** | (2,623) | (1,308) | **796** | 9 | **806** |
| グローバル・マーケット部門 | **6,819** | (4,452) | (117) | **2,250** | 4 | **2,254** |
| 証券管理部門 | **2,217** | (1,845) | 1 | **373** | 21 | **394** |
| **その他の事業** | **(358)** | (890) | (72) | **(1,321)** | 994 | **(327)** |
| **グループ合計** | **44,275** | (30,194) | (5,717) | **8,364** | 1,458 | **9,822** |

| （単位：百万ユーロ） | 2019年12月31日終了事業年度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 営業収益 | 営業費用 | リスク費用 | 営業利益 | その他の営業外項目 | 税引前当期純利益 |
| **リテール・バンキング事業およびサービス事業** | | | | | | |
| **国内市場部門** | | | | | | |
| フランス国内リテール・バンキング[1] | 6,050 | (4,461) | (324) | 1,266 | 7 | 1,273 |
| BNLバンカ・コメルシアーレ[1] | 2,690 | (1,753) | (490) | 447 | (5) | 443 |
| ベルギー国内リテール・バンキング[1] | 3,353 | (2,378) | (56) | 919 | 10 | 929 |
| その他の国内市場部門[1] | 3,169 | (1,847) | (146) | 1,175 | (10) | 1,165 |
| **国際金融サービス部門** | | | | | | |
| パーソナル・ファイナンス | 5,796 | (2,857) | (1,354) | 1,585 | 18 | 1,602 |
| 海外リテール・バンキング部門 | | | | | | |
| *欧州・地中海沿岸諸国部門[1]* | 2,690 | (1,794) | (399) | 497 | 231 | 728 |
| *バンクウェスト[1]* | 2,309 | (1,674) | (148) | 487 | (3) | 484 |
| 保険部門 | 3,068 | (1,500) | (3) | 1,564 | 152 | 1,716 |
| ウェルス＆アセット・マネジメント | 3,320 | (2,682) | (6) | 632 | 63 | 695 |
| **ホールセールバンキング事業** | | | | | | |
| コーポレート・バンキング部門 | 4,312 | (2,599) | (223) | 1,490 | 13 | 1,503 |
| グローバル・マーケット部門 | 5,571 | (4,231) | 2 | 1,341 | (6) | 1,334 |
| 証券管理部門 | 2,198 | (1,833) | 4 | 369 | | 370 |
| **その他の事業** | 71 | (1,728) | (58) | (1,715) | 867 | (848) |
| **グループ合計** | 44,597 | (31,337) | (3,203) | 10,057 | 1,337 | 11,394 |

[1] フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルク、ドイツ、トルコ、ポーランドおよび米国のウェルス・マネジメントの業務の３分の１をウェルス＆アセット・マネジメントに再配分した後のフランス国内リテール・バンキング、BNLバンカ・コメルシアーレ、ベルギー国内リテール・バンキング、ルクセンブルク国内リテール・バンキング、欧州・地中海沿岸諸国部門およびバンクウェスト。

・　「保険業務収益(純額)」に計上される手数料を含む事業セグメント別正味受取手数料

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | 2019年12月31日<br>終了事業年度 |
|---|---|---|
| **リテール・バンキング事業およびサービス事業** | | |
| **国内市場部門** | | |
| フランス国内リテール・バンキング[1] | 2,461 | 2,558 |
| BNLバンカ・コメルシアーレ[1] | 991 | 1,025 |
| ベルギー国内リテール・バンキング[1] | 877 | 813 |
| その他の国内市場部門[1] | 553 | 376 |
| **国際金融サービス部門** | | |
| パーソナル・ファイナンス | 831 | 799 |
| 海外リテール・バンキング部門 | 787 | 880 |
| *欧州・地中海沿岸諸国部門[1]* | *470* | *578* |
| *バンクウェスト[1]* | *317* | *302* |
| 保険部門 | (3,203) | (3,448) |
| ウェルス＆アセット・マネジメント | 2,063 | 2,207 |
| **ホールセールバンキング事業** | | |
| コーポレート・バンキング部門 | 2,061 | 1,545 |
| グローバル・マーケット部門 | (835) | (790) |
| 証券管理部門 | 1,317 | 1,309 |
| **その他の事業** | **26** | **48** |
| **グループ合計** | **7,930** | **7,323** |

[1] フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルク、ドイツ、トルコ、ポーランドおよび米国のウェルス・マネジメントの業務の３分の１をウェルス＆アセット・マネジメントに再配分した後のフランス国内リテール・バンキング、BNLバンカ・コメルシアーレ、ベルギー国内リテール・バンキング、ルクセンブルク国内リテール・バンキング、欧州・地中海沿岸諸国部門およびバンクウェスト。

・　事業セグメント別資産・負債

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日現在 | | 2019年12月31日現在 | |
|---|---|---|---|---|
| | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 |
| **リテール・バンキング事業およびサービス事業** | | | | |
| **国内市場部門** | **555,556** | **588,095** | **480,313** | **498,948** |
| フランス国内リテール・バンキング | 212,821 | 235,018 | 195,462 | 198,097 |
| BNLバンカ・コメルシアーレ | 89,638 | 87,647 | 81,276 | 69,821 |
| ベルギー国内リテール・バンキング | 180,371 | 201,786 | 140,127 | 173,097 |
| その他の国内市場部門 | 72,726 | 63,644 | 63,448 | 57,933 |
| **国際金融サービス部門** | **520,533** | **466,272** | **520,772** | **456,074** |
| パーソナル・ファイナンス | 90,152 | 22,848 | 93,526 | 22,133 |
| 海外リテール・バンキング部門 | 131,893 | 124,023 | 136,714 | 124,774 |
| *欧州・地中海沿岸諸国部門* | *57,584* | *51,689* | *58,901* | *53,642* |
| *バンクウェスト* | *74,309* | *72,334* | *77,813* | *71,132* |
| 保険部門 | 265,356 | 249,967 | 257,818 | 240,061 |
| ウェルス＆アセット・マネジメント | 33,132 | 69,434 | 32,714 | 69,106 |
| **ホールセールバンキング事業** | **1,032,269** | **1,157,842** | **891,207** | **958,488** |
| **その他の事業** | **380,133** | **276,282** | **272,421** | **251,203** |
| **グループ合計** | **2,488,491** | **2,488,491** | **2,164,713** | **2,164,713** |

のれんに関する事業セグメント別情報は、注４.ｏ「のれん」に表示されている。

・　地域別情報

地域別のセグメントの業績、資産および負債は、会計処理上の各地域における当該業績、資産および負債を、経営上重要な事業活動の源泉地域かどうかに応じて調整した数値に基づいており、取引相手の国籍や業務の所在地を必ずしも反映するものではない。

ー　地域別営業収益

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日終了事業年度 | 2019年12月31日終了事業年度 |
|---|---|---|
| ヨーロッパ | 31,957 | 33,495 |
| 北米 | 5,719 | 4,664 |
| アジア太平洋 | 3,799 | 3,210 |
| その他 | 2,800 | 3,228 |
| **グループ合計** | **44,275** | **44,597** |

ー　地域別資産および負債(連結財務諸表への貢献額)

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日現在 | 2019年12月31日現在 |
|---|---|---|
| ヨーロッパ | 2,016,720 | 1,722,658 |
| 北米 | 256,966 | 256,269 |
| アジア太平洋 | 167,526 | 133,403 |
| その他 | 47,279 | 52,383 |
| **グループ合計** | **2,488,491** | **2,164,713** |

注４．　2020年12月31日現在の貸借対照表に対する注記

注４.ａ　純損益を通じて公正価値で測定する金融商品

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、トレーディング目的で保有している取引(デリバティブを含む)、発行時に当社グループが純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した特定の負債、および非トレーディング金融商品であって、その特徴により償却原価で認識することも資本を通じて公正価値で認識することもできない商品から成る。

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日現在 | | | | 2019年12月31日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | トレーディング目的で保有している金融商品 | 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品 | 純損益を通じて公正価値で測定する他の金融資産 | 合計 | トレーディング目的で保有している金融商品 | 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品 | 純損益を通じて公正価値で測定する他の金融資産 | 合計 |
| 有価証券 | 160,632 | 347 | 6,948 | 167,927 | 124,224 | | 7,711 | 131,935 |
| 貸出金および売戻契約 | 243,938 | | 940 | 244,878 | 195,554 | | 1,373 | 196,927 |
| **純損益を通じて公正価値で測定する金融資産** | **404,570** | **347** | **7,888** | **412,805** | **319,778** | **－** | **9,084** | **328,862** |
| 有価証券 | 94,263 | | | 94,263 | 65,490 | | | 65,490 |
| 借入金および買戻契約 | 286,741 | 1,854 | | 288,595 | 212,712 | 2,381 | | 215,093 |
| 発行済負債証券(注４.ｈ) | | 64,048 | | 64,048 | | 63,758 | | 63,758 |
| *内、劣後債* | | *851* | | *851* | | *893* | | *893* |
| *内、非劣後債* | | *56,882* | | *56,882* | | *56,636* | | *56,636* |
| *内、第三者が管理している連結ファンドの持分を表す債券* | | *6,315* | | *6,315* | | *6,229* | | *6,229* |
| **純損益を通じて公正価値で測定する金融負債** | **381,004** | **65,902** | | **446,906** | **278,202** | **66,139** | | **344,341** |

これらの資産および負債の詳細は注４.ｄに記載されている。

・　純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債には主として、顧客に代わり発行・組成した発行済負債証券があり、この場合、リスク・エクスポージャーをヘッジ戦略と組み合わせて管理する。この種類の発行済負債証券には、価値の増減が、経済的ヘッジ手段の価値の増減により相殺される可能性のある重要な組込デリバティブが含まれている。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した発行済債券の償還価値は、2020年12月31日現在で60,065百万ユーロ(2019年12月31日現在は58,729百万ユーロ)であった。

・　純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産

純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産は、トレーディング目的で保有していない以下の金融資産である。

－　IFRS第９号が定めている、「資本を通じて公正価値で測定する」金融商品、「償却原価で測定する」金融商品、いずれへの分類基準も満たしていない、以下の負債性金融商品。
　－　その事業モデルの目的が、「契約上のキャッシュ・フローの回収」または「契約上のキャッシュ・フローの回収と資産の売却」ではないもの。
　－　そのキャッシュ・フローが、元本の返済および未払元本残高に付帯する利息の支払のみに充てられないもの。

－　当社グループが、「資本を通じて公正価値で測定する」ものとして分類することを選択しなかった資本性金融商品。

デリバティブ金融商品

トレーディング目的で保有するデリバティブ金融商品の大部分はトレーディング目的で開始された取引に関連するものである。それらは、マーケット・メイキングまたは裁定取引から生じうる。BNPパリバは積極的にデリバティブ取引を行っている。取引としては、顧客ニーズに応えるために行っている、クレジット・デフォルト・スワップのような「一般的な」商品の売買や、複合的なリスク構成にした仕組型取引などがある。ネットポジションはいずれにしても限度額内でなければならない。

デリバティブの中には、金融資産や金融負債のヘッジ目的で契約しているデリバティブもあるが、そうしたデリバティブについては、当社グループはヘッジ関係を文書化しておらず、IFRSに基づくヘッジ会計にも適格ではない。

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | | 2019年12月31日現在 | |
|---|---|---|---|---|
| | プラスの市場価格 | マイナスの市場価格 | プラスの市場価格 | マイナスの市場価格 |
| 金利デリバティブ | 151,201 | 142,509 | 148,157 | 130,411 |
| 為替デリバティブ | 83,246 | 85,298 | 60,172 | 57,758 |
| クレジット・デリバティブ | 8,152 | 8,666 | 8,659 | 9,242 |
| 株式デリバティブ | 29,271 | 42,134 | 25,480 | 35,841 |
| その他のデリバティブ | 4,909 | 4,001 | 4,819 | 4,633 |
| **デリバティブ金融商品** | **276,779** | **282,608** | **247,287** | **237,885** |

下記の表は、トレーディング勘定のデリバティブの想定元本の合計を示している。デリバティブ商品の想定元本は、金融商品市場での当社グループの活動量を表しているに過ぎず、当該商品に関連する市場リスクを示すものではない。

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 取引所取引 | 中央清算機関経由で清算される店頭取引 | 店頭取引 | 合計 |
| 金利デリバティブ | 1,338,251 | 8,962,795 | 4,569,738 | 14,870,784 |
| 為替デリバティブ | 26,929 | 94,633 | 5,507,868 | 5,629,430 |
| クレジット・デリバティブ | | 376,689 | 558,222 | 934,911 |
| 株式デリバティブ | 697,858 | | 461,793 | 1,159,651 |
| その他のデリバティブ | 70,830 | | 54,494 | 125,324 |
| **デリバティブ金融商品** | **2,133,868** | **9,434,117** | **11,152,115** | **22,720,100** |

| （単位：百万ユーロ） | 2019年12月31日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 取引所取引 | 中央清算機関経由で清算される店頭取引 | 店頭取引 | 合計 |
| 金利デリバティブ | 1,275,283 | 8,554,782 | 5,224,422 | 15,054,487 |
| 為替デリバティブ | 17,125 | 71,944 | 4,989,986 | 5,079,055 |
| クレジット・デリバティブ | | 348,880 | 591,827 | 940,707 |
| 株式デリバティブ | 788,587 | | 592,450 | 1,381,037 |
| その他のデリバティブ | 151,049 | | 85,006 | 236,055 |
| **デリバティブ金融商品** | **2,232,044** | **8,975,606** | **11,483,691** | **22,691,341** |

クライアント・クリアリング業務の枠組みにおいて、当社グループは中央清算機関に対しクライアントの債務不履行リスクを保証している。関連する想定元本は、2020年12月31日現在で7,490億ユーロ（2019年12月31日現在は9,360億ユーロ）である。

### 注４.b　ヘッジ目的デリバティブ

下記の表は、ヘッジ目的デリバティブの想定元本と公正価値を示している。

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | | | 2019年12月31日現在 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 想定元本 | プラスの公正価値 | マイナスの公正価値 | 想定元本 | プラスの公正価値 | マイナスの公正価値 |
| **公正価値ヘッジ** | **757,650** | **13,100** | **12,764** | **741,647** | **10,702** | **13,113** |
| 金利デリバティブ | 748,871 | 12,830 | 12,594 | 732,683 | 10,583 | 12,964 |
| 為替デリバティブ | 8,779 | 270 | 170 | 8,964 | 119 | 149 |
| **キャッシュ・フロー・ヘッジ** | **205,208** | **2,489** | **505** | **179,237** | **1,744** | **984** |
| 金利デリバティブ | 55,065 | 1,947 | 300 | 67,143 | 1,476 | 340 |
| 為替デリバティブ | 149,807 | 529 | 152 | 111,773 | 236 | 613 |
| その他のデリバティブ | 336 | 13 | 53 | 321 | 32 | 31 |
| **外貨純投資ヘッジ** | **1,937** | **11** | **51** | **4,863** | **6** | **19** |
| 為替デリバティブ | 1,937 | 11 | 51 | 4,863 | 6 | 19 |
| **ヘッジ目的デリバティブ** | **964,795** | **15,600** | **13,320** | **925,747** | **12,452** | **14,116** |

金利リスクおよび為替リスクの管理戦略は、包括登録書類第５章「第３の柱」（セクション5.7「市場リスク － 銀行業務に関する市場リスク」）に記載予定である。純投資ヘッジに用いる外貨建て借入に関する定量的情報もこの章に記載されている。

下記の表は、2020年12月31日現在も続いている、特定された金融商品および金融商品のポートフォリオに係る公正価値ヘッジ関係の詳細を示している。

| 2020年12月31日現在<br>（単位：百万ユーロ） | ヘッジ手段 | | | | ヘッジ対象 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 想定元本 | プラスの公正価値 | マイナスの公正価値 | 非有効性の認識根拠として用いられる公正価値変動の累計 | 帳簿価額 － 資産 | 公正価値変動の累計 － 資産 | 帳簿価額 － 負債 | 公正価値変動の累計 － 負債 |
| **特定された金融商品の公正価値ヘッジ** | **281,520** | **4,553** | **7,353** | **(733)** | **115,138** | **4,815** | **110,552** | **4,380** |
| **下記に関する金利リスクをヘッジするための金利デリバティブ** | **274,089** | **4,290** | **7,244** | **(824)** | **111,600** | **4,798** | **106,785** | **4,274** |
| 貸出金および債権 | 18,124 | 92 | 545 | (502) | 18,200 | 502 | | |
| 有価証券 | 113,543 | 1,108 | 6,186 | (4,553) | 93,401 | 4,296 | | |
| 預金 | 13,073 | 558 | 152 | 531 | | | 13,193 | 531 |
| 負債証券 | 129,349 | 2,532 | 361 | 3,700 | | | 93,592 | 3,743 |
| **下記に関する金利および為替リスクをヘッジするための為替デリバティブ** | **7,431** | **263** | **109** | **91** | **3,538** | **17** | **3,767** | **106** |
| 貸出金および債権 | 2,009 | 126 | 2 | (13) | 1,851 | 13 | | |
| 有価証券 | 1,666 | 16 | 32 | (4) | 1,687 | 4 | | |
| 預金 | 185 | 14 | | 12 | | | 203 | 12 |
| 負債証券 | 3,571 | 107 | 75 | 96 | | | 3,564 | 95 |
| **金利リスクヘッジ対象ポートフォリオ** | **476,130** | **8,547** | **5,411** | **1,849** | **111,090** | **4,367** | **173,716** | **6,134** |
| **下記に関する金利リスクをヘッジするための金利デリバティブ[1]** | **474,782** | **8,540** | **5,350** | **1,861** | **109,820** | **4,355** | **173,716** | **6,134** |
| 貸出金および債権 | 187,109 | 1,200 | 4,364 | (4,590) | 109,820 | 4,355 | | |
| 預金 | 287,672 | 7,340 | 986 | 6,452 | | | 173,716 | 6,134 |
| **下記に関する金利および為替リスクをヘッジするための為替デリバティブ** | **1,348** | **7** | **61** | **(12)** | **1,270** | **12** | | |
| 貸出金および債権 | 1,348 | 7 | 61 | (12) | 1,270 | 12 | | |
| **公正価値ヘッジ合計** | **757,650** | **13,100** | **12,764** | **1,116** | **226,228** | **9,182** | **284,268** | **10,514** |

[1] この項目には、ヘッジ対象が依然として存在する場合に金利ポジションを逆転させる（ゆえにヘッジ関係の効果を弱める）ヘッジ手段であるデリバティブおよびスワップの想定元本（貸付金および債権に関するリスクをヘッジするためのデリバティブについては60,447百万ユーロ、預金に関するリスクをヘッジするためのデリバティブについては107,437百万ユーロ）が含まれている。

下記の表は、2019年12月31日現在も続いている、特定された金融商品および金融商品のポートフォリオに係る公正価値ヘッジ関係の詳細を示している。

| 2019年12月31日現在<br>(単位：百万ユーロ) | ヘッジ手段 | | | | ヘッジ対象 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 想定元本 | プラスの公正価値 | マイナスの公正価値 | 非有効性の認識根拠として用いられる公正価値変動の累計 | 帳簿価額 － 資産 | 公正価値変動の累計 － 資産 | 帳簿価額 － 負債 | 公正価値変動の累計 － 負債 |
| **特定された金融商品の公正価値ヘッジ** | **250,198** | **4,249** | **6,825** | **(322)** | **112,836** | **3,442** | **104,315** | **3,310** |
| **下記に関する金利リスクをヘッジするための金利デリバティブ** | **242,612** | **4,170** | **6,697** | **(358)** | **110,439** | **3,443** | **98,717** | **3,267** |
| 貸出金および債権 | 24,185 | 66 | 591 | (601) | 24,268 | 602 | | |
| 有価証券 | 91,644 | 1,116 | 5,746 | (2,940) | 86,171 | 2,841 | | |
| 預金 | 17,291 | 929 | (36) | 629 | | | 17,793 | 685 |
| 負債証券 | 109,492 | 2,059 | 396 | 2,554 | | | 80,924 | 2,582 |
| **下記に関する金利および為替リスクをヘッジするための為替デリバティブ** | **7,586** | **79** | **128** | **36** | **2,397** | **(1)** | **5,598** | **43** |
| 貸出金および債権 | 1,380 | | 1 | (2) | 1,278 | 1 | | |
| 有価証券 | 1,036 | 14 | 11 | (3) | 1,119 | (2) | | |
| 預金 | 594 | 20 | 35 | (28) | | | 457 | (27) |
| 負債証券 | 4,576 | 45 | 81 | 69 | | | 5,141 | 70 |
| **金利リスクヘッジ対象ポートフォリオ** | **491,449** | **6,453** | **6,288** | **(302)** | **133,606** | **4,255** | **170,673** | **3,940** |
| **下記に関する金利リスクをヘッジするための金利デリバティブ[1]** | **490,071** | **6,413** | **6,267** | **(279)** | **132,342** | **4,229** | **170,673** | **3,940** |
| 貸出金および債権 | 223,102 | 762 | 5,326 | (4,538) | 132,342 | 4,229 | | |
| 預金 | 266,969 | 5,651 | 941 | 4,259 | | | 170,673 | 3,940 |
| **下記に関する金利および為替リスクをヘッジするための為替デリバティブ** | **1,378** | **40** | **21** | **(23)** | **1,264** | **26** | | |
| 貸出金および債権 | 1,378 | 40 | 21 | (23) | 1,264 | 26 | | |
| **公正価値ヘッジ合計** | **741,647** | **10,702** | **13,113** | **(624)** | **246,442** | **7,697** | **274,988** | **7,250** |

[1] この項目には、ヘッジ対象が依然として存在する場合に金利ポジションを逆転させる(ゆえにヘッジ関係の効果を弱める)ヘッジ手段であるデリバティブおよびスワップの想定元本(貸付金および債権に関するリスクをヘッジするためのデリバティブについては69,179百万ユーロ、預金に関するリスクをヘッジするためのデリバティブについては81,351百万ユーロ)が含まれている。

資産、負債または資産と負債の組み合わせに関するリスクは、複数の期間にわたり、異なるデリバティブを用いてヘッジされる場合がある。加えて、２種類のデリバティブの組合せにより実現されるヘッジもある。この場合、各デリバティブの想定元本が合算されるため、合算額はヘッジ額を上回る。１つ目の状況は、金利リスクヘッジ対象ポートフォリオについてよく見られ、２つ目の状況は発行済負債証券のヘッジについてよく見られる。

デリバティブ契約が終了し、公正価値ヘッジの関係が中止された金融商品ポートフォリオのヘッジについて、ヘッジ対象の残存期間にわたり償却される再評価累積額が、2020年12月31日現在の資産には1,194百万ユーロ含まれており、負債には18百万ユーロ含まれている。2019年12月31日現在の資産には47百万ユーロ含まれており、負債には49百万ユーロ含まれていた。

資産の変動は、主に、スワップの参照変動金利の更改頻度の変更を目的とする、貸付金および債権ポートフォリオに関するヘッジ手段の入れ替えを伴うヘッジ戦略の変更によるものである。終了するスワップと新たなヘッジ・スワップの想定元本は同一である。関連ヘッジ対象の満期は、2040年を最長に様々である。

キャッシュ・フロー・ヘッジ手段であるデリバティブの想定元本は、2020年12月31日現在、205,208百万ユーロである。資本に直接認識される資産および負債の変動は、2,009百万ユーロである。2019年12月31日現在の、キャッシュ・フロー・ヘッジ手段であるデリバティブの想定元本は179,237百万ユーロであり、資本に直接認識される資産および負債の変動は1,416百万ユーロであった。

以下の表は、2019年12月31日現在および2020年12月31日現在のヘッジ手段であるデリバティブの想定元本を、満期までの期間別に示したものである。

| 2020年12月31日現在<br>（単位：百万ユーロ） | 満期日 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | １年未満 | １年から５年 | ５年超 | 合計 |
| **公正価値ヘッジ** | **164,828** | **341,676** | **251,146** | **757,650** |
| 金利デリバティブ | 162,184 | 336,020 | 250,667 | 748,871 |
| 為替デリバティブ | 2,644 | 5,656 | 479 | 8,779 |
| **キャッシュ・フロー・ヘッジ** | **145,237** | **40,142** | **19,829** | **205,208** |
| 金利デリバティブ | 11,289 | 29,053 | 14,723 | 55,065 |
| 為替デリバティブ | 133,788 | 10,913 | 5,106 | 149,807 |
| その他のデリバティブ | 160 | 176 | | 336 |
| **外貨純投資ヘッジ** | **1,737** | **200** | **－** | **1,937** |
| 為替デリバティブ | 1,737 | 200 | | 1,937 |

| 2019年12月31日現在<br>（単位：百万ユーロ） | 満期日 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | １年未満 | １年から５年 | ５年超 | 合計 |
| **公正価値ヘッジ** | **160,731** | **330,600** | **250,316** | **741,647** |
| 金利デリバティブ | 157,154 | 326,038 | 249,491 | 732,683 |
| 為替デリバティブ | 3,577 | 4,562 | 825 | 8,964 |
| **キャッシュ・フロー・ヘッジ** | **116,676** | **38,757** | **23,804** | **179,237** |
| 金利デリバティブ | 18,330 | 30,475 | 18,338 | 67,143 |
| 為替デリバティブ | 98,205 | 8,102 | 5,466 | 111,773 |
| その他のデリバティブ | 141 | 180 | | 321 |
| **外貨純投資ヘッジ** | **4,156** | **617** | **90** | **4,863** |
| 為替デリバティブ | 4,156 | 617 | 90 | 4,863 |

### 注４.ｃ　資本を通じて公正価値で測定する金融資産

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | | 2019年12月31日現在 | |
|---|---|---|---|---|
| | 公正価値 | 内、資本に直接認識される評価額の変動 | 公正価値 | 内、資本に直接認識される評価額の変動 |
| **負債証券** | **55,981** | **613** | **50,403** | **161** |
| 国債 | 30,989 | 414 | 29,820 | 176 |
| その他の公債 | 17,970 | 244 | 13,782 | 68 |
| 金融機関関連項目 | 5,140 | (39) | 4,323 | (80) |
| その他 | 1,882 | (6) | 2,478 | (3) |
| **持分証券** | **2,209** | **535** | **2,266** | **565** |
| **資本を通じて公正価値で測定する金融資産合計** | **58,190** | **1,148** | **52,669** | **726** |

資本を通じて公正価値で測定する負債証券には、2020年12月31日現在でステージ３に分類されている108百万ユーロ(2019年12月31日現在は117百万ユーロ)が含まれている。これらの有価証券について損益計算書に認識される信用減損は、2020年12月31日現在では104百万ユーロ(2019年12月31日現在は113百万ユーロ)の、資本に認識される評価額のマイナス変動として計上されている。

特に、戦略的提携を通じて保有している株式や、当社グループが特定の業務を営むために保有すべき株式などの資本性金融商品については、資本を通じて公正価値で測定する選択が維持された。

2020年12月31日終了事業年度中に、当社グループは、これらの投資の１つを売却し、84百万ユーロの未実現利益を「利益剰余金」に振り替えた。

2019年12月31日終了事業年度中には、当社グループはこれらの投資のいずれも売却していない。

### 注４.ｄ　金融商品の公正価値測定

**評価プロセス**

BNPパリバでは、日々のリスク管理や財務報告に用いられる、金融商品の公正価値を測定および統制するための独自かつ統合的なプロセスを設ける必要があるという基本原則を設けている。前述のプロセスは、いずれも、業務上の決定やリスク管理戦略の中核をなす要素である、一般的な経済的評価を基本とするプロセスである。

経済価値は、仲値に評価調整を加えた値となる。

仲値は、外部のデータ、または観察可能な市場ベースのデータを最大限活用する評価技法を用いて測定される。仲値は、i)取引の方向またはポートフォリオに内包されている既存のリスクへの影響、ii)取引相手の種類、およびiii)市場参加者の、金融商品、当該商品が取引されている市場、またはリスク管理戦略に固有の特定のリスクに対する嫌悪感が考慮されていない、追加的な調整が必要な理論値である。評価調整では、公正価値測定に伴う不確実性や、主要な市場における取引解消に伴い生じる可能性のある費用を反映するための市場リスク・プレミアムおよび信用リスク・プレミアムを含めるかどうかを考慮する。

公正価値は、通常、自己の信用リスクに係る評価調整に代表される、IFRSの各基準が明示的に求めている限られた調整を実施した後の経済価値と同じになる。

以下のセクションでは、主な評価調整について説明する。

**評価調整**

BNPパリバでは、公正価値測定の際に、以下のような評価調整を行っている。

*ビッド価格とアスク(オファー)価格が存在する場合に必要な調整：*ビッド／オファー・スプレッドの範囲内の価格は、価格受容者にとっては、付加的な取引解消価格を表す価格であるが、ディーラーにとっては、ポジションの保有に伴うリスクまたは価格受容者が他のディーラーの価格を受容することによりポジションを手仕舞うリスクを負担する見返りに求める対価を表す価格である。

BNPパリバでは、ビッド／オファー・スプレッドの範囲内で取引解消価格(公正価値)を最もよく表している別の価格が存在しない限り、ビッド価格またはオファー価格を取引解消価格の最良の見積額とすることを前提としている。

*インプットに不確実性が伴う場合に必要な調整：*評価技法に必要な価格情報もしくはインプットの観察が困難な場合、または当該観察の結果が一様でない場合、取引解消価格には不確実性が伴うこととなる。取引解消価格に伴う不確実性の程度を測定する方法には、入手可能な価格情報の分散度を測定するという方法、または評価技法に用いることができるインプットの範囲を見積るという方法に代表されるいくつかの方法がある。

*評価モデルが原因で不確実性が生じる場合に必要な調整：*この調整は、用いる観察可能なインプットは入手できるものの、用いる評価技法が原因で公正価値測定結果に不確実性が生じるといった状況で必要となる。この状況は、金融商品に固有のリスクが、観察可能なデータに固有のリスクと異なるため、評価技法による公正価値測定の際に、容易に裏付けの取れない仮定を用いる必要がある場合に生じる。

*信用評価調整(CVA)：*CVAは、公正価値測定結果または市場における相場価格に取引相手の信用力が反映されていない場合に、当該測定結果または価格に対して行う調整で、取引相手が債務を履行できず、BNPパリバが取引の公正価値に相当する全額を受け取れない可能性を考慮することを目的とする調整である。

取引先リスクに対するエクスポージャーの終了または移転に伴う費用の算定時には、インター・ディーラー市場が適切であるものとみなされる。しかし、CVAの決定については、i)インター・ディーラー市場にて入手できる価格情報が存在しないか不足している可能性がある場合、ii)取引先リスクに関する規制の内容が、市場参加者の価格決定行動に影響を及ぼす場合、また、iii)取引先リスクを管理するための主要なビジネス・モデルが存在しない場合、当社グループは一定の判断を行う必要がある。

CVAモデルでは、規制に従うために用いるのと同じエクスポージャーに基づき調整が行われる。CVAモデルでは、i)施行中の規制やその改訂に固有の黙示的な誘因や制約、ii)市場参加者によるデフォルト確率の認識度、およびiii)規制に従うために用いるデフォルト・パラメータに基づく最適なリスク管理戦略にかかる費用を見積る。

*資金調達評価調整(FVA)*：公正価値測定に評価技法を用いる場合には、特に適切な割引率を用いて仲値を測定する作業において、予想将来キャッシュ・フローと関係のあるファンディングに関する仮定が不可欠な要素となる。これらの仮定には、当行が見込んでいる条件(市場参加者が検討するであろう、該当商品によるファンディングが効果的なものとなるような条件)が反映される。この作業では、特に、担保契約の存在および条項が考慮される。特に、無担保または担保が不十分なデリバティブ商品については、銀行間取引金利を反映するための調整が含まれる。

*当社グループ自身の信用リスクを反映するために行う債務を対象とする調整(OCA)やデリバティブを対象とする当該調整(債務評価調整 - DVA)*：OCAやDVAは、BNPパリバの信用力(信用リスク)が、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債証券や他のデリバティブの評価に及ぼす影響を反映するための調整である。OCAやDVAは、いずれも、前述の金融商品において、将来生じる見込みの債務の内容に基づき行われる。当社グループの信用力は、関連債券の発行水準を市場にて観察するという方法で推測される。DVAの調整は、資金調達評価調整(FVA)を踏まえて算定される。

このため、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債証券の帳簿価額は、2020年12月31日現在では408百万ユーロ増加(2019年12月31日現在では220百万ユーロ増加)した(すなわち、188百万ユーロの評価差額が資本に直接認識され、純損益へ再分類されることはない)。

**金融商品の分類ならびに公正価値で測定される資産および負債が分類される公正価値ヒエラルキー内のレベル**

重要な会計方針の要約(注１.e.10)にて説明した通り、公正価値で測定される金融商品は、公正価値ヒエラルキーの３つのレベルのいずれかに分類される。

金融資産および負債を、下記のように、ヘッジするリスクの種類に応じて細分化すると、当該金融商品の本質をより正確に理解できる。

- 証券化エクスポージャーは、担保の種類に応じて細分化される。
- デリバティブについては、主要なリスク要因(すなわち、金利変動、為替相場変動、信用リスク要因および保有株式の価格変動)に応じて公正価値が細分化される。ヘッジ目的デリバティブは金利デリバティブが主である。

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | トレーディング目的で保有する金融商品 | | | | トレーディング目的で保有していない純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | | | |
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| **有価証券** | **135,850** | **24,386** | **396** | **160,632** | **671** | **1,659** | **4,965** | **7,295** |
| 国債 | 81,126 | 7,464 | | 88,590 | | | | – |
| その他の負債証券 | 18,264 | 16,305 | 137 | 34,706 | | 1,141 | 401 | 1,542 |
| 株式およびその他持分証券 | 36,460 | 617 | 259 | 37,336 | 671 | 518 | 4,564 | 5,753 |
| **貸出金および売戻契約** | **–** | **243,567** | **371** | **243,938** | **–** | **218** | **722** | **940** |
| 貸出金 | | 4,299 | | 4,299 | | 218 | 722 | 940 |
| 売戻契約 | | 239,268 | 371 | 239,639 | | | | – |
| **公正価値で測定する金融資産** | **135,850** | **267,953** | **767** | **404,570** | **671** | **1,877** | **5,687** | **8,235** |
| | | | | | | | | |
| **有価証券** | **92,298** | **1,823** | **142** | **94,263** | **–** | **–** | **–** | **–** |
| 国債 | 66,489 | 252 | | 66,741 | | | | – |
| その他の負債証券 | 9,990 | 1,495 | 47 | 11,532 | | | | – |
| 株式およびその他持分証券 | 15,819 | 76 | 95 | 15,990 | | | | – |
| **借入金および買戻契約** | **–** | **285,766** | **975** | **286,741** | **–** | **1,709** | **145** | **1,854** |
| 借入金 | | 1,654 | | 1,654 | | 1,709 | 145 | 1,854 |
| 買戻契約 | | 284,112 | 975 | 285,087 | | | | – |
| **発行済負債証券*(注４.h)*** | **–** | **–** | **–** | **–** | **5,240** | **40,839** | **17,968** | **64,048** |
| *劣後債(注４.h)* | | | | – | | 851 | | 851 |
| 非劣後債(注４.h) | | | | – | | 38,913 | 17,968 | 56,882 |
| 第三者が管理している連結ファンドの持分を表す債券 | | | | – | 5,240 | 1,075 | | 6,315 |
| **公正価値で測定する金融負債** | **92,298** | **287,589** | **1,117** | **381,004** | **5,240** | **42,548** | **18,113** | **65,901** |

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 資本を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | |
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| **有価証券** | **43,538** | **13,505** | **1,147** | **58,190** |
| 国債 | 27,188 | 3,801 | | 30,989 |
| その他の負債証券 | 15,109 | 9,491 | 392 | 24,992 |
| 株式およびその他持分証券 | 1,241 | 213 | 755 | 2,209 |
| **貸出金および売戻契約** | **－** | **－** | **－** | **－** |
| 貸出金 | | | | |
| 売戻契約 | | | | |
| **公正価値で測定する金融資産** | **43,538** | **13,505** | **1,147** | **58,190** |

| **有価証券** |
|---|
| 国債 |
| その他の負債証券 |
| 株式およびその他持分証券 |
| **借入金および買戻契約** |
| 借入金 |
| 買戻契約 |
| **発行済負債証券*(注４.h)*** |
| 劣後債*(注４.h)* |
| 非劣後債(注４.h)<br>第三者が管理している連結ファンドの<br>持分を表す債券 |
| **公正価値で測定する金融負債** |

| （単位：百万ユーロ） | 2019年12月31日現在 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | トレーディング目的で保有する金融商品 | | | | トレーディング目的で保有していない純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | | | |
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| **有価証券** | **98,940** | **24,927** | **357** | **124,224** | **681** | **2,106** | **4,924** | **7,711** |
| 国債 | 46,620 | 11,027 | | 57,647 | | 245 | | 245 |
| その他の負債証券 | 12,449 | 13,799 | 218 | 26,466 | | 1,283 | 367 | 1,650 |
| 株式およびその他持分証券 | 39,871 | 101 | 139 | 40,111 | 681 | 578 | 4,557 | 5,816 |
| **貸出金および売戻契約** | **－** | **195,420** | **134** | **195,554** | **－** | **514** | **859** | **1,373** |
| 貸出金 | | 3,329 | | 3,329 | | 514 | 859 | 1,373 |
| 売戻契約 | | 192,091 | 134 | 192,225 | | | | － |
| **公正価値で測定する金融資産** | **98,940** | **220,347** | **491** | **319,778** | **681** | **2,620** | **5,783** | **9,084** |
| | | | | | | | | |
| **有価証券** | **62,581** | **2,800** | **109** | **65,490** | **－** | **－** | **－** | **－** |
| 国債 | 41,811 | 1,265 | | 43,076 | | | | － |
| その他の負債証券 | 6,294 | 1,509 | 31 | 7,834 | | | | － |
| 株式およびその他持分証券 | 14,476 | 26 | 78 | 14,580 | | | | － |
| **借入金および買戻契約** | **－** | **212,379** | **333** | **212,712** | **－** | **2,202** | **179** | **2,381** |
| 借入金 | | 2,865 | | 2,865 | | 2,202 | 179 | 2,381 |
| 買戻契約 | | 209,514 | 333 | 209,847 | | | | － |
| **発行済負債証券*(注４．h)*** | **－** | **－** | **－** | **－** | **4,458** | **40,661** | **18,639** | **63,758** |
| 劣後債*(注４．h)* | | | | － | | 893 | | 893 |
| 非劣後債*(注４．h)* | | | | － | | 37,997 | 18,639 | 56,636 |
| 第三者が管理している連結ファンドの持分を表す債券 | | | | － | 4,458 | 1,771 | | 6,229 |
| **公正価値で測定する金融負債** | **62,581** | **215,179** | **442** | **278,202** | **4,458** | **42,863** | **18,818** | **66,139** |

| （単位：百万ユーロ） | 2019年12月31日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 資本を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | |
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| **有価証券** | 32,812 | 18,645 | 1,212 | 52,669 |
| 国債 | 20,627 | 9,652 | | 30,279 |
| その他の負債証券 | 11,043 | 8,780 | 301 | 20,124 |
| 株式およびその他持分証券 | 1,142 | 213 | 911 | 2,266 |
| **貸出金および売戻契約** | － | － | － | － |
| 貸出金 | | | | |
| 売戻契約 | | | | |
| **公正価値で測定する金融資産** | 32,812 | 18,645 | 1,212 | 52,669 |

| |
|---|
| **有価証券** |
| 国債 |
| その他の負債証券 |
| 株式およびその他持分証券 |
| **借入金および買戻契約** |
| 借入金 |
| 買戻契約 |
| **発行済負債証券*(注４．h)*** |
| 劣後債*(注４．h)* |
| 非劣後債*(注４．h)* |
| 第三者が管理している連結ファンドの持分を表す債券 |
| **公正価値で測定する金融負債** |

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日現在 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | プラスの市場価格 | | | | マイナスの市場価格 | | | |
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 金利デリバティブ | 167 | 149,474 | 1,560 | 151,201 | 280 | 140,670 | 1,559 | 142,509 |
| 為替デリバティブ | | 82,809 | 437 | 83,246 | 2 | 84,953 | 343 | 85,298 |
| クレジット・デリバティブ | | 7,718 | 434 | 8,152 | | 8,200 | 466 | 8,666 |
| 株式デリバティブ | 11,537 | 15,853 | 1,881 | 29,271 | 15,461 | 18,906 | 7,767 | 42,134 |
| その他のデリバティブ | 988 | 3,857 | 64 | 4,909 | 747 | 3,161 | 93 | 4,001 |
| **ヘッジ目的で使われていないデリバティブ金融商品** | **12,692** | **259,711** | **4,376** | **276,779** | **16,490** | **255,890** | **10,228** | **282,608** |
| **ヘッジ目的で使われているデリバティブ金融商品** | **－** | **15,600** | **－** | **15,600** | **－** | **13,320** | **－** | **13,320** |

| (単位：百万ユーロ) | 2019年12月31日現在 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | プラスの市場価格 | | | | マイナスの市場価格 | | | |
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 金利デリバティブ | 139 | 146,656 | 1,362 | 148,157 | 132 | 128,927 | 1,352 | 130,411 |
| 為替デリバティブ | 1 | 59,948 | 223 | 60,172 | 1 | 57,518 | 239 | 57,758 |
| クレジット・デリバティブ | | 8,400 | 259 | 8,659 | | 8,871 | 371 | 9,242 |
| 株式デリバティブ | 6,871 | 17,235 | 1,374 | 25,480 | 7,885 | 21,327 | 6,629 | 35,841 |
| その他のデリバティブ | 426 | 4,140 | 253 | 4,819 | 319 | 4,079 | 235 | 4,633 |
| **ヘッジ目的で使われていないデリバティブ金融商品** | **7,437** | **236,379** | **3,471** | **247,287** | **8,337** | **220,722** | **8,826** | **237,885** |
| **ヘッジ目的で使われているデリバティブ金融商品** | **－** | **12,452** | **－** | **12,452** | **－** | **14,116** | **－** | **14,116** |

他のレベルへの振替は、該当商品が既定の基準(一般的には市場や商品により異なる基準)を満たした場合に行うことができる。振替に影響を及ぼす主な要素には、観察可能性の変化、時間の経過および取引終了までの期間中における事象がある。振替の認識時期は、報告期間の期首に決定される。

2020年12月31日終了事業年度中には、レベル１とレベル２の間での重要な振替は行われなかった。

### 各レベルに分類される主な金融商品の説明

以下のセクションでは、公正価値ヒエラルキーの各レベルに分類される金融商品について説明する。また、レベル３に分類される金融商品と関連評価技法については特に詳しく説明する。

さらに、レベル３に分類される主なトレーディング勘定の金融商品およびデリバティブについては、公正価値測定に用いられるインプットに関する定量的な情報について説明する。

#### レベル１

このレベルには、証券取引所へ上場しているか、他の活発な市場における相場価格を継続的に入手できるようなあらゆるデリバティブおよび有価証券が分類される。

レベル１には、特に、株式や流動性のある債券、当該証券の空売り、確立された市場で取引されているデリバティブ(先物やオプションなど)が含まれる他、日次で純資産価値が計算されるファンドおよびUCITSの持分や、第三者が管理している連結ファンドの持分を表す債券も含まれる。

レベル２

*レベル２に分類される有価証券*は、レベル１へ分類される債券よりは流動性の低い有価証券である。分類される有価証券には、主に、社債、国債、モーゲージ担保証券、ファンド持分および譲渡性預金などの短期証券がある。特に、有価証券のうち、その外部価格情報は当該証券のマーケット・メイカーとして活動している合理的な数の業者から定期的に入手できるものの、当該価格情報が(マーケット・メイカーを介さない)直接取引の価格を表していないような有価証券は、レベル２に分類される。この価格情報には、特に、該当証券のマーケット・メイカーとして活動しており、ブローカーおよび／またはディーラーとして活動している業者から得た気配値情報をもとに価格情報を提供している合理的な数の業者のコンセンサス価格情報提供サービスを利用することで得られる情報が含まれる。また関連する場合には、一次／発行市場といった他の情報源も用いることができる。

*買戻／売戻契約*は、主にレベル２へ分類されるが、分類されるかどうかは、関連する担保やレポ／リバース・レポ取引の満期までの期間に応じ、主にレポ／リバース・レポ市場での観察可能性や流動性に基づき決定される。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した*発行済債券*は、個別に会計処理される組込デリバティブが分類されるのと同じレベルに分類される。発行スプレッドは、観察可能なインプットである。

レベル２に分類される主な*デリバティブ*には、下記のような商品がある。

- 金利スワップ、金利キャップ、金利フロアおよびスワップション、クレジット・デフォルト・スワップ、株式／為替(FX)／商品の先渡取引やオプションといった、プレーン・バニラ商品。
- エキゾチックFXオプション、原資産が１つおよび複数の株式／ファンド・デリバティブ、シングル・イールド・カーブで評価されるエキゾチック金利デリバティブ、ならびに仕組金利をベースとするデリバティブといった、評価モデルが原因で生じる不確実性が重要でない仕組デリバティブ。

前述のデリバティブは、下記のいずれか１つに関する一連の証拠が文書化されている場合にレベル２へ分類される。

- 公正価値が、主に、標準的な評価技法である補間法またはストリッピング法(実際の取引を参照することで、その評価結果の裏付けを定期的に得られるような技法)を用いて得た、他のレベル１およびレベル２商品の価格または相場価格に由来するものであること。
- 公正価値が、観察可能な価格へ調整される、レプリケーションまたは割引キャッシュ・フロー・モデルといった他の標準的な評価技法による測定値に由来するものであること、モデルに付帯するリスクが限定的であること、また該当商品をレベル１またはレベル２商品として取引することで、該当商品に付帯するリスクを効果的に相殺できること。
- 公正価値が、高度なまたは独自の評価技法による測定値だが外部の市場ベースのデータを用いて定期的に行うバックテストにより直接的な裏付けが得られるような測定値に由来するものであること。

店頭取引(OTC)のデリバティブをレベル２へ分類できるかどうかは当社グループの判断事項となる。この判断の際には、用いる外部データの情報源、透明性および信頼性、ならびに各評価モデルの使用に伴い生じる金額の不確実性について検討する。このためレベル２への分類基準には、軸となる複数の分析に必要なインプットを、i)既定の商品カテゴリー・リストの内容や、ii)原資産およびマチュリティ・バンド(満期帯)に基づきその範囲が決まる「インプットを観察できるゾーン」の範囲内で得られるかどうかという基準が含まれる。各レベルへの分類が、評価調整方針に沿って行われるようにするため、前述の基準は、該当する評価調整とともに定期的に見直され、更新される。

レベル３

*レベル３に分類される*トレーディング勘定の*有価証券*には、主に、純損益または資本を通じて公正価値で測定されるファンド持分や非上場株式がある。

非上場のプライベート・エクイティ(非上場株式)は、日次で純資産価値が計算され、公正価値ヒエラルキー上でレベル１へ分類されているUCITSを除き、機械的にレベル３に分類されている。

レベル３に分類されている株式およびその他の非上場変動利付証券は、再評価後正味帳簿価額に対する持分、比較可能類似企業の評価倍率(マルチプル法)、将来キャッシュ・フロー法、これら複数の基準に基づくアプローチのいずれか１つを用いて評価している。

*買戻／売戻契約(主に社債やABSと関係のある長期または仕組買戻／売戻契約)：*これらの取引の価値は、カスタムメイドの取引であるという性質、取引が不活発である事実および長期レポ市場で価格情報が入手できる事実を前提とする独自の評価技法を用いて測定する必要がある。公正価値測定に用いるイールド・カーブは、関連ベンチマークである債券プールのインプライド・レポレートのベーシス、長期レポ市場における最近の取引データおよび照会した価格データといった入手可能なデータを用いて裏付けられる。これらのエクスポージャー・ヘッジ手段については、選択したモデルや得られるデータの量に固有の不確実性の程度に応じた評価調整を行う。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した*発行済債券*は、個別に会計処理される組込デリバティブと同じレベルに分類される。発行スプレッドは、観察可能なインプットである。

*デリバティブ*

*プレーン・バニラ・デリバティブ*は、当該エクスポージャー・ヘッジ手段が、イールド・カーブもしくはボラティリティ・サーフェスを観察できるゾーンの範囲外からしかインプットを得られない場合、または旧シリーズのクレジット・インデックスに連動するトランシェの取引市場に代表される流動性の低い市場もしくは新興市場の金利市場に関連する商品の場合にレベル３へ分類される。以下は主な商品に関する説明である。

- *金利デリバティブ：*この区分に属する主なエクスポージャー・ヘッジ手段には、流動性の低い通貨を原資産とするスワップ商品がある。一部のマチュリティ・バンド(満期帯)においては流動性が低いものの、コンセンサス情報提供サービス業者を通じてインプットを入手できる場合には、レベル３へ分類される。評価技法は標準的なものであり、外部の市場から得られる情報や補外法を用いている。

－ *クレジット・デリバティブ(CDS)：*この区分に属する主なエクスポージャー・ヘッジ手段には、インプットを観察できるマチュリティ・バンド(満期帯)の範囲外からしかインプットを得られないCDS、非流動ネームまたはディストレス・ネームに係るCDS、およびローン・インデックスに係るCDSがある。流動性は低いものの、特にコンセンサス情報提供サービス業者を通じてインプットを入手できる場合には、レベル３へ分類される。レベル３へ分類されるこの区分のエクスポージャー・ヘッジ手段には、証券化資産を原資産とするCDSやトータル・リターン・スワップ(TRS)のポジションもある。これらの商品の公正価値は、原資産である債券と同じモデル化技法を用い、ファンディングに用いる債券の価格差や固有のリスク・プレミアムを考慮して測定される。

－ *株式デリバティブ：*この区分に属する主なエクスポージャー・ヘッジ手段には、長期の先渡取引もしくはボラティリティ・デリバティブ取引、または限られた市場でしか取引されていないオプションがある。補外法による測定の結果によっては、フォワード・カーブやボラティリティ・サーフェスが、インプットを観察できるマチュリティ・バンド(満期帯)の範囲外となるため、モデルに用いるインプットを観察できる市場が存在しない場合、ボラティリティ・デリバティブ取引または先渡取引の公正価値測定に必要なインプットは、通常、代替分析または過去の情報の分析の結果をもとに決定される。

  同様に、長期の株式バスケット取引も、長期のマチュリティ・バンド(満期帯)における株式相関関係の観察可能性がないことから、レベル３へ分類される。

これらのプレーン・バニラ・デリバティブについては、原資産の性質や流動性の制約によって特徴付けられた流動性の不確実性に関連する評価調整が行われる。

レベル３へ分類される*仕組デリバティブ*には、主に、複合金融商品(FX／金利複合商品、エクイティ・ハイブリッド)、信用リスク相関デリバティブ、償還行動の影響を受ける商品、いくつかの株式で構成されるバスケットを原資産とするオプション商品、およびいくつかの金利オプションから成る仕組デリバティブがある。主なエクスポージャーについては、関連評価技法や関連する不確実性の発生源に関する洞察とともに、以下に記載されている。

－ *仕組金利オプション*は、当該オプションに、十分に観察可能でない通貨が含まれている場合、または、ペイオフが原資産の通貨とは別の通貨の固定先物為替レートを用いて測定されるクオントの特徴が含まれている場合にレベル３へ分類される。長期の仕組デリバティブもレベル３に分類される。

－ *FX／金利複合商品*には、主に、パワー・リバース・デュアルカレンシー(PRDC)債と呼ばれる特殊な金融商品が含まれる。PRDCの評価にFXと金利の両方の変動がモデル化されている高度なモデルが必要とされ、その評価が、特に、観察不能なFX／金利の相関関係の影響を大きく受ける場合には、かかる商品はレベル３に分類される。PRDCの公正価値測定結果は、直近の取引データやコンセンサス価格データを用いて裏付けられる。

－ *証券化関連スワップ*には、主に、その想定元本が、原資産ポートフォリオの一部分の償還行動に連動するような、固定金利のスワップ、クロスカレンシー・スワップまたはベーシス・スワップが含まれる。証券化関連スワップの満期日構成の見積りは、外部の過去のデータを用いた統計的な見積りにより裏付けられる。

－　*フォワード・ボラティリティ・オプション*は、一般的には、そのペイオフが、ボラティリティ・スワップに代表される金利インデックス債の将来におけるボラティリティに連動するような商品である。市場で取引されている金融商品からフォワード・ボラティリティ情報を推定することは難しいため、これらの商品には、重要なモデル・リスクが付帯する。評価調整の枠組みは、商品に固有の不確実性や、外部から入手する既存のコンセンサス価格情報に起因する不確実性の範囲に応じて調整される。

－　レベル３に分類される*インフレーション・デリバティブ*には、主に、流動性インデックスに連動する債券市場、物価上昇関連の各インデックスに連動する(キャップやフロアといった)オプション商品、また物価上昇関連の各インデックスか物価上昇年率のいずれかを選択できるような物価上昇関連の各インデックスとは無関係な物価上昇関連の各インデックスに連動するスワップ商品が含まれる。インフレーション・デリバティブについて用いられる評価技法は、主に、標準的な市場参照モデルであるが、ごく少数の限られたエクスポージャー・ヘッジ手段については代替技法が用いられる。これらの商品は、コンセンサス価格情報を参照することで、毎月、公正価値の裏付けが取れる商品ではあるが、流動性が不足しており、調整の際に固有の不確実性も生じるため、レベル３へ分類される。

－　*カスタムメイドCDO*の公正価値測定には、各デフォルト・イベントの相関関係情報が必要となる。この情報は、補外法や補間法を含む独自の予測技法を用いてインデックス・トランシェの活発な市場のデータから推定する。マルチ・ジオグラフィーCDOについても、相関関係に関する追加の仮定が必要となる。最後に、カスタムメイドCDOの評価モデルでは、回収率の変動と関係のある独自の仮定やパラメーターも必要となる。CDOの評価モデルは、インデックス・トランシェ市場で観察可能なデータを用いて調整され、標準化されたプールに関するコンセンサス価格データに照らして定期的にバックテストされる。不確実性は、予測や地域ミックスの手法に伴うモデル・リスク、関連パラメーターの不確実性、また回収率のモデル化が原因で生じる。

－　*エヌ・トゥ・デフォルト型バスケットCDS*は、コピュラと呼ばれる標準的な手法を用いてモデル化される、信用リスク相関商品の一種である。必要となる主なインプットには、コンセンサス価格情報や取引情報を参照することで観察できる、バスケット構成要素間でのペアワイズ相関分析結果がある。リニアバスケットCDSは、観察可能なインプットとしてみなされる。

－ *株式デリバティブや、エクイティ・ハイブリッドと呼ばれる相関デリバティブ*は、そのペイオフが、複数の株式／インデックスから成るバスケットの変動に左右されるため、公正価値測定結果は、バスケット構成要素間での相関関係の影響を受ける。これらの金融商品のバスケットは、複合金融商品の場合、株式と、株式以外の原資産(商品インデックスなど)または外国為替レートで構成される。定期的に取引されており観察できるのは、株式／インデックスの相関マトリックスのみで、他の大部分の資産の相関関係情報は、活発な市場から入手できない。このため、レベル３へ分類されるかどうかは、バスケットの構成、満期および商品の複合性により変化する。インプットの相関関係情報は、過去の情報をもとに見積りを行う手法と他の調整要素(直近の取引情報または外部データを参照することで裏付けられる)を組み合わせて用いる独自のモデルを用いて取得する。相関マトリックスは、原則としてコンセンサス情報提供サービス業者から入手するが、２種類の原資産の相関関係情報が入手できない場合、補外法か代替技法を用いることで、当該情報を入手できる場合がある。

これらの仕組デリバティブについては、流動性、各パラメーターおよびモデル・リスクと関連する不確実性を反映するため、固有の評価調整を行う。

*評価調整(CVA、DVAおよびFVA)*

信用評価調整(CVA)、債務評価調整(DVA)および明示的な資金調達評価調整(FVA)に係る要素は、評価の枠組みの中でも観察不能な要素とみなされるため、レベル３に分類されている。この事実は、通常、評価調整に係る各取引の分類先となる公正価値ヒエラルキー内のレベルには影響を及ぼさないが、固有のプロセスにより、前述の評価調整にはほとんど寄与しない各取引や、関連する不確実性が重要な要素となる各取引を特定できるようになっている。担保が不十分で、満期までの期間も極めて長いプレーン・バニラ金利商品については特に留意している。

以下の表には、レベル３金融商品の評価に用いる主要な観察不能インプット値の変動範囲を記載している。記載してある範囲は、各種原資産に対応するものであるが、BNPパリバが導入している評価技法を用いる場合にのみ意味のある値である。関連する利用可能な場合に利用できる加重平均値は、公正価値、想定元本または感応度に基づく値である。

レベル３に分類される発行済債券の評価に用いる主な観察不能パラメーターは、その経済的ヘッジのためのデリバティブに係る当該パラメーターと同等である。下記の表に表示されている当該デリバティブに関する情報は、当該債券にも当てはまる。

| リスクヘッジ手段の区分 | 貸借対照表上での評価額（単位：百万ユーロ） | | このリスクヘッジ手段区分に属するレベル３金融商品に含まれる主要な金融商品の種類 | 対象商品の公正価値測定に用いる評価技法 | 対象商品の公正価値測定に用いる主な観測不能インプット | 対象レベル３商品の公正価値測定に用いる観測不能インプットの変動範囲 | 加重平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資産 | 負債 | | | | | |
| 買戻／売戻契約 | 371 | 975 | 長期買戻／売戻契約 | 特に、活発に取引されており、買戻／売戻契約の原資産を表している、ベンチマークとなる債券プールのファンディングに用いる債券の価格差情報を用いる代替技法 | 私募債(ハイ・イールド債、ハイ・グレード債)およびABSに係る長期買戻／売戻契約のレポ・スプレッド | 0bp～164bp | 36bp[a] |
| 金利デリバティブ | 1,560 | 1,559 | 為替／金利複合金融商品 | 為替／金利複合金融商品(オプション)の価格決定モデル | 為替相場と金利の相関関係。主な通貨ペアは、ユーロ／日本円、米ドル／日本円、豪ドル／日本円である。 | 17%～58% | 23%[a] |
| | | | 物価上昇率／金利複合金融商品 | 物価上昇率／金利複合金融商品(オプション)の価格決定モデル | 金利と物価上昇率の相関関係は、主に欧州におけるものである。 | -9%～20% | 4% |
| | | | 物価上昇率または累積的物価上昇(特に欧州およびフランスでの物価上昇率)に係るフロアおよびキャップ(償還時元本保証など) | 物価上昇関連商品の価格決定モデル | 累積的物価上昇のボラティリティ | 0.79%～8.8% | [b] |
| | | | | | 物価上昇年率のボラティリティ | 0.23%～2.2% | |
| | | | ボラティリティ・スワップに代表される、主にユーロ建てのフォワード・ボラティリティ商品 | 金利オプションの価格決定モデル | 金利のフォワード・ボラティリティ | 0.3%～0.5% | [b] |
| | | | 主に欧州担保プールに係る、想定元本が案件の資産／負債残高に従う固定金利スワップ、ベーシス・スワップまたはクロスカレンシー・スワップ | 償還行動のモデル化<br>割引キャッシュ・フロー法 | 期日前償還率 | 0%～18% | 2.0%[a] |
| クレジット・デリバティブ | 434 | 466 | 債務担保証券および不活発なインデックス・シリーズに係るインデックス・トランシェ | 基本的な相関関係予測技法や回収率のモデル化 | カスタムメイド・ポートフォリオに係る基本的な相関曲線 | 23.5%～90.6% | [b] |
| | | | | | 地域間でのデフォルトの相互相関 | 80%～90% | 90%[c] |
| | | | | | シングル・ネームCDSの原資産に係る回収率の変動 | 0～25% | [b] |
| | | | エヌ・トゥ・デフォルト型バスケットCDS | クレジット・デフォルト・スワップの評価モデル | デフォルトの相関 | 50%～85% | 60.8%[a] |
| | | | シングル・ネーム・クレジット・デフォルト・スワップ(ABSおよびローン・インデックスに係るCDS以外のもの) | ストリッピング法、補外法および補間法 | 観測限度(10年)を超えているクレジット・デフォルト・スプレッド | 21bp～181bp[1] | 106bp[c] |
| | | | | | (主要な期間の全般において)非流動なクレジット・デフォルト・スプレッド・カーブ | 4bp～656bp[2] | 71bp[c] |
| 株式デリバティブ | 1,881 | 7,767 | 複数の株式で構成されるバスケットを原資産とする単純なおよび複雑なデリバティブ | 各種ボラティリティ・オプションモデル | 観測不能なエクイティ・ボラティリティ | 0%～122%[3] | 32%[d] |
| | | | | | 観測不能な株式相関 | 12%～99% | 67%[c] |

(1) 変動範囲の上部は、貸借対照表へ重要な影響を及ぼす、欧州の通信業界に属する発行体に係るポジションに関連する値であり、残りの部分は、主にソブリンおよび金融発行体に係るポジションに関連している。
(2) 変動範囲の上部は、原資産に流動性がないCDSに係る保健、運輸および自動車業界の発行体であり、貸借対照表へ重要な影響を及ぼさない発行体に関連する値である。
(3) 変動範囲の上部は、株式を原資産とするオプションに係る９銘柄であり、貸借対照表へ重要な影響を及ぼさない株式に関連する値である。これらのインプットを含めた場合、変動範囲の上部はおよそ222%となる。

(a) 加重平均は、ポートフォリオ・レベルでの関連リスク軸に基づくものである。
(b) これらのインプットの変動に起因する明示的な感応度が存在しないため、加重平均は存在しない。
(c) 加重平均は、リスクではなく、レベル３商品と関係のある代替技法(現在価値または想定元本を用いる技法)に基づく値である。
(d) 単純平均。

### レベル３の金融商品の変動表

レベル３の金融商品については、2020年12月31日終了事業年度中に下記の変動が生じた。

| (単位：百万ユーロ) | 金融資産 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | トレーディング目的で保有しており純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | トレーディング目的で保有していない純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | 資本を通じて公正価値で測定する金融資産 | 合計 |
| **2019年12月31日現在** | **3,962** | **5,783** | **1,212** | **10,957** |
| 購入 | 546 | 1,064 | 96 | **1,706** |
| 発行 | | | | **－** |
| 売却 | (417) | (526) | (6) | **(949)** |
| 決済[1] | (1,427) | (72) | (228) | **(1,727)** |
| レベル３への振替 | 1,908 | 3 | 65 | **1,976** |
| レベル３から振替 | (1,356) | (57) | | **(1,413)** |
| 当期中に満期を迎えるか終了した取引について損益計算書に認識された利益(または損失) | 1,310 | (415) | | **895** |
| 当期末現在で満期を迎えていない金融商品について損益計算書に認識された利益(または損失) | 638 | 37 | | **675** |
| 資本に直接認識される資産および負債の公正価値の変動 | | | | |
| 為替レートの変動に関連する項目 | (21) | (130) | (6) | **(157)** |
| 資本に認識される資産および負債の公正価値の変動 | | | 14 | **14** |
| **2020年12月31日現在** | **5,143** | **5,687** | **1,147** | **11,977** |

(1) 資産には、元本償還額、利払額、ならびにデリバティブと関連のあるキャッシュ・インフローおよびアウトフローが含まれる。負債には、元本償還額、利払額、ならびにその公正価値が負のデリバティブと関係のあるキャッシュ・インフローおよびアウトフローが含まれる。

| （単位:百万ユーロ） | 金融負債 | | |
|---|---|---|---|
| | トレーディング目的で保有しており純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品 | 合計 |
| **2019年12月31日現在** | **(9,268)** | **(18,818)** | **(28,086)** |
| 購入 | | | **－** |
| 発行 | | (4,656) | **(4,656)** |
| 売却 | 8 | | **8** |
| 決済[1] | (4,715) | 5,060 | **345** |
| レベル３への振替 | (800) | (2,976) | **(3,776)** |
| レベル３から振替 | 663 | 3,153 | **3,816** |
| 当期中に満期を迎えるか終了した取引について損益計算書に認識された利益(または損失) | 3,142 | 470 | **3,612** |
| 当期末現在で満期を迎えていない金融商品について損益計算書に認識された利益(または損失) | (399) | (346) | **(745)** |
| 資本に直接認識される資産および負債の公正価値の変動 | | | |
| 為替レートの変動に関連する項目 | 24 | | **24** |
| 資本に認識される資産および負債の公正価値の変動 | | | **－** |
| **2020年12月31日現在** | **(11,345)** | **(18,113)** | **(29,458)** |

[1] 資産には、元本償還額、利払額、ならびにデリバティブと関連のあるキャッシュ・インフローおよびアウトフローが含まれる。負債には、元本償還額、利払額、ならびにその公正価値が負のデリバティブと関係のあるキャッシュ・インフローおよびアウトフローが含まれる。

公正価値で測定するデリバティブのレベル３からの振替には、主に、特定のイールド・カーブの観察可能期間、ならびに買戻／売戻契約および信用取引に関する市場パラメーターが更新されたものだけでなく、その残存期間が短くなったことにより、ただ単に、あるいは主として観察可能なインプットに対する感応度が高まったデリバティブも含まれている。

公正価値で測定する金融商品のレベル３への振替には、インプットを観察できるゾーンの定期的な更新が反映されている。

振替は、報告期間の期首に実施されたものと仮定して認識される。

レベル３の金融商品は、レベル１およびレベル２の他の金融商品によりヘッジされている場合があるが、これら商品に係る損益はこの表に表示されていない。このため、この表に表示されている損益は、これらすべての金融商品に伴う正味リスクの管理による損益を表しているわけではない。

**合理的可能性のあるレベル３に関する仮定の変更に対する公正価値の感応度**

以下の表には、レベル３に分類される金融資産および金融負債のうち、１つ以上の観察不能なインプットについて別の仮定を用いた場合にその公正価値が大きく変化するような資産および負債が要約されている。

開示額は、関連パラメーターを用いてレベル３商品公正価値を見積る際または評価技法を選択する際に行う判断に伴う可能性のある不確実性の範囲を示すためのものである。前述の開示額は、測定日の時点で存在する、価値測定に伴う不確実性を反映しており、たとえ当該不確実性が、測定日の時点で存在する、ポートフォリオの感応度に由来するものであったとしても、将来における公正価値変動の予想額もしくは当該変動を示唆する額となること、または市場がポートフォリオの評価額に及ぼす影響を示唆する額となることはない。

BNPパリバでは、感応度を見積る際に、合理的可能性のあるインプットを用いて金融商品を再測定するか、評価調整方針に基づく仮定を適用するかのいずれかを行っている。

分かりやすくするため、証券化商品とは関係のない現物商品の感応度は、価格が一様に１％動いた場合の感応度としたが、レベル３へ分類される証券化エクスポージャーについては、観察不能なインプットの範囲に応じて、より固有の価格変動に対する感応度へ調整される。

エクスポージャー・ヘッジ手段であるデリバティブの感応度測定は、レベル３商品と関係のある信用評価調整(CVA)や明示的な資金調達評価調整(FVA)、またパラメーターおよびモデルに伴う不確実性を反映するための調整の結果に基づき行われる。

信用評価調整(CVA)や明示的な資金調達評価調整(FVA)に係る不確実性は、欧州銀行監督機構公表のテクニカルスタンダードである「慎重な評価」に盛り込まれている慎重性に基づく評価に基づき調整されている。他の評価調整に関しては２つのシナリオが想定されており、それらは市場参加者が、評価調整のすべてまたは一部を考慮しないという好ましい状況と、市場参加者が、取引の締結条件としてBNPパリバが考える評価調整額の２倍の調整額を求めるという好ましくない状況である。

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日現在 | | 2019年12月31日現在 | |
|---|---|---|---|---|
| | 損益への潜在的な影響 | 資本への潜在的な影響 | 損益への潜在的な影響 | 資本への潜在的な影響 |
| 負債証券 | +/- 5 | +/- 3 | +/- 6 | +/- 3 |
| 株式およびその他持分証券 | +/- 48 | +/- 8 | +/- 46 | +/- 9 |
| 貸出金および売戻契約 | +/- 13 | | +/- 11 | |
| デリバティブ金融商品 | +/- 620 | | +/- 621 | |
| *金利および為替デリバティブ* | *+/- 360* | | *+/- 394* | |
| *クレジット・デリバティブ* | *+/- 49* | | *+/- 53* | |
| *株式デリバティブ* | *+/- 199* | | *+/- 171* | |
| *その他のデリバティブ* | *+/- 12* | | *+/- 3* | |
| **レベル３金融商品の感応度** | **+/- 686** | **+/- 11** | **+/- 684** | **+/- 12** |

**内部開発評価技法を用いて一部が活発な市場で観察できないインプットに基づき測定される金融商品に伴う繰延マージン**

金融商品に伴う繰延マージン(以下「Day 1 利益」という。)は、主に、レベル３適格金融商品の範囲に属する商品に関するものであるが、パラメーターまたはモデルに関する不確実性を反映するための評価調整が当該Day 1 利益に比べて無視できないものである場合には、若干のレベル２適格金融商品とも関連する。

Day 1 利益は、既述の不確実性を反映するための評価調整の結果を控除して計算され、インプットが観察できないと予想される期間にわたって損益計算書に計上される。その未償却額は、関連する取引の公正価値の減少として、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品」に計上されている。

| (単位：百万ユーロ) | 2019年<br>12月31日現在の<br>繰延マージン | 当期の取引に係る<br>繰延マージン | 当期の損益計算書に<br>計上されたマージン | 2020年<br>12月31日現在の<br>繰延マージン |
|---|---|---|---|---|
| 金利および為替デリバティブ | 269 | 79 | (104) | 244 |
| クレジット・デリバティブ | 126 | 189 | (141) | 174 |
| 株式デリバティブ | 380 | 554 | (520) | 414 |
| その他の金融商品 | 14 | 42 | (45) | 11 |
| **金融商品** | **789** | **864** | **(810)** | **843** |

### 注４.ｅ　償却原価で測定する金融資産

・　貸出金および債権の種類別詳細

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日現在 | | | 2019年12月31日現在 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 総額 | 減損(注２.ｈ) | 帳簿価額 | 総額 | 減損(注２.ｈ) | 帳簿価額 |
| **金融機関貸出金および債権** | **19,082** | **(100)** | **18,982** | **21,793** | **(101)** | **21,692** |
| 要求払預け金 | 7,241 | (12) | 7,229 | 8,002 | (13) | 7,989 |
| 貸出金[1] | 10,009 | (88) | 9,921 | 12,697 | (88) | 12,609 |
| 売戻契約 | 1,832 | | 1,832 | 1,094 | | 1,094 |
| **顧客貸出金および債権** | **830,979** | **(21,446)** | **809,533** | **826,953** | **(21,176)** | **805,777** |
| 要求払預け金 | 37,639 | (3,409) | 34,230 | 38,978 | (3,187) | 35,791 |
| 顧客貸出金 | 752,797 | (16,888) | 735,909 | 751,109 | (16,861) | 734,248 |
| ファイナンス・リース | 39,220 | (1,149) | 38,071 | 35,653 | (1,128) | 34,525 |
| 売戻契約 | 1,323 | | 1,323 | 1,213 | | 1,213 |
| **償却原価で測定する貸出金および債権合計** | **850,061** | **(21,546)** | **828,515** | **848,746** | **(21,277)** | **827,469** |

[1] 金融機関貸出金および債権には、中央銀行へ預けている定期預金が含まれている。

・　ファイナンス・リースの契約上の満期日

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | 2019年12月31日現在 |
|---|---|---|
| **総投資額** | **41,899** | **37,970** |
| *１年以内に回収可能* | *11,602* | *10,412* |
| *１年超５年以内に回収可能* | *26,306* | *22,837* |
| *５年超に回収可能* | *3,991* | *4,721* |
| **未経過受取利息** | **(2,679)** | **(2,317)** |
| **正味投資額（減損控除前）** | **39,220** | **35,653** |
| *１年以内に回収可能* | *10,675* | *9,655* |
| *１年超５年以内に回収可能* | *24,816* | *21,685* |
| *５年超に回収可能* | *3,729* | *4,313* |
| **減損引当金** | **(1,149)** | **(1,128)** |
| **正味投資額（減損控除後）** | **38,071** | **34,525** |

・　**負債証券の発行体の種類別詳細**

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | | | 2019年12月31日現在 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | **総額** | **減損（注２．h）** | **帳簿価額** | **総額** | **減損（注２．h）** | **帳簿価額** |
| 国債 | 62,044 | (22) | 62,022 | 57,743 | (21) | 57,722 |
| その他の公債 | 24,248 | (2) | 24,246 | 23,794 | (3) | 23,791 |
| 金融機関関連 | 10,461 | (2) | 10,459 | 7,201 | (2) | 7,199 |
| その他 | 21,721 | (132) | 21,589 | 19,850 | (108) | 19,742 |
| **償却原価で測定する負債証券合計** | **118,474** | **(158)** | **118,316** | **108,588** | **(134)** | **108,454** |

・　償却原価で測定する金融資産のステージ別詳細

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | | | 2019年12月31日現在 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 総額 | 減損（注２．h） | 帳簿価額 | 総額 | 減損（注２．h） | 帳簿価額 |
| **金融機関貸出金および債権** | **19,082** | **(100)** | **18,982** | **21,793** | **(101)** | **21,692** |
| ステージ１ | 18,517 | (19) | 18,498 | 21,279 | (12) | 21,267 |
| ステージ２ | 486 | (8) | 478 | 418 | (5) | 413 |
| ステージ３ | 79 | (73) | 6 | 96 | (84) | 12 |
| **顧客貸出金および債権** | **830,979** | **(21,446)** | **809,533** | **826,953** | **(21,176)** | **805,777** |
| ステージ１ | 707,664 | (2,303) | 705,361 | 719,160 | (1,600) | 717,560 |
| ステージ２ | 93,244 | (3,101) | 90,143 | 78,005 | (3,100) | 74,905 |
| ステージ３ | 30,071 | (16,042) | 14,029 | 29,788 | (16,476) | 13,312 |
| **負債証券** | **118,474** | **(158)** | **118,316** | **108,588** | **(134)** | **108,454** |
| ステージ１ | 117,357 | (21) | 117,336 | 107,630 | (30) | 107,600 |
| ステージ２ | 847 | (33) | 814 | 754 | (17) | 737 |
| ステージ３ | 270 | (104) | 166 | 204 | (87) | 117 |
| **償却原価で測定する金融資産合計** | **968,535** | **(21,704)** | **946,831** | **957,334** | **(21,411)** | **935,923** |

### 注４.ｆ　減損金融資産（ステージ３）

以下の表は、償却原価で測定する減損金融資産、減損融資および保証コミットメントならびに関連する担保およびその他の保証の帳簿価額を示している。

担保およびその他の保証に表示された金額は、担保またはその他の保証の価額と担保付資産の価額のどちらか低い価額に相当する。

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 減損金融資産（ステージ３） | | | 供出された担保 |
| | 総額 | 減損 | 純額 | |
| 金融機関貸出金および債権（注４.ｅ） | 79 | (73) | 6 | 123 |
| 顧客貸出金および債権（注４.ｅ） | 30,071 | (16,042) | 14,029 | 8,978 |
| 償却原価で測定する負債証券（注４.ｅ） | 270 | (104) | 166 | 39 |
| **償却原価で測定する減損資産合計（ステージ３）** | **30,420** | **(16,219)** | **14,201** | **9,140** |
| 供与した融資コミットメント | 1,001 | (83) | 918 | 105 |
| 供与した保証コミットメント | 1,364 | (264) | 1,100 | 320 |
| **オフバランスシート減損コミットメント合計（ステージ３）** | **2,365** | **(347)** | **2,018** | **425** |

| （単位：百万ユーロ） | 2019年12月31日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 減損金融資産（ステージ３） | | | 供出された担保 |
| | 総額 | 減損 | 純額 | |
| 金融機関貸出金および債権（注４.ｅ） | 96 | (84) | 12 | 115 |
| 顧客貸出金および債権（注４.ｅ） | 29,788 | (16,476) | 13,312 | 8,821 |
| 償却原価で測定する負債証券（注４.ｅ） | 204 | (87) | 117 | 45 |
| **償却原価で測定する減損資産合計（ステージ３）** | **30,088** | **(16,647)** | **13,441** | **8,981** |
| 供与した融資コミットメント | 1,094 | (58) | 1,036 | 306 |
| 供与した保証コミットメント | 1,432 | (275) | 1,157 | 342 |
| **オフバランスシート減損コミットメント合計（ステージ３）** | **2,526** | **(333)** | **2,193** | **648** |

以下の表は、現在のステージ３資産の変動に対するエクスポージャー総額を示している。

| 総額<br>（単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | 2019年12月31日<br>終了事業年度 |
|---|---|---|
| **減損エクスポージャー（ステージ３）期首残高** | **30,088** | **34,311** |
| ステージ３への振替 | 8,623 | 6,650 |
| ステージ１またはステージ２への振替 | (2,306) | (2,412) |
| 償却額 | (4,188) | (6,423) |
| 他の変動 | (1,797) | (2,038) |
| **減損エクスポージャー（ステージ３）期末残高** | **30,420** | **30,088** |

### 注４．ｇ　償却原価で測定する金融機関および顧客に対する金融負債

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | 2019年12月31日現在 |
|---|---|---|
| **金融機関預金** | **147,657** | **84,566** |
| 要求払預り金 | 8,995 | 9,072 |
| 銀行間借入金[1] | 130,999 | 68,847 |
| 買戻契約 | 7,663 | 6,647 |
| **顧客預金** | **940,991** | **834,667** |
| 要求払預り金 | 613,311 | 516,862 |
| 貯蓄預金 | 156,508 | 151,600 |
| 定期預金および短期債 | 170,097 | 165,031 |
| 買戻契約 | 1,075 | 1,174 |

[1] 金融機関からの銀行間借入金には、第３弾のTLTROを利用して借り入れた1,018億ユーロを含む中央銀行からの長期借入金が含まれている。

## 注４.ｈ　負債証券および劣後債

本注記は、償却原価で測定するならびに純損益を通じて公正価値で測定する発行済負債証券および劣後債のすべてを対象としている。

### 純損益を通じて公正価値で測定する負債証券(注４.a)

| 発行体/発行日<br>(単位：百万ユーロ) | 通貨 | 外貨建て<br>当初金額<br>(単位：百万) | 繰上償還日<br>または<br>金利引き上げ日 | 利率 | 金利<br>引き上げ<br>幅 | 利払<br>停止<br>条件[1] | 2020年<br>12月31日現在 | 2019年<br>12月31日現在 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **負債証券** | | | | | | | **56,882** | **56,636** |
| **劣後債** | | | | | | | **851** | **893** |
| **償還可能劣後債** | | | [2] | | | | **53** | **120** |
| **永久劣後債** | | | | | | | **798** | **773** |
| BNP Paribas Fortis<br>2007年12月[3] | ユーロ | 3,000 | 12月14日 | ３ヶ月物<br>Euribor<br>+200bp | | A | 798 | 773 |

[1] 利払停止条件：

A. 利払いは、発行体の資本が十分でない場合、債券の引受業者が破綻した場合、またはAgeas株について宣言された配当が所定の基準値を下回った場合、停止される。

[2] 償還可能劣後債では、銀行監督当局からの許可を得た後、発行体主導で、公開買い付けによる株式市場での買戻し(私募債の場合、店頭取引での買戻し)により満期日前に償還する権限を当社グループに与える繰上償還規定が設けられている場合がある。BNPパリバまたは当社グループの外国子会社が外国市場を通じて発行した債券では、発行目論見書に規定する日以後に発行体の裁量権を行使する場合(繰上償還オプション)、または発行時の税法が改正され、債券保有者に対して税法改正に伴う損害を補償する義務をBNPパリバ・グループ内の発行体が負う場合、元本の繰上償還および満期日までの利息の繰上支払いを行う場合がある。償還の場合、15日間から60日間の予告期間を設ける場合がある。償還では、いかなる場合でも銀行監督当局の承認が条件となる。

[3] 2007年12月に、BNPパリバ・フォルティス(旧フォルティス・バンク)が発行した、株式連動型転換・劣後複合証券(以下「CASHES」という)。

CASHESには満期がないが、保有者の自由裁量により１株当たり239.40ユーロの価格でAgeas(旧フォルティスSA/NV)の株式と交換できる。ただし、2014年12月19日をもって、CASHESは、その価格が連続する20取引日にわたって359.10ユーロ以上となった場合、Ageasの株式と自動的に交換される。元本の償還が現金で行われることはない。CASHES保有の権利は、BNPパリバ・フォルティスが保有し、かつ担保として供したAgeasの株式に限定されている。

AgeasとBNPパリバ・フォルティスは、相対的パフォーマンス・ノート(以下「RPN」という。)契約を締結しており、その価額は、CASHESの価額変動とAgeasの株価変動の相対的な差異によりBNPパリバ・フォルティスが受ける影響が相殺されるように変動することが契約上規定されている。

2020年12月31日現在の負債は、健全な自己資金へ組入可能な205百万ユーロとなった。

・償却原価で測定する負債証券

| 発行体/発行日<br>(単位：百万ユーロ) | 通貨 | 外貨建て<br>当初金額<br>(単位：百万) | 繰上償還日<br>または<br>金利<br>引き上げ日 | 利率 | 金利<br>引き上げ<br>幅 | 利払<br>停止<br>条件[1] | 2020年<br>12月31日現在 | 2019年<br>12月31日現在 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **負債証券** | | | | | | | **148,303** | **157,578** |
| **当初の満期が１年未満の<br>発行済負債証券** | | | | | | | **48,332** | **60,905** |
| 譲渡性負債証券 | | | | | | | 48,332 | 60,905 |
| **当初の満期が１年超の<br>発行済負債証券** | | | | | | | **99,971** | **96,673** |
| 譲渡性負債証券 | | | | | | | 38,720 | 45,924 |
| 債券 | | | | | | | 61,251 | 50,749 |
| **劣後債** | | | | | | | **22,474** | **20,003** |
| **償還可能劣後債** | | | [2] | | | | **20,739** | **18,242** |
| **永久劣後債** | | | | | | | **1,506** | **1,526** |
| BNPパリバ<br>1985年10月 | ユーロ | 305 | － | TMO<br>−0.25% | － | B | 254 | 254 |
| BNPパリバ<br>1986年９月 | 米ドル | 500 | － | ６ヶ月物<br>Libor<br>+0.075% | － | C | 224 | 244 |
| BNPパリバ・カーディフ<br>2014年11月 | ユーロ | 1,000 | 11月25日 | 4.032% | ３ヶ月物<br>Euribor<br>+393bp | D | 1,000 | 1,000 |
| その他 | | | | | | | 28 | 28 |
| **資本参加型債券** | | | | | | | **222** | **222** |
| BNPパリバ<br>1984年７月[3] | ユーロ | 337 | － | [4] | － | | 215 | 215 |
| その他 | | | | | | | 7 | 7 |
| **債券と関連する費用<br>および手数料** | | | | | | | **7** | **13** |

[1] 利払停止条件：

B. 利息は原則として必ず支払う必要があるが、利払日直前の12ヶ月の期間中に、取締役会が、株主総会にて配当原資が存在しない旨を正式発表した後に利払いの延期を決定した場合はこの限りではない。利息は累積的なものであり、配当再開後には、累積額を含む全額を支払う必要がある。

C. 利息は原則として必ず支払う必要があるが、利払日直前の12ヶ月の期間中に、取締役会が、株主総会にて配当を行わないという決定の正当性を確認した後に利払いの延期を決定した場合はこの限りではない。利息は累積的なものであり、配当再開後には、累積額を含む全額を支払う必要がある。当行は、配当を行っていない場合であっても未払利息の支払いを再開する選択権を有する。

D. 利息は原則として必ず支払う必要があるが、規制資本が不十分となったため、規制当局との合意を経て利払いを延期する場合はこの限りではない。利息は累積的なものであり、利払いを再開した場合、または該当債券を償還するか発行体が清算する前に、全額を支払う必要がある。

[2] 「純損益を通じて公正価値で測定する負債証券」に関する参照情報を参照。

[3] BNPパリバが発行した資本参加型債券は、1983年１月３日施行の法の規定に基づき償還できる。市場で取引されている当該債券は1,434,092口となった。

[4] 当期純利益に応じ、TMOレートの85%(下限)から130%(上限)。

注４.ｉ　保険業務に係る金融投資

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日現在 | | | 2019年12月31日現在 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | ユニットリンク型保険契約ではない資産 | ユニットリンク型保険契約である資産(保険契約者が金融リスクを負担するもの) | 合計 | ユニットリンク型保険契約ではない資産 | ユニットリンク型保険契約である資産(保険契約者が金融リスクを負担するもの) | 合計 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品 | 45,867 | 73,151 | 119,018 | 44,292 | 71,043 | 115,335 |
| デリバティブ金融商品 | 1,365 | | 1,365 | 1,115 | | 1,115 |
| 売却可能金融資産 | 130,594 | | 130,594 | 126,596 | | 126,596 |
| 満期保有目的金融資産 | 1,443 | | 1,443 | 1,914 | | 1,914 |
| 貸出金および債権 | 3,214 | | 3,214 | 3,089 | | 3,089 |
| 持分法投資 | 354 | | 354 | 359 | | 359 |
| 投資不動産 | 2,857 | 3,732 | 6,589 | 3,094 | 3,464 | 6,558 |
| **合計** | **185,694** | **76,883** | **262,577** | **180,459** | **74,507** | **254,966** |
| 再保険者の責任準備金の持分 | 2,779 | | 2,779 | 2,852 | | 2,852 |
| **保険業務に係る金融投資** | **188,473** | **76,883** | **265,356** | **183,311** | **74,507** | **257,818** |

保険業務に係る金融商品に対する投資は、IAS第39号の原則に従い会計処理される。

2020年12月31日現在の、契約上のキャッシュ・フローが元本および付帯利息の支払額のみと一致する金融資産の公正価値は1,164億ユーロである。この公正価値は、2019年12月31日現在では1,169億ユーロであったが、当期中に５億ユーロ減少した。

その他金融資産の公正価値は1,465億ユーロで、この資産は、前述の基準を満たしていないあらゆる金融商品、デリバティブおよび時価評価される金融資産に相当する。この公正価値は、2019年12月31日現在では1,383億ユーロであったが、当期中に82億ユーロ増加した。

償却原価で会計処理されている、ユニットリンク型保険契約ではない投資不動産の公正価値は、2020年12月31日現在では43億ユーロ(2019年12月31日現在では46億ユーロ)であった。

・金融商品の公正価値測定

公正価値ヒエラルキーの各レベルに対する金融商品の配賦基準、対応する評価技法およびヒエラルキーの各レベル間における保険投資の振替原則は、当社グループの他の金融商品に適用されるものと同じである(注４.d)。

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日現在 | | | | 2019年12月31日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| **売却可能金融商品** | **112,156** | **18,218** | **220** | **130,594** | **103,419** | **22,887** | **290** | **126,596** |
| 資本性金融商品 | 7,963 | 1,370 | 195 | 9,528 | 6,551 | 1,179 | 248 | 7,978 |
| 負債証券 | 104,193 | 16,848 | 25 | 121,066 | 96,868 | 21,708 | 42 | 118,618 |
| **純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品** | **90,733** | **21,419** | **6,865** | **119,017** | **88,724** | **19,296** | **7,315** | **115,335** |
| 資本性金融商品 | 89,691 | 13,036 | 6,804 | 109,531 | 87,084 | 12,774 | 6,549 | 106,407 |
| 負債証券 | 1,042 | 8,383 | 61 | 9,486 | 1,640 | 6,522 | 766 | 8,928 |
| **デリバティブ商品** | **－** | **1,162** | **203** | **1,365** | **－** | **859** | **256** | **1,115** |
| **公正価値で測定する金融資産** | **202,889** | **40,799** | **7,288** | **250,976** | **192,143** | **43,042** | **7,861** | **243,046** |

レベル１：このレベルは、株式や流動性のある債券、確立された市場で取引されているデリバティブ商品(先物やオプションなど)、日次で純資産価値が計算されるファンドおよびUCITSの持分から成る。

レベル２：このレベルは、株式、特定の国債または社債、他のファンドおよびUCITSの持分、ならびに店頭取引デリバティブから成る。

レベル３：このレベルは、主に、活発な市場で取引されていないファンド持分および株式(主に、ベンチャー・キャピタル会社やファンドの持分で構成される)から成る。

2020年12月31日終了事業年度中には、レベル１とレベル２の間での重要な振替は行われなかった。

・レベル３の金融商品の変動表

レベル３の金融商品については、当期中に下記の変動が生じた。

| (単位:百万ユーロ) | 金融資産 | | |
|---|---|---|---|
| | 売却可能金融商品 | 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | 合計 |
| **2019年12月31日現在** | **290** | **7,571** | **7,861** |
| 購入 | 42 | 1,876 | 1,918 |
| 売却 | (20) | (1,672) | (1,692) |
| 決済 | (33) | (222) | (255) |
| レベル３への振替 | 2 | 12 | 14 |
| レベル３から振替 | (55) | (867) | (922) |
| 純損益に認識される利益 | 2 | 392 | 394 |
| 為替レートの変動に関連する項目 | 2 | (19) | (17) |
| 資本に認識される資産および負債の公正価値の変動 | (10) | | (10) |
| **2020年12月31日現在** | **220** | **7,068** | **7,288** |

・　売却可能金融資産の詳細

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | | | 2019年12月31日現在 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 貸借対照表上での評価額 | 内、減価償却 | 内、資本に直接認識される価額変動 | 貸借対照表上での評価額 | 内、減価償却 | 内、資本に直接認識される価額変動 |
| 負債証券 | 121,066 | | 14,934 | 118,618 | | 12,729 |
| 資本性金融商品 | 9,528 | (697) | 2,117 | 7,978 | (417) | 2,009 |
| **売却可能金融資産合計** | **130,594** | **(697)** | **17,051** | **126,596** | **(417)** | **14,738** |

・　償却原価で計上されている金融商品の公正価値

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 | 帳簿価額 |
| 満期保有目的金融資産 | 1,686 | | | 1,686 | 1,443 |
| 貸出金および債権 | 65 | 3,183 | － | 3,248 | 3,214 |

| （単位：百万ユーロ） | 2019年12月31日現在 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 | 帳簿価額 |
| 満期保有目的金融資産 | 2,224 | | | 2,224 | 1,914 |
| 貸出金および債権 | 121 | 2,985 | 18 | 3,124 | 3,089 |

## 注４.ｊ　責任準備金およびその他の保険負債

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | 2019年12月31日現在 |
|---|---|---|
| **責任準備金 － 非生命保険契約** | **4,668** | **4,768** |
| **責任準備金 － 生命保険契約** | **155,129** | **154,382** |
| 保険契約 | 85,961 | 87,352 |
| ユニットリンク型契約 | 69,168 | 67,030 |
| **保険負債 － 投資契約** | **48,528** | **48,179** |
| 裁量権のある有配当性を有する投資契約 | 40,916 | 40,723 |
| 裁量権のある有配当性を有しない投資契約 － ユニットリンク型契約 | 7,612 | 7,456 |
| **保険契約者剰余金 － 負債** | **27,860** | **24,980** |
| **保険および投資契約に関連する責任準備金および負債の合計** | **236,185** | **232,309** |
| 保険および再保険業務に起因する債務 | 2,948 | 3,464 |
| デリバティブ金融商品 | 1,608 | 1,164 |
| **責任準備金およびその他の保険負債合計** | **240,741** | **236,937** |

保険契約者剰余金はシャドウ・アカウンティングの適用により発生する。保険契約者剰余金は、フランスおよびイタリアで営業する生命保険子会社の資産に伴う未実現利益／損失および減損損失に対する保険契約者の持分を表すものであり、保険契約に基づき支払われる給付額は、当該資産のリターンと連動している。保険契約者剰余金は、契約者への利払額や新たな事業からのインフローに関する経済シナリオや仮定をもとに、保険契約者へ帰属する未実現利益／損失をモデル化する確率論に基づく計算を用いて算定している。この計算の結果、フランスでの2020年度の保険契約者の持分は92％(2019年度は90％)となった。

IFRS第４号が求めている、契約ポートフォリオ別に実施される負債十分性テストは、準備金(繰延新契約費控除後)と将来割引キャッシュ・フロー評価の比較から成る。

2020年12月31日現在では、このテストにより、３つのアジアの生命保険事業体に関して総額18百万ユーロの追加引当金が生じている。国内市場(フランス、イタリアおよびルクセンブルク)の生命保険事業体に関しては、このテストにより、積立不足による影響は認められていない。

責任準備金および保険契約に関連する負債の変動の内訳は次の通りである。

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | 2019年12月31日<br>終了事業年度 |
|---|---|---|
| **保険契約に関連する負債－期首現在** | **232,309** | **209,750** |
| 生命保険に関連する金融契約で積み増した保険契約責任準備金および保証金の額 | 21,309 | 30,807 |
| 保険金および給付金支払額 | (17,708) | (17,010) |
| ユニットリンク型事業適格投資の価値の変動の影響額 | 708 | 8,381 |
| 為替レートの変動の影響額 | (527) | 311 |
| 連結範囲の変更の影響額 | 94 | 70 |
| **保険契約に関連する負債－期末現在** | **236,185** | **232,309** |

再保険者の責任準備金の持分の詳細については注４.ｉを参照。

### 注４.ｋ　当期および繰延税金

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日現在 | 2019年12月31日現在 |
|---|---|---|
| 当期税金 | 2,016 | 1,857 |
| 繰延税金 | 4,543 | 4,956 |
| **当期および繰延税金資産** | **6,559** | **6,813** |
| 当期税金 | 1,671 | 2,103 |
| 繰延税金 | 1,330 | 1,463 |
| **当期および繰延税金負債** | **3,001** | **3,566** |

当期中の繰延税金の種類別変動：

| (単位：百万ユーロ) | 2019年12月31日現在 | 純損益に認識される変動 | 資本に認識され、純損益へ再分類される変動 | 資本に認識され、純損益へ再分類されない変動 | 為替レート、連結範囲およびその他の変動による影響額 | 2020年12月31日現在 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 金融商品 | (1,041) | 111 | (208) | (4) | 81 | (1,061) |
| 従業員給付債務引当金 | 871 | 23 | | (4) | (18) | 872 |
| 未実現のファイナンス・リース準備金 | (505) | (59) | | | 8 | (556) |
| 信用リスクに係る減損 | 3,271 | (73) | | | (53) | 3,145 |
| 繰越欠損金 | 1,119 | (58) | | | (15) | 1,046 |
| その他の項目 | (222) | 40 | (11) | | (40) | (233) |
| **繰延税金(純額)** | **3,493** | **(16)** | **(219)** | **(8)** | **(37)** | **3,213** |
| 繰延税金資産 | 4,956 | | | | | 4,543 |
| 繰延税金負債 | (1,463) | | | | | (1,330) |

繰延税金資産として認識する繰越欠損金の額を算定するため、当社グループでは、毎年、あらゆる繰越期限に関するルールを考慮した税制度や、各事業体が事業計画に従って予想した将来収益および費用の実現可能性に基づき各関連事業体に固有の事項を見直している。

繰越欠損金について認識されている繰延税金資産は、主にBNPパリバ・フォルティスに関する648百万ユーロで、予想回収期間は７年(無期限の繰越期間)である。

2020年12月31日現在で未認識の繰延税金資産の合計は1,117百万ユーロ(2019年12月31日現在は1,291百万ユーロ)となった。

### 注４.Ｉ　未収収益・未払費用およびその他の資産・負債

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日現在 | 2019年12月31日現在 |
|---|---|---|
| 保証金および実行済銀行保証 | 103,199 | 75,478 |
| 取立勘定 | 677 | 288 |
| 未収収益および前払費用 | 3,985 | 6,162 |
| その他の借方勘定およびその他の資産 | 33,043 | 31,607 |
| **未収収益およびその他の資産合計** | **140,904** | **113,535** |
| 受取保証金 | 61,454 | 58,751 |
| 取立勘定 | 3,243 | 3,026 |
| 未払費用および繰延収益 | 6,701 | 8,027 |
| リース負債 | 3,595 | 3,295 |
| その他の貸方勘定およびその他の負債 | 32,853 | 29,650 |
| **未払費用およびその他の負債合計** | **107,846** | **102,749** |

### 注４.ｍ　持分法投資

関連会社および共同支配企業の累計財務情報は、以下の表に表示している。

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日終了事業年度 | | | 2020年12月31日現在 |
|---|---|---|---|---|
| | 当期純利益に対する持分 | 資本に直接認識される資産および負債の変動に対する持分 | 当期純利益および資本に直接認識される資産および負債の変動に対する持分 | 持分法投資 |
| 共同支配企業 | *33* | *(35)* | (2) | 832 |
| 関連会社[1] | *390* | *(93)* | 297 | 5,564 |
| **持分法適用会社合計** | ***423*** | ***(128)*** | **295** | **6,396** |

| （単位：百万ユーロ） | 2019年12月31日終了事業年度 | | | 2019年12月31日現在 |
|---|---|---|---|---|
| | 当期純利益に対する持分 | 資本に直接認識される資産および負債の変動に対する持分 | 当期純利益および資本に直接認識される資産および負債の変動に対する持分 | 持分法投資 |
| 共同支配企業 | *64* | *(17)* | 47 | 965 |
| 関連会社[1] | *522* | *160* | 682 | 4,987 |
| **持分法適用会社合計** | ***586*** | ***143*** | **729** | **5,952** |

[1] 支配下にはあるが重要ではない、持分法により連結している事業体。

当社グループが共同支配企業に対し供与した融資および保証のコミットメントについては、注７.ｈ「その他の関連当事者」に列挙されている。

当社グループの主な関連会社および共同支配企業に対する投資の帳簿価額は、以下の表に表示されている。

| （単位：百万ユーロ） | 設立登記国 | 事業内容 | 所有持分（%） | 2020年12月31日現在 | 2019年12月31日現在 |
|---|---|---|---|---|---|
| **共同支配企業** | | | | | |
| Bpost banque | ベルギー | リテール・バンキング事業 | 50% | 114 | 242 |
| Union de Creditos Inmobiliarios | スペイン | 住宅ローン | 50% | 196 | 220 |
| **関連会社** | | | | | |
| AG Insurance | ベルギー | 保険事業 | 25% | 1,685 | 1,747 |
| Bank of Nanjing | 中国 | リテール・バンキング事業 | 14% | 1,795 | 1,569 |

## 注４.ｎ　業務用の有形・無形資産および投資不動産

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | | |
|---|---|---|---|
| | 総額 | 減価償却費、償却費および減損の累計額 | 帳簿価額 |
| **投資不動産** | **926** | **(322)** | **604** |
| 土地および建物 | 13,180 | (5,626) | 7,554 |
| 備品、家具、設備 | 7,262 | (5,333) | 1,929 |
| オペレーティング・リースで貸主としてリースしている工場および設備 | 30,435 | (8,204) | 22,231 |
| その他の有形固定資産 | 2,387 | (1,206) | 1,181 |
| **有形固定資産** | **53,264** | **(20,369)** | **32,895** |
| *内、使用権資産* | *6,871* | *(3,728)* | *3,143* |
| **有形固定資産および投資不動産** | **54,190** | **(20,691)** | **33,499** |
| 購入したソフトウェア | 3,880 | (3,080) | 800 |
| 内部開発したソフトウェア | 5,435 | (4,095) | 1,340 |
| その他の無形資産 | 2,307 | (548) | 1,759 |
| **無形資産** | **11,622** | **(7,723)** | **3,899** |

| （単位：百万ユーロ） | 2019年12月31日現在 | | |
|---|---|---|---|
| | 総額 | 減価償却費、償却費および減損の累計額 | 帳簿価額 |
| **投資不動産** | **894** | **(283)** | **611** |
| 土地および建物 | 13,565 | (5,703) | 7,862 |
| 備品、家具、設備 | 7,494 | (5,410) | 2,084 |
| オペレーティング・リースで貸主としてリースしている工場および設備 | 28,126 | (7,546) | 20,580 |
| その他の有形固定資産 | 2,371 | (1,212) | 1,159 |
| **有形固定資産** | **51,556** | **(19,871)** | **31,685** |
| *内、使用権資産* | *6,660* | *(3,647)* | *3,013* |
| **有形固定資産および投資不動産** | **52,450** | **(20,154)** | **32,296** |
| 購入したソフトウェア | 4,093 | (3,072) | 1,021 |
| 内部開発したソフトウェア | 4,664 | (3,581) | 1,083 |
| その他の無形資産 | 2,245 | (497) | 1,748 |
| **無形資産** | **11,002** | **(7,150)** | **3,852** |

**・投資不動産**

当社グループがオペレーティング・リースにより貸主としてリースしている土地および建物は「投資不動産」に計上している。

償却原価で計上している投資不動産の見積公正価値は、2020年12月31日現在では743百万ユーロ（2019年12月31日現在では719百万ユーロ）であった。

・オペレーティング・リース

オペレーティング・リースおよび投資不動産取引の中には、一定の場合、以下の将来の最低支払額を定めている契約がある。

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日現在 | 2019年12月31日現在 |
|---|---|---|
| **解約不能リースに基づく将来の最低受取リース料** | **7,366** | **7,182** |
| *１年以内に期日到来* | *3,167* | *3,064* |
| *１年超５年以内に期日到来* | *4,139* | *4,076* |
| *５年超期日到来* | *60* | *42* |

解約不能リースに基づく将来の最低受取リース料は、賃借人がリース期間中に支払うよう要求されているリース料から構成される。

・無形資産

その他の無形資産には、当社グループが取得した賃借権、のれんおよび商標権が含まれる。

・減損および引当金

2020年12月31日終了事業年度の減価償却費および償却費の純額は2,431百万ユーロ(2019年12月31日終了事業年度は2,415百万ユーロ)であった。

2020年12月31日終了事業年度において損益計上された有形固定資産および無形資産の減損損失は８百万ユーロの純増(2019年12月31日終了事業年度は30百万ユーロの純増)であった。

注４.ｏ　のれん

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | 2019年12月31日<br>終了事業年度 |
|---|---|---|
| **帳簿価額－期首現在** | **7,817** | **8,487** |
| 取得 | 5 | 55 |
| 当期中に認識した減損損失 | | (820) |
| 換算調整 | (329) | 97 |
| その他の変動 | | (2) |
| **帳簿価額－期末現在** | **7,493** | **7,817** |
| 総額 | 11,247 | 11,608 |
| 期末現在で認識されている減損累計額 | (3,754) | (3,791) |

資金生成単位別ののれんは次の通りである。

| （単位：百万ユーロ） | 帳簿価額 | | 認識した減損 | | 取得 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2020年<br>12月31日<br>現在 | 2019年<br>12月31日<br>現在 | 2020年<br>12月31日<br>終了事業<br>年度 | 2019年<br>12月31日<br>終了事業<br>年度 | 2020年<br>12月31日<br>終了事業<br>年度 | 2019年<br>12月31日<br>終了事業<br>年度 |
| **リテール・バンキング事業およびサービス事業** | **6,311** | **6,602** | | **(820)** | **5** | **(2)** |
| **国内市場部門** | **1,424** | **1,440** | | | **5** | |
| *アルバル* | *510* | *515* | | | *5* | |
| *リーシング・ソリューション* | *149* | *151* | | | | |
| *ニュー・デジタル・ビジネス* | *159* | *159* | | | | |
| *パーソナル・インベスターズ* | *600* | *609* | | | | |
| *その他* | *6* | *6* | | | | |
| **国際金融サービス部門** | **4,887** | **5,162** | | **(820)** | | **(2)** |
| *アセット・マネジメント* | *181* | *187* | | | | |
| *保険部門* | *352* | *353* | | | | |
| *バンクウェスト* | *2,362* | *2,571* | | *(500)* | | |
| *パーソナル・ファイナンス* | *1,238* | *1,293* | | | | |
| *パーソナル・ファイナンス（個別に減損テストされるパートナーシップ）* | | | | *(318)* | | |
| *不動産サービス部門* | *403* | *407* | | *(2)* | | |
| *ウェルス・マネジメント* | *314* | *314* | | | | *(2)* |
| *その他* | *37* | *37* | | | | |
| **ホールセールバンキング事業** | **1,179** | **1,212** | | | | **57** |
| *コーポレート・バンキング部門* | *273* | *277* | | | | |
| *グローバル・マーケッツ部門* | *460* | *481* | | | | *57* |
| *証券管理部門* | *446* | *454* | | | | |
| **その他の事業** | **3** | **3** | | | | |
| **のれん合計** | **7,493** | **7,817** | **－** | **(820)** | **5** | **55** |
| 負ののれん | | | 5 | 2 | | |
| **損益計算書に認識されたのれんの価額変動** | | | **5** | **(818)** | | |

のれんが配賦される、資金生成単位：

**アルバル**：長期車両リースおよびモビリティ・サービスを専業とするアルバルでは、(多国籍企業から中小企業に至る)様々な法人、従業員および個人に対し、その移動を最適化できるソリューションを、各々のニーズに応じた形で提供している。

**リーシング・ソリューション**：BNPパリバ・リーシング・ソリューションズでは、マルチチャネル連携(紹介販売、提携、直販や支店網を通じた販売)手法を採用して、設備ファイナンス・リースから車両リースに至る豊富なリース／レンタル・ソリューションを大手法人や中小法人に提供している。

**ニュー・デジタル・ビジネス**：これには、特に、収入、預金残高または個人資産に関する条件や当座貸越機能または与信枠がなくても誰でも利用できる口座管理サービスである「ニケル(Nickel)」が含まれている。最新技術を使ったリアル・タイム口座管理サービスであるこのサービスは、5,800を超える販売店を通じて利用できる。

**パーソナル・インベスターズ**：BNPパリバ・パーソナル・インベスターズは、デジタル・チャネルを通じた銀行取引および投資関連サービスを専業とする企業である。ドイツ、インド、オーストリアおよびスペインを主な拠点として営業している同企業では、銀行取引、預金ならびに長期および短期投資に関する豊富なサービスを、インターネット、電話および対面といった形式で個人の顧客に提供している。個人顧客向けのサービスに加え、パーソナル・インベスターズでは、独立系金融コンサルタント、アセット・マネージャーおよびフィンテック企業に対してもサービスやITプラットフォームを提供している。

**アセット・マネジメント**：BNPパリバ・アセット・マネジメントは、アセット・マネジメント業務を専業としているBNPパリバ・グループの企業で、(BNPパリバ・グループ内の富裕層向け資産運用業務部門およびリテール・バンキング部門や外部の提携会社を通じて)個人投資家にサービスを提供している他、法人や機関投資家(保険会社、退職基金、公的機関、コンサルタント)にもサービスを提供している。この企業は、株式や債券の積極運用、プライベート・デッドや実物資産の運用業務、またマルチアセット運用に係る定量分析やソリューション部門を通じて、幅広い専門知識をもとに付加価値の高いサービスを提供することを目的としている。

**保険部門**：個人向け保険事業の分野で世界をリードしているBNPパリバ・カーディフでは、個人やそのプロジェクトおよび資産を保護するための様々な預金・保険商品およびサービスを設計、開発およびマーケティングしている。

BNPパリバ・カーディフでは、損害保険、健康保険、生活費保障保険、所得や各決済手段による支払いの保障保険、予期せぬ事態に備えるための保険(失業保険、事故保険、死亡保険、盗難保険または破損保険)を提供したり、プライベート・デジタル・データを保護するサービスを提供したりする形で、顧客のニーズの変化に対応できるようにしている。

**バンクウェスト**：米国でのリテール・バンキング事業は、バンク・オブ・ザ・ウェストを通じて行っている。バンク・オブ・ザ・ウェストでは、主に米国西部および中西部に位置する24の州にある支店や事業所を通じて、豊富なリテール商品やサービスを個人や中小規模の法人の顧客に販売している。またこの部門は、いくつかの分野(海洋、レクリエーショナル・ビークルおよび農業関連産業等)に特化した融資業務においても大きなシェアを確保しており、特に、コーポレート・バンキング、ウェルス・マネジメントおよび中小企業向け事業の分野では、その事業基盤を強化している。

**パーソナル・ファイナンス**：BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスは、消費者金融を専業とする当社グループの企業である。Cetelem、Cofinoga、Findomestic、AlphaCredit、Opel Vauxhallまたは SevenDay Finans ABといったブランドおよびパートナーシップを通じて事業を展開しているパーソナル・ファイナンスは、販売店(小売店や自動車ディーラー等)にて、または顧客対応窓口やウェブサイトおよびモバイル・アプリケーション経由で、総合的な消費者金融サービスを提供している。国内市場を除く一部の国では、この業務部門はBNPパリバ・グループのリテール・バンキング事業に統合されている。

**不動産サービス部門**：BNPパリバ・リアル・エステートでは、保有不動産の(建設プロジェクトの開始から日々の管理に至る)ライフ・サイクルのいかなる段階における顧客(機関投資家、法人、公共団体または個人のいずれを問わない)のニーズにも対応できるサービスを提供している。

**ウェルス・マネジメント**：ウェルス・マネジメントでは、BNPパリバの富裕層向け資産運用業務を引き受けており、資産運用や資金需要に関するあらゆるニーズがすべて満たされるようなワンストップ・ソリューションを希望している富裕層、株主および起業家に対しサービスを提供している。

**コーポレート・バンキング部門**：コーポレート・バンキング部門では、法人向け金融ソリューション、トランザクション・バンキングに関するあらゆる商品、合併買収時のコーポレート・ファイナンス・アドバイザリー・サービスならびに株式に関するプライム・サービスを総合的に提供している。

**グローバル・マーケット部門**：グローバル・マーケット部門では、あらゆるアセットクラスを対象とする投資、ヘッジ、金融および調査に関するサービスを、富裕層およびリテール・バンキング向けのチャンネルに加え、法人顧客や機関投資家顧客に提供している。グローバル・マーケット部門では、革新的なソリューションやデジタル・プラットフォームを活用して、顧客のEMEA(欧州、中東およびアフリカ)諸国、アジア太平洋諸国ならびに南北アメリカ諸国の資本市場への参加をサポートするという、持続可能で長期的なビジネス・モデルを採用している。グローバル・マーケット部門では、フィクスト・インカム業務、為替およびコモディティ業務ならびに株式およびプライム・サービス業務を行っている。

**証券管理部門**：BNPパリバ・セキュリティーズ・サービシズは、大手グローバル証券管理事業者の１社で、投資サイクルの一端を担うあらゆるアクター(売手、買手および発行体を含む)に対し総合的なソリューションを提供している。

のれんの減損テストは、３種類の方法で実施されており、それらは比較可能な事業を営んでいる企業の関連取引を観測する方法、比較可能な事業を有する上場企業に係る株価データ法、および割引将来キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」という。)である。

２つの比較可能性に基づく方法の内１つが、減損認識の必要性を示唆している場合、DCF法を用いて当該結果を検証し、認識すべき減損損失額を算定する。

DCF法は、中期(５か年)事業計画の内容に沿って行う、将来の営業収益、費用、およびリスク費用(キャッシュ・フロー)に係る複数の仮定に基づく方法である。５年超の見積期間におけるキャッシュ・フローは永久成長率を用いて見積っており、短期の環境が、通常の景気循環における状況と異なる場合には、前述の見積キャッシュ・フローを標準化している。

各種仮定の影響を受ける主要なパラメーターは、資本コスト、コスト／インカム比率、リスク費用および永久成長率となる。

資本コストは、無リスク金利に、観測した市場リスク・プレミアム(各資金生成単位に固有のリスク要因で加重された市場リスク)を付加した値をもとに算定している。これらのパラメーターの値は、外部の情報源から入手している。

各資金生成単位への配賦資本は、各資金生成単位が属する法人(グループ)が従うべき自己資本比率規制の「普通株式等Tier１」である最低７％をもとに算定している。

欧州における成熟経済の永久成長率には２％を用いており、バンクウェストの永久成長率には、カリフォルニア地域に固有の３％を用いている。物価上昇率の高い国に所在する資金生成単位については、(外部の情報源が開示している物価上昇率に基づき算定した)固有の割合を上乗せしている。

下記の表は、DCF法による計算に用いているパラメーター(資本コスト、ターミナル・バリュー・ベースでのコスト／インカム比率、ターミナル・バリュー・ベースでのリスク費用および永久成長率)の値の変動に対する、資金生成単位の評価額の感応度を示している。

2019年には、特別に減損テストを実施したパーソナル・ファイナンス・パートナーシップの財務見通しの下方修正により、のれん全額に減損(318百万ユーロ)が生じた。

また経済環境の変化(特に米国における金利の変化)により、2019年には、バンクウェストののれんに部分的な減損(500百万ユーロ)が生じた。

**・資本コストの10ベーシス・ポイントの変動、ターミナル・バリュー・ベースでのコスト／インカム率の１％ポイントの変動、ターミナル・バリュー・ベースでのリスク費用の５％ポイントの変動および永久成長率の50ベーシス・ポイントの変動に対する、主要なのれん評価額の感応度**

| (単位：百万ユーロ) | バンクウェスト | パーソナル・ファイナンス |
|---|---|---|
| **資本コスト** | **9.5%** | **10.0%** |
| 不利な変動(+10ベーシス・ポイント) | (135) | (197) |
| 有利な変動(-10ベーシス・ポイント) | 139 | 202 |
| **コスト／インカム率** | **61.4%** | **45.8%** |
| 不利な変動(+１％) | (255) | (435) |
| 有利な変動(-１％) | 255 | 435 |
| **リスク費用** | **(135)** | **(1,758)** |
| 不利な変動(+５％) | (53) | (556) |
| 有利な変動(-５％) | 53 | 556 |
| **永久成長率** | **3.0%** | **2.1%** |
| 不利な変動(-50ベーシス・ポイント) | (249) | (431) |
| 有利な変動(+50ベーシス・ポイント) | 290 | 490 |

前述の同種のパーソナル・ファイナンスに関しては、減損テストにおいて、表にある４つの最も不利な変動を用いたとしても、減損の認識は不要であった。

## 注４.ｐ　偶発債務等引当金

### ・種類別偶発債務等引当金

| （単位：百万ユーロ） | 2019年12月31日現在 | 引当金繰入額（純額） | 引当金戻入額 | 資本に直接認識される価額変動 | 為替レート他の変動の影響額 | 2020年12月31日現在 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 従業員給付引当金 | 6,636 | 1,031 | (1,007) | 22 | (78) | 6,604 |
| 内、退職後給付引当金*(注６.b)* | 4,141 | 214 | (311) | 21 | (20) | 4,045 |
| 内、退職後医療給付引当金*(注６.b)* | 146 | 4 | (4) | 2 | | 148 |
| 内、その他の長期給付に対する引当金*(注６.c)* | 1,188 | 365 | (296) | | (37) | 1,220 |
| 内、自主退職および早期退職制度、ならびに人員調整計画に対する引当金*(注６.d)* | 513 | 110 | (148) | | (7) | 468 |
| 内、株式報酬に対する引当金*(注６.e)* | 648 | 338 | (248) | | (15) | 723 |
| 住宅財形貯蓄口座および制度に関する引当金 | 124 | (1) | (1) | | | 122 |
| クレジットライン／コミットメントラインに対する引当金*(注２.h)* | 1,234 | 214 | (60) | | (41) | 1,347 |
| 訴訟に対する引当金 | 598 | 186 | (204) | | (61) | 519 |
| その他の偶発債務等引当金 | 894 | 225 | (137) | | (26) | 956 |
| **偶発債務等引当金合計** | **9,486** | **1,655** | **(1,409)** | **22** | **(206)** | **9,548** |

### ・住宅財形貯蓄口座および制度に関する引当金および割引

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | 2019年12月31日現在 |
|---|---|---|
| **住宅財形貯蓄口座および制度で積立てられた預金** | **18,203** | **18,149** |
| 内、住宅財形貯蓄制度で積立てられた預金 | 16,030 | 16,026 |
| *期間10年超* | *5,333* | *5,231* |
| *期間４年以上10年以下* | *8,420* | *8,777* |
| *期間４年未満* | *2,277* | *2,018* |
| **住宅財形貯蓄口座および制度で付与された貸出金残高** | **23** | **35** |
| 内、住宅財形貯蓄制度で付与された貸出金残高 | 4 | 6 |
| **住宅財形貯蓄口座および制度に関する引当金および割引** | **122** | **125** |
| 住宅財形貯蓄制度に関する引当金 | 122 | 123 |
| 住宅財形貯蓄口座に関する引当金 | － | 1 |
| 住宅財形貯蓄口座および制度に関する割引 | － | 1 |

### 注４.ｑ　金融資産と金融負債の相殺

以下の表は、相殺前後における金融資産と金融負債の額を示している(EU CCR5-A)。IFRS第７号が求めている当該情報は、相殺に関する規定がIAS第32号ほど厳格でない、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(US GAAP)に基づく会計処理と比較できるようにするための情報である。

「貸借対照表項目の相殺総額」は、IAS第32号に従って算定される。このため、当社グループが認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有しており、かつ、純額で決済するか、資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合にのみ、金融資産および金融負債は相殺され、純額で貸借対照表に表示される。相殺額は、主に、清算機関経由で取引される買戻／売戻契約およびデリバティブから生じる。

「マスター・ネッティング契約および類似契約の影響額」は、法的強制力のある当該契約の範囲内で行われる取引の残高であって、IAS第32号に規定されている相殺基準を満たしていない額である。この額は、いずれかの契約当事者が債務不履行、債務超過または破産のいずれかの状態になった場合に限り相殺が可能になるような取引に関連する額である。

「担保として差し入れた／受け入れた金融商品」には、公正価値で認識される保証金や担保が含まれる。これらの担保権は、いずれかの契約当事者が債務不履行、債務超過または破産のいずれかの状態になった場合に限り行使できる。

マスター・ネッティング契約に関して、金融商品のプラス(正)またはマイナス(負)の公正価値に応じて受け取った／支払った保証金は、貸借対照表の未収収益およびその他の資産、または未払費用およびその他の負債にて認識される。

| 2020年12月31日現在<br>（単位：百万ユーロ） | 金融資産の総額 | 貸借対照表項目の相殺総額 | 貸借対照表に表示されている純額 | マスター・ネッティング契約(MNA)および類似の契約の影響額 | 担保として受け入れた金融商品 | 純額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **資産** | | | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | | | | | | |
| 有価証券 | 167,927 | | 167,927 | | | 167,927 |
| 貸出金および売戻契約 | 369,927 | (125,049) | 244,878 | (42,976) | (190,936) | 10,966 |
| デリバティブ(ヘッジ目的で使われるデリバティブを含む) | 688,709 | (396,329) | 292,380 | (196,222) | (40,626) | 55,532 |
| 償却原価で測定する金融資産 | 946,831 | | 946,831 | (554) | (2,460) | 943,817 |
| *内、売戻契約* | *3,155* | | *3,155* | *(554)* | *(2,460)* | *141* |
| 未収収益およびその他の資産 | 140,904 | | 140,904 | | (51,135) | 89,769 |
| *内、支払った保証金* | *103,199* | | *103,199* | | *(51,135)* | *52,064* |
| 相殺の対象とならないその他の資産 | 695,571 | | 695,571 | | | 695,571 |
| **資産合計** | **3,009,869** | **(521,378)** | **2,488,491** | **(239,752)** | **(285,157)** | **1,963,582** |

| 2020年12月31日現在<br>（単位：百万ユーロ） | 金融負債の総額 | 貸借対照表項目の相殺総額 | 貸借対照表に表示されている純額 | マスター・ネッティング契約(MNA)および類似の契約の影響額 | 担保として差し入れた金融商品 | 純額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **負債** | | | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | | | | | | |
| 有価証券 | 94,263 | | 94,263 | | | 94,263 |
| 借入金および買戻契約 | 413,644 | (125,049) | 288,595 | (42,250) | (231,061) | 15,284 |
| 発行済負債証券 | 64,048 | | 64,048 | | | 64,048 |
| デリバティブ(ヘッジ目的で使われるデリバティブを含む) | 692,258 | (396,329) | 295,929 | (196,222) | (53,721) | 45,986 |
| 償却原価で測定する金融負債 | 1,088,648 | | 1,088,648 | (1,280) | (6,996) | 1,080,372 |
| *内、買戻契約* | *8,738* | | *8,738* | *(1,280)* | *(6,996)* | *462* |
| 未払費用およびその他の負債 | 107,846 | | 107,846 | | (36,263) | 71,583 |
| *内、受け取った保証金* | *61,454* | | *61,454* | | *(36,263)* | *25,191* |
| 相殺の対象とならないその他の負債 | 431,813 | | 431,813 | | | 431,813 |
| **負債合計** | **2,892,520** | **(521,378)** | **2,371,142** | **(239,752)** | **(328,041)** | **1,803,349** |

| 2019年12月31日現在<br>（単位：百万ユーロ） | 金融資産の総額 | 貸借対照表項目の相殺総額 | 貸借対照表に表示されている純額 | マスター・ネッティング契約(MNA)および類似の契約の影響額 | 担保として受け入れた金融商品 | 純額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **資産** | | | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | | | | | | |
| 有価証券 | 131,935 | | 131,935 | | | 131,935 |
| 貸出金および売戻契約 | 352,599 | (155,672) | 196,927 | (45,772) | (143,292) | 7,863 |
| デリバティブ(ヘッジ目的で使われるデリバティブを含む) | 543,166 | (283,427) | 259,739 | (179,483) | (34,902) | 45,354 |
| 償却原価で測定する金融資産 | 935,923 | | 935,923 | (536) | (1,679) | 933,708 |
| *内、売戻契約* | *2,307* | | *2,307* | (536) | *(1,679)* | *92* |
| 未収収益およびその他の資産 | 113,535 | | 113,535 | | (38,342) | 75,193 |
| *内、支払った保証金* | *75,478* | | *75,478* | | *(38,342)* | *37,136* |
| 相殺の対象とならないその他の資産 | 526,654 | | 526,654 | | | 526,654 |
| **資産合計** | **2,603,812** | **(439,099)** | **2,164,713** | **(225,791)** | **(218,215)** | **1,720,707** |

| 2019年12月31日現在<br>（単位：百万ユーロ） | 金融負債の総額 | 貸借対照表項目の相殺総額 | 貸借対照表に表示されている純額 | マスター・ネッティング契約(MNA)および類似の契約の影響額 | 担保として差し入れた金融商品 | 純額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **負債** | | | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | | | | | | |
| 有価証券 | 65,490 | | 65,490 | | | 65,490 |
| 借入金および買戻契約 | 370,765 | (155,672) | 215,093 | (44,684) | (163,430) | 6,979 |
| 発行済負債証券 | 63,758 | | 63,758 | | | 63,758 |
| デリバティブ(ヘッジ目的で使われるデリバティブを含む) | 535,428 | (283,427) | 252,001 | (179,483) | (39,920) | 32,598 |
| 償却原価で測定する金融負債 | 919,234 | | 919,234 | (1,624) | (5,942) | 911,668 |
| *内、買戻契約* | *7,821* | | *7,821* | *(1,624)* | *(5,942)* | *255* |
| 未払費用およびその他の負債 | 102,749 | | 102,749 | | (30,939) | 71,810 |
| *内、受け取った保証金* | *58,751* | | *58,751* | | *(30,939)* | *27,812* |
| 相殺の対象とならないその他の負債 | 434,543 | | 434,543 | | | 434,543 |
| **負債合計** | **2,491,967** | **(439,099)** | **2,052,868** | **(225,791)** | **(240,231)** | **1,586,846** |

### 注４.ｒ　金融資産の譲渡

当社グループの金融資産には、譲渡されてはいるが認識中止されていない資産があり、それらは主に買戻契約(レポ)で一時的に売却された有価証券や有価証券貸付取引、および証券化資産で構成されている。買戻契約(レポ)で一時的に売却した有価証券に関連する負債は、「買戻契約」として認識される債務で構成されている。証券化資産に関連する負債は、第三者に購入された証券化負債証券で構成されている。

・有価証券貸付、買戻契約およびその他の取引：

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日現在 | | 2019年12月31日現在 | |
|---|---|---|---|---|
| | 譲渡された資産の簿価 | 関連する負債の簿価 | 譲渡された資産の簿価 | 関連する負債の簿価 |
| **有価証券貸付業務** | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | 5,890 | | 13,358 | |
| 償却原価で測定する金融資産 | 2,517 | | 1,408 | |
| 資本を通じて公正価値で測定する金融資産 | 434 | | 320 | |
| **買戻契約** | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | 39,105 | 39,104 | 33,203 | 33,148 |
| 償却原価で測定する金融資産 | 5,500 | 5,167 | 3,664 | 3,621 |
| 資本を通じて公正価値で測定する金融資産 | 1,117 | 1,086 | 988 | 984 |
| 保険業務に係る金融投資 | 6,872 | 6,842 | 5,844 | 5,921 |
| **合計** | **61,435** | **52,199** | **58,785** | **43,674** |

・リコース義務が譲渡資産に限定されている外部投資家が、一部リファイナンスしている証券化：

| 2020年12月31日現在<br>（単位：百万ユーロ） | 譲渡された<br>資産の簿価 | 関連する<br>負債の簿価 | 譲渡された<br>資産の<br>公正価値 | 関連する負債<br>の公正価値 | ネット<br>ポジション |
|---|---|---|---|---|---|
| **証券化** | | | | | |
| 償却原価で測定する金融資産 | 18,718 | 17,715 | 18,980 | 17,721 | 1,258 |
| **合計** | **18,718** | **17,715** | **18,980** | **17,721** | **1,258** |

| 2019年12月31日現在<br>（単位：百万ユーロ） | 譲渡された<br>資産の簿価 | 関連する<br>負債の簿価 | 譲渡された<br>資産の<br>公正価値 | 関連する負債<br>の公正価値 | ネット<br>ポジション |
|---|---|---|---|---|---|
| **証券化** | | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | 28 | 28 | 28 | 28 | － |
| 償却原価で測定する金融資産 | 19,674 | 17,431 | 19,035 | 17,471 | 1,564 |
| 資本を通じて公正価値で測定する金融資産 | 18 | 18 | 17 | 17 | － |
| **合計** | **19,720** | **17,477** | **19,080** | **17,516** | **1,564** |

当行が継続的に関与する金融資産には、一部あるいはすべての認識中止に繋がる重要な譲渡は見受けられなかった。

## 注５．　融資コミットメントおよび保証コミットメント

### 注５.ａ　供与したまたは供与された融資コミットメント

当社グループが供与した融資コミットメントおよび供与された融資コミットメントの契約上の価値：

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | 2019年12月31日現在 |
|---|---|---|
| **供与した融資コミットメント** | | |
| **金融機関向け** | **6,646** | **4,999** |
| **顧客向け** | **343,480** | **324,077** |
| コンファームつき融資コミットメント | 306,312 | 255,975 |
| 顧客に供与した他のコミットメント | 37,168 | 68,102 |
| **供与した融資コミットメント合計** | **350,126** | **329,076** |
| *内、ステージ1* | *332,035* | *317,180* |
| *内、ステージ2* | *15,440* | *9,862* |
| *内、ステージ3* | *1,001* | *1,094* |
| *内、保険業務* | *1,650* | *940* |
| **供与された融資コミットメント** | | |
| **金融機関より** | **48,622** | **70,725** |
| **顧客より** | **5,511** | **2,633** |
| **供与された融資コミットメント合計** | **54,133** | **73,358** |

### 注５.ｂ　契約に基づき供与した保証コミットメント

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | 2019年12月31日現在 |
|---|---|---|
| **供与した保証コミットメント** | | |
| **金融機関向け** | **40,912** | **32,325** |
| **顧客向け** | **120,045** | **118,408** |
| 財産保証 | 2,758 | 2,767 |
| 税務当局および他の当局に提供した保証および他の保証 | 62,803 | 61,003 |
| 他の保証 | 54,484 | 54,638 |
| **供与した保証コミットメント合計** | **160,957** | **150,733** |
| *内、ステージ1* | *152,288* | *142,780* |
| *内、ステージ2* | *7,305* | *6,518* |
| *内、ステージ3* | *1,364* | *1,432* |
| *内、保険業務* | | *3* |

### 注５.ｃ　有価証券コミットメント

受渡日基準に基づく、引渡し予定有価証券または受取り予定有価証券に係るコミットメントは以下の通りである。

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | 2019年12月31日現在 |
|---|---|---|
| 引渡し予定有価証券 | 6,089 | 8,511 |
| 受取り予定有価証券 | 7,857 | 10,792 |

### 注５.ｄ　その他の保証コミットメント

・　担保として差し入れた金融商品：

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | 2019年12月31日現在 |
|---|---|---|
| 金融商品（譲渡性のある有価証券および個人顧客に対する債権）のうち、中央銀行へ拠出したもの、およびリファイナンス取引の担保としていつでも使用できるヘアカット後の金額 | 150,370 | 102,466 |
| － 中央銀行への供出担保として使用したもの | 103,321 | 32,659 |
| － リファイナンス取引に利用可能なもの | 47,049 | 69,807 |
| 買戻契約に基づき売却した有価証券 | 439,642 | 388,683 |
| 銀行、金融業務の顧客または当社グループ発行のカバード債の引受人との取引における担保として供出したその他の金融資産[1] | 212,169 | 152,489 |

[1] 特に、「フランス経済融資機関」および「住宅再融資公庫」に対する保証として供出したものを含む。

当社グループが担保として供出したまたは買戻契約に基づき引き渡した金融商品のうち、受益者が売却または担保として再利用する権限を有する金融商品の公正価値は、2020年12月31日現在で579,622百万ユーロ（2019年12月31日現在は486,464百万ユーロ）であった。

・　担保として受け入れた金融商品：

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | 2019年12月31日現在 |
|---|---|---|
| 担保として供出された金融商品（売戻契約対象物を除く） | 234,212 | 181,696 |
| *内、当社グループが担保として売却または再利用する権限を有する金融商品* | *119,915* | *99,061* |
| 売戻契約に基づき供出された有価証券 | 408,394 | 376,752 |

当社グループが有効に売却または担保として再利用できる、担保としてまたは売戻契約に基づき供出された金融商品の公正価値は、2020年12月31日現在で382,304百万ユーロ（2019年12月31日現在は307,285百万ユーロ）であった。

## 注６．　給与および従業員給付

### 注６.ａ　給与および従業員給付費用

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | 2019年12月31日<br>終了事業年度 |
|---|---|---|
| 固定および変動報酬、インセンティブ・ボーナス、ならびに利益配分 | 12,761 | 12,992 |
| 従業員給付費用 | 3,663 | 4,021 |
| 給与税 | 522 | 540 |
| **給与および従業員給付費用合計** | **16,946** | **17,553** |

### 注６.ｂ　退職後給付

IAS第19号では、２種類の制度を区別しており、各制度は、事業体が被るリスクに応じて異なる取り扱いを受ける。事業体が、各制度参加者へ支給可能な資産の中から給付金の支給を取り扱う外部の機関などに対し定額(受益者の年収の一定割合)を拠出する責任を負っている場合、この制度は確定拠出制度に該当する。一方、事業体が、従業員から集める拠出金により積み立てられる金融資産を管理し、給付金の支給に伴う費用を自ら負担する義務か、将来において対象事象が発生した場合における確定給付額を保証する義務を負っている場合、この制度は確定給付制度に該当する。事業体が、拠出金の徴収および給付金の支給の管理を別の機関へ委託しているが、制度資産の管理および将来における給付額の変動に伴うリスクを負担している場合も同様である。

**・　当社グループの各事業体向けの主要な確定拠出年金制度**

BNPパリバ・グループでは、過去数年間、確定給付制度を確定拠出制度へ転換するための多くの組織的取組みを実施している。

このためフランスでは、BNPパリバ・グループは様々な全国基礎年金制度や全国追加型年金制度に拠出している。BNPパリバおよび特定の子会社は、社内協定に基づき積立年金制度を設定した。この制度により、従業員は全国ベースの制度で支給される年金に加え、この制度からの退職年金も受給することになる。

加えて、フランス以外の多くの国では、新規従業員への確定給付制度の提供を中止し、確定拠出年金制度への加入を当該従業員に促している。

2020年12月31日終了事業年度における確定拠出型退職後給付制度への拠出額は700百万ユーロ(2019年12月31日終了事業年度は676百万ユーロ)であった。

主要な拠出者別の内訳は次の通りである。

| **拠出額**<br>（単位：百万ユーロ） | **2020年12月31日<br>終了事業年度** | **2019年12月31日<br>終了事業年度** |
|---|---|---|
| フランス | 334 | 343 |
| イタリア | 95 | 67 |
| 英国 | 54 | 54 |
| 米国 | 50 | 50 |
| トルコ | 28 | 32 |
| 香港 | 25 | 24 |
| ルクセンブルク | 25 | 24 |
| その他 | 89 | 82 |
| **合計** | **700** | **676** |

イタリアでは、BNLが設けた制度に対し雇用主(給与の4.2%)と従業員(給与の２%)が拠出しており、従業員は、任意で追加拠出を行うこともできる。

英国では、雇用主が、大半の従業員の給与の12%を拠出しており、従業員は、任意で追加拠出を行うことができる。

米国では、当行の拠出に上乗せする形で、従業員が、既定の範囲内でマッチング拠出している。

**・　当社グループの各事業体向けの主要な確定給付年金制度の１つである、退職時補償金支給制度**

－　確定給付制度

ベルギーでは、BNPパリバ・フォルティスが、最終給与と勤続年数に基づく額が給付される、2002年１月１日の年金制度統合以前に同行へ入行した従業員および中間管理職向けの確定給付年金制度に拠出している。この制度における、保険数理上の給付債務に備えるための事前積立率は2020年12月31日現在では97%(2019年12月31日現在では93%)で、積立ては、BNPパリバ・グループが25%の株式持分を有するAG Insuranceを通じて行っている。

BNPパリバ・フォルティスのシニア・マネージャー向けには、勤続年数と最終給与に基づく一括給付を行う追加型年金制度を運営している。この制度における事前積立率は2020年12月31日現在では101%(2019年12月31日現在では100%)で、積立ては保険会社を通じて行っている。

2015年１月１日以降、シニア・マネージャーへの給付は、確定拠出制度から行っている。他の従業員への給付も、同様に確定拠出制度から行っている。雇用主には、確定給付年金制度に拠出された金融資産について最低限の運用利回りを保証する法定義務があるが、保険会社による補償のみでこの保証を行うことはできないため、これらの確定拠出制度については引当金も認識している。

フランス国内で、BNPパリバは、1993年12月31日時点で既に退職していた従業員および現役であった従業員が受給権を取得した追加型銀行業界年金の支給を行っている。2020年12月31日現在での、これらの従業員に対する当社グループの残存給付債務については、その全額が貸借対照表に認識されている。

当社グループの一部のシニア・マネージャーに対しかつて付与されていた確定給付年金の新規従業員に対する付与はすべて打ち切られ、追加型の制度へ移行している。残存受給権者への給付額はこれらの制度が打ち切りとなった時点で確定した。ただし、退職時に当社グループに留まっていることが条件となっている。2020年12月31日現在では、これらの年金制度の130％(2019年12月31日現在では109％)に対し保険会社を通じて拠出が行われている。

英国では、確定給付年金制度を継続している(年金基金が存在する)が、新たな従業員に対する募集は打ち切っている。これらの制度では、通常、最終給与と勤続年数に基づく額が確定年金額となる。各年金制度の資産は、外部の運用会社(受託会社)が運用している。2020年12月31日現在では、既存の金融資産で、英国の全グループ企業に対する給付債務の112％(2019年12月31日現在では116％)を賄える状態である。

スイスでの給付債務は、その本質が、最低限保証すべき給付額を既定の期間に渡り年金として給付すべき確定拠出制度である追加型年金制度と関係のあるもので、これらの制度の資産は基金が運用している。2020年12月31日現在では、既存の金融資産でこの給付債務の95％(2019年12月31日現在では91％)を賄える状態である。

米国の確定給付年金制度は、年収の一定割合となる元本額と既定利率の利息からなる一括金を毎年受給できる権利が受給者に与えられる制度であるが、新規募集は既に打ち切っているため、新たな受給権は付与されていない。2020年12月31日現在では、既存の金融資産で給付債務の86％(2019年12月31日現在では82％)を賄える状態である。

ドイツでは、この負債は主に確定給付制度に関するものであるが、新たな従業員に対する募集は打ち切っている。これらの制度では、通常、勤続年数と最終給与に基づく額が確定年金額となる。この年金額は、あらかじめ決められた条件に従い年金として給付される。2020年12月31日現在では、既存の金融資産で給付債務の51％(2019年12月31日現在では55％)を賄える状態である。

トルコの年金制度は国民年金制度の後継制度(給付債務は、最終的にトルコ共和国に移転する条件で測定されている)で、法定の最低給付額を超える給付を保証している制度である。2020年度末現在では、外部の基金が保有している金融資産(その残高は関連給付債務の額を超えている)でこの制度における給付債務の全額を賄える状態であるが、当社グループは、この超過額を資産として認識していない。

ー　その他の退職後給付

当社グループの従業員は、当社グループが最低限満たすべき法的要件(労働法、労働協約等の要件)または固有の労使契約に従って定められる、退職時補償金のような様々なその他の契約による退職後給付も受け取る。

フランス国内でのこれらの給付に対する債務は、外部の保険会社と締結された契約を通して積み立てられる。2020年12月31日現在では、既存の金融資産でこの給付債務の96％(2019年12月31日現在では100％)を賄える状態である。

国外では、これらの制度に関連する当社グループの総債務は主にイタリアに集中している。イタリアでは、前述の債務は、年金改革によってイタリアの解雇補償制度が確定拠出制度に変更された2006年12月31日までに確定した権利に対応する債務を示している。

・　確定給付年金制度およびその他の退職後給付制度に基づく給付債務

ー　貸借対照表で認識した資産・負債

| 2020年12月31日現在<br>（単位：百万ユーロ） | *全額または一部積立済の制度に伴う確定給付制度債務* | *未積立の制度に伴う確定給付制度債務* | 確定給付債務の現在価値 | 制度資産の公正価値 | 補償請求権の公正価値[1] | 資産計上額の上限の影響 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ベルギー | *3,209* | *24* | 3,233 | (127) | (3,048) | |
| 英国 | *1,852* | *1* | 1,853 | (2,066) | | |
| フランス | *1,214* | *88* | 1,302 | (1,187) | | |
| スイス | *1,153* | *1* | 1,154 | (1,099) | | 4 |
| 米国 | *543* | *82* | 625 | (538) | | |
| イタリア | | *271* | 271 | | | |
| ドイツ | *143* | *78* | 221 | (113) | | |
| トルコ | *148* | *32* | 180 | (331) | | 182 |
| その他 | *539* | *50* | 589 | (409) | (2) | |
| **合計** | ***8,801*** | ***627*** | **9,428** | **(5,870)** | **(3,050)** | **186** |

| 2020年12月31日現在<br>（単位：百万ユーロ） | 給付債務（純額） | *内、確定給付制度に関し貸借対照表で認識した資産* | *内、確定給付制度の純資産* | *内、補償請求権の公正価値* | *内、確定給付制度に関し貸借対照表で認識した債務* |
|---|---|---|---|---|---|
| ベルギー | 58 | (3,048) | | *(3,048)* | 3,106 |
| 英国 | (213) | (231) | *(231)* | | 18 |
| フランス | 115 | (64) | *(64)* | | 179 |
| スイス | 59 | | | | 59 |
| 米国 | 87 | (2) | *(2)* | | 89 |
| イタリア | 271 | | | | 271 |
| ドイツ | 108 | | | | 108 |
| トルコ | 31 | | | | 31 |
| その他 | 178 | (6) | *(4)* | *(2)* | 184 |
| **合計** | **694** | **(3,351)** | ***(301)*** | ***(3,050)*** | **4,045** |

| 2019年12月31日現在<br>(単位：百万ユーロ) | *全額または一部積立済の制度に伴う確定給付制度債務* | *未積立の制度に伴う確定給付制度債務* | 確定給付債務の現在価値 | 制度資産の公正価値 | 補償請求権の公正価値[1] | 資産計上額の上限の影響 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ベルギー | *3,208* | *23* | 3,231 | (113) | (3,001) | |
| 英国 | *1,737* | *1* | 1,738 | (2,010) | | |
| フランス | *1,189* | *95* | 1,284 | (1,195) | | |
| スイス | *1,230* | *2* | 1,232 | (1,120) | | 5 |
| 米国 | *588* | *85* | 673 | (549) | | |
| イタリア | | *307* | 307 | | | |
| ドイツ | *136* | *70* | 206 | (114) | | |
| トルコ | *146* | *29* | 175 | (397) | | 250 |
| その他 | *542* | *50* | 592 | (411) | (1) | |
| **合計** | ***8,776*** | ***662*** | **9,438** | **(5,909)** | **(3,002)** | **255** |

| 2019年12月31日現在<br>(単位：百万ユーロ) | 給付債務(純額) | *内、確定給付制度に関し貸借対照表で認識した資産* | *内、確定給付制度の純資産* | *内、補償請求権の公正価値* | *内、確定給付制度に関し貸借対照表で認識した債務* |
|---|---|---|---|---|---|
| ベルギー | 117 | (3,001) | | *(3,001)* | 3,118 |
| 英国 | (272) | (277) | *(277)* | | 5 |
| フランス | 89 | (77) | *(77)* | | 166 |
| スイス | 117 | | | | 117 |
| 米国 | 124 | | | | 124 |
| イタリア | 307 | | | | 307 |
| ドイツ | 92 | | | | 92 |
| トルコ | 28 | | | | 28 |
| その他 | 180 | (4) | *(3)* | *(1)* | 184 |
| **合計** | **782** | **(3,359)** | ***(357)*** | ***(3,002)*** | **4,141** |

[1] 補償請求権は、特定層の従業員に対する退職後給付を賄うために保険子会社へ移転した当社グループの給付債務に伴うリスクを当社グループの他の事業体へヘッジする目的で、当社グループの保険子会社および関連会社(BNPパリバ・フォルティスの確定給付制度と関係のあるAG Insurance)の貸借対照表に計上している。

－　確定給付制度債務の現在価値の変動

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | 2019年12月31日<br>終了事業年度 |
|---|---|---|
| **確定給付制度債務の現在価値－期首現在** | **9,438** | **8,823** |
| 当期勤務費用 | 232 | 229 |
| 利息費用 | 90 | 158 |
| 過去勤務費用 | (50) | (1) |
| 制度清算 | (47) | (11) |
| 人口統計学的推計の変動に係る年金数理計算上の(利益)／損失 | (1) | (56) |
| 財務上の仮定の変動に係る年金数理計算上の(利益)／損失 | 537 | 655 |
| 実績との乖離に係る年金数理計算上の(利益)／損失 | (72) | 9 |
| 従業員からの実際の拠出額 | 24 | 24 |
| 雇用主が直接支給した給付金 | (109) | (140) |
| 資産から／償還請求権の行使に伴い支給された給付金 | (434) | (377) |
| 給付債務に係る為替差(益)／損 | (198) | 140 |
| 連結範囲の変更に関連する、給付債務に係る(利益)／損失 | 18 | (15) |
| **確定給付制度債務の現在価値－期末現在** | **9,428** | **9,438** |

－　制度資産および補償請求権の公正価値の変動

| （単位：百万ユーロ） | 制度資産 | | 補償請求権 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2020年<br>12月31日<br>終了事業年度 | 2019年<br>12月31日<br>終了事業年度 | 2020年<br>12月31日<br>終了事業年度 | 2019年<br>12月31日<br>終了事業年度 |
| **制度資産の公正価値－期首現在** | **5,909** | **5,351** | **3,002** | **2,839** |
| 制度資産期待収益 | 95 | 145 | 13 | 34 |
| 制度清算 | (42) | (3) | | |
| 制度資産に係る年金数理計算上の利益／(損失) | 325 | 439 | 113 | 168 |
| 従業員からの実際の拠出額 | 14 | 14 | 9 | 10 |
| 雇用主による拠出額 | 62 | 63 | 110 | 115 |
| 制度資産から支給された給付金 | (235) | (211) | (199) | (166) |
| 制度資産に係る為替差益／(損) | (260) | 127 | | |
| 連結範囲の変更に関連する、制度資産に係る利益／(損失) | 2 | (16) | 2 | 2 |
| **制度資産の公正価値－期末現在** | **5,870** | **5,909** | **3,050** | **3,002** |

－　確定給付制度の費用の内訳

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | 2019年12月31日<br>終了事業年度 |
|---|---|---|
| **勤務費用** | **177** | **220** |
| 当期勤務費用 | 232 | 229 |
| 過去勤務費用 | (50) | (1) |
| 制度清算 | (5) | (8) |
| **金融費用（純額）** | **7** | **14** |
| 利息費用 | 90 | 158 |
| 制度資産に係る受取利息 | 25 | 35 |
| 補償請求権に係る受取利息 | (95) | (145) |
| 制度資産期待収益 | (13) | (34) |
| **給与および従業員給付費用に認識された合計** | **184** | **234** |

－　資本に直接認識されるその他の項目

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | 2019年12月31日<br>終了事業年度 |
|---|---|---|
| **資本に直接認識されるその他の項目** | **(11)** | **(6)** |
| 制度資産または補償請求権に係る年金数理計算上の（損失）／利益 | 438 | 607 |
| 人口統計学的推計上の給付債務の現在価値に係る（損失）／利益 | 1 | 56 |
| 財務上の仮定上の給付債務の現在価値に係る（損失）／利益 | (537) | (655) |
| 給付債務に係る実（損失）／利益 | 72 | (9) |
| 制度資産に係る制限の変更 | 15 | (5) |

－　給付債務の算定に用いた年金数理計算上の主要な仮定

当社グループでは、ユーロ圏諸国、英国および米国における給付債務を、優良社債（その期間が、給付債務の期間と一致している社債）の利回りで割り引いている。

使用されるレートの範囲は以下の通りである。

| （単位：%） | 2020年12月31日現在 | | 2019年12月31日現在 | |
|---|---|---|---|---|
| | 割引率 | 昇給率[1] | 割引率 | 昇給率[1] |
| ベルギー | 0.00% / 0.80% | 2.60% / 3.20% | 0.10% / 1.10% | 2.70% / 3.20% |
| 英国 | 0.30% / 1.50% | 2.00% / 3.20% | 1.30% / 2.10% | 2.00% / 3.10% |
| フランス | 0.00% / 0.50% | 1.40% / 2.95% | 0.10% / 1.10% | 1.60% / 2.95% |
| スイス | 0.05% / 0.10% | 1.50% | 0.00% / 0.20% | 1.00% / 2.50% |
| 米国 | 1.40% / 2.50% | 4.00% | 2.35% / 3.40% | 4.00% |
| イタリア | 0.00% / 0.60% | 1.50% / 2.40% | 0.20% / 0.80% | 1.60% / 2.40% |
| ドイツ | 0.30% / 0.80% | 2.00% / 2.50% | 0.50% / 1.10% | 2.00% / 2.50% |
| トルコ | 14.50% | 11.03% | 12.51% | 7.59% |

[1] 物価上昇（インフレ）の影響を含む。

観測した加重平均レートは以下の通りである。

- ユーロ圏：2020年12月31日現在でのレートは0.15％(2019年12月31日現在では0.54％)
- 英国：2020年12月31日現在でのレートは1.31％(2019年12月31日現在では2.00％)
- スイス：2020年12月31日現在でのレートは0.05％(2019年12月31日現在では0.15％)

割引率の100ベーシス・ポイントの変動が退職後給付債務の現在価値に及ぼす影響については下記の通りである。

| **給付債務の現在価値の変動**<br>(単位：百万ユーロ) | **2020年12月31日現在** | | **2019年12月31日現在** | |
|---|---|---|---|---|
| | **割引率が<br>-100ベーシス・<br>ポイント低下** | **割引率が<br>+100ベーシス・<br>ポイント上昇** | **割引率が<br>-100ベーシス・<br>ポイント低下** | **割引率が<br>+100ベーシス・<br>ポイント上昇** |
| ベルギー | 314 | (274) | 324 | (282) |
| 英国 | 443 | (330) | 436 | (319) |
| フランス | 149 | (125) | 155 | (128) |
| スイス | 163 | (143) | 197 | (167) |
| 米国 | 79 | (65) | 84 | (69) |
| イタリア | 19 | (18) | 22 | (20) |
| ドイツ | 43 | (36) | 47 | (36) |
| トルコ | 16 | (13) | 12 | (10) |

- 当期における制度資産および補償請求権の実効収益率

| (単位：%) | **2020年12月31日終了事業年度** | | **2019年12月31日終了事業年度** | |
|---|---|---|---|---|
| | **収益率の幅**<br>*(同一国に複数の制度が並存しているため)* | **加重平均収益率** | **収益率の幅**<br>*(同一国に複数の制度が並存しているため)* | **加重平均収益率** |
| ベルギー | -3.90% / 4.85% | 4.30% | -0.05% / 19.10% | 6.05% |
| 英国 | -4.95% / 12.10% | 11.10% | 3.95% / 19.00% | 15.65% |
| フランス | 3.25% / 3.35% | 3.35% | 3.35% / 3.45% | 3.45% |
| スイス | 1.50% / 3.25% | 3.25% | 2.40% / 14.85% | 10.90% |
| 米国 | 11.75% / 18.60% | 14.20% | 7.75% / 18.00% | 13.10% |
| ドイツ | 0.40% / 2.95% | 0.55% | 1.75% / 9.75% | 9.05% |
| トルコ | 12.85% | 12.85% | 19.25% | 19.25% |

－　制度資産の内訳

| （単位：%） | 2020年12月31日現在 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 株式 | 国債 | 国債以外の債券 | 不動産 | 預金 | その他 |
| ベルギー | 6% | 52% | 17% | 1% | 0% | 24% |
| 英国 | 8% | 72% | 8% | 0% | 1% | 11% |
| フランス[1] | 5% | 72% | 15% | 8% | 0% | 0% |
| スイス | 36% | 0% | 26% | 20% | 4% | 14% |
| 米国 | 23% | 15% | 55% | 0% | 3% | 4% |
| ドイツ | 26% | 64% | 0% | 0% | 1% | 9% |
| トルコ | 0% | 0% | 0% | 4% | 94% | 2% |
| その他 | 9% | 15% | 11% | 1% | 3% | 61% |
| **グループ** | **11%** | **47%** | **17%** | **4%** | **5%** | **16%** |

| （単位：%） | 2019年12月31日現在 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 株式 | 国債 | 国債以外の債券 | 不動産 | 預金 | その他 |
| ベルギー | 6% | 54% | 15% | 1% | 0% | 24% |
| 英国 | 14% | 66% | 8% | 0% | 4% | 8% |
| フランス[1] | 6% | 69% | 17% | 8% | 0% | 0% |
| スイス | 34% | 0% | 29% | 19% | 5% | 13% |
| 米国 | 26% | 44% | 17% | 0% | 9% | 4% |
| ドイツ | 26% | 64% | 0% | 0% | 1% | 9% |
| トルコ | 0% | 0% | 49% | 4% | 42% | 5% |
| その他 | 9% | 14% | 12% | 1% | 3% | 61% |
| **グループ** | **13%** | **47%** | **17%** | **4%** | **4%** | **15%** |

[1] フランスにおける制度資産の内訳には、当社グループの給付債務向けに積み立てている、保険会社の一般勘定の内訳が反映されている。

当社グループでは、資産運用期間中におけるリスクを管理および統制するため、確定給付年金制度債務に対応する資産について、その運用を統治できる仕組みを導入している。

当社グループでは、制度資産の運用方法について明確にするため、特に、金融資産の運用目標や金融リスク管理方法などを踏まえて制度資産の運用戦略を策定するという方法で、金融資産運用サービス契約を通じて運用方針を定めている。

運用方針は、100百万ユーロ超の制度資産について、少なくとも３年ごとに見直しが行われる資産負債管理分析に基づいている。

－　退職後医療給付

当社グループでは、主に米国とベルギーにて退職従業員向けの医療給付制度を実施しているが、大半の制度では、新規募集は既に打ち切っている。

2020年12月31日現在の退職後医療給付債務の現在価値は148百万ユーロとなり、2019年12月31日現在の146百万ユーロと比較すると、2020年度中に２百万ユーロ増加し、株主資本に直接認識された。

### 注６.ｃ　その他の長期給付

BNPパリバでは、従業員に対し、各種長期給付制度を提供しており、主な制度には、永年勤続報奨金制度、休暇管理口座内に年次有給休暇を貯めておける制度、従業員が就労不能になった場合に当該従業員を保護することを保証する一定の制度がある。この給付に対する引当金(純額)は、2020年12月31日現在では443百万ユーロ(2019年12月31日現在では448百万ユーロ)であった。

変動報酬に関する当社グループの方針の一環として、業績の良い一定の従業員向け、または特別な規制の枠組みに準ずる年次繰延報酬制度が設けられている。この制度に基づく支給は、一定期間にわたって繰り延べられ、各業務部門、事業部門、および当社グループが達成した業績により変動する。

BNPパリバでは、2013年以降、現金支給を伴うグループ・ロイヤルティ制を導入している。この制度の受給権者は、３年の権利確定期間が満了した時点で、当社グループの本源的な業績によりその額が変動する現金を受給できる。このロイヤルティ制度は、当社グループの事業拡大や収益に関する目標の達成に貢献した管理職に、別枠でインセンティブを支給するための制度で、当該管理職には、多岐にわたる当社グループの経営を卓越した能力を活かしてサポートできる逸材といえる、シニア・マネージャー、重要ポストのマネージャー、現場のマネージャーや専門職、潜在能力の高いマネージャー、将来性豊かな若く優秀な執行役および当社グループの業績への主要な貢献者などが含まれる。

この制度への配賦額の80%は、過去３年間における当社グループの業績の変動に連動し、20%は、当社グループの社会的責任(CSR)に関する目標が達成されたかどうかに連動する。CSRに関する９つの目標は、当社グループのCSRに関する方針のもととなっている４つの柱に合致している。また最終的な支給は、権利付与日から支給日までの期間において受給権者が当社グループにて業務を継続しており、支給前年度における当社グループの営業利益と税引前当期純利益がいずれもプラスの場合に限り行われる。特別な規制の枠組みの適用対象となる従業員については、このロイヤルティ制度はEU自己資本規制(CRD4)に従い調整される。

2020年12月31日現在での、繰延報酬制度およびロイヤルティ制度関連の給付債務純額は694百万ユーロ(2019年12月31日現在は651百万ユーロ)である。

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日現在 | 2019年12月31日現在 |
|---|---|---|
| **その他の長期給付に対する引当金(純額)** | **1,137** | **1,099** |
| 貸借対照表のその他の長期給付へ認識した資産 | (83) | (89) |
| 貸借対照表のその他の長期給付へ認識した負債 | 1,220 | 1,188 |

### 注６.ｄ　解雇給付

BNPパリバでは、一定の適格基準を満たす従業員向けにいくつかの自主退職制度や人員調整計画を実施している。この制度に基づき受給資格を有する現役従業員に対する債務の引当金は、制度が双務協定または双務協定草案の対象である場合に計上される。

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | 2019年12月31日現在 |
|---|---|---|
| 自主退職および早期退職制度、ならびに人員調整計画に対する引当金 | 468 | 513 |

### 注６.ｅ　株式報酬

変動報酬に関する当社グループの方針の一環として、一定の業績の良い従業員向け、または特別な規制の枠組みに準ずる年次繰延報酬制度を提供しており、当該従業員は、現金で支給されるが株価に連動する変動報酬を数年間にわたって受給できる権利を取得する。

－　特別な規制の枠組みに準ずる従業員向け変動報酬制度

フランス財務省がデクレを公表した2010年12月13日以降、変動報酬制度は、2014年２月20日付の命令ならびに2014年11月３日付のデクレおよび命令と2014年３月４日付の欧州委員会委任規則をもってフランス通貨金融法典に組み込まれた、2013年７月26日発効の欧州連合自己資本要求指令であるCRD4の条項に従い当社グループのリスク構造に重要な影響を及ぼす可能性のある業務を担当している当社グループの従業員に適用されている。

この制度に基づく支給は、一定期間にわたって繰り延べられ、各業務部門、コア事業、および当社グループが達成した業績により変動する。

報酬の大部分は現金で支給され、BNPパリバの株価の増減に連動することになっている。

－　当社グループのその他の従業員向けの繰延変動報酬制度

業績の良い従業員向けの年次繰延報酬制度に基づく支給額の一部分は現金で支給され、BNPパリバの株価の増減に連動する。

・　**株式報酬費用**

| 費用／(収益)<br>（単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | 2019年12月31日<br>終了事業年度 |
|---|---|---|
| 過年度の繰延報酬制度 | (103) | 84 |
| 当年度の繰延報酬制度 | 441 | 372 |
| **合計** | **338** | **456** |

## 注７．　追加情報

### 注７.ａ　株式資本および１株当たり当期純利益における変動

2020年12月31日現在、BNPパリバの株式資本は2,499,597,122ユーロであり、株式数は1,249,798,561株である。１株の額面価額は、2019年12月31日現在と同じ２ユーロである。

**・BNPパリバにより発行され、当社グループが保有する普通株式**

| | 自己取引 | | トレーディング勘定取引[1] | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 株式数 | 帳簿価額（単位：百万ユーロ） | 株式数 | 帳簿価額（単位：百万ユーロ） | 株式数 | 帳簿価額（単位：百万ユーロ） |
| **2018年12月31日現在保有株式** | **726,451** | **38** | **1,491,335** | **59** | **2,217,786** | **97** |
| 純変動 | | | (1,010,265) | (34) | (1,010,265) | (34) |
| **2019年12月31日現在保有株式** | **726,451** | **38** | **481,070** | **25** | **1,207,521** | **63** |
| 処分 | (4,480) | | | | (4,480) | |
| その他の純変動 | | | 498,244 | 17 | 498,244 | 17 |
| **2020年12月31日現在保有株式** | **721,971** | **38** | **979,314** | **42** | **1,701,285** | **80** |

[1] 株価指数に係るトレーディングや裁定取引の枠組み内での取引。

2020年12月31日現在、BNPパリバ・グループは、1,701,285株のBNPパリバ株式(80百万ユーロ相当額で、この額は資本の減少として認識されている)を保有していた。

**・Tier１規制資本として適格な優先株式および永久最劣後債**

－　当社グループの海外子会社が発行した優先株式

2004年度においては、BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスが、英国の法律が適用される、単独支配のストラクチャード・エンティティを通じて、議決権のない無期限優先株式を２回発行した。これらの優先株式は、第１回繰上償還日以降、各四半期末の配当期日に発行体の裁量で、額面で償還できるものであった。

| 発行体 | 発行日 | 通貨 | 金額（単位：百万ユーロ） | 第１回繰上償還日前の利率および期間 | 第１回繰上償還日後の利率 |
|---|---|---|---|---|---|
| Cofinoga Funding II LP | 2004年１月および５月 | ユーロ | 80 | TEC 10[1] +1.35%　10年 | TEC 10[1]+1.35% |
| **2020年12月31日現在合計** | | | **73[2]** | | |

[1] TEC 10とは、仮想的な10年物中期国債の最終利回りに対応した日次の長期国債指数である。
[2] LaSer Group支配権取得日現在の評価額。

これらの発行および関連する配当金は貸借対照表の「少数株主持分」に計上されている。

－　BNPパリバが発行した永久最劣後債

BNPパリバでは永久最劣後債を発行している。この債券については、固定、調整可能な固定または変動利息が支払われ、固定期間経過後およびその後は各利息支払日または５年ごとに償還可能である。当該債券の一部については、固定期間経過後にそれらが償還されなかった場合は、Euribor、Liborもしくはスワップ・レートに連動した利息、または固定レートによる利息が支払われる。

BNPパリバは、永久最劣後債(額面が1,500百万米ドルで、6.625％の固定利付債)を2019年３月25日に発行した。この債券は、５年の期間が満了した時点で償還できるが、2024年に償還しなかった場合には、５年物米ドル・スワップ・レートに基づく利払いを半年ごとに行うことになっている。この債券は、その他Tier１資本として適格な債券である。

BNPパリバは、永久最劣後債(額面が300百万豪ドルで、4.5％の固定利付債)を2019年７月10日に発行した。この債券は、５年半の期間が満了した時点で償還できるが、2025年に償還しなかった場合には、５年物豪ドル・スワップ・レートに基づく利払いを半年ごとに行うことになっている。この債券は、その他Tier１資本として適格な債券である。

BNPパリバは、2005年10月発行分(総額1,000百万ユーロ)を2019年10月17日に償還した。この債券は、4.875％の固定利付債であった。

BNPパリバは、2009年12月発行分(総額１百万ユーロ)を、その第１回繰上償還日前の2019年11月20日に償還した。この債券は、7.384％の固定利付債であった。

BNPパリバは、２件の2009年12月発行分(総額17百万ユーロおよび２百万ユーロ)を、その第１回繰上償還日である2019年12月29日に償還した。これらの債券は、7.028％の固定利付債および３ヶ月物Euribor連動利付債であった。

BNPパリバは、2009年12月発行分(総額70百万米ドル)を、その第１回繰上償還日である2019年12月30日に償還した。この債券は、３ヶ月物米ドルLibor連動利付債であった。

BNPパリバは、永久最劣後債(額面が1,750百万米ドルで、4.5％の固定利付債)を2020年２月25日に発行した。この債券は10年の期間が満了した時点で償還できるが、2030年に償還しなかった場合には、５年物米ドルCMTに基づく利払いを半年ごとに行うことになっている。この債券は、その他Tier１資本として適格な債券である。

BNPパリバは、2005年10月発行分(総額400百万米ドル)を2020年10月17日に償還した。この債券は、6.25％の固定利付債であった。

以下の表は、発行されたこれらの債券の内容の概要を示している。

| 発行日 | 通貨 | 金額（単位：百万発行通貨） | 利息支払日 | 第１回繰上償還日前の利率および期間 | | 第１回繰上償還日後の利率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2006年７月 | ユーロ | 150 | 年１回 | 5.450% | 20年 | ３ヶ月物Euribor+1.920% |
| 2007年６月 | 米ドル | 600 | 年４回 | 6.500% | ５年 | 6.500% |
| 2007年６月 | 米ドル | 1,100 | 年２回 | 7.195% | 30年 | ３ヶ月物米ドルLibor+1.290% |
| 2015年６月 | ユーロ | 750 | 年２回 | 6.125% | ７年 | ５年物ユーロ・スワップ・レート+5.230% |
| 2015年８月 | 米ドル | 1,500 | 年２回 | 7.375% | 10年 | ５年物米ドル・スワップ・レート+5.150% |
| 2016年３月 | 米ドル | 1,500 | 年２回 | 7.625% | ５年 | ５年物米ドル・スワップ・レート+6.314% |
| 2016年12月 | 米ドル | 750 | 年２回 | 6.750% | 5.25年 | ５年物米ドル・スワップ・レート+4.916% |
| 2017年11月 | 米ドル | 750 | 年２回 | 5.125% | 10年 | ５年物米ドル・スワップ・レート+2.838% |
| 2018年８月 | 米ドル | 750 | 年２回 | 7.000% | 10年 | ５年物米ドル・スワップ・レート+3.980% |
| 2019年３月 | 米ドル | 1,500 | 年２回 | 6.625% | ５年 | ５年物米ドル・スワップ・レート+4.149% |
| 2019年７月 | 豪ドル | 300 | 年２回 | 4.500% | 5.5年 | ５年物豪ドル・スワップ・レート+3.372% |
| 2020年２月 | 米ドル | 1,750 | 年２回 | 4.500% | 10年 | ５年物米ドルCMT+2.944% |
| **2020年12月31日現在のユーロ相当の取得原価合計額** | | **9,948**[1] | | | | |

[1] 当社グループの各事業体が保有している自己株式控除後。

BNPパリバはこれらの永久最劣後債について利息を支払わないことを選択できる。未払利息は繰越されない。

2015年より前に発行した債券については、前年度において、BNPパリバの普通株式または永久最劣後債と同等の証券について配当金を支払わなかったことを条件として、利息を支払わないことを選択できる。BNPパリバ普通株主への配当支払いを再開した場合には、当該利息を支払わなければならない。

これらの永久最劣後債に関連する契約には、損失吸収条項が含まれている。当該条項の条件に従って、規制資本が不十分となった場合は、資本の欠損額が補填され当該債券の額面価額が当初の金額まで回復するまで、関連する利息の新しい算定基準として当該債券の額面価額が減額される可能性がある。

これらの発行による収入は、資本の「資本金および利益剰余金」に計上されている。IAS第21号に従って、外貨建ての発行は、発行日のユーロ換算額に基づく取得原価で認識される。当該商品に係る利息は、配当金と同様に会計処理される。

2020年12月31日現在、BNPパリバ・グループは永久最劣後債15百万ユーロを保有しており、株主資本から控除されている。

・　１株当たり当期純利益

基本的１株当たり当期純利益は、普通株主帰属当期純利益を、当期中の加重平均発行済株式数で除して算出する。普通株主帰属当期純利益は、優先株主帰属当期純利益を差し引いて算出する。

希薄化後１株当たり当期純利益は、普通株式保有者に帰属する当期純利益を、希薄化効果のある資本性金融商品から普通株式への転換により生じる最大の影響額を基に調整された加重平均発行済株式数で除したものである。インザマネーの新株引受オプションは、グローバル株式連動型報酬制度に基づき付与された業績に応じた株式報酬と同様、希薄化後１株当たり当期純利益の計算で考慮される。これらの商品の転換は、この計算に使用される当期純利益の金額に影響を及ぼさない。

| | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | 2019年12月31日<br>終了事業年度 |
|---|---|---|
| **基本的および希薄化後普通株式１株当たり当期純利益の算定に使用した当期純利益*(単位：百万ユーロ)*[1]** | 6,626 | 7,745 |
| **期中加重平均発行済普通株式数** | 1,247,821,717 | 1,247,993,812 |
| 潜在的に希薄化効果のある普通株式の影響 | 206 | 206 |
| **希薄化後１株当たり当期純利益の算定に使用した加重平均普通株式数** | 1,247,821,923 | 1,247,994,018 |
| **基本的１株当たり当期純利益(単位：ユーロ)** | 5.31 | 6.21 |
| **希薄化後１株当たり当期純利益(単位：ユーロ)** | 5.31 | 6.21 |

[1] 基本的および希薄化後１株当たり当期純利益の算定に使用した当期純利益とは、BNPパリバが発行した永久最劣後債(優先株式同等物として扱われる)の利息分(会計処理上は配当金)と、買戻時には資本に直接認識される、関連する外国為替差損益の影響を調整した後の親会社株主帰属当期純利益をいう。

2020年５月19日の年次株主総会での決議に従い、2020年度には、2019年度の当期純利益からいかなる配当も支払われなかった。2019年度には、2018年度の当期純利益から１株あたり3.02ユーロの配当が支払われた。

### 注７.ｂ　偶発債務：法的手続および仲裁

BNPパリバ(以下、「当行」という。)は、現在、複数の法域において、通常業務(特に、当行が市場取引相手、貸手、雇用主、投資家および納税者として営む業務に関連する者を含む)の過程で生じる様々な請求、係争および法的手続(司法当局または監督当局による捜査を含む)の当事者となっている。当行が、未解決のおよび提訴された法的手続や規制手続のすべてについて、その最終結果を予測することはできないものの、当行では、当該手続に係る請求は、法的有効性がないもの、適切に抗弁できるもの、または当該手続の結果は当行に重大な損失をもたらさないもの、であると合理的に考えている。

当行と特定の子会社は、バーナード・L・マドフ証券投資有限責任会社(以下「BLMIS」という。)の清算のために任命された破産管財人が提起した、米国ニューヨーク州南部地区破産裁判所にて係争中のいくつかの訴訟の被告となっている。「資金回収請求」訴訟として知られているこれらの訴訟は、BLMISの破産管財人が複数の金融機関に対し提起している訴訟と同様の訴訟で、BNPパリバの関連会社が、BLMISから直接またはBNPパリバの関連会社が受益者であるBLMIS関連の「フィーダー・ファンド」を通じて間接的に引き出したと主張されている資金の回収を目的とする訴訟である。BLMISの破産管財人は、BNPパリバの関連会社が引き出したこれらの資金は引き出す必要のなかった資金であり、米国連邦破産法とニューヨーク州法に基づき管財人が回収できる資金であると主張している。管財人が当初にこれらの訴訟を通じて回収しようとした総額はおよそ13億米ドルであった。BNPパリバは、これらの訴訟において十分な根拠に基づく説得力のある抗弁を行えるだけの情報を持っているため、必要な抗弁を積極的に行っている。

破産裁判所は、2016年11月22日と2018年10月３日に言い渡した２つの判決をもって、BLMISの破産管財人がBNPパリバの関連会社に対し提起していた申立ての大部分を退けた。2019年２月25日には、合衆国第２巡回区控訴裁判所が、破産裁判所が2016年11月22日に言い渡した判決を撤回した。被告は、2019年８月29日に、合衆国第２巡回区控訴裁判所による判決の再審を合衆国最高裁判所に申し立てたが、最高裁は却下した。すべての法的手続は、全当事者間での共通合意に基づき、当行に対する資金回収請求に影響を及ぼす可能性のある、本件破産管財人と第三者の間で係争中の別段の法的手続に関して管轄控訴裁判所が判決を言い渡すまで中断されている。

ベルギーにおいては、2009年におけるBNPパリバへのBNPパリバ・フォルティス株の譲渡が無効であったことを根拠として、旧フォルティス・グループの少数株主が、(特に)BNPパリバに対し当該譲渡に伴う損害の賠償を求める訴訟を、ベルギー王国国有資産運用会社(Société fédérale de Participations et d'Investissement)、AgeasおよびBNPパリバに対し提起している。2016年４月29日には、ブリュッセルの商事裁判所が、ベルギーにて係争中のフォルティスを当事者とする刑事訴訟が結審するまで、この法的手続を中断する決定を下した。担当検事が棄却を求めた当該刑事訴訟は、ブリュッセル第一審裁判所の評議会が2020年９月４日に本件は時効であるとする(最終)判決を言い渡したため、現時点では結審している。一部の少数株主が、ブリュッセルの商事裁判所にてBNPパリバに対し提起している民事訴訟を継続する意思を示しているため、BNPパリバは、当該株主からの訴えに対する抗弁を積極的に継続する予定である。

2020年２月26日には、パリの刑事裁判所が、BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスが商慣行を誤解させ隠蔽したとして有罪との見解を示した。BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスは、187,500ユーロの罰金に加え損害賠償金および訴訟費用を民事訴訟の原告に支払うよう命じられた。この損害賠償裁定は即時執行裁定であった。BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスは、2020年３月６日に、本件に関して上訴し、判決の即時執行の停止も求めたが、当該裁判所は2020年９月25日付けの判決により却下した。BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスは、裁定を受けた損害賠償金を民事訴訟の原告に支払ったが、パリ控訴裁判所で係争中の控訴審には影響がなかった。

銀行業務、投資業務、ミューチュアル・ファンド業務およびブローカレッジ業務を営んでいる他の多くの金融機関と同様に、当行も、各監督当局、政府当局または自主規制機関から様々な情報提供要請を受けている。当行は、当該要請に応じており、関連当局および規制機関と協力して、提起される問題への対応やその是正に取り組んでいる。

米国の規制当局および司法当局は、現在、国際的な金融新聞各紙に掲載された、米国金融商品市場や米国公債に関する特定の活動について捜査を進めており、当該活動に関する情報提供を求めている。この情報提供は当行に対しても求められているため、当行は、前述の捜査に協力し、情報請求にも応じている。これらの捜査や情報請求がもたらす結果や潜在的な影響を、その終結や今後の米国当局との話合いの前に予測することは難しいが、今回の捜査または情報請求には多くの金融機関が絡んでいると報じられており、これらに関して実施されている調査は、各々に固有の状況に応じて、特に罰金または相当額の制裁金の支払いを含む形の解決につながるケースがある点は注目すべきである。

### 注７.ｃ　企業結合および支配権または重要な影響力の喪失

**2020年度に実現した取引**

・　Allfunds Bank UK Ltd

2020年10月３日に、BNPパリバと、欧州市場では大手の資産運用プラットフォーム運営事業者であるオールファンズ(Allfunds、AFB)が、新たな提携を結んだ。

この提携により、総額で371百万ユーロの税引前利益が生じ、損益計算書に認識された。

2020年12月31日現在、BNPパリバは、AFB UK Ltdの株式の22.5％を保有しており、重要な影響力を行使している。

**2019年度に実現した取引**

・　State Bank of India Life Insurance Co Ltd

2019年度上半期中に、State Bank of India Life Insurance Co Ltd(以下、「SBIライフ」という。)の株式の9.2％、5.1％および2.5％を、連続する３回の売却取引によりインド市場で売却した。

2019年６月30日に、当社グループは、SBIライフに対する重要な影響力を喪失した。

それ以降、BNPパリバ・カーディフ・ホールディングが保有している5.2％の残余持分は、売却可能金融資産に計上されている。

2019年度上半期中には、前述の売却により、総額で1,450百万ユーロの税引前利益が生じ、「長期性資産に係る純利益」に認識された。

・ First Hawaiian Inc.

2016年８月４日に、BNPパリバ・グループは、子会社であるFirst Hawaiian Inc (FHI)の株式新規公開を米国市場で開始した。

その後は５回にわたり持分の一部売却を実施した。

| 日付 | 取引 | 売却持分 | 残余持分 | 支配／重要な影響力 |
|---|---|---|---|---|
| 2016年８月４日 | 新規公開 | 17.4% | 82.6% | 支配 |
| 2017年２月６日 | 第１回売出し | 20.6% | 62.0% | 支配 |
| 2018年５月８日 | 第２回売出し | 13.2% | 48.8% | 支配 |
| 2018年７月31日 | 第３回売出し | 15.5% | 33.3% | 重要な影響力 |
| 2018年９月５日 | 第４回売出し | 14.9% | 18.4% | 重要な影響力 |
| 2019年１月29日 | 第５回売出し | 18.4% | 0% | 重要な影響力 |
| **2020年12月31日** | | **100%** | **0%** | |

最初の３回の売出しにより、当社グループの利益剰余金は422百万ユーロ増加し、少数株主持分が1,363百万ユーロ増加した。

2018年６月30日現在では、支配権を１年以内に喪失する可能性が非常に高いと考えていたため、当社グループは、売却目的で保有する資産と負債のグループに関するIFRS第５号の条項を適用していた。

IFRS第５号の適用により、バンクウェストの資金生成単位が分割されたため、関連するのれん(すなわち43億ユーロ)が、バンク・オブ・ウェスト(BoW)とFHIに配賦された。この分割額は、First Hawaiian BankとBoWの各事業から回収可能な価額をもとに算定された額で、FHIには13億ユーロののれんが配賦された。

加えて、資産および負債が、それぞれ、売却目的で保有する長期性資産と、売却目的で保有する長期性資産関連の負債に再分類された。

2018年７月31日の売出し以降、当社グループは、FHIの独占的支配を中止したが、重要な影響力は維持している。この支配権喪失により、当社グループの貸借対照表計上額が174億ユーロ減少し、少数株主に帰属する利益剰余金が1,473百万ユーロ減少した。

2018年度下半期中には、この売出しと最後の売出しにより、総額で286百万ユーロの税引前利益が生じ、損益計算書に計上された。

2018年12月31日現在も、当社グループは、IFRS第５号の条項の適用を継続している。IFRS第５号の影響には、持分法適用価額を貸借対照表日現在の帳簿価額と市場価額のいずれか低いほうで評価しなければならないというものがある。2018年12月31日現在では、この方法が原因で、-125百万ユーロの減損が認識された。

2019年１月29日に、当社グループは、FHIの普通株式24.9百万株に関する追加売出しを開始した。この取引により、BNPパリバ・グループは、FHIの残余持分のすべてに相当する18.4%を売却した。

2019年度上半期中には、この売却により、総額で82百万ユーロの税引前利益が生じ、損益計算書に認識された。

注７.ｄ　少数株主持分

| （単位：百万ユーロ） | 資本金および利益剰余金 | 資本に直接認識され、純損益へ再分類されない資産および負債の変動 | 資本に直接認識され、純損益へ再分類される資産および負債の変動 | 少数株主持分 |
|---|---|---|---|---|
| **2019年１月１日現在の資本金および利益剰余金** | **4,311** | **17** | **(74)** | **4,254** |
| **2018年度利益処分** | **(227)** | | | **(227)** |
| 増資および株式発行 | 10 | | | 10 |
| 優先株式に係る配当 | (1) | | | (1) |
| 少数株主持分に係る内部取引の影響額 | 1 | | | 1 |
| 追加持分の取得または持分の一部売却 | 1 | | | 1 |
| 少数株主持分の買戻に対する債務額の変動 | (64) | | | (64) |
| その他の変動 | 1 | | | 1 |
| 資本に直接認識される資産および負債の変動 | | | 7 | 7 |
| **2019年度当期純利益** | **410** | | | **410** |
| **2019年12月31日現在の資本金および利益剰余金** | **4,442** | **17** | **(67)** | **4,392** |
| **2019年度利益処分** | **(84)** | | | **(84)** |
| 優先株式に係る配当 | (1) | | | (1) |
| 少数株主持分に影響を及ぼす連結範囲の変更 | 5 | | | 5 |
| 追加持分の取得または持分の一部売却 | 1 | | | 1 |
| 少数株主持分の買戻に対する債務額の変動 | (69) | | | (69) |
| その他の変動 | (2) | | | (2) |
| 資本に直接認識される資産および負債の変動 | | (8) | (32) | (40) |
| **2020年度当期純利益** | **348** | | | **348** |
| **2020年12月31日現在の資本金および利益剰余金** | **4,640** | **9** | **(99)** | **4,550** |

・　主な少数株主

少数株主持分の重要度は、関連子会社が当社グループの貸借対照表残高(グループ会社間取引やその残高の相殺消去前の残高)や当社グループの損益計算書残高に及ぼす影響を踏まえて評価している。

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日現在 | 2020年12月31日終了事業年度 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | グループ会社間取引相殺消去前の資産合計 | 営業収益 | 当期純利益 | 当期純利益および資本に直接認識される資産および負債の変動 | 少数株主持分(%) | 少数株主帰属当期純利益 | 当期純利益および資本に直接認識される資産および負債の変動 - 少数株主帰属分 | 少数株主への配当金支払額 |
| BGL BNPパリバ・グループに属する事業体の貢献額 | 89,607 | 1,699 | 552 | 541 | 34% | 171 | 162 | |
| その他の少数株主持分 | | | | | | 177 | 146 | 84 |
| 合計 | | | | | | 348 | 308 | 84 |

| (単位：百万ユーロ) | 2019年12月31日現在 | 2019年12月31日終了事業年度 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | グループ会社間取引相殺消去前の資産合計 | 営業収益 | 当期純利益 | 当期純利益および資本に直接認識される資産および負債の変動 | 少数株主持分(%) | 少数株主帰属当期純利益 | 当期純利益および資本に直接認識される資産および負債の変動 - 少数株主帰属分 | 少数株主への配当金支払額 |
| BGL BNPパリバ・グループに属する事業体の貢献額 | 89,384 | 1,668 | 532 | 569 | 34% | 157 | 164 | 87 |
| その他の少数株主持分 | | | | | | 253 | 253 | 141 |
| 合計 | | | | | | 410 | 417 | 228 |

BGL BNPパリバ・グループの資産について、少数株主の存在に関連する契約上の制約はない。

・　子会社の資本において少数株主持分を変動させた内部再編

2020年度および2019年度のいずれにおいても重要な内部再編は行われなかった。

・　子会社の資本において少数株主持分を変動させた追加持分の取得および持分の一部売却

| (単位：百万ユーロ) | 2020年12月31日終了事業年度 | | 2019年12月31日終了事業年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 親会社株主帰属 | 少数株主持分 | 親会社株主帰属 | 少数株主持分 |
| BNP Paribas 3 Step IT (旧Arius) | | | | |
| 一部売却により、当社グループの持分が51%に減少 | | | 16 | 4 |
| カーディフ生命保険株式会社 | | | | |
| 日本での事業体再編の枠組みの中で実施した、カーディフ生命保険株式会社株式25%の売却 | | | 2 | (2) |
| その他 | (1) | 1 | | (1) |
| 合計 | (1) | 1 | 18 | 1 |

・　少数株主持分の買戻に対する債務額

当社グループは、一部事業体の取得に関連して、少数株主に対し、少数株主の保有持分にプット・オプションを付与した。

株主資本の減少として計上される、これらのコミットメントの総額は、2020年12月31日現在で500百万ユーロ(2019年12月31日現在は556百万ユーロ)である。

## 注７.ｅ　子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社に係る重要な制約

### 当社グループへ資金を移動させる事業体の能力に関する重要な制約

事業体が配当金を支払う能力、または借入金を返済する能力は、当該事業体の財政状態および経営成績に加え、特に、自己資本や法定準備金に関する現地の規制上の要求事項によって決まる。2020年度において、欧州単一監督機構の対象下の当社グループの銀行事業体および当社グループの保険事業体の一部は、規制当局が課した制約により2019年度の配当支払いを義務付けられた。2019年度においては、規制上の要求事項に関するものを除き、BNPパリバ・グループが受けた重要な制約はなかった。

### 連結ストラクチャード・エンティティが保有する資産を当社グループが使用する能力に関する重要な制約

第三者投資家が投資を行っている連結ストラクチャード・エンティティの資産の利用については、当該エンティティの資産が持分保有者または証券保有者のために留保されているため制約を受けている。これらの資産は2020年12月31日現在、350億ユーロ（2019年12月31日現在は380億ユーロ）であった。

### 担保として供されているまたは買戻契約に利用している資産を当社グループが使用する能力に関する重要な制約

BNPパリバ・グループが担保として供している、または買戻契約に利用している金融商品については、注記４.rおよび５.dに記載されている。

### 流動性準備金に関する重要な制約

流動性準備金に関する重要な制約は、一括登録書類の第５章の「流動性リスク」に記載されている中央銀行への強制的な預け金と一致している。

### ユニットリンク型保険契約の資産

純損益を通じて公正価値で測定するものに指定されているユニットリンク型保険契約の金融資産（2020年12月31日現在で730億ユーロ、2019年12月31日現在では710億ユーロ）は、これらの契約保有者の便益のために保有されている。

注７.ｆ　ストラクチャード・エンティティ

BNPパリバ・グループは、主として、オリジネーターまたはスポンサーとしての金融資産の証券化、ファンド運用および専門的なアセット・ファイナンスなどを通じて、スポンサー先であるストラクチャード・エンティティとの取引を行っている。

また、BNPパリバ・グループは、特に、ファンドまたは証券化ビークルへの投資を通じて、スポンサー先ではないストラクチャード・エンティティとの取引も行っている。

ストラクチャード・エンティティの支配を評価する方法の詳細については、注記１.b.２「連結の方法」に記載されている。

連結ストラクチャード・エンティティ

連結ストラクチャード・エンティティの主なカテゴリーは以下の通りである。

- **ABCP（資産担保コマーシャルペーパー）コンデュイット：**ABCP証券化コンデュイットであるスターバード、マッチポイントおよびスカルディスは、顧客に代わってBNPパリバ・グループが運用する証券化取引の資金を調達している。これらのコンデュイットによる資金調達方法と当グループのリスク・エクスポージャーに関する詳細は、一括登録書類第５章「顧客に代わってスポンサーとして行った証券化取引／短期のリファイナンス」に記載されている。
- **自己勘定の証券化：** BNPパリバ・グループが組成し保有する自己勘定の証券化ポジションの詳細は、一括登録書類第５章「自己勘定の証券化業務（オリジネーター）」に記載されている。
- **当社グループが運用するファンド：**BNPパリバ・グループは、ファンドマネージャー、投資家、カストディアンまたは保証人となる可能性がある様々な種類のファンドを組成している。これらのファンドは、当社グループがマネージャーかつ重要な投資家であり、それゆえに変動リターンにさらされている場合に連結されている。

非連結ストラクチャード・エンティティ

BNPパリバ・グループは、顧客のニーズに応えるために、通常の業務を通じて非連結ストラクチャード・エンティティとの取引を締結している。

スポンサー先である非連結ストラクチャード・エンティティに対する持分に関する情報

スポンサー先である非連結ストラクチャード・エンティティの主なカテゴリーは以下の通りである。

- **証券化：**BNPパリバ・グループは、直接あるいは連結ABCPコンデュイットのいずれかにより、顧客がその資産を通じた資金調達を行えるよう、証券化ビークルを組成している。各ビークルは、主として顧客資産を裏付けとし、その償還が当該資産のパフォーマンスと連動した債券を発行することにより、顧客資産(債権、債券等)取得のための資金を調達している。
- **ファンド：**ファンド：当社グループは、顧客に投資機会を提供することを目的として、ファンドを組成し運用している。専用ファンドまたは上場ファンドは、機関投資家および個人投資家向けに売り

出されており、BNPパリバ・グループが販売し、商業的な面からモニタリングしている。これらのファンドの運用を行っているBNPパリバ・グループの事業体は、運用管理報酬と成功報酬を受領する場合がある。BNPパリバ・グループはそのファンドの中でユニットを保有しているほか、BNPパリバ・グループが運用を行っていない保険部門が扱うファンドでもユニットを保有する場合がある。

- **アセット・ファイナンス：**BNPパリバ・グループは、リースを目的として資産（航空機、船舶など）を取得するストラクチャード・エンティティを設立して資金を融資しており、当該ストラクチャード・エンティティが受領したリース料はそのストラクチャード・エンティティが保有する資産を担保とする借入金の返済に充てられている。
- **その他：**顧客の代わりに、当社グループは資産への投資やデットリストラクチャリングに関与するエンティティの組成も行う場合がある。

非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分は、契約上または非契約上の関係を通じて、BNPパリバ・グループを当該エンティティのパフォーマンスから生じる変動リターンにさらすことになる。

スポンサー先であるストラクチャード・エンティティに対する保有持分に関連した、当社グループの資産および負債は以下の通りである。

| 2020年12月31日現在<br>（単位：百万ユーロ） | 証券化 | ファンド | アセット・ファイナンス | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| **当社グループの貸借対照表に係る持分** | | | | | |
| **資産** | | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | 169 | 818 | 11 | 316 | 1,314 |
| ヘッジ目的デリバティブ | 55 | 511 | 140 | 4 | 710 |
| 資本を通じて公正価値で測定する金融商品 | 231 | | | | 231 |
| 償却原価で測定する金融資産 | 14,172 | 367 | 1,168 | 9 | 15,716 |
| その他の資産 | | 203 | | 1 | 204 |
| 保険業務に係る金融投資 | | 19,231 | | | 19,231 |
| **資産合計** | **14,627** | **21,130** | **1,319** | **330** | **37,406** |
| **負債** | | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | 80 | 574 | 1 | 786 | 1,441 |
| ヘッジ目的デリバティブ | | | | | - |
| 償却原価で測定する金融負債 | 820 | 11,115 | 130 | 760 | 12,825 |
| その他の負債 | 2 | 158 | 105 | 4 | 269 |
| **負債合計** | **902** | **11,847** | **236** | **1,550** | **14,535** |
| **最大損失エクスポージャー** | **23,096** | **21,938** | **1,674** | **632** | **47,340** |
| **ストラクチャード・エンティティの規模**(1) | **117,188** | **305,525** | **4,945** | **6,438** | **434,096** |

| 2019年12月31日現在<br>（単位：百万ユーロ） | 証券化 | ファンド | アセット・<br>ファイナンス | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| **当社グループの貸借対照表に係る持分** | | | | | |
| **資産** | | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | 161 | 339 | 1 | 3,129 | 3,630 |
| ヘッジ目的デリバティブ | 93 | 680 | 88 | 38 | 899 |
| 資本を通じて公正価値で測定する金融商品 | 294 | | | | 294 |
| 償却原価で測定する金融資産 | 15,784 | 117 | 891 | 9 | 16,801 |
| その他の資産 | | 192 | 1 | 4 | 197 |
| 保険業務に係る金融投資 | | 14,710 | | | 14,710 |
| **資産合計** | **16,332** | **16,038** | **981** | **3,180** | **36,531** |
| **負債** | | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | 65 | 619 | | 3,787 | 4,471 |
| ヘッジ目的デリバティブ | | | | | - |
| 償却原価で測定する金融負債 | 1,255 | 9,033 | 207 | 795 | 11,290 |
| その他の負債 | 2 | 188 | 68 | 3 | 261 |
| **負債合計** | **1,322** | **9,840** | **275** | **4,585** | **16,022** |
| **最大損失エクスポージャー** | **22,932** | **16,630** | **1,196** | **3,448** | **44,206** |
| **ストラクチャード・エンティティの規模**[(1)] | **150,608** | **254,702** | **2,880** | **9,058** | **417,248** |

(1) スポンサー先であるストラクチャード・エンティティの規模は、証券化ビークルであるストラクチャード・エンティティの資産総額、ファンド（第三者に運用を一任しているファンドは除く）の純資産価値、アセット・ファイナンスとその他のストラクチャーに対する、ストラクチャード・エンティティの資産総額またはBNPパリバ・グループのコミットメント金額の合計に等しい。

スポンサー先であるストラクチャード・エンティティに係るBNPパリバ・グループの最大損失エクスポージャーは、資本を通じて公正価値で測定され、その価値変動が資本に直接計上される資産を除いた資産の帳簿価額に、融資コミットメントおよび保証の契約金額、ならびに引き受けたクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)の想定元本金額を加えた金額である。

**スポンサー先ではないストラクチャード・エンティティに対する持分に関する情報**

スポンサー先ではないストラクチャード・エンティティに対する投資家として、BNPパリバ・グループが保有する主な持分の詳細は以下の通りである。

- *保険事業部門が保有し、当社グループが運用を行っていないファンドのユニット*：ユニットリンク保険または損害保険ファンドの保険料に関連した投資に対応する資産配分戦略の一環として、保険事業部門ではストラクチャード・エンティティのユニットを保有している。これらの短期投資または中期投資は財務パフォーマンスの観点から保有され、事業に特有のリスク分散基準を充足したものとなっている。これらの額は、2020年12月31日現在、330億ユーロ（2019年12月31日現在は340億ユーロ）にのぼっている。これらの投資に関連した価値の変動とリスクの大半は、ユニットリンク

契約に係る資産の場合には保険契約者に帰属し、損害保険ファンドに係る資産の場合には保険会社に帰属している。

- *グループが運用していないファンドへのその他の投資*：トレーディング業務の一環として、BNPパリバ・グループはストラクチャード・エンティティへの運用にも組成にも関与せず(ミューチュアル・ファンド、証券ファンド、オルタナティブ・ファンドへの投資)、主として顧客へ売却するストラクチャード商品の経済的ヘッジを目的として、かかるエンティティへの投資を行っている。当社グループは、ベンチャー・キャピタル事業の一環として、企業を支援するために投資ファンドへのマイノリティー投資も行っている。これらの融資の額は、2020年12月31日現在、70億ユーロ（2019年12月31日現在は90億ユーロ）にのぼっている。

- *証券化ビークルへの投資*：保有されている証券に関する、当社グループのエクスポージャーおよびその内容は、一括登録書類第５章「投資家としての証券化」に記載されている。

加えてBNPパリバ・グループは、そのアセット・ファイナンス業務の枠組みの中で、リース用資産（航空機、船舶など）の取得を目的に顧客が設立したまたは顧客のために設立されたストラクチャード・エンティティへの融資も行っている。これらの融資の額は、2020年12月31日現在、60億ユーロ（2019年12月31日現在は70億ユーロ）にのぼっている。

### 注７.ｇ　当社グループの役員に対する報酬および給付

当社グループの役員やその配偶者は関連当事者としてみなされている。

当社グループの役員に対する報酬および給付についての方針、ならびに各役員に対する報酬等に関する詳細情報は、一括登録書類第２章「企業統治」に記載されている。

・　当社グループの役員に対する報酬および給付

| | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | 2019年12月31日<br>終了事業年度 |
|---|---|---|
| **報酬総額(同期間における取締役報酬および現物給付を含む)** | | |
| －当年度の給付債務 | 6,070,060ユーロ | 6,289,752ユーロ |
| －当年度の給付額 | 5,532,930ユーロ | 5,589,640ユーロ |
| **退職後給付** | | |
| 退職ボーナス：給付債務の現在価値(給与税を除く) | 294,833ユーロ | 247,090ユーロ |
| 確定拠出年金制度：当事業年度における会社拠出額 | 5,306ユーロ | 5,228ユーロ |
| **福利厚生給付**：当事業年度における会社の保険料支払額 | 14,962ユーロ | 12,743ユーロ |
| **株式報酬** | | |
| 新株引受オプション | Nil | Nil |
| 業績に応じた株式 | Nil | Nil |
| 長期的な報酬 | | |

| | | |
|---|---|---|
| －付与日現在の公正価値(*) | 1,065,536ユーロ | 1,013,527ユーロ |

(*) 注６.eに記載の手法に基づき算定された評価額。

2020年12月31日現在、付随的追加型団体年金制度の対象となる役員はいなかった。

**・　取締役会のメンバーへ支給された取締役報酬**

2020年度においてすべての取締役会のメンバーに支給された取締役報酬は1,300,000ユーロ(2019年度に支給された額と同額)であった。2020年度において役員を除く取締役会のメンバーに支給された金額は、1,183,106ユーロ(2019年度は1,179,556ユーロ)であった。

・　従業員取締役に対する報酬および給付

| （単位：ユーロ） | 2020年12月31日<br>終了事業年度 | 2019年12月31日<br>終了事業年度 |
|---|---|---|
| 当年度中に給付された報酬の総額 | 123,020 | 111,368 |
| 取締役報酬(労働組合への支給額) | 180,227 | 174,219 |
| 労災保険制度給付および医療費補償関連の制度に対しBNPパリバが当年度中に支払った保険料 | 2,063 | 1,704 |
| BNPパリバが当年度中に確定拠出制度に拠出した額 | 1,386 | 1,233 |

・　当社グループの役員に付与された貸出金、前渡金および保証

2020年12月31日時点での、間接的または直接的に当社グループの役員、配偶者に供与された貸出金残高の総合計は、15,233,737　ユーロ(2019年12月31日時点では4,775,072ユーロ)である。通常取引に相当するこの貸出は、第三者間取引の基準に基づき行われている。

注７.ｈ　その他の関連当事者

BNPパリバ・グループの関連当事者とは、連結会社(持分法により連結する事業体を含む)および当社グループ従業員に提供する退職後給付制度を運営する事業体(複数雇用主および複数産業スキームを除く)である。

BNPパリバ・グループと関連当事者間の取引は、第三者間取引の基準に基づき行われている。

連結会社間の関係

BNPパリバ・グループの連結会社の明細表は注７.ｊ「連結の範囲」に示されている。全部連結事業体間の取引および期末残高については連結財務諸表から消去している。下記の表には、持分法で計上している事業体との取引を示している。

・　関連当事者取引の貸借対照表項目：

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日現在 | | 2019年12月31日現在 | |
|---|---|---|---|---|
| | 共同支配企業 | 関連会社 | 共同支配企業 | 関連会社 |
| **資産** | | | | |
| 要求払預金 | 1 | 112 | 3 | 139 |
| 貸出金 | 3,826 | 65 | 4,408 | 103 |
| 有価証券 | 642 | | 732 | |
| その他の資産 | 3 | 93 | 58 | 133 |
| 保険業務に係る金融投資 | | 4 | | 4 |
| **合計** | **4,472** | **274** | **5,201** | **379** |
| | | | | |
| **負債** | | | | |
| 要求払預金 | 192 | 518 | 354 | 689 |
| その他の借入金 | 30 | 1,402 | 87 | 1,781 |
| その他の負債 | 10 | 19 | 6 | 6 |
| 責任準備金およびその他の保険負債 | | 130 | | 70 |
| **合計** | **232** | **2,069** | **447** | **2,546** |
| | | | | |
| **融資コミットメントおよび保証コミットメント** | | | | |
| 供与した融資コミットメント | 43 | 646 | 114 | 651 |
| 供与した保証コミットメント | 2,162 | 55 | 2,545 | 37 |
| **合計** | **2,205** | **701** | **2,659** | **688** |

当社グループは、関連当事者との間で、デリバティブ（スワップ、オプションおよび先渡取引など）ならびに関連当事者が購入するか引き受け、かつ発行する金融商品（株式、債券など）を伴う取引も行っている。

・　関連当事者の損益計算書項目：

| （単位：百万ユーロ） | 2020年12月31日終了事業年度 | | 2019年12月31日終了事業年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 共同支配企業 | 関連会社 | 共同支配企業 | 関連会社 |
| 受取利息 | 30 | 5 | 29 | 9 |
| 支払利息 | (5) | (6) | (6) | (9) |
| 受取手数料 | 145 | 279 | 151 | 279 |
| 支払手数料 | (8) | (38) | (12) | (28) |
| 提供したサービス | - | 32 | 1 | 52 |
| 受けたサービス | - | (6) | (2) | (7) |
| リース収益 | - | (1) | 1 | - |
| 保険業務収益(純額) | (3) | (4) | (2) | (6) |
| **合計** | **159** | **261** | **160** | **290** |

**当社グループ従業員に提供する退職後給付制度を運営する事業体**

ベルギーでは、BNPパリバ・グループが25％の株式持分を有するAG Insuranceが管理するいくつかの年金制度に対し、BNPパリバ・フォルティスが資金を拠出している。

他国では、退職後給付制度は通常、外部の運用会社や外部の保険会社が運用しており、場合によっては、BNPパリバ・アセット・マネジメント、BNPパリバ・カーディフおよびバンクウェストを中心とする当社グループの会社が運用する。スイスでは、専門基金がBNP Paribas Switzerlandの従業員に対する年金制度を管理する。

2020年12月31日現在、当社グループの会社または当社グループが重要な影響力を行使している会社が管理する制度資産の価値は4,102百万ユーロ(2019年12月31日現在は4,156百万ユーロ)であった。2020年12月31日終了事業年度に当社グループの会社が提供したサービスに関連して受領した金額は合計５百万ユーロ(2019年度と同額)であり、主に運用・保管手数料であった。

**注７.ｉ　償却原価で計上されている金融商品の公正価値**

この注記に記載されている情報の利用および解釈にあたっては、以下の理由により慎重を期さなければならない。

－　これらの公正価値は2020年12月31日現在の関連商品の価値の見積りである。当該公正価値は、金利や契約相手先の信用度といった様々なパラメーターの変更により、日々変動する。特に、当該商品の満期到来時における実際の受領額または支払額と大幅に異なる場合がある。多くの場合、公正価値は直ちに実現することを意図されているのではなく、また実際に直ちに実現しない可能性がある。従って、継続企業としてのBNPパリバにとって、公正価値は当該商品の実際の価値を反映するものではない。

－　これらの公正価値のほとんどは重要な意味を持たないため、これらの商品を利用する商業銀行業務の管理において考慮されていない。

－　取得原価で計上されている金融商品の公正価値の見積りには、銀行毎に異なるモデリング技法、仮説および仮定が必要となる場合が多い。これはすなわち、様々な銀行により開示されている取得原価で計上されている金融商品の公正価値を比較しても意味がない場合があることを意味している。

－　以下に記載されている公正価値は、ファイナンス・リース取引および非金融商品(有形固定資産、のれん、ならびに要求払預金ポートフォリオや顧客関係に起因する価値などのその他の無形資産)の公正価値は含んでいない。従って、これらの公正価値を、当該商品のBNPパリバ・グループ全体の評価に対する実際の寄与額とみなすべきではない。

| 2020年12月31日現在<br>(単位：百万ユーロ) | 見積公正価値 | | | | 帳簿価額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 | |
| **金融資産** | | | | | |
| 金融機関および顧客貸出金および債権[1] | | 68,617 | 735,232 | 803,849 | 790,444 |
| 償却原価で測定する負債証券 *(注４.e)* | 93,011 | 25,190 | 3,261 | 121,462 | 118,316 |
| **金融負債** | | | | | |
| 金融機関および顧客預金 | | 1,089,464 | | 1,089,464 | 1,088,648 |
| 負債証券 *(注４.h)* | 45,760 | 103,990 | | 149,750 | 148,303 |
| 劣後債 *(注４.h)* | 15,568 | 7,683 | | 23,251 | 22,474 |

[1] ファイナンス・リースは除く

| 2019年12月31日現在<br>(単位：百万ユーロ) | 見積公正価値 | | | | 帳簿価額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 | |
| **金融資産** | | | | | |
| 金融機関および顧客貸出金および債権[1] | | 80,252 | 726,014 | 806,266 | 792,944 |
| 償却原価で測定する負債証券 *(注４.e)* | 75,884 | 31,168 | 3,103 | 110,155 | 108,454 |
| **金融負債** | | | | | |
| 金融機関および顧客預金 | | 919,995 | | 919,995 | 919,234 |
| 負債証券 *(注４.h)* | 36,465 | 122,779 | | 159,244 | 157,578 |
| 劣後債 *(注４.h)* | 7,858 | 12,926 | | 20,784 | 20,003 |

[1] ファイナンス・リースは除く

BNPパリバが使用する評価技法および仮定は、償却原価で計上される金融資産および負債の公正価値を当社グループ全体で一貫して測定できることを確実にするものである。公正価値は、利用可能な場合には活発な市場で取引される価格に基づいている。そうでない場合には、貸出金、負債および償却原価で測定する負債証券の見積将来キャッシュ・フローの割引といった評価技法、あるいは注１「BNPパリバ・グループが適用している重要な会計方針の要約」に記載されているその他の金融商品に関する特定の評価モデルを用いて、公正価値を決定する。公正価値ヒエラルキーレベルに関する説明は、会計原則(注１.e.10)にも記載してある。当初の満期が１年未満(要求払預金を含む)の貸出金、負債および償却原価で測定する負債証券の場合、またはほとんどの規制貯蓄商品の場合、公正価値は帳簿価額と一致する。これらの金融商品は、レベル３に分類される顧客への貸出金を除きレベル２に分類される。

### 注７.ｊ　連結の範囲

フランス共和国にて登録済みの株式会社であるBNPパリバは、当社グループの支配(親)会社で、リテール・バンキング事業およびサービス事業とホールセールバンキング事業の２領域において重要な地位を築いている。当事業年度中には、親会社の名称変更はなかった。

BNPパリバは、主にフランス国内で事業を営んでおり、その本部は、16 boulevard des Italiens 75009 Paris, Franceに置かれている。

| 会社名 | 国名 | 2020/12/31 | | | | 2019/12/31 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 |
| BNP Paribas SA | フランス | | | | | | | | |
| BNPP SA（アルゼンチン支店） | アルゼンチン | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（オーストラリア支店） | オーストラリア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（オーストリア支店） | オーストリア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（バーレーン支店） | バーレーン | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（ベルギー支店） | ベルギー | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（ブルガリア支店） | ブルガリア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（カナダ支店） | カナダ | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（ケイマン諸島支店） | ケイマン諸島 | | | | S1 | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（チェコ共和国支店） | チェコ共和国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（デンマーク支店） | デンマーク | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（フィンランド支店） | フィンランド | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（ドイツ支店） | ドイツ | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（香港支店） | 香港 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（ハンガリー支店） | ハンガリー | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（インド支店） | インド | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（アイルランド支店） | アイルランド | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（イタリア支店） | イタリア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（日本支店） | 日本 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（ジャージー支店） | ジャージー | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（クウェート支店） | クウェート | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（ルクセンブルク支店） | ルクセンブルク | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（マレーシア支店） | マレーシア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（モナコ支店） | モナコ | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（オランダ支店） | オランダ | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（ノルウェー支店） | ノルウェー | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（パナマ支店） | パナマ | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（フィリピン支店） | フィリピン | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（ポーランド支店） | ポーランド | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（ポルトガル支店） | ポルトガル | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（カタール支店） | カタール | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（大韓民国支店） | 大韓民国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（ルーマニア支店） | ルーマニア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（サウジアラビア支店） | サウジアラビア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（シンガポール支店） | シンガポール | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（南アフリカ支店） | 南アフリカ | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（スペイン支店） | スペイン | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（スウェーデン支店） | スウェーデン | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（台湾支店） | 台湾 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（タイ支店） | タイ | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（アラブ首長国連邦支店） | アラブ首長国連邦 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（英国支店） | 英国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（米国支店） | 米国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP SA（ベトナム支店） | ベトナム | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |

| 会社名 | 国名 | 2020/12/31 | | | | 2019/12/31 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 |
| **リテール・バンキング事業およびサービス事業** | | | | | | | | | |
| **国内市場部門** | | | | | | | | | |
| **フランス国内リテール・バンキング** | | | | | | | | | |
| Banque de Wallis et Futuna | フランス | 連結 (1) | 51% | 51% | | 連結 (1) | 51% | 51% | |
| BNPP Antilles Guyane | フランス | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Développement | フランス | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Développement Oblig | フランス | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Factor | フランス | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Factor (スペイン支店) | スペイン | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Factor Sociedade Financeira de Credito SA | ポルトガル | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Nouvelle Calédonie | フランス | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Réunion | フランス | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| Compagnie pour le Financement des Loisirs | フランス | 持分法 | 46% | 46% | | 持分法 | 46% | 46% | |
| Copartis | フランス | 連結 | 100% | 100% | D1/V4 | 持分法 (3) | 50% | 50% | |
| Euro Securities Partners | フランス | 持分法 (3) | 50% | 50% | | 持分法 (3) | 50% | 50% | |
| GIE Ocean | フランス | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | E1 |
| Partecis | フランス | 持分法 (3) | 50% | 50% | | 持分法 (3) | 50% | 50% | |
| Paylib Services | フランス | 持分法 | 14.3% | 14.3% | | 持分法 | 14.3% | 14.3% | E1 |
| Portzamparc | フランス | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| Protection 24 | フランス | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Société Lairoise de Participations | フランス | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| **ベルギー国内リテール・バンキング** | | | | | | | | | |
| Axepta BNPP Benelux | ベルギー | 連結 | 100% | 99.9% | E1 | | | | |
| Bancontact Paytoniq Company | ベルギー | 持分法 | 22.5% | 22.5% | | 持分法 | 22.5% | 22.5% | |
| Banking Funding Company SA | ベルギー | 持分法 | 33.5% | 33.5% | | 持分法 | 33.5% | 33.5% | |
| BASS Master Issuer NV[s] | ベルギー | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Belgian Mobile ID | ベルギー | 持分法 | 15% | 15% | | 持分法 | 15% | 15% | |
| BNPP Commercial Finance Ltd | 英国 | 連結 | 100% | 99.9% | | 連結 | 100% | 99.9% | |
| BNPP Factor AB | スウェーデン | 連結 | 100% | 99.9% | | 連結 | 100% | 99.9% | |
| BNPP Factor AS | デンマーク | 連結 | 100% | 99.9% | | 連結 | 100% | 99.9% | |
| BNPP Factor GmbH | ドイツ | 連結 | 100% | 99.9% | | 連結 | 100% | 99.9% | |
| BNPP Factor NV | オランダ | 連結 | 100% | 99.9% | | 連結 | 100% | 99.9% | |
| BNPP Factoring Support | オランダ | 連結 | 100% | 99.9% | | 連結 | 100% | 99.9% | |
| BNPP Fortis | ベルギー | 連結 | 99.9% | 99.9% | | 連結 | 99.9% | 99.9% | |
| BNPP Fortis (スペイン支店) | スペイン | 連結 | 99.9% | 99.9% | | 連結 | 99.9% | 99.9% | |
| BNPP Fortis (米国支店) | 米国 | 連結 | 99.9% | 99.9% | | 連結 | 99.9% | 99.9% | |
| BNPP Fortis Factor NV | ベルギー | 連結 | 100% | 99.9% | | 連結 | 100% | 99.9% | |
| BNPP Fortis Film Finance | ベルギー | 連結 | 99% | 98.9% | | 連結 | 99% | 98.9% | |
| BNPP Fortis Funding SA | ルクセンブルク | 連結 | 100% | 99.9% | | 連結 | 100% | 99.9% | |
| BNPP FPE Belgium | ベルギー | 連結 | 100% | 99.9% | | 連結 | 100% | 99.9% | |
| BNPP FPE Expansion | ベルギー | 連結 | 100% | 99.9% | | 連結 | 100% | 99.9% | |
| BNPP FPE Management | ベルギー | 連結 | 100% | 99.9% | | 連結 | 100% | 99.9% | |
| Bpost Banque | ベルギー | 持分法 (3) | 50% | 50% | | 持分法 (3) | 50% | 50% | |
| Credissimo | ベルギー | 連結 | 100% | 99.9% | | 連結 | 100% | 99.9% | |
| Credissimo Hainaut SA | ベルギー | 連結 | 99.7% | 99.7% | | 連結 | 99.7% | 99.7% | |
| Crédit pour Habitations Sociales | ベルギー | 連結 | 81.7% | 81.6% | | 連結 | 81.7% | 81.6% | |
| Epimede[s] | ベルギー | 持分法 | - | - | | 持分法 | - | - | |
| Esmee Master Issuer[s] | ベルギー | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Immo Beaulieu | ベルギー | | | | S3 | 持分法 | 25% | 25% | |
| Immobilière Sauveniere SA | ベルギー | 連結 | 100% | 99.9% | | 連結 | 100% | 99.9% | |
| Isabel SA NV | ベルギー | 持分法 | 25.3% | 25.3% | | 持分法 | 25.3% | 25.3% | |
| Microstart | ベルギー | 連結 | 70.3% | 76.7% | | 連結 | 70.3% | 76.7% | V1 |
| Private Equity Investments (a) | ベルギー/フランス/ルクセンブルク | FV | - | - | | FV | - | - | |
| Sagip | ベルギー | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Sowo Invest SA NV | ベルギー | 連結 | 87.5% | 87.5% | | 連結 | 87.5% | 87.5% | |

| 会社名 | 国名 | 2020/12/31 | | | | 2019/12/31 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 |
| **ルクセンブルク国内リテール・バンキング** | | | | | | | | | |
| BGL BNPP | ルクセンブルク | 連結 | 66% | 65.9% | | 連結 | 66% | 65.9% | |
| BGL BNPP (ドイツ支店) | ドイツ | 連結 | 66% | 65.9% | | 連結 | 66% | 65.9% | |
| BNPP Lease Group Luxembourg SA | ルクセンブルク | 連結 | 100% | 65.9% | | 連結 | 100% | 65.9% | |
| BNPP SB Re | ルクセンブルク | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cofhylux SA | ルクセンブルク | 連結 | 100% | 65.9% | | 連結 | 100% | 65.9% | |
| Compagnie Financière Ottomane SA | ルクセンブルク | 連結 | 97.3% | 97.3% | | 連結 | 97.3% | 97.3% | V4 |
| Le Sphinx Assurances Luxembourg SA | ルクセンブルク | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Lion International Investments SA | ルクセンブルク | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Luxhub SA | ルクセンブルク | 持分法 | 28% | 18.5% | E1 | | | | |
| Visalux | ルクセンブルク | 持分法 | 25.3% | 16.7% | | 持分法 | 25.3% | 16.7% | V4 |
| **イタリア国内リテール・バンキング** | | | | | | | | | |
| Artigiancassa SPA | イタリア | 連結 | 73.9% | 73.9% | | 連結 | 73.9% | 73.9% | |
| Axepta SPA | イタリア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Banca Nazionale Del Lavoro SPA | イタリア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNL Finance SPA | イタリア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| EMF IT 2008 1 SRL[s] | イタリア | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Eutimm SRL | イタリア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | E1 |
| International Factors Italia SPA | イタリア | 連結 | 99.7% | 99.7% | | 連結 | 99.7% | 99.7% | |
| Permicro SPA | イタリア | 持分法 | 21.6% | 21.6% | | 持分法 | 21.6% | 21.6% | V4 |
| Serfactoring SPA | イタリア | 持分法 | 27% | 26.9% | | 持分法 | 27% | 26.9% | |
| Servizio Italia SPA | イタリア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Sviluppo HQ Tiburtina SRL | イタリア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Tierre Securitisation SRL[s] | イタリア | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Vela ABS SRL[s] | イタリア | | | | S3 | 連結 | - | - | |
| Vela Consumer 2 SRL[s] | イタリア | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Vela Consumer SRL[s] | イタリア | | | | S1 | 連結 | - | - | |
| Vela Home SRL[s] | イタリア | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Vela Mortgages SRL[s] | イタリア | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Vela OBG SRL[s] | イタリア | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Vela RMBS SRL[s] | イタリア | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| **アルバル** | | | | | | | | | |
| Artel | フランス | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval AB | スウェーデン | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval AS | デンマーク | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval AS Norway | ノルウェー | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | E1 |
| Arval Austria GmbH | オーストリア | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval Belgium NV SA | ベルギー | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval Benelux BV | オランダ | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval Brasil Ltda | ブラジル | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval BV | オランダ | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval CZ SRO | チェコ共和国 | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval Deutschland GmbH | ドイツ | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 | 100% | 99.9% | |
| Arval Fleet Services | フランス | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval Fuhrparkmanagement GmbH | オーストリア | 連結 (2) | 100% | 99.9% | E3 | | | | |
| Arval Hellas Car Rental SA | ギリシャ | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval India Private Ltd | インド | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval LLC | ロシア | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval Luxembourg SA | ルクセンブルク | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval Magyarorszag KFT | ハンガリー | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval Maroc SA | モロッコ | 連結 (2) | 100% | 89% | | 連結 (2) | 100% | 89% | |
| Arval OY | フィンランド | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval Relsa SPA | チリ | 持分法 | 50% | 50% | | 持分法 | 50% | 50% | |
| Arval Schweiz AG | スイス | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval Service Lease | フランス | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval Service Lease Aluger Operational Automoveis SA | ポルトガル | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval Service Lease Italia SPA | イタリア | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |

| 会社名 | 国名 | 2020/12/31 | | | | 2019/12/31 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 |
| **アルバル(続き)** | | | | | | | | | |
| Arval Service Lease Polska SP ZOO | ポーランド | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval Service Lease Romania SRL | ルーマニア | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval Service Lease SA | スペイン | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval Slovakia SRO | スロバキア | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval Trading | フランス | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval UK Group Ltd | 英国 | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval UK Leasing Services Ltd | 英国 | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Arval UK Ltd | 英国 | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 | 100% | 99.9% | |
| BNPP Fleet Holdings Ltd | 英国 | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Cofiparc | フランス | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Greenval Insurance DAC | アイルランド | 連結 (2) | 100% | 99.9% | V3 | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Locadif | ベルギー | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Louveo | フランス | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| Public Location Longue Durée | フランス | 連結 (2) | 100% | 99.9% | | 連結 (2) | 100% | 99.9% | |
| TEB Arval Arac Filo Kiralama AS | トルコ | 連結 (2) | 100% | 75% | | 連結 (2) | 100% | 75% | |
| **リーシング・ソリューション** | | | | | | | | | |
| All In One Vermietung GmbH | オーストリア | 連結 | 100% | 83% | | 連結 | 100% | 83% | |
| Aprolis Finance | フランス | 連結 | 51% | 42.3% | | 連結 | 51% | 42.3% | |
| Artegy | フランス | 連結 | 100% | 83% | | 連結 | 100% | 83% | |
| BNL Leasing SPA | イタリア | 連結 | 100% | 95.5% | | 連結 | 100% | 95.5% | E1 |
| BNPP 3 Step IT | フランス | 連結 | 51% | 42.3% | | 連結 | 51% | 42.3% | V2 |
| BNPP 3 Step IT (ベルギー支店) | ベルギー | 連結 | 51% | 42.3% | | 連結 | 51% | 42.3% | E2 |
| BNPP 3 Step IT (ドイツ支店) | ドイツ | 連結 | 51% | 42.3% | | 連結 | 51% | 42.3% | E2 |
| BNPP 3 Step IT (イタリア支店) | イタリア | 連結 | 51% | 42.3% | | 連結 | 51% | 42.3% | E2 |
| BNPP 3 Step IT (オランダ支店) | オランダ | 連結 | 51% | 42.3% | | 連結 | 51% | 42.3% | E2 |
| BNPP 3 Step IT (英国支店) | 英国 | 連結 | 51% | 42.3% | | 連結 | 51% | 42.3% | E2 |
| BNPP Finansal Kiralama AS | トルコ | 連結 | 100% | 82.5% | | 連結 | 100% | 82.5% | |
| BNPP Lease Group | フランス | 連結 (1) | 100% | 83% | | 連結 (1) | 100% | 83% | |
| BNPP Lease Group (ドイツ支店) | ドイツ | 連結 (1) | 100% | 83% | | 連結 (1) | 100% | 83% | |
| BNPP Lease Group (イタリア支店) | イタリア | 連結 (1) | 100% | 83% | | 連結 (1) | 100% | 83% | |
| BNPP Lease Group (ポルトガル支店) | ポルトガル | 連結 (1) | 100% | 83% | | 連結 (1) | 100% | 83% | |
| BNPP Lease Group (スペイン支店) | スペイン | 連結 (1) | 100% | 83% | | 連結 (1) | 100% | 83% | |
| BNPP Lease Group Belgium | ベルギー | 連結 | 100% | 83% | | 連結 | 100% | 83% | |
| BNPP Lease Group GmbH & Co KG | オーストリア | 連結 | 100% | 83% | | 連結 | 100% | 83% | |
| BNPP Lease Group Leasing Solutions SPA | イタリア | 連結 | 100% | 95.5% | | 連結 | 100% | 95.5% | |
| BNPP Lease Group PLC | 英国 | 連結 | 100% | 83% | | 連結 | 100% | 83% | |
| BNPP Lease Group Rentals Ltd | 英国 | 連結 | 100% | 83% | | 連結 | 100% | 83% | |
| BNPP Lease Group SP ZOO | ポーランド | 連結 | 100% | 83% | | 連結 | 100% | 83% | |
| BNPP Leasing Services | ポーランド | 連結 | 100% | 88.7% | | 連結 | 100% | 88.7% | |
| BNPP Leasing Solution AS | ノルウェー | 連結 | 100% | 83% | | 連結 | 100% | 83% | |
| BNPP Leasing Solutions | ルクセンブルク | 連結 | 100% | 83% | | 連結 | 100% | 83% | |
| BNPP Leasing Solutions IFN SA | ルーマニア | 連結 | 100% | 83% | | 連結 | 100% | 83% | |
| BNPP Leasing Solutions Ltd | 英国 | 連結 | 100% | 83% | | 連結 | 100% | 83% | |
| BNPP Leasing Solutions NV | オランダ | 連結 | 100% | 83% | | 連結 | 100% | 83% | |
| BNPP Leasing Solutions Suisse SA | スイス | 連結 | 100% | 83% | | 連結 | 100% | 83% | |
| BNPP Rental Solutions Ltd | 英国 | 連結 | 100% | 83% | | 連結 | 100% | 83% | |
| BNPP Rental Solutions SPA | イタリア | 連結 | 100% | 83% | | 連結 | 100% | 83% | |
| Claas Financial Services | フランス | 連結 (1) | 51% | 42.3% | | 連結 (1) | 51% | 42.3% | |
| Claas Financial Services (ドイツ支店) | ドイツ | 連結 (1) | 51% | 42.3% | | 連結 (1) | 51% | 42.3% | |
| Claas Financial Services (イタリア支店) | イタリア | 連結 (1) | 51% | 42.3% | | 連結 (1) | 51% | 42.3% | |
| Claas Financial Services (ポーランド支店) | ポーランド | 連結 (1) | 51% | 42.3% | | 連結 (1) | 51% | 42.3% | |
| Claas Financial Services (スペイン支店) | スペイン | 連結 (1) | 51% | 42.3% | | 連結 (1) | 51% | 42.3% | |
| Claas Financial Services Ltd | 英国 | 連結 | 51% | 42.3% | | 連結 | 51% | 42.3% | |
| CMV Mediforce | フランス | | | | S4 | 連結 (1) | 100% | 83% | |
| CNH Industrial Capital Europe | フランス | 連結 (1) | 50.1% | 41.6% | | 連結 (1) | 50.1% | 41.6% | |
| CNH Industrial Capital Europe (ベルギー支店) | ベルギー | 連結 (1) | 50.1% | 41.6% | | 連結 (1) | 50.1% | 41.6% | |
| CNH Industrial Capital Europe (ドイツ支店) | ドイツ | 連結 (1) | 50.1% | 41.6% | | 連結 (1) | 50.1% | 41.6% | |
| CNH Industrial Capital Europe (イタリア支店) | イタリア | 連結 (1) | 50.1% | 41.6% | | 連結 (1) | 50.1% | 41.6% | |

| 会社名 | 国名 | 2020/12/31 | | | | 2019/12/31 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 |
| **リーシング・ソリューション(続き)** | | | | | | | | | |
| CNH Industrial Capital Europe (ポーランド支店) | ポーランド | 連結 (1) | 50.1% | 41.6% | | 連結 (1) | 50.1% | 41.6% | |
| CNH Industrial Capital Europe (スペイン支店) | スペイン | 連結 (1) | 50.1% | 41.6% | | 連結 (1) | 50.1% | 41.6% | |
| CNH Industrial Capital Europe BV | オランダ | 連結 | 100% | 41.6% | | 連結 | 100% | 41.6% | |
| CNH Industrial Capital Europe GmbH | オーストリア | 連結 | 100% | 41.6% | | 連結 | 100% | 41.6% | |
| CNH Industrial Capital Europe Ltd | 英国 | 連結 | 100% | 41.6% | | 連結 | 100% | 41.6% | |
| Commercial Vehicle Finance Ltd | 英国 | | | | S1 | 連結 | 100% | 83% | |
| ES-Finance | ベルギー | 連結 | 100% | 99.9% | | 連結 | 100% | 99.9% | |
| FL Zeebrugge[s] | ベルギー | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Folea Grundstucksverwaltungs und Vermietungs Gmbh & Co[s] | ドイツ | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Fortis Lease | フランス | 連結 (1) | 100% | 83% | | 連結 (1) | 100% | 83% | |
| Fortis Lease Belgium | ベルギー | 連結 | 100% | 83% | | 連結 | 100% | 83% | |
| Fortis Lease Deutschland GmbH | ドイツ | 連結 | 100% | 83% | | 連結 | 100% | 83% | |
| Fortis Lease Iberia SA | スペイン | 連結 | 100% | 86.6% | | 連結 | 100% | 86.6% | |
| Fortis Lease Portugal | ポルトガル | 連結 | 100% | 83% | | 連結 | 100% | 83% | |
| Fortis Lease UK Ltd | 英国 | 連結 | 100% | 83% | | 連結 | 100% | 83% | |
| Fortis Vastgoedlease BV | オランダ | 連結 | 100% | 83% | | 連結 | 100% | 83% | |
| Heffiq Heftruck Verhuur BV | オランダ | 連結 | 50.1% | 41.5% | | 連結 | 50.1% | 41.5% | |
| JCB Finance | フランス | 連結 (1) | 100% | 41.6% | | 連結 (1) | 100% | 41.6% | |
| JCB Finance (ドイツ支店) | ドイツ | 連結 (1) | 100% | 41.6% | | 連結 (1) | 100% | 41.6% | |
| JCB Finance (イタリア支店) | イタリア | 連結 (1) | 100% | 41.6% | | 連結 (1) | 100% | 41.6% | |
| JCB Finance Holdings Ltd | 英国 | 連結 | 50.1% | 41.6% | | 連結 | 50.1% | 41.6% | |
| Manitou Finance Ltd | 英国 | 連結 | 51% | 42.3% | | 連結 | 51% | 42.3% | |
| Mgf (旧MFF) | フランス | 連結 (1) | 51% | 42.3% | | 連結 (1) | 51% | 42.3% | |
| Mgf (ドイツ支店) | ドイツ | 連結 (1) | 51% | 42.3% | E2 | | | | |
| Mgf (イタリア支店) | イタリア | 連結 (1) | 51% | 42.3% | E2 | | | | |
| Natio Energie 2 | フランス | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Natiocredibail | フランス | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| RD Leasing IFN SA | ルーマニア | 連結 | 100% | 83% | | 連結 | 100% | 83% | |
| Same Deutz Fahr Finance | フランス | 連結 (1) | 100% | 83% | | 連結 (1) | 100% | 83% | |
| SNC Natiocredimurs | フランス | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| UCB Bail 2 | フランス | | | | S4 | 連結 | 100% | 100% | |
| **ニュー・デジタル・ビジネス** | | | | | | | | | |
| Financière des Paiements Electroniques | フランス | 連結 | 95% | 95% | | 連結 | 95% | 95% | |
| Financière des Paiements Electroniques (スペイン支店) | スペイン | 連結 | 95% | 95% | | 連結 | 95% | 95% | E2 |
| Lyf SA | フランス | 持分法 (3) | 43.8% | 43.8% | | 持分法 (3) | 43.8% | 43.8% | V2 |
| Lyf SAS | フランス | 持分法 (3) | 49.1% | 49.1% | V4 | 持分法 (3) | 45.4% | 45.4% | V2 |
| **パーソナル・インベスターズ** | | | | | | | | | |
| Geojit Technologies Private Ltd | インド | 持分法 | 35% | 35% | | 持分法 | 35% | 35% | |
| Human Value Developers Private Ltd | インド | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Sharekhan BNPP Financial Services Ltd (旧 Sharekhan BNPP Financial Services Private Ltd) | インド | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Sharekhan Commodities Private Ltd | インド | | | | S3 | 連結 | 100% | 100% | |
| Sharekhan Comtrade Private Limited | インド | 連結 | 100% | 100% | E1 | | | | |
| Sharekhan Ltd | インド | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |

| 会社名 | 国名 | 2020/12/31 | | | | 2019/12/31 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 |
| **国際金融サービス部門** | | | | | | | | | |
| **BNPパリバ・パーソナル・ファイナンス** | | | | | | | | | |
| Alpha Crédit SA | ベルギー | 連結 | 100% | 99.9% | | 連結 | 100% | 99.9% | |
| AutoFlorence 1 SRL[s] | イタリア | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | E1 |
| Autonoria 2019[s] | フランス | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | E2 |
| Autonoria Spain 2019[s] | スペイン | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | E2 |
| Autop Ocean Indien | フランス | 連結 | 100% | 97.8% | | 連結 | 100% | 97.8% | |
| Axa Banque Financement | フランス | 持分法 | 35% | 35% | | 持分法 | 35% | 35% | |
| Banco BNPP Personal Finance SA | ポルトガル | | | | S4 | 連結 | 100% | 100% | |
| Banco Cetelem SA | ブラジル | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Banco Cetelem SA (旧Banco Cetelem SAU) | スペイン | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BGN Mercantil E Servicos Ltda | ブラジル | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Personal Finance | フランス | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Personal Finance (オーストリア支店) | オーストリア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Personal Finance (ブルガリア支店) | ブルガリア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Personal Finance (チェコ共和国支店) | チェコ共和国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Personal Finance (ポルトガル支店) | ポルトガル | 連結 | 100% | 100% | E2 | | | | |
| BNPP Personal Finance (ルーマニア支店) | ルーマニア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Personal Finance (スロバキア支店) | スロバキア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Personal Finance BV | オランダ | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Personal Finance South Africa Ltd | 南アフリカ | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Cafineo | フランス | 連結 (1) | 51% | 50.8% | | 連結 (1) | 51% | 50.8% | |
| Carrefour Banque | フランス | 持分法 | 40% | 40% | | 持分法 | 40% | 40% | |
| Cetelem Algérie | アルジェリア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Cetelem America Ltda | ブラジル | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Cetelem Bank LLC | ロシア | | | | S2 | 持分法 | 20.8% | 20.8% | |
| Cetelem Gestion AIE | スペイン | 連結 | 100% | 96% | | 連結 | 99% | 95.5% | V2 |
| Cetelem SA de CV | メキシコ | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Cetelem Servicios Informaticos AIE | スペイン | 連結 | 100% | 81% | | 連結 | 99% | 80.5% | V2 |
| Cetelem Servicios SA de CV | メキシコ | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | E1 |
| Cetelem Servicos Ltda | ブラジル | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Cofica Bail | フランス | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| Cofinoga Funding Two LP[s] | 英国 | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Cofiplan | フランス | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| Creation Consumer Finance Ltd | 英国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Creation Financial Services Ltd | 英国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Crédit Moderne Antilles Guyane | フランス | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| Crédit Moderne Océan Indien | フランス | 連結 (1) | 97.8% | 97.8% | | 連結 (1) | 97.8% | 97.8% | |
| Domofinance | フランス | 連結 (1) | 55% | 55% | | 連結 (1) | 55% | 55% | |
| Domos 2011[s] | フランス | | | | S1 | 連結 | - | - | |
| Domos 2017[s] | フランス | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Ecarat 11 PLC[s] | 英国 | 連結 | - | - | E1 | | | | |
| Ecarat 10[s] | フランス | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | E2 |
| Ecarat 10 PLC[s] | 英国 | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | E2 |
| Ecarat 6 PLC[s] | 英国 | | | | S1 | 連結 | - | - | |
| Ecarat 7 PLC[s] | 英国 | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Ecarat 8 PLC[s] | 英国 | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Ecarat 9 PLC[s] | 英国 | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Ecarat SA[s] | ルクセンブルク | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Effico | フランス | 持分法 | 24.5% | 24.5% | | 持分法 | 24.5% | 24.5% | |
| Ekspres Bank AS | デンマーク | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Ekspres Bank AS (ノルウェー支店) | ノルウェー | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Ekspres Bank AS (スウェーデン支店) | スウェーデン | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Eos Aremas Belgium SA NV | ベルギー | 持分法 | 50% | 49.9% | | 持分法 | 50% | 49.9% | |
| Findomestic Banca SPA | イタリア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Florence SPV SRL[s] | イタリア | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |

| 会社名 | 国名 | 2020/12/31 | | | | 2019/12/31 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 |
| BNPパリバ・パーソナル・ファイナンス(続き) | | | | | | | | | |
| GCC Consumo Establecimiento Financiero de Credito SA | スペイン | 連結 | 51% | 51% | | 連結 | 51% | 51% | |
| Genius Auto Finance Co Ltd | 中国 | 持分法 (3) | 20% | 20% | | 持分法 (3) | 20% | 20% | |
| Laser ABS 2017 Holding Ltd | 英国 | | | | S3 | 連結 | 100% | 100% | |
| Laser ABS 2017 PLC[s] | 英国 | | | | S3 | 連結 | - | - | |
| Leval 20 | フランス | | | | S4 | 連結 | 100% | 100% | |
| Loisirs Finance | フランス | 連結 (1) | 51% | 51% | | 連結 (1) | 51% | 51% | |
| Magyar Cetelem Bank ZRT | ハンガリー | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Neuilly Contentieux | フランス | 連結 | 95.9% | 95.6% | V3 | 連結 | 96% | 95.7% | |
| Noria 2018-1[s] | フランス | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| NORIA 2020[s] | フランス | 連結 | - | - | E2 | | | | |
| Noria Spain 2020, FT[s] | スペイン | 連結 | - | - | E2 | | | | |
| Norrsken Finance | フランス | | | | S4 | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| Olympia SAS | フランス | 連結 | 50% | 50% | | 連結 | 50% | 50% | |
| Oney Magyarorszag ZRT | ハンガリー | | | | S2 | 持分法 | 40% | 40% | |
| Opel Bank | フランス | 連結 | 50% | 50% | | 連結 | 50% | 50% | |
| Opel Bank (オーストリア支店) | オーストリア | 連結 | 50% | 50% | E2 | | | | |
| Opel Bank (ドイツ支店) | ドイツ | 連結 | 50% | 50% | | 連結 | 50% | 50% | E2 |
| Opel Bank (ギリシャ支店) | ギリシャ | 連結 | 50% | 50% | | 連結 | 50% | 50% | E2 |
| Opel Bank (イタリア支店) | イタリア | 連結 | 50% | 50% | | 連結 | 50% | 50% | E2 |
| Opel Bank (スペイン支店) | スペイン | 連結 | 50% | 50% | | 連結 | 50% | 50% | E2 |
| Opel Finance BV | ベルギー | 連結 | 100% | 50% | | 連結 | 100% | 50% | |
| Opel Finance International BV | オランダ | | | | S4 | 連結 | 100% | 50% | |
| Opel Finance NV | オランダ | 連結 | 100% | 50% | | 連結 | 100% | 50% | |
| Opel Finance SA | スイス | 連結 | 100% | 50% | | 連結 | 100% | 50% | |
| Opel Leasing GmbH | ドイツ | | | | S4 | 連結 | 100% | 50% | |
| Opel Leasing GmbH (オーストリア支店) | オーストリア | | | | S4 | 連結 | 100% | 50% | |
| Phedina Hypotheken 2010 BV[s] | オランダ | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Projeo | フランス | | | | S4 | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| RCS Botswana Pty Ltd | ボツワナ | 連結 | 100% | 100% | E1 | | | | |
| RCS Cards Pty Ltd | 南アフリカ | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| RCS Investment Holdings Namibia Pty Ltd | ナミビア | 連結 | 100% | 100% | E1 | | | | |
| Securitisation funds UCI and RMBS Prado (b)[s] | スペイン | 持分法 (3) | - | - | | 持分法 (3) | - | - | |
| Servicios Financieros Carrefour EFC SA | スペイン | 持分法 | 37.3% | 40% | | 持分法 | 37.3% | 40% | |
| Solfinéa (旧Banque Solfea) | フランス | 持分法 (3) | 45% | 45% | | 持分法 (3) | 45% | 45% | |
| Suning Consumer Finance Co Ltd | 中国 | 持分法 | 15% | 15% | | 持分法 | 15% | 15% | |
| Sygma Funding Two Ltd | 英国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Symag | フランス | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| TEB Finansman AS | トルコ | 連結 | 100% | 92.8% | | 連結 | 100% | 92.8% | |
| Union de Creditos Inmobiliarios SA | スペイン | 持分法 (3) | 50% | 50% | | 持分法 (3) | 50% | 50% | |
| United Partnership | フランス | 持分法 (3) | 50% | 50% | | 持分法 (3) | 50% | 50% | |
| Vauxhall Finance PLC | 英国 | 連結 | 100% | 50% | | 連結 | 100% | 50% | |
| XFERA Consumer Finance EFC SA | スペイン | 連結 | 51% | 51% | E1 | | | | |

| 会社名 | 国名 | 2020/12/31 | | | | 2019/12/31 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 |
| **海外リテール・バンキング部門 - バンクウェスト** | | | | | | | | | |
| BancWest Holding Inc | 米国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BancWest Holding Inc Grantor Trust ERC Subaccount[s] | 米国 | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | E1 |
| Bancwest Holding Inc Umbrella Trust[s] | 米国 | 連結 | - | - | E2 | | | | |
| BancWest Investment Services Inc | 米国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Bank of the West | 米国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Bank of the West Auto Trust 2018-1[s] | 米国 | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Bank of the West Auto Trust 2019-1[s] | 米国 | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Bank of the West Auto Trust 2019-2[s] | 米国 | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | E2 |
| BNPP Leasing Solutions Canada Inc | カナダ | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BOW Auto Receivables LLC[s] | 米国 | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| BWC Opportunity Fund 2 Inc[s] | 米国 | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | E2 |
| BWC Opportunity Fund Inc[s] | 米国 | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| CFB Community Development Corp | 米国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Claas Financial Services LLC | 米国 | 連結 | 51% | 51% | | 連結 | 51% | 51% | |
| Commercial Federal Affordable Housing Inc | 米国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Commercial Federal Community Development Corp | 米国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Commercial Federal Insurance Corp | 米国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Commercial Federal Investment Service Inc | 米国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| First Santa Clara Corp[s] | 米国 | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Liberty Leasing Co | 米国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| United California Bank Deferred Compensation Plan Trust[s] | 米国 | 連結 | - | - | E2 | | | | |
| Ursus Real Estate Inc | 米国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |

| 会社名 | 国名 | 2020/12/31 | | | | 2019/12/31 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 |
| **海外リテール・バンキング部門 － 欧州・地中海沿岸諸国** | | | | | | | | | |
| Bank of Nanjing | 中国 | 持分法 | 14% | 14% | V3 | 持分法 | 15% | 15% | |
| Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie de la Côte d'Ivoire | コートジボワール | 連結 | 59.8% | 59.8% | | 連結 | 59.8% | 59.8% | |
| Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie de la Guinée | ギニア | 連結 | 55.6% | 55.6% | | 連結 | 55.6% | 55.6% | |
| Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie du Burkina Faso | ブルキナファソ | 連結 | 51% | 51% | | 連結 | 51% | 51% | |
| Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie du Gabon | ガボン | | | | S2 | 持分法 | 47% | 47% | |
| Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie du Mali | マリ | | | | S2 | 連結 | 85% | 85% | |
| Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie du Sénégal | セネガル | 連結 | 54.1% | 54.1% | | 連結 | 54.1% | 54.1% | |
| Banque Marocaine pour le Commerce et l'Industrie | モロッコ | 連結 | 67% | 67% | | 連結 | 67% | 67% | |
| Banque Marocaine pour le Commerce et l'Industrie Banque Offshore | モロッコ | 連結 | 100% | 67% | | 連結 | 100% | 67% | |
| Banque pour l'Industrie et le Commerce des Comores | コモロ | | | | S2 | 連結 | 51% | 51% | |
| Bantas Nakit AS | トルコ | 持分法 (3) | 33.3% | 16.7% | | 持分法 (3) | 33.3% | 16.7% | |
| BDSI | モロッコ | 連結 | 100% | 96.4% | | 連結 | 100% | 96.4% | E1 |
| BGZ Poland ABS1 DAC[s] | アイルランド | 連結 | － | － | | 連結 | － | － | |
| BICI Bourse | コートジボワール | 連結 | 90% | 51.6% | V3 | 連結 | 90% | 53.5% | |
| BMCI Leasing | モロッコ | 連結 | 86.9% | 58.2% | | 連結 | 86.9% | 58.2% | |
| BNPP Bank Polska SA | ポーランド | 連結 | 88.8% | 88.7% | | 連結 | 88.8% | 88.7% | |
| BNPP El Djazair | アルジェリア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Faktoring Spolka ZOO | ポーランド | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Fortis Yatirimlar Holding AS | トルコ | 連結 | 100% | 99.9% | | 連結 | 100% | 99.9% | |
| BNPP IRB Participations | フランス | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Solutions Spolka ZOO | ポーランド | 連結 | 100% | 88.7% | | 連結 | 100% | 88.7% | |
| BNPP Yatirimlar Holding AS | トルコ | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Joint Stock Company Ukrsibbank (旧UkrSibbank Public JSC) | ウクライナ | 連結 | 60% | 60% | | 連結 | 60% | 60% | |
| TEB Faktoring AS | トルコ | 連結 | 100% | 72.5% | | 連結 | 100% | 72.5% | |
| TEB Holding AS | トルコ | 連結 | 50% | 50% | | 連結 | 50% | 50% | |
| TEB Portfoy Yonetimi AS | トルコ | | | | S3 | 連結 | 100% | 72.5% | V4 |
| TEB SH A | セルビア | 連結 | 100% | 50% | | 連結 | 100% | 50% | |
| TEB Yatirim Menkul Degerler AS | トルコ | 連結 | 100% | 72.5% | | 連結 | 100% | 72.5% | |
| Turk Ekonomi Bankasi AS | トルコ | 連結 | 100% | 72.5% | | 連結 | 100% | 72.5% | |
| Union Bancaire pour le Commerce et l'Industrie | チュニジア | 連結 | 50.1% | 50.1% | | 連結 | 50.1% | 50.1% | |

| 会社名 | 国名 | 2020/12/31 | | | | 2019/12/31 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 |
| **保険部門** | | | | | | | | | |
| AEW Immocommercial[s] | フランス | FV | - | - | | FV | - | - | |
| AG Insurance | ベルギー | 持分法 | 25% | 25% | | 持分法 | 25% | 25% | |
| Agathe Retail France | フランス | FV | 33.3% | 33.3% | | FV | 33.3% | 33.3% | |
| Ambrosia Avril 2025[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | V4 |
| Ambrosia Mars 2026[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | E1 |
| Astridplaza | ベルギー | 連結 (2) | 100% | 98.4% | | 連結 (2) | 100% | 98.4% | E3 |
| Batipart Participations SAS | ルクセンブルク | FV | 29.7% | 29.7% | | FV | 29.7% | 29.7% | |
| BNPP Actions Croissance[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | V4 |
| BNPP Actions Entrepreneurs[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | V4 |
| BNPP Actions Euro[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | V3 |
| BNPP Actions Monde[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | V4 |
| BNPP Actions PME[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | V3 |
| BNPP Aqua[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | V4 |
| BNPP Best Selection Actions Euro[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | V3 |
| BNPP Cardif | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Cardif BV | オランダ | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Cardif Compania de Seguros y Reaseguros SA | ペルー | 持分法* | 100% | 100% | | 持分法* | 100% | 100% | |
| BNPP Cardif Emeklilik AS | トルコ | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Cardif General Insurance Co Ltd | 大韓民国 | 持分法* | 92.5% | 92.5% | V4 | 持分法* | 91.3% | 91.3% | V4 |
| BNPP Cardif Hayat Sigorta AS | トルコ | 持分法* | 100% | 100% | | 持分法* | 100% | 100% | |
| BNPP Cardif Levensverzekeringen NV | オランダ | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Cardif Livforsakring AB (旧Cardif Livforsakring AB) | スウェーデン | 持分法* | 100% | 100% | | 持分法* | 100% | 100% | |
| BNPP Cardif Livforsakring AB (デンマーク支店) (旧Cardif Livforsakring AB (デンマーク支店)) | デンマーク | 持分法* | 100% | 100% | | 持分法* | 100% | 100% | |
| BNPP Cardif Livforsakring AB (ノルウェー支店) (旧Cardif Livforsakring AB (ノルウェー支店)) | ノルウェー | 持分法* | 100% | 100% | | 持分法* | 100% | 100% | |
| BNPP Cardif Pojistovna AS | チェコ共和国 | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Cardif Schadeverzekeringen NV | オランダ | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Cardif Seguros de Vida SA | チリ | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Cardif Seguros Generales SA | チリ | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Cardif Services SRO | チェコ共和国 | 持分法* | 100% | 100% | E1 | | | | |
| BNPP Cardif Servicios y Asistencia Ltda | チリ | 持分法* | 100% | 100% | | 持分法* | 100% | 100% | |
| BNPP Cardif Sigorta AS | トルコ | 持分法* | 100% | 100% | | 持分法* | 100% | 100% | |
| BNPP Cardif TCB Life Insurance Co Ltd | 台湾 | 持分法 | 49% | 49% | | 持分法 | 49% | 49% | |
| BNPP Cardif Vita Compagnia di Assicurazione E Riassicurazione SPA | イタリア | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Convictions[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | |
| BNPP CP Cardif Alternative[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| BNPP CP Cardif Private Debt[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | |
| BNPP CP Infrastructure Investments Fund[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | E1 |
| BNPP Deep Value[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | E1 |
| BNPP Développement Humain[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | |
| BNPP Diversipierre[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| BNPP Europe High Conviction Bond (旧CamGestion Obligations Europe)[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | E1 |
| BNPP France Crédit[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| BNPP Global Senior Corporate Loans[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | |
| BNPP Indice Amerique du Nord[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | V4 |
| BNPP Indice Euro[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | E1 | | | | S3 |
| BNPP Indice France[s] | フランス | | | | S3 | 連結 (4) | - | - | E1 |
| BNPP Midcap France[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | V3 |
| BNPP Moderate Focus Italia[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | E1 |
| BNPP Monétaire Assurance[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | E1 | | | | S3 |
| BNPP Multistratégies Protection 80[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | E1 |
| BNPP Protection Monde[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | |

| 会社名 | 国名 | 2020/12/31 | | | | 2019/12/31 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 |
| **保険部門(続き)** | | | | | | | | | |
| BNPP Sélection Dynamique Monde[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | V3 |
| BNPP Sélection Flexible[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | |
| BNPP Smallcap Euroland[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | E1 |
| BOB Cardif Life Insurance Co Ltd | 中国 | 持分法 | 50% | 50% | | 持分法 | 50% | 50% | |
| C Santé[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| Camgestion Obliflexible[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| Capital France Hotel | フランス | 連結 (2) | 98.4% | 98.4% | | 連結 (2) | 98.4% | 98.4% | |
| Cardif Alternatives Part I[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| Cardif Assurance Vie | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurance Vie (オーストリア支店) | オーストリア | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurance Vie (ベルギー支店) | ベルギー | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurance Vie (ブルガリア支店) | ブルガリア | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurance Vie (ドイツ支店) | ドイツ | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurance Vie (イタリア支店) | イタリア | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurance Vie (オランダ支店) | オランダ | 連結 (2) | 100% | 100% | E2 | | | | |
| Cardif Assurance Vie (ポルトガル支店) | ポルトガル | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurance Vie (ルーマニア支店) | ルーマニア | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurance Vie (スペイン支店) | スペイン | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurance Vie (スイス支店) | スイス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurance Vie (台湾支店) | 台湾 | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurances Risques Divers | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurances Risques Divers (オーストリア支店) | オーストリア | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurances Risques Divers (ベルギー支店) | ベルギー | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurances Risques Divers (ブルガリア支店) | ブルガリア | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurances Risques Divers (ドイツ支店) | ドイツ | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurances Risques Divers (イタリア支店) | イタリア | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurances Risques Divers (ルクセンブルク支店) | ルクセンブルク | | | | S1 | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurances Risques Divers (オランダ支店) | オランダ | 連結 (2) | 100% | 100% | E2 | | | | |
| Cardif Assurances Risques Divers (ポーランド支店) | ポーランド | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurances Risques Divers (ポルトガル支店) | ポルトガル | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurances Risques Divers (ルーマニア支店) | ルーマニア | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurances Risques Divers (スペイン支店) | スペイン | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurances Risques Divers (スイス支店) | スイス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Assurances Risques Divers (台湾支店) | 台湾 | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Biztosito Magyarorszag ZRT | ハンガリー | 持分法* | 100% | 100% | | 持分法* | 100% | 100% | |
| Cardif BNPP AM Emerging Bond[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | E1 | | | | |
| Cardif BNPP AM Frontier Markets[s] | フランス | | | | S3 | 連結 (2) | - | - | |
| Cardif BNPP AM Global Senior Corporate Loans (旧Cardif BNPP IP Global Senior Corporate Loans)[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | E1 |
| Cardif BNPP IP Convertibles World[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| Cardif BNPP IP Signatures[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| Cardif BNPP IP Smid Cap Euro[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| Cardif Colombia Seguros Generales SA | コロンビア | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif CPR Global Return[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| Cardif do Brasil Seguros e Garantias SA | ブラジル | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif do Brasil Vida e Previdencia SA | ブラジル | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |

| 会社名 | 国名 | 2020/12/31 | | | | 2019/12/31 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 |
| **保険部門(続き)** | | | | | | | | | |
| Cardif Edrim Signatures[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| Cardif El Djazair | アルジェリア | 持分法* | 100% | 100% | | 持分法* | 100% | 100% | |
| Cardif Forsakring AB | スウェーデン | 持分法* | 100% | 100% | | 持分法* | 100% | 100% | |
| Cardif Forsakring AB (デンマーク支店) | デンマーク | 持分法* | 100% | 100% | | 持分法* | 100% | 100% | |
| Cardif Forsakring AB (ノルウェー支店) | ノルウェー | 持分法* | 100% | 100% | | 持分法* | 100% | 100% | |
| Cardif IARD | フランス | 連結 (2) | 66% | 66% | | 連結 (2) | 66% | 66% | |
| Cardif Insurance Co LLC | ロシア | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Life Insurance Co Ltd | 大韓民国 | 連結 (2) | 85% | 85% | | 連結 (2) | 85% | 85% | |
| Cardif Life Insurance Japan | 日本 | 連結 (2) | 75% | 75% | | 連結 (2) | 75% | 75% | |
| Cardif Ltda | ブラジル | 持分法* | 100% | 100% | | 持分法* | 100% | 100% | |
| Cardif Lux Vie | ルクセンブルク | 連結 (2) | 100% | 88.6% | | 連結 (2) | 100% | 88.6% | |
| Cardif Mexico Seguros de Vida SA de CV | メキシコ | 持分法* | 100% | 100% | | 持分法* | 100% | 100% | |
| Cardif Mexico Seguros Generales SA de CV | メキシコ | 持分法* | 100% | 100% | | 持分法* | 100% | 100% | |
| Cardif Non Life Insurance Japan | 日本 | 連結 (2) | 100% | 75% | | 連結 (2) | 100% | 75% | |
| Cardif Nordic AB | スウェーデン | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Pinnacle Insurance Holdings PLC | 英国 | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Pinnacle Insurance Management Services PLC | 英国 | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Polska Towarzystwo Ubezpieczen Na Zycie SA | ポーランド | 持分法* | 100% | 100% | | 持分法* | 100% | 100% | |
| Cardif Seguros SA | アルゼンチン | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cardif Services AEIE | ポルトガル | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | E1 |
| Cardif Servicios SA | アルゼンチン | | | | S3 | 持分法* | 100% | 100% | |
| Cardif Servicios SAC | ペルー | 持分法* | 100% | 100% | | 持分法* | 100% | 100% | |
| Cardif Vita Convex Fund Eur[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| Cardimmo | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cargeas Assicurazioni SPA | イタリア | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Carma Grand Horizon SARL | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cedrus Carbon Initiative Trends[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| CFH Algonquin Management Partners France Italia | イタリア | 連結 (2) | 100% | 98.4% | | 連結 (2) | 100% | 98.4% | |
| CFH Bercy | フランス | 連結 (2) | 100% | 98.4% | | 連結 (2) | 100% | 98.4% | |
| CFH Bercy Hotel | フランス | 連結 (2) | 100% | 98.4% | | 連結 (2) | 100% | 98.4% | |
| CFH Bercy Intermédiaire | フランス | 連結 (2) | 100% | 98.4% | | 連結 (2) | 100% | 98.4% | |
| CFH Boulogne | フランス | 連結 (2) | 100% | 98.4% | | 連結 (2) | 100% | 98.4% | |
| CFH Cap d'Ail | フランス | 連結 (2) | 100% | 98.4% | | 連結 (2) | 100% | 98.4% | |
| CFH Milan Holdco SRL | イタリア | 連結 (2) | 100% | 98.4% | | 連結 (2) | 100% | 98.4% | |
| CFH Montmartre | フランス | 連結 (2) | 100% | 98.4% | | 連結 (2) | 100% | 98.4% | |
| CFH Montparnasse | フランス | 連結 (2) | 100% | 98.4% | | 連結 (2) | 100% | 98.4% | |
| Corosa | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Darnell DAC | アイルランド | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Défense CB3 SAS | フランス | FV | 25% | 25% | | FV | 25% | 25% | |
| Eclair[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | E1 |
| EP L[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | V4 |
| EP1 Grands Moulins | フランス | 持分法* | - | - | E1 | | | | |
| FDI Poncelet | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | E2 | | | | |
| Fleur SAS | フランス | FV | 33.3% | 33.3% | | FV | 33.3% | 33.3% | |
| Foncière Partenaires[s] | フランス | FV | - | - | | FV | - | - | |
| Fonds d'Investissements Immobiliers pour le Commerce et la Distribution | フランス | FV | 25% | 25% | | FV | 25% | 25% | |
| FP Cardif Convex Fund USD[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| Fundamenta[s] | イタリア | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| G C Thematic Opportunities II[s] | アイルランド | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| GIE BNPP Cardif | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Harewood Helena 2 Ltd | 英国 | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Hemisphere Holding | フランス | 持分法 | 20% | 20% | | 持分法 | 20% | 20% | E2 |
| Hibernia France | フランス | 連結 (2) | 100% | 98.4% | | 連結 (2) | 100% | 98.4% | |
| High Street Retail | フランス | FV | 26.2% | 26.2% | V4 | FV | 23.8% | 23.8% | E1 |
| Horizon Development GmbH (旧Horizon GmbH) | ドイツ | FV | 66.7% | 64.7% | | FV | 66.7% | 64.7% | E3 |

| 会社名 | 国名 | 2020/12/31 | | | | 2019/12/31 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 |
| **保険部門(続き)** | | | | | | | | | |
| Icare | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Icare Assurance | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Karapass Courtage | フランス | 持分法* | 100% | 100% | E3 | | | | |
| Korian et Partenaires Immobilier 1 | フランス | FV | 24.5% | 24.5% | E2 | | | | |
| Korian et Partenaires Immobilier 2 | フランス | FV | 24.5% | 24.5% | E2 | | | | |
| Luizaseg | ブラジル | 持分法 | 50% | 50% | | 持分法 | 50% | 50% | |
| Natio Assurance | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Natio Fonds Ampère 1[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | |
| Natio Fonds Athenes Investissement N 5[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| Natio Fonds Colline International[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| Natio Fonds Collines Investissement N 1[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| Natio Fonds Collines Investissement N 3[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| NCVP Participacoes Societarias SA | ブラジル | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| New Alpha Cardif Incubator Fund[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| Opéra Rendement[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| Paris Management Consultant Co Ltd | 台湾 | 持分法* | 100% | 100% | | 持分法* | 100% | 100% | E1 |
| Permal Cardif Co Investment Fund[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| Pinnacle Insurance PLC | 英国 | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Poistovna Cardif Slovakia AS | スロバキア | 持分法* | 100% | 100% | | 持分法* | 100% | 100% | |
| Preim Healthcare SAS[s] | フランス | FV | - | - | | FV | - | - | |
| PWH | フランス | FV | 47.5% | 47.5% | V4 | FV | 47.4% | 47.4% | |
| Reumal Investissements | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Rubin SARL | ルクセンブルク | FV | 50% | 50% | | FV | 50% | 50% | |
| Rueil Ariane | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SAS HVP | フランス | 連結 (2) | 100% | 98.4% | | 連結 (2) | 100% | 98.4% | |
| SCI 68/70 rue de Lagny - Montreuil | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SCI Alpha Park | フランス | FV | 50% | 50% | | FV | 50% | 50% | |
| SCI BNPP Pierre I | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SCI BNPP Pierre II | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SCI Bobigny Jean Rostand | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SCI Bouleragny | フランス | FV | 50% | 50% | | FV | 50% | 50% | |
| SCI Cardif Logement | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SCI Citylight Boulogne | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SCI Clichy Nuovo | フランス | FV | 50% | 50% | | FV | 50% | 50% | |
| SCI Défense Etoile | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SCI Défense Vendôme | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SCI Etoile du Nord | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SCI Fontenay Plaisance | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SCI Imefa Velizy | フランス | FV | 21.8% | 21.8% | | FV | 21.8% | 21.8% | |
| SCI Le Mans Gare | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SCI Liberté | フランス | FV | 50% | 50% | | FV | 50% | 50% | |
| SCI Nanterre Guilleraies | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SCI Nantes Carnot | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SCI Odyssée | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SCI Pantin Les Moulins | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SCI Paris Batignolles | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SCI Paris Cours de Vincennes | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SCI Paris Grande Armée (旧SCI Paris Grande Armée France) | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | E2 | | | | |
| SCI Paris Turenne | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | E2 |
| SCI Portes de Claye | フランス | 持分法 | 45% | 45% | | 持分法 | 45% | 45% | |
| SCI Rue Moussorgski | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SCI Rueil Caudron | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SCI Saint Denis Landy | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SCI Saint Denis Mitterrand | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SCI Saint-Denis Jade | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| SCI SCOO | フランス | 持分法 | 46.4% | 46.4% | | 持分法 | 46.4% | 46.4% | |
| SCI Vendôme Athènes | フランス | FV | 50% | 50% | | FV | 50% | 50% | |
| SCI Villeurbanne Stalingrad | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |

| 会社名 | 国名 | 2020/12/31 | | | | 2019/12/31 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 |
| **保険部門(続き)** | | | | | | | | | |
| Secar | フランス | FV | 55.1% | 55.1% | | FV | 55.1% | 55.1% | V2 |
| Seniorenzentren Deutschland Holding SARL | ルクセンブルク | FV | 20% | 17.7% | | FV | 20% | 17.7% | |
| Seniorenzentren Reinbeck Oberursel München Objekt GmbH | ドイツ | FV | 35% | 31% | | FV | 35% | 31% | |
| Seniorenzentrum Butzbach Objekt GmbH | ドイツ | FV | 35% | 31% | | FV | 35% | 31% | |
| Seniorenzentrum Heilbronn Objekt GmbH | ドイツ | FV | 35% | 31% | | FV | 35% | 31% | |
| Seniorenzentrum Kassel Objekt GmbH | ドイツ | FV | 35% | 31% | | FV | 35% | 31% | |
| Seniorenzentrum Wolfratshausen Objekt GmbH | ドイツ | FV | 35% | 31% | | FV | 35% | 31% | |
| SNC Batipart Poncelet | フランス | FV | 23.3% | 23.3% | E2 | | | | |
| Société Francaise d'Assurances sur la Vie | フランス | 持分法 | 50% | 50% | | 持分法 | 50% | 50% | |
| Société Immobilière du Royal Building SA | ルクセンブルク | 連結 (2) | 100% | 88.6% | | 連結 (2) | 100% | 88.6% | |
| Tikehau Cardif Loan Europe[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| Valeur Pierre Epargne | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Valtitres FCP[s] | フランス | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| Velizy Holding (旧Velizy SAS) | フランス | FV | 33.3% | 33.3% | | FV | 33.3% | 33.3% | |
| Vietcombank Cardif Life Insurance Co Ltd | ベトナム | | | | S2 | 持分法 | 55% | 55% | V1 |
| **ウェルス・マネジメント** | | | | | | | | | |
| BNPP Wealth Management DIFC Ltd | アラブ首長国連邦 | 連結 | 100% | 100% | E1 | | | | |
| BNPP Wealth Management Monaco | モナコ | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| **アセット・マネジメント** | | | | | | | | | |
| Alfred Berg Kapitalforvaltning AB | スウェーデン | | | | S3 | 連結 | 100% | 98.2% | |
| Alfred Berg Kapitalforvaltning AS | ノルウェー | 連結 | 100% | 98.2% | | 連結 | 100% | 98.2% | |
| Alfred Berg Kapitalforvaltning AS (スウェーデン支店) | スウェーデン | 連結 | 100% | 98.2% | | 連結 | 100% | 98.2% | E2 |
| Bancoestado Administradora General de Fondos SA | チリ | 持分法 | 50% | 49.1% | | 持分法 | 50% | 49.1% | |
| Becquerel[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | E1 | | | | |
| BNPP Asset Management Asia Ltd | 香港 | 連結 | 100% | 98.2% | | 連結 | 100% | 98.2% | |
| BNPP Asset Management Be Holding | ベルギー | 連結 | 100% | 98.2% | | 連結 | 100% | 98.2% | |
| BNPP Asset Management Belgium | ベルギー | 連結 | 100% | 98.2% | | 連結 | 100% | 98.2% | |
| BNPP Asset Management Brasil Ltda | ブラジル | 連結 | 100% | 99.5% | | 連結 | 100% | 99.5% | |
| BNPP Asset Management France | フランス | 連結 | 100% | 98.2% | | 連結 | 100% | 98.2% | |
| BNPP Asset Management France (オーストリア支店) | オーストリア | 連結 | 100% | 98.2% | | 連結 | 100% | 98.2% | |
| BNPP Asset Management France (ドイツ支店) | ドイツ | 連結 | 100% | 98.2% | | 連結 | 100% | 98.2% | E2 |
| BNPP Asset Management France (イタリア支店) | イタリア | 連結 | 100% | 98.2% | | 連結 | 100% | 98.2% | |
| BNPP Asset Management France (オランダ支店) | オランダ | 連結 | 100% | 98.2% | E2 | | | | |
| BNPP Asset Management Holding | フランス | 連結 | 99.9% | 98.2% | | 連結 | 99.9% | 98.2% | |
| BNPP Asset Management India Private Ltd | インド | 連結 | 100% | 98.2% | | 連結 | 100% | 98.2% | |
| BNPP Asset Management Japan Ltd | 日本 | 連結 | 100% | 98.2% | | 連結 | 100% | 98.2% | |
| BNPP Asset Management Luxembourg | ルクセンブルク | 連結 | 99.7% | 97.9% | | 連結 | 99.7% | 97.9% | |
| BNPP Asset Management Nederland NV | オランダ | 連結 | 100% | 98.2% | | 連結 | 100% | 98.2% | |
| BNPP Asset Management NL Holding NV | オランダ | 連結 | 100% | 98.2% | | 連結 | 100% | 98.2% | |
| BNPP Asset Management PT | インドネシア | 連結 | 100% | 98.2% | | 連結 | 100% | 98.2% | |
| BNPP Asset Management Services Grouping | フランス | 連結 | 100% | 98.2% | | 連結 | 100% | 98.2% | |
| BNPP Asset Management UK Ltd | 英国 | 連結 | 100% | 98.2% | | 連結 | 100% | 98.2% | |
| BNPP Asset Management USA Holdings Inc | 米国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Asset Management USA Inc | 米国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP B Control[s] | ベルギー | | | | S3 | 連結 | - | - | E1 |
| BNPP B Institutional II[s] | ベルギー | 連結 (4) | - | - | | 連結 | - | - | |
| BNPP Capital Partners | フランス | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Dealing Services | フランス | 連結 (1) | 100% | 98.2% | | 連結 (1) | 100% | 98.2% | |
| BNPP Flexi I[s] | ルクセンブルク | 連結 (4) | - | - | E1 | | | | |
| BNPP Funds[s] | ルクセンブルク | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | |
| BNPP L1[s] | ルクセンブルク | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | |
| BNPP Multigestion[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | E1 | | | | |
| BNPP Perspectives[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | |

| 会社名 | 国名 | 2020/12/31 | | | | 2019/12/31 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 |
| **アセット・マネジメント(続き)** | | | | | | | | | |
| BNPP Social Business France[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | E1 | | | | |
| Drypnir AS | ノルウェー | 連結 | 100% | 0.1% | E1 | | | | |
| EAB Group PLC | フィンランド | 持分法 | 17.6% | 17.3% | | 持分法 | 17.6% | 17.3% | V3 |
| Elegia Septembre 2028[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | E1 | | | | |
| Fund Channel | ルクセンブルク | | | | S2 | 持分法 (3) | 50% | 49.1% | |
| Fundquest Advisor | フランス | 連結 | 100% | 98.2% | | 連結 | 100% | 98.2% | |
| Fundquest Advisor (英国支店) | 英国 | 連結 | 100% | 98.2% | | 連結 | 100% | 98.2% | |
| Gambit Financial Solutions | ベルギー | 連結 | 86% | 84.4% | | 連結 | 86% | 84.4% | |
| Groeivermogen NV | オランダ | 連結 | 100% | 98.2% | | 連結 | 100% | 98.2% | |
| Haitong Fortis Private Equity Fund Management Co Ltd | 中国 | 持分法 | 33% | 32.4% | | 持分法 | 33% | 32.4% | |
| Harewood Helena 1 Ltd | 英国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| HFT Investment Management Co Ltd | 中国 | 持分法 | 49% | 48.1% | | 持分法 | 49% | 48.1% | |
| Impax Asset Management Group PLC | 英国 | 持分法 | 14% | 13.7% | V2 | 持分法 | 24.5% | 24% | |
| Parworld[s] | ルクセンブルク | | | | S3 | 連結 | - | - | |
| Services Epargne Entreprise | フランス | 持分法 | 35.6% | 35.6% | V2 | 持分法 | 37.1% | 37.1% | |
| Shinhan BNPP Asset Management Co Ltd | 大韓民国 | 持分法 | 35% | 34.4% | | 持分法 | 35% | 34.4% | |
| SME Alternative Financing DAC[s] | アイルランド | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Theam Quant[s] | ルクセンブルク | 連結 (4) | - | - | | 連結 (4) | - | - | |
| **不動産サービス** | | | | | | | | | |
| Auguste Thouard Expertise | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Immobilier Promotion Immobilier d'Entreprise | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Immobilier Résidences Services | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Immobilier Résidentiel | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Immobilier Résidentiel Service Clients | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate (アラブ首長国連邦支店) | アラブ首長国連邦 | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Advisory & Property Management Luxembourg SA | ルクセンブルク | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Advisory & Property Management UK Ltd | 英国 | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Advisory and Property Management Ireland Ltd | アイルランド | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Advisory Belgium SA | ベルギー | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Advisory Italy SPA | イタリア | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Advisory Netherlands BV | オランダ | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Advisory SA | ルーマニア | | | | S2 | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate APM CR SRO | チェコ共和国 | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Conseil Habitation & Hospitality | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Consult France | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Consult GmbH | ドイツ | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Facilities Management Ltd | 英国 | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Financial Partner | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate GmbH | ドイツ | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Holding Benelux SA | ベルギー | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Holding GmbH | ドイツ | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Investment Management Belgium | ベルギー | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Investment Management France | フランス | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Investment Management Germany GmbH | ドイツ | 連結 | 94.9% | 94.9% | | 連結 | 94.9% | 94.9% | |
| BNPP Real Estate Investment Management Germany GmbH (イタリア支店) | イタリア | 連結 | 94.9% | 94.9% | | 連結 | 94.9% | 94.9% | |
| BNPP Real Estate Investment Management Germany GmbH (スペイン支店) | スペイン | 連結 | 94.9% | 94.9% | | 連結 | 94.9% | 94.9% | |

| 会社名 | 国名 | 2020/12/31 | | | | 2019/12/31 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 |
| **不動産サービス(続き)** | | | | | | | | | |
| BNPP Real Estate Investment Management Italy SPA | イタリア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Investment Management Ltd | 英国 | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Investment Management Luxembourg SA | ルクセンブルク | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Investment Management Spain SA | スペイン | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Investment Management UK Ltd | 英国 | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Italy SRL | イタリア | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Magyarorszag Tanacsado Es Ingatlankezelo ZRT | ハンガリー | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Poland SP ZOO | ポーランド | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Portugal Unipersonal LDA | ポルトガル | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | E2 |
| BNPP Real Estate Property Development & Services GmbH | ドイツ | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Property Development UK Ltd | 英国 | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Property Developpement Italy SPA | イタリア | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Property Management Belgium | ベルギー | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Property Management France SAS | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Property Management GmbH | ドイツ | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Property Management Italy SRL | イタリア | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Singapore Pte Ltd | シンガポール | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | E2 |
| BNPP Real Estate Spain SA | スペイン | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| BNPP Real Estate Transaction France | フランス | 連結 (2) | 96.9% | 96.9% | V1 | 連結 (2) | 96.5% | 96.5% | V4 |
| BNPP Real Estate Valuation France | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Cariboo Development SL | スペイン | 持分法 | 65% | 65% | V2 | 持分法 | 75% | 75% | E3 |
| Construction-Sale Companies (c) | フランス | 連結/持分法 (2) | - | - | | 連結/持分法 (2) | - | - | |
| GIE Siège Issy | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Horti Milano SRL | イタリア | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Lifizz | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Nanterre Arboretum | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | E2 | | | | |
| Parker Tower Ltd | 英国 | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Partner's & Services | フランス | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| REPD Parker Ltd | 英国 | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Société Auxiliaire de Construction Immobilière | フランス | | | | S4 | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Sviluppo Residenziale Italia SRL | イタリア | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| **スイス領** | | | | | | | | | |
| BNPP Suisse SA | スイス | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Suisse SA (ガーンジー支店) | ガーンジー | | | | S1 | 連結 | 100% | 100% | |

| 会社名 | 国名 | 2020/12/31 | | | | 2019/12/31 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 |
| **ホールセールバンキング事業** | | | | | | | | | |
| **証券管理部門** | | | | | | | | | |
| Allfunds UK Ltd | 英国 | 持分法 | 22.5% | 22.4% | E3 | | | | |
| AssetMetrix | ドイツ | 持分法 | 14.2% | 14.2% | E1 | | | | |
| BNPP Financial Services LLC | 米国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Fund Administration Services Ireland Ltd | アイルランド | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Fund Services Australasia Pty Ltd | オーストラリア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Fund Services Australasia Pty Ltd (ニュージーランド支店) | ニュージーランド | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Global Securities Operations Private Ltd | インド | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Services | フランス | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Services (オーストラリア支店) | オーストラリア | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Services (ベルギー支店) | ベルギー | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Services (ドイツ支店) | ドイツ | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Services (ギリシャ支店) | ギリシャ | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Services (ガーンジー支店) | ガーンジー | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Services (香港支店) | 香港 | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Services (ハンガリー支店) | ハンガリー | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Services (アイルランド支店) | アイルランド | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Services (イタリア支店) | イタリア | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Services (ジャージー支店) | ジャージー | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Services (ルクセンブルク支店) | ルクセンブルク | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Services (オランダ支店) | オランダ | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Services (ポーランド支店) | ポーランド | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Services (ポルトガル支店) | ポルトガル | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Services (シンガポール支店) | シンガポール | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Services (スペイン支店) | スペイン | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Services (スイス支店) | スイス | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Services (英国支店) | 英国 | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| Services Logiciels d'Intégration Boursière | フランス | 持分法 (3) | 66.6% | 66.6% | | 持分法 (3) | 66.6% | 66.6% | |
| **CIB EMEA(欧州諸国、中東諸国、アフリカ諸国)** | | | | | | | | | |
| **フランス** | | | | | | | | | |
| Atargatis[s] | フランス | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Auseter Real Estate Opportunities SARL[s] | ルクセンブルク | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Austin Finance[s] | フランス | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| BNPP Arbitrage | フランス | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| Compagnie d'Investissement Italiens[s] | フランス | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Compagnie d'Investissement Opéra[s] | フランス | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Esomet | フランス | | | | S4 | 連結 | 100% | 100% | |
| Eurotitrisation | フランス | 持分法 | 23% | 23% | | 持分法 | 23% | 23% | |
| FCT Juice[s] | フランス | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Financière des Italiens[s] | フランス | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Financière du Marché Saint Honoré | フランス | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Financière Paris Haussmann[s] | フランス | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Financière Taitbout[s] | フランス | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Mediterranea[s] | フランス | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Optichamps[s] | フランス | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Parilease | フランス | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| Participations Opéra[s] | フランス | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| SNC Taitbout Participation 3 | フランス | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Société Orbaisienne de Participations | フランス | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Verner Investissements | フランス | 持分法 | 40% | 50% | | 持分法 | 40% | 50% | |

| 会社名 | 国名 | 2020/12/31 | | | | 2019/12/31 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 |
| **他の欧州諸国** | | | | | | | | | |
| Alectra Finance PLC[s] | アイルランド | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Aquarius + Investments PLC[s] | アイルランド | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Aries Capital DAC[s] | アイルランド | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| BNP PUK Holding Ltd | 英国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Bank JSC | ロシア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Emissions- Und Handels- GmbH[s] | ドイツ | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| BNPP Invest Holdings BV | オランダ | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Ireland Unlimited Co | アイルランド | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Islamic Issuance BV[s] | オランダ | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| BNPP Issuance BV[s] | オランダ | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| BNPP Net Ltd | 英国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Prime Brokerage International Ltd | アイルランド | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Technology LLC | ロシア | 連結 | 100% | 100% | E2 | | | | |
| BNPP Vartry Reinsurance DAC | アイルランド | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | |
| Diamante Re SRL | イタリア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Ejesur SA | スペイン | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| FScholen | ベルギー | 持分法 (3) | 50% | 50% | | 持分法 (3) | 50% | 50% | |
| Greenstars BNPP | ルクセンブルク | 連結 (2) | 100% | 100% | | 連結 (2) | 100% | 100% | D1 |
| Kantox Ltd | 英国 | 持分法 | 8.8% | 8.8% | E3 | | | | |
| Madison Arbor Ltd[s] | アイルランド | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Matchpoint Finance PLC[s] | アイルランド | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Ribera Del Loira Arbitrage | スペイン | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Scaldis Capital Ltd[s] | ジャージー | | | | S3 | 連結 | - | - | |
| Single Platform Investment Repackaging Entity SA[s] | ルクセンブルク | 連結 | - | - | E2 | | | | |
| Utexam Logistics Ltd | アイルランド | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Utexam Solutions Ltd | アイルランド | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| **中東** | | | | | | | | | |
| BNPP Investment Co KSA | サウジアラビア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| **南北アメリカ** | | | | | | | | | |
| Banco BNPP Brasil SA | ブラジル | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Canada Corp | カナダ | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Capital Services Inc | 米国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Colombia Corporacion Financiera SA | コロンビア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Energy Trading GP | 米国 | | | | S1 | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Energy Trading LLC | 米国 | | | | S1 | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP EQD Brazil Fund Fundo de Investmento Multimercado[s] | ブラジル | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| BNPP FS LLC | 米国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP IT Solutions Canada Inc | カナダ | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Proprietario Fundo de Investimento Multimercado[s] | ブラジル | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| BNPP RCC Inc | 米国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Corp | 米国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP US Investments Inc | 米国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP US Wholesale Holdings Corp | 米国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP USA Inc | 米国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP VPG Brookline Cre LLC[s] | 米国 | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| BNPP VPG CT Holdings LLC[s] | 米国 | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| BNPP VPG EDMC Holdings LLC[s] | 米国 | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| BNPP VPG Express LLC[s] | 米国 | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| BNPP VPG I LLC (旧BNPP VPG Brookfin LLC)[s] | 米国 | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| BNPP VPG II LLC (旧BNPP VPG Adonis LLC)[s] | 米国 | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| BNPP VPG Master LLC[s] | 米国 | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| Dale Bakken Partners 2012 LLC | 米国 | FV | 23.8% | 23.8% | | FV | 23.8% | 23.8% | |
| Decart Re Ltd[s] | バミューダ | 連結 (2) | - | - | | 連結 (2) | - | - | |
| FSI Holdings Inc | 米国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Starbird Funding Corp[s] | 米国 | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |

| 会社名 | 国名 | 2020/12/31 | | | | 2019/12/31 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 | 連結方法 | 議決権持分(%) | 所有持分(%) | 参照 |
| **アジア太平洋諸国** | | | | | | | | | |
| Bank BNPP Indonesia PT | インドネシア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Arbitrage Hong Kong Ltd | 香港 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP China Ltd | 中国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Commodities Trading Shanghai Co Ltd | 中国 | | | | S3 | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Finance Hong Kong Ltd | 香港 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP India Holding Private Ltd | インド | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP India Solutions Private Ltd | インド | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Malaysia Berhad | マレーシア | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Asia Ltd | 香港 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Securities India Private Ltd | インド | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Japan Ltd | 日本 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Korea Co Ltd | 大韓民国 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Securities Taiwan Co Ltd | 台湾 | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Sekuritas Indonesia PT | インドネシア | 連結 | 99% | 99% | | 連結 | 99% | 99% | |
| BPP Holdings Pte Ltd | シンガポール | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| Global Trade Network Pte Ltd | シンガポール | 持分法 | 7.5% | 7.5% | E3 | | | | |
| **その他の業務部門** | | | | | | | | | |
| **プリンシパル・インベストメンツ** | | | | | | | | | |
| BNPP Agility Capital | フランス | 連結 | 100% | 100% | E1 | | | | |
| BNPP Agility Fund Equity SLP[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | E1 | | | | |
| BNPP Agility Fund Private Debt SLP[s] | フランス | 連結 (4) | - | - | E1 | | | | |
| **不動産会社(業務に使用される不動産)および その他** | | | | | | | | | |
| Antin Participation 5 | フランス | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Home Loan SFH | フランス | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| BNPP Partners for Innovation | フランス | 持分法 | 50% | 50% | | 持分法 | 50% | 50% | |
| BNPP Procurement Tech | フランス | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| BNPP Public Sector SCF | フランス | 連結 (1) | 100% | 100% | | 連結 (1) | 100% | 100% | |
| Euro Secured Notes Issuer[s] | フランス | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| FCT Laffitte 2016[s] | フランス | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| FCT Opéra 2014[s] | フランス | 連結 | - | - | | 連結 | - | - | |
| GIE Groupement Auxiliaire de Moyens | フランス | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |
| GIE Groupement d'Etudes et de Prestations | フランス | 連結 | 100% | 100% | | 連結 | 100% | 100% | |

(a) プライベート・エクイティ(非上場株式)投資事業体は、2020年12月31日時点では12事業体で、2019年12月31日時点では11事業体であった。
(b) UCI およびRMBS Prado(証券化ファンド)は、2020年12月31日時点では16のファンド(FCC UCI 9～12、14～17、Fondo de Titulizacion Structured Covered Bonds、RMBS Prado II～VIIおよびGreen Belem I)を含んでおり、2019年12月31日時点では15のファンド(FCC UCI 9～12、14～17、Fondo de Titulizacion Structured Covered BondsおよびRMBS Prado I～VI)を含んでいる。
(c) 建設販売会社は2020年12月31日時点では112社(89社が全部連結会社で23社が持分法適用連結会社)で、2019年12月31日時点では103社(84社が全部連結会社で19社が持分法適用連結会社)であった。

ANC規則2016で求められている通り、当社グループによって単独ないし共同で支配されている、または重要な影響力を行使されているが、当該事業体の連結財務諸表に与える影響が当社グループにとって僅少であるため連結の範囲から除外されている事業体の一覧、および持分投資先の一覧は、ウェブサイトhttps://invest.bnpparibas.comの“Regulated Information”のページで入手可能である。

| 連結の範囲の変更 | |
|---|---|
| **新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)** | **その他** |
| E1　基準を上回った | D1　議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更 |
| E2　設立 | |
| E3　取得、支配権または重要な影響力の取得 | 持分法*　支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体 |
| **連結の範囲から除外された事業体(S)** | |
| S1　廃業(解散、清算等) | |
| S2　売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失 | FV　共同支配または純損益を通じて公正価値で測定する関連会社投資 |
| S3　基準を下回った | |
| S4　合併ならびに資産および負債の全移転 | |
| **議決権持分または所有持分の変動(V)** | s　ストラクチャード・エンティティ |
| V1　追加取得 | |
| V2　一部売却 | |
| V3　希薄化 | |
| V4　割合(%)の増加 | |
| **連結のプルデンシャル・スコープ** | |
| (1)　フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社 | |
| (2)　プルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された事業体 | |
| (3)　プルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体 | |
| (4)　プルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社 | |

## 注７.ｋ　法定監査人に支払われた報酬

| 2020年12月31日終了事業年度<br>税抜の額(単位：千ユーロ) | デロイト | | プライスウォーターハウスクーパース | | マザー | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 合計 | % | 合計 | % | 合計 | % | 合計 | % |
| 下記を含む法定監査および任意監査 | 14,383 | 74% | 18,661 | 74% | 12,315 | 81% | 45,359 | 76% |
| *発行体* | 3,567 | | 4,795 | | 2,463 | | 10,825 | |
| *連結子会社* | 10,816 | | 13,866 | | 9,852 | | 34,534 | |
| 下記を含む法定監査業務以外のサービス | 5,061 | 26% | 6,517 | 26% | 2,826 | 19% | 14,404 | 24% |
| *発行体* | 1,094 | | 919 | | 354 | | 2,367 | |
| *連結子会社* | 3,967 | | 5,598 | | 2,472 | | 12,037 | |
| **合計** | **19,444** | **100%** | **25,178** | **100%** | **15,141** | **100%** | **59,763** | **100%** |
| *内、法定監査および任意監査の報酬としてフランスの法定監査人に支払った額* | *4,355* | | *5,525* | | *5,132* | | *15,012* | |
| *内、法定監査業務に必要なサービス以外のサービスの報酬としてフランスの法定監査人に支払った額* | *1,364* | | *1,588* | | *1,640* | | *4,592* | |

| 2019年12月31日終了事業年度<br>税抜の額(単位：千ユーロ) | デロイト | | プライスウォーターハウスクーパース | | マザー | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 合計 | % | 合計 | % | 合計 | % | 合計 | % |
| 下記を含む法定監査および任意監査 | 15,043 | 79% | 17,925 | 74% | 11,654 | 87% | 44,622 | 79% |
| *発行体* | 3,469 | | 4,677 | | 2,419 | | 10,565 | |
| *連結子会社* | 11,574 | | 13,248 | | 9,235 | | 34,057 | |
| 下記を含む法定監査業務以外のサービス | 3,929 | 21% | 6,391 | 26% | 1,729 | 13% | 12,049 | 21% |
| *発行体* | 521 | | 1,994 | | 1,089 | | 3,604 | |
| *連結子会社* | 3,408 | | 4,397 | | 640 | | 8,445 | |
| **合計** | **18,972** | **100%** | **24,316** | **100%** | **13,383** | **100%** | **56,671** | **100%** |
| *内、法定監査および任意監査の報酬としてフランスの法定監査人に支払った額* | *3,994* | | *5,478* | | *4,761* | | *14,233* | |
| *内、法定監査業務に必要なサービス以外のサービスの報酬としてフランスの法定監査人に支払った額* | *787* | | *1,832* | | *1,075* | | *3,694* | |

BNPパリバの連結財務諸表および個別財務諸表を証明する上記の表に記載の監査法人のメンバーファームではない監査人に支払われた監査報酬は、2020年度は621千ユーロ(2019年度は876千ユーロ)である。

当年の法定監査以外の主なサービスには、特に証券事業およびアセット・マネジメントを展開している会社において顧客に対するサービスの一環として行われる、該当会社による規制遵守状況のレビューや国際基準(ISAE第3402号など)との比較による内部統制の品質のレビュー、ならびに銀行改革プロジェクトの専門サービスが含まれる。

下記は、2021年４月30日にビー・エヌ・ピー・パリバにより発表された2021年３月31日現在の決算に関するプレス・リリースである。

# 2021年度第1四半期
# 決算報告書

プレスリリース
2021年4月30日、パリ発

底堅い決算、ジョーズ効果はポジティブ

緩やかな景気回復下、経営資源を結集、経済への貢献を継続

**お客様のため、シンジケートローン、債券市場、株式市場で**
**1,120億ユーロ（前年同期比+21%）を調達[1]**

**融資残高：前四半期比: +0.2%**

営業収益が伸長

**前年同期比+8.6%**

単一破綻処理基金[2]に対する拠出増にもかかわらず、
ジョーズ効果はポジティブ

**営業費用：前年同期比+5.4%**
**（IFRIC 21[2]「賦課金」を除くと前年同期比+2.3%）**

リスク費用は低水準

**42 bp[3]**

純利益は堅調

**2021年度第1四半期の純利益[4]: 17億6,800万ユーロ（前年同期比+37.9%）**

バランスシートは盤石

**普通株式等Tier 1比率：12.8%**

1. 出所：Dealogic社、2021年3月末時点、ブックランナー、配賦額；2. IFRIC21に基づく税金・拠出金は、通年分のほぼ全額を第１四半期に計上（単一破綻処理基金に対する推定拠出額を含む）；3. リスク費用÷顧客向け融資期首残高；4. 親会社株主帰属純利益

底堅い決算、ジョーズ効果はポジティブ ..... 2
リテールバンキング&サービス事業 ..... 5
国内市場部門 ..... 5
国際金融サービス部門 ..... 8
ホールセールバンキング（CIB）部門 ..... 12
コーポレート・センター ..... 13
財務構造 ..... 14
連結損益計算書 ..... 15
2021 年度第 1 四半期－コア事業別業績 ..... 16
連結四半期業績の推移 ..... 17
連結貸借対照表－2021 年 3 月 31 日現在 ..... 26
代替的業績指標（ALTERNATIVE PERFORMANCE MEASURES: APM） フランス金融市場庁（AMF）の一般規則第 223-1 条に基づく開示 ..... 27

*本プレスリリースに含まれる数値は、未監査の数値です。*

*本プレスリリースには、将来の事象に関する現在の見解および見通しに基づいた予測的な記述が含まれています。予測的な記述は、財務上の予測や見積りおよびその基礎となる仮定、将来の事象、事業活動、商品およびサービスに関連する計画、目標および見通しに関する記述、ならびに将来の業績およびシナジーに関する記述があります。予測的な記述は将来の業績を保証するものではなく、BNP パリバとその子会社および出資先企業にまつわる固有リスク、不確実性および仮定によって左右されるものです。さらには、BNP パリバとその子会社の事業展開、銀行業界のトレンド、将来の設備投資および買収、グローバルもしくはBNP パリバの主要地域市場における経済状況の変化（世界的には特に新型コロナウイルスのパンデミック関連）、市場競争ならびに規制といった要因にも左右されます。これらの事象はいずれも不確実なものであり、現在の見通しとは異なる結果と、ひいては現在の見通しとは大きく異なる業績をもたらす可能性があります。実際の業績は、予測的な記述において見積りまたは示唆されたものとは大きく異なる可能性があります。本プレスリリースに含まれるいかなる予測的な記述も本プレスリリース発行日現在の予測であり、BNP パリバは、新たな情報や将来の事象によって、予測的な記述を公に修正もしくは更新する責任を負いません。これに関連して、「監督上の検証・評価プロセス（Supervisory Review and Evaluation Process : SREP）」は欧州中央銀行（ECB）により毎年実施されますが、BNP パリバ・グループが満たすべき所要資本比率は毎年修正される可能性があることに留意が必要です。*

*本プレスリリースに含まれるBNP パリバ以外の第三者に関わる情報もしくは外部の情報源から入手した情報は、その真実たることを独立に確認したものではありません。ここに記載の情報や意見に関して、表示または保証を表現あるいは示唆してはおらず、またその公正性、正確性、完全性または正当性に関しては確実なものではありません。BNP パリバもしくはその代表者ともに、いかなる過失に対しても責任を負わず、また本プレスリリースあるいはその内容の使用により生ずる、もしくは本プレスリリースやここに記載の情報や資料に関連して生じる、いかなる損失に対しても責任を負いません。*

*表中および分析において掲載された数値は四捨五入のため、内訳の合計と総数に若干の差異が生じる場合があります。*

BNPパリバの取締役会が2021年4月29日に開催され、ジャン・ルミエール会長が議長を務めるなか、当グループの2021年度第1四半期の業績が検討されました。

今回の決算を踏まえ、ジャン＝ローラン・ボナフェCEO（最高経営責任者）は取締役会の最後に以下のように述べました。

*「BNPパリバは、経営資源と専門知識を全て結集し、個人・法人・機関投資家のお客様をご支援し、着実で持続可能な景気回復の実現に貢献を続けています。*

*当グループは、環境面・社会面のコミットメントを強化し、デジタル・事業変革を続けており、多角的かつ統合的なビジネスモデル、盤石な財務構造、独自の取引プラットフォーム上の高い執行能力を基盤として、堅実な決算を達成しています。*

*BNPパリバの世界中のチーム全てに謝意を表します。健康危機が何カ月にもわたるなか、各チームはお客様が対処できるよう一貫してご支援し、的確なソリューションを整備し、お客様の経済活動の回復に寄り添っています。」*

*
* *

## 底堅い決算、ジョーズ効果はポジティブ

BNPパリバ・グループは、経営資源と専門知識を全て結集し、個人・法人・機関投資家のお客様をご支援し、今回の健康危機の多様な局面で生じている経済的ニーズにお応えしています。

第1四半期の経済活動は公衆衛生環境の改善に伴って徐々に復調しましたが、地域・セクター・事業分野によってモメンタムに違いが生じました。

こうした状況下、BNPパリバの事業活動は堅調です。最も強靭（レジリエント）なセクターや顧客セグメントにおける位置取り、主要行としての地位強化、効果的な多角化が奏功しています。

当グループは、お客様のため、シンジケートローン、債券市場、株式市場[1]で1,120億ユーロ以上を調達し、前年同期比21%増を達成しました。融資残高は前四半期比0.2%増でした。

BNPパリバの当四半期決算は堅調でした。グループ全体の営業収益は118億2,900万ユーロ、前年同期比8.6%の増収でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+12.0%）。2019年度第1四半期比でも6.1%の増収を果たしました。

事業部門の営業収益は前年同期比7.0%増で、内訳は以下の通りです。国内市場部門[2]は1.1%の増収でした。リテールバンキング支店網での金融手数料の増加に加え、アルバルと個人投資家部門（特にドイツのConsorsbank）の力強い伸びが牽引役となりました。国際金融サービス部門は0.6%の減収[3]でした。保険/アセット・マネジメントの堅調な伸びやバンクウェストの高業績が他事業の不振の影響を相殺しました。ホー

[1] 出所：Dealogic社、2021年3月末時点、ブックランナー、配賦額
[2] 国内市場部門のプライベート・バンキングの100%を含む（PEL/CELの影響を除く）
[3] 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+4.4%

ルセールバンキング（CIB）部門は24.3%の増収[1]で、全部門（コーポレートバンキング、グローバル・マーケット、証券管理）とも好調でした。

営業費用は、グループ全体で85億9,700万ユーロと前年同期比5.4%増加しました。費用増の要因は事業活動の伸びと税金・拠出金の大幅増（前年同期に比べ2億7,900万ユーロ増）でした。当四半期の営業費用の中には、国際財務報告基準解釈指針委員会（IFRIC）第 21 号（以下「IFRIC21」）「賦課金」の適用により当年度に計上される税金・拠出金全額14億5,100万ユーロが含まれており（前年同期は11億7,200万ユーロ）、主にユーロ圏の単一破綻処理基金への拠出金です。IFRIC 21「賦課金」を除くと、当四半期の営業費用は前年同期比2.3%増に留まります（事業活動の伸びによる費用増）。

当四半期の営業費用には、一時項目として、事業再編費用[2]と事業適応費用[3]（5,800万ユーロ）、および、IT強化費用（1,900万ユーロ）が合計7,700万ユーロ含まれています（前年同期は7,900万ユーロ）。

事業部門の営業費用は前年同期比2.8%増[4]でした。国内市場部門では0.9%増に留まり、IFRIC 21「賦課金」を除くと0.9%減、リテールバンキング業務[5]では1.8%減でした。ジョーズ効果は正で0.2ポイント、IFRIC 21「賦課金」を除くと2.0ポイントでした。国際金融サービス部門の営業費用は6.5%の大幅減[6] で、高いジョーズ効果を生み出しました（+5.8ポイント）。CIB部門の営業費用は事業活動の伸びに伴って膨らみ15.6%増[7]でしたが、ジョーズ効果はかなり高水準でした（+8.7ポイント）。

営業総利益はグループ全体で当四半期に32億3,200万ユーロとなり、2020年度第1四半期比で18.3%、2019年度第1四半期比で19.9%の急増でした。

リスク費用は8億9,600万ユーロ、前年同期に比べて5億3,000万ユーロ減、顧客向け融資残高の42bp相当と低位でした。不良債権（ステージ3）の減損も低水準で、2019年に近い水準でした。

これらを受けて、当グループの当四半期の営業利益は23億3,600万ユーロとなり、前年同期比79.0%の大幅増益でした。

営業外項目は当四半期に4億8,700万ユーロの利益となり、前年同期の4億9,000万ユーロの利益とほぼ同等でした。当四半期の営業外項目には、2件の建物売却による譲渡益3億200万ユーロ（前年同期は+3億8,100万ユーロ）とBNPパリバ・アセットマネジメント株の売却による譲渡益9,600万ユーロが含まれています。ちなみに、2019年度第1四半期（+7億5,700万ユーロ）と比べると大幅な減少です。

税引前利益はグループ全体で当四半期は28億2,300万ユーロでした。2020年度第1四半期（17億9,500万ユーロ）と比べて57.3%の大幅増益、2019年度第1四半期と比べても5.2%の増益でした。

[1] 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+29.6%
[2] 特に特定の事業（とりわけCIB部門）の中止・再編に関連
[3] 特にウェルス・マネジメント部門とCIB部門に関する適応策
[4] IFRIC 21「賦課金」を除くと+0.9%
[5] フランス国内リテールバンキング、BNLバンカ・コメルシアーレ（BNL bc）、ベルギー国内リテールバンキング
[6] IFRIC 21「賦課金」を除くと-6.7%
[7] IFRIC 21「賦課金」を除くと+13.6%

法人税率は平均で35.9%でした。これは特にIFRIC 21「賦課金」により生じる税金・拠出金が第１四半期に通年分の全額が計上され、この大半は税控除できないことによるものです。平均法人税率は、2020年度第1四半期は24.2%、2019年度第1四半期は23.3%でした。

以上から、グループ全体の当四半期の株主帰属純利益は17億6,800万ユーロとなり、2020年度第1四半期比で37.9%の大幅増益、2019年度第1四半期比では7.8%の減益でした。なお、一時項目による影響[1]、および、IFRIC 21に基づく税金・拠出金の影響を除くと28億2,400万ユーロで、2020年度第1四半期比では34.9%増益、2019年度第1四半期比では10.1%増益でした。

有形自己資本利益率（ROTE、再評価前）は10.6%でした。

普通株式等Tier 1比率は、2021年3月末現在12.8%[2]で、2020年12月末と同水準でした。グループの即時利用可能な余剰資金は4,540億ユーロに上っており、これは短期資金調達との関係で1年超の余裕資金があることを意味します。レバレッジ比率[3]は、ユーロ中央銀行制度（ユーロシステム）への預金関連の一時的免除を考慮後で4.3%でした（この影響を除くと3.9%）。

1株当たり有形純資産額[4]は2021年3月末現在で74.5ユーロに達し、2008年12月末からの年平均成長率は7.3%に相当し、当グループが景気局面を通して継続的に企業価値を創造する能力を有していることを証明しています。

当グループは内部統制体制の強化を継続しています。

当グループは社会に深く関わる意欲的な方針の推進を続けており、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」（17目標）に即して社会的責任（CSR）戦略を立案・実行しています。2016年以降、当グループはSDGsに対する自社の貢献度を毎年評価すると共に、エネルギー移行を促進している企業やSDGsに直接貢献していると目されるセクターに対する融資拡大に意欲的目標を設定しています。この融資額は2020年末現在1,880億ユーロで[5]、当グループは2022年末までに2,100億ユーロに拡大する目標を掲げ、その達成のため「金融包摂、気候変動、生物多様性」の3テーマに照準を合わせたアクションプランを導入しています。

*
* *

[1] 一時項目による影響（税引後）：2021年度第1四半期は+2億3,600万ユーロ、2020年度第1四半期は+2億600万ユーロ、2019年度第1四半期は+3億3,000万ユーロ
[2] 資本要求指令4（CRD4）；国際財務報告基準（IFRS）第9号の経過措置を含む
[3] 欧州委員会規則第2020/873号（第500b条）に基づき算定
[4] 再評価後
[5] 2020年度ユニバーサル登録文書、チャプター7.2を参照されたい

## リテールバンキング&サービス事業

### 国内市場部門

国内市場部門は経済を支援し続けました。融資残高は前年同期比6.5%増え、業務全てで増加を記録し、企業向け貸出の伸びは高く、住宅ローンも好調でした。預金残高は健康危機の影響により前年同期比13.7%増でした。また、オフバランス貯蓄商品は2020年3月末比18.2%の大幅増でした。

デジタルツールの利用は加速を続け、モバイルアプリの接続回数は1日当たり480万回を超え[1]、前年同期比37.3%増加しました。国内市場部門はデジタルサービスの提供拡大を継続し、Nickelの口座開設数は200万以上[2]、Hello Bank！では顧客数は300万に上りました。また、サービスセンターの本格展開も進めています。ここでは革新的な技術基盤を活用し、お客様の要望を統合的に管理・共有した対応を行っています。フランスでは営業担当者全員がこの情報入手の装備を整えており[3]、ベルギーでも配備を進めています。

営業収益[4]は、当四半期に39億5,600万ユーロとなり、前年同期比1.1%の増収でした。金融手数料の伸びや融資残高の増加に加え、アルバルと個人投資家部門（特にドイツのConsorsbank）の極めて高い寄与もあり、低金利環境がリテールバンキング業務に及ぼしたマイナス影響を相殺しました。

営業費用[4]は、当四半期は29億9,700万ユーロ、前年同期に比べて小幅増でした（+0.9%）。IFRIC 21「賦課金」を除くと前年同期比0.9%減で、リテールバンキング業務[5]ではより顕著に減少しました（-1.8%）。専門的金融業務では事業活動の伸びに伴って増加しました。ジョーズ効果は+0.2ポイント、IFRIC 21「賦課金」を除くと+2.0ポイントでした。

これらを受けて、営業総利益[4]は当四半期に9億5,900万ユーロとなり、前年同期比1.6%増益でした。

リスク費用[4]は3億1,500万ユーロでした（前年同期は3億1,300万ユーロ）。

以上から、国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、国内市場部門の税引前利益[6]は当四半期に5億9,000万ユーロとなり、前年同期比2.8%増でした。IFRIC 21「賦課金」を除くと前年同期比6.1%の増益です。

---

[1] 範囲は国内市場部門のリテールバンキング支店またはデジタルバンクの個人顧客、中小企業顧客、プライベート・バンキング顧客（ドイツ、オーストリアを含む）、およびNickel。第1四半期の平均値。
[2] 設定来
[3] 音声チャネル
[4] フランス（PEL/CELの影響を除く）、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの国内プライベート・バンキングの100%を含む
[5] フランス国内リテールバンキング、BNLバンカ・コメルシアーレ（BNL bc）、ベルギー国内リテールバンキング
[6] PEL/CELの影響を除く：2021年度第1四半期は+100万ユーロ、2020年度第1四半期は-1,300万ユーロ

## フランス国内リテールバンキング（FRB）

FRBは事業活動の水準維持を達成し、経済のファイナンスに積極的に従事し続けました。融資残高は、法人・個人向け貸出の増加に牽引され、前年同期比11.2%増でした。住宅ローンの組成は堅調で、利鞘は着実に拡大しています。預金残高は、健康危機が顧客行動に及ぼした影響により前年同期比では17.8%増加しましたが、前四半期比では0.4%減でした。オフバランス貯蓄商品は、特に生命保険に対する高水準の資金流入（前年同期比+44%）が寄与し、2020年3月末比で19.4%増加しています。プライベート・バンキングへの資金純流入も高水準でした（+13億ユーロ）。

営業収益[1]は当四半期に14億8,000万ユーロとなり、前年同期比2.9%の減収でした。純利息収入[1]は、貸出活動の伸びに加え、専門的金融業務を手掛ける子会社からの寄与も回復したものの、低金利環境のマイナス影響を補い切れず、3.2%減でした。手数料収入[1]は、高水準の金融手数料にもかかわらず、2020年度第1四半期比で2.6%減でしたが、2019年度第1四半期比では大幅増でした（+11.8%）。

営業費用[1]は11億6,900万ユーロと前年同期比ほぼ横ばいでした（+0.3%）。リテールバンキング支店網の最適化・適応策が奏功し、IFRIC 21 「賦課金」を除くと1.1%減でした。

これらを受けて、営業総利益[1]は当四半期に3億1,000万ユーロとなり、前年同期比13.3%減でした。

リスク費用[1]は、当四半期は1億2,500万ユーロでした。前年同期比で2,500万ユーロ増加しましたが、顧客向け融資残高の24bp相当と低水準でした。

以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、FRBの税引前利益は当四半期に1億5,600万ユーロ[2]となり、前年同期比29.8%の減益でした。

## BNLバンカ・コメルシアーレ（BNL bc）

BNL bcの事業活動は極めて好調でした。融資残高は顧客セグメント全てで着実に伸び、前年同期比5.4%増、不良債権を除くと7.2%増でした。預金残高は前年同期比18.8%増でした。オフバランス貯蓄商品は、特に市場のパフォーマンスに押し上げられ、2020年3月末比で14.3%増加しています。生命保険は大幅に伸び（2020年3月末比+8.5%）、ミューチュアルファンドの運用資産も急増しました（同+24.0%）。また、BNL bcはお客様の危機対応のご支援を続け、イタリア政府やイタリア外国貿易保険（SACE）[3]が保証する新規融資を当四半期に7億ユーロ近く提供しました。

営業収益[4]は当四半期に6億7,600万ユーロとなり、前年同期比2.6%の増収でした。純利息収入[4]は、利鞘の拡大と融資残高の増加によるプラス効果が低金利環境によるマイナス影響を相殺し、0.8%増でした。手数料収入[4]は、金融手数料がオフバランス貯蓄商品・取引の伸びにより増加したことが寄与し、前年同期比5.3%増加しています。

営業費用[4]は4億5,900万ユーロ、前年同期比1.3%減でした。コスト節減策や事業適応策（イタリアの年金改革「クオータ100」を活用した早期退職制度を含む）が奏功しました。ジョーズ効果は正でした（+3.8ポイ

[1] フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む（PEL/CELの影響を除く）
[2] PEL/CELの影響を除く：2021年度第1四半期は+100万ユーロ、2020年度第1四半期は-1,300万ユーロ
[3] イタリア外国貿易保険（SACE）：イタリア政府が全額出資する輸出信用保険機関
[4] イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む

ント）。IFRIC 21「賦課金」を除くと、営業費用[1]は2.1%減でした。

これらを受けて、営業総利益[1]は当四半期に2億1,700万ユーロとなり、前年同期比11.8%増でした。

リスク費用[1]は、不良債権（ステージ3）の減損減少が続いたことが寄与し、1億1,000万ユーロに留まり（前年同期比1,000万ユーロ減）、顧客向け融資残高の56bp相当と低水準でした。

以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、BNL bcの税引前利益は当四半期に9,700万ユーロとなり、前年同期比53.3%の大幅増でした。

## ベルギー国内リテールバンキング（BRB）

BRBの事業活動は上向きました。融資残高は前年同期比0.6%増え、特に個人向け貸出の伸びが前年同期比2.1%増と堅調でした。預金残高は前年同期比7.2%増え、顧客セグメント全てで増加しました。オフバランス貯蓄商品は、有利な市場動向が特に寄与し、力強い伸びを記録しています（2020年3月末比+17.8%）。

デジタルツールの利用は加速を続け、モバイルアプリへの月次接続回数は約5,000万回[2]に上りました（前年同期比+56.9%）。

営業収益[3]は、当四半期は8億5,800万ユーロ、前年同期比3.0%減でした。純利息収入[3]は、低金利環境のマイナス影響を融資の伸びによるプラス効果では補い切れず、前年同期比7.2%減少しました。手数料収入[3]は、オフバランス貯蓄商品の拡大に伴って金融手数料の伸びが堅調で、前年同期比7.4%の増収でした。

営業費用[3]は、コスト節減策のほか、支店網の最適化策の継続も奏功し、当四半期は8億3,500万ユーロと前年同期比で小幅増に留まりました（+0.6%）。IFRIC 21「賦課金」を除くと2.9%減でした。

これらを受けて、営業総利益[3] は当四半期に2,300万ユーロとなり、前年同期比57.2%減でした。

リスク費用[3]は当四半期は4,700万ユーロと前年同期の5,400万ユーロから減少し、顧客向け融資残高の16bp相当と低水準でした。

以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、BRBの税引前損益は当四半期に3,500万ユーロの損失となりました。IFRIC 21に基づく税金・拠出金（-3億1,900万ユーロ）が響きました。

## その他国内市場部門（アルバル、リーシング・ソリューションズ、個人投資家部門、Nickel、ルクセンブルク国内リテールバンキング）

国内市場部門の専門的金融業務はいずれも高水準の事業開発を達成しました。アルバルのファイナンスフリートの契約台数は力強く伸び（前年同期比+5.4%[4]）、中古車価格は各国で堅調さを維持しました。アルバルの社会的責任に対するコミットメントが認められ、仏EcoVadis社[5]から2020年の功績に対して「プラチナ」

[1] イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む
[2] 第１四半期の平均値。範囲：個人顧客、法人顧客、プライベート・バンキング顧客（BNPパリバフォルティスとHello Bank！）
[3] ベルギー国内プライベート・バンキングの100%を含む
[4] 平均フリート台数（千台）
[5] 企業に社会的責任（CSR）の評価を付与するコラボラティブオンラインプラットフォーム

（セクターで上位1%の企業）評価を取得しました。リーシング・ソリューションズでは、ファイナンスリース残高が前年同期比2.0%増加[1]しました。個人投資家部門は、ドイツのConsorsbankに資金が大量流入したことや市場の力強いパフォーマンスを追い風に、運用資産の大幅増を達成しました（2020年3月末比+47.1%）。Nickelはフランスで躍進を続け、口座開設数は200万を超え[2]、販売店も6,000を上回っています。ルクセンブルク国内リテールバンキング（LRB）では、融資残高が前年同期比4.5%増え、個人・法人向けのローン組成が高水準でした。

これら5つの業務部門合計の営業収益[3]は当四半期に9億4,200万ユーロに上り、前年同期比11.4%の大幅増でした。特にアルバルと個人投資家部門（とりわけドイツのConsorsbank）が力強く貢献しました。

営業費用[3]は5億3,300万ユーロ、前年同期比5.0%増でした。コスト節減策で抑制しましたが、事業活動が増加し、嵩みました。ジョーズ効果は高水準でした（+6.4ポイント）。

リスク費用[3]は当四半期は合計3,300万ユーロでした（前年同期は3,800万ユーロ）。

以上から、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、これら5つの業務部門の税引前利益は当四半期に3億7,200万ユーロに達し、前年同期比27.0%の大幅増益を果たしました。

*
* *

## 国際金融サービス部門

国際金融サービス部門は、健康危機の影響にもかかわらず堅調でした。パーソナル・ファイナンスでは、公衆衛生措置の緩和に伴ってローン組成が大幅回復を記録しました。国際リテールバンキング業務[4]では手数料収入とローン組成が力強いペースの伸びを達成しました。また、当部門への資金純流入は51億ユーロに上り、特に堅調な市場の恩恵を受けました。

国際金融サービス部門はデジタル化の強化を続けています。国際リテールバンキング業務[4]ではデジタル顧客が480万人に上り（前年同期比+13%）、お客様がデジタルツールを利用して行った取引は1億1,000万回を超え[5]、また、パーソナル・ファイナンス業務では3,100万通の取引月次明細書がデジタル化されています[5]。

国際金融サービス部門の当四半期の営業収益は40億2,800万ユーロ、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと前年同期比4.4%増でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含めた場合は、ユーロの上昇により0.6%の小幅減）。主にバンクウェスト、保険、アセット・マネジメントの各事業の力強い伸びが牽引役となりました。

営業費用は、健康危機を契機に強化したコスト節減の取り組み継続が奏功し、当四半期は25億8,700万ユーロに留まりました。連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含めた場合は前年同期比6.5%減、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除いた場合は2.1%減でした。

これらを受けて、営業総利益は当四半期は14億4,100万ユーロ、前年同期比12.0%増でした。

[1] 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く
[2] 設定来
[3] ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの100%を含む
[4] 欧州・地中海沿岸諸国部門とバンクウェスト
[5] 算定期間は2020年12月～2021年2月

リスク費用は当四半期は3億5,700万ユーロと前年同期に比べて3億8,200万ユーロ減少しました。前年同期は健康危機の予想影響額が2億2,000万ユーロに上っていました。

以上から、国際金融サービス部門の当四半期の税引前利益は12億4,200万ユーロに上りました。連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含めた場合は前年同期比95.7%増、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除いた場合は103.9%増でした。

## パーソナル・ファイナンス

パーソナル・ファイナンス事業は底堅さを示しました。公衆衛生措置の緩和に伴うローン組成の顕著な回復により、期末時点の融資残高は2020年度第3四半期の底から伸び続けています。ただし、融資残高の伸びは店舗閉鎖（前年同期比-8%）の影響を受けました。

パーソナル・ファイナンスの営業収益は、当四半期は13億3,200万ユーロ、前年同期比9.7%減でした。健康危機による取引高減少が響きました。

営業費用は7億6,300万ユーロで、コスト節減の取り組み継続が貢献し、前年同期比3.1%減、IFRIC 21「賦課金」を除くと6.0%減でした。

これらを受けて、営業総利益は当四半期に5億6,800万ユーロとなり、前年同期比17.3%減でした。

リスク費用は当四半期は3億2,100万ユーロと前年同期を2億6,100万ユーロ下回りました。前年同期は健康危機を展望して正常債権（ステージ1と2）の特別引当1億8,900万ユーロが加わっていました。当四半期のリスク費用は顧客向け融資残高の138bp相当で、効果的な延滞債権管理や債権回収の高実績を反映しています。

以上から、パーソナル・ファイナンスの当四半期の税引前利益は2億6,400万ユーロでした。リスク費用の急減が寄与し、前年同期比133.6%の大幅増益でした。

## 欧州・地中海湾岸諸国

欧州・地中海湾岸諸国部門は不利な環境にありながら力強い事業活動を達成しました。融資残高は前年同期比1.4%増[1]でした。個人顧客向け貸出が伸び、ローン組成が2020年8月の底から回復を続けたことが寄与しました。預金残高は前年同期比6.9%増え[1]、各国とも増加しました。アクティブなデジタル顧客は390万人に上り、前年同期比14%増加しています。

欧州・地中海湾岸諸国部門の営業収益[2]は当四半期は5億1,600万ユーロ、前年同期比8.9%減[1]でした。純利息収入の減少（特にトルコとポーランド）に伴う減収で、手数料収入は2020年度第2四半期の底打ち後は安定しています（+27.1%）。

営業費用[2]は4億3,300万ユーロ、前年同期比0.9%増[1]に留まりました。賃金ドリフトが特にトルコで高水準だったものの、費用増は抑制されました。

リスク費用[2]は3,900万ユーロで（顧客向け融資残高の42bp相当）、前年同期を下回りました。不良債権（ステージ3）の減損減少が寄与しました。

[1] 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く
[2] トルコおよびポーランドの国内プライベート・バンキングの100%を含む

以上から、トルコおよびポーランドの国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、欧州・地中海沿岸諸国部門の税引前利益は当四半期に4,100万ユーロとなり、前年同期比25.5%減[1]でした。

## バンクウェスト

バンクウェストは高水準の事業活動を維持し、米国経済の下支えを続けました。融資残高は、特に2020年の事業停止が響き、前年同期比3.4%減[1]でした。企業向け貸出は安定的で、米国連邦政府の中小企業支援策にも積極的に参画しました（2021年初来10,000件の融資、総額約12億ドルを実行）。住宅・有担保設備ローンの組成は急増しました（前年同期比+24%）。預金残高は健康危機/経済対策に伴って18.9%増え[1]、顧客預金[2]が大幅に伸びました（+21.1%[1]）。プライベート・バンキング業務の運用資産残高は2021年3月末時点で174億ドルに達し、2020年3月末比で16.8%増加[1]しています。

また、バンクウェストの顧客体験のクオリティが認められ、2020年グリニッチ・ビジネス・バンキング・サーベイの中小企業顧客満足度で第1位に選ばれました。顧客体験は最新の人工知能（AI）ソリューションの配備によってさらに強化されており、お客様の要望をより効果的かつ迅速に割り出しており、即応を可能にしています。

営業収益[3]は当四半期は6億2,500万ユーロ、前年同期比11.8%増[1]でした。増収はローン組成や預金残高の増加によるもので、低金利環境のマイナス影響を上回りました。営業収益には非経常的項目も含まれており、非経常的項目を除くと前年同期比2.1%増[1]です。

営業費用[3]は、コスト節減の継続が寄与し、4億700万ユーロ（前年同期比-4.7%[1]）に留まり、高いジョーズ効果（+16.5ポイント[1]）を生み出しました。

これらを受けて、営業総利益[3] は当四半期に2億1,800万ユーロとなり、前年同期比65.3%の増益[1]でした。

リスク費用[3]は改善しました。前年同期は6,200万ユーロの引当が生じましたが、当四半期は引当金戻入益を700万ユーロ計上しています。当四半期は不良債権（ステージ3）の減損が前年同期を下回り、正常債権（ステージ1と2）の引当金戻入益で相殺できました。

以上から、米国プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）に配分した後、バンクウェストの税引前利益は当四半期に2億1,900万ユーロ、前年同期の3倍となりました。

## 保険およびウェルス＆アセット・マネジメント

保険部門、ウェルス・マネジメント部門、アセット・マネジメント部門の運用資産残高は、2021年3月末現在で総額1兆1,720億ユーロ[4]に上りました。3部門の当四半期の資金純流入は51億ユーロで、ウェルス・マネジメント部門（特にアジア、ドイツ、フランス、米国）の資金流入は極めて高水準で、アセット・マネジメント部門でも中長期ファンドへの資金流入が旺盛で、保険部門では特にユニットリンク保険に順調な資金流入が見られました。パフォーマンス面の影響は極めて良好で（+204億ユーロ）、堅調な市況や高い運用実績が押し上げ要因となりました。また、為替面の影響も有利でした（+84億ユーロ）。一方、Shinhan Financial Groupとの合弁事業においてBNPパリバアセット・マネジメントが保有していた持分を売却したため、連結範囲変更によるマイナスの影響もありました（-273億ユーロ）。

[1] 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く
[2] 財務活動に関わる預金を除く
[3] 米国プライベート・バンキングの100%を含む
[4] 分配金を含む

運用資産残高[1]の2021年3月末現在の内訳は、アセット・マネジメント部門が5,020億ユーロ（Real Estate Investment Managementの280億ユーロを含む）、ウェルス・マネジメント部門が4,020億ユーロ、保険部門は2,680億ユーロでした。

保険部門の事業活動は2020年度第4四半期と同様に上向き続けました。貯蓄型保険はフランス国内外で高実績を記録し、資金流入は前年同期を30%以上上回り、ユニットリンク保険では前年同期を50%以上上回る資金純流入が見られました。事業活動は保障保険でも堅調で、フランス国内では特に人身傷害補償保険や損害保険の販売が増えました（Cardif IARD）。国際的には、健康危機の影響はアジアでの販売増で一部相殺されました。保険部門はフランス政府の経済対策の一環である融資プログラムにも参画する方針です（10億ユーロ規模）。

保険部門の営業収益は、当四半期は7億9,200万ユーロ、前年同期比36.7%増でした（前年同期は金融市場の下落に伴って一時的な会計上の影響が生じていました）。営業費用は3億8,300万ユーロ、前年同期比2.6%減に留まりました。税引前利益は、関連会社の収益増を考慮後で4億4,200万ユーロ、前年同期比124.8%増でした。

ウェルス＆アセット・マネジメント部門は全体的に極めて好調でした。ウェルス・マネジメント部門では、事業活動が拡大し、旺盛な資金純流入が特に大口顧客からあり、運用資産関連と取引関連の手数料収入は極めて高水準でした。アセット・マネジメント部門は力強い水準での推移を維持し、特に欧州・アジアで中長期ファンドに高水準の資金純流入が見られました（前年同期比+80億ユーロ）。アセット・マネジメント部門（BNPパリバアセット・マネジメント）は責任投資/サステナブル投資のリーディングカンパニーとして、欧州連合（EU）で2021年3月に施行されたサステナブルファイナンス開示規則（SFDR）を遵守しています。そのオープンファンドの80%[2]はSFDRに従って第8条または第9条の商品に分類され[3]、社会的責任投資（SRI）における強いリーダーシップを体現しています。不動産管理部門の事業活動は依然厳しい環境の余波を受けましたが、事業活動の一部（例えばアドバイザリー業務）は回復しつつあり、特に英国で顕著です。

ウェルス＆アセット・マネジメント部門の営業収益は当四半期は7億8,400万ユーロ、前年同期比5.5%増でした。ウェルス・マネジメント部門では低金利環境が純利息収入にマイナス影響を及ぼし、金融手数料の増加では補えませんでしたが、アセット・マネジメント部門の営業収益は堅調で、2020年の力強い資金純流入や市場の上昇が寄与しました。不動産管理部門の営業収益は徐々に正常化しつつあります。営業費用は6億1,200万ユーロ、前年同期比4.7%減で、全部門で減少し、特に不動産管理部門とアセット・マネジメント部門が顕著でした。ジョーズ効果は高水準でした（+10.1ポイント）。以上から、国内市場部門、トルコ、ポーランド、および米国からプライベート・バンキング業務の純利益の3分の1を配分された後、ウェルス＆アセット・マネジメント部門の税引前利益は当四半期に2億7,500万ユーロとなりました。前年同期比168.9%の増益で、アセット・マネジメント部門の営業総利益の大幅増や持分売却による譲渡益が押し上げ要因となりました。

*
* *

[1] 分配金を含む
[2] 2021年3月末時点の運用資産比率
[3] サステナブルファイナンス開示規則（SFDR）の「第8条」は社会的な目的や環境的な目的を促進する商品、「第9条」はサステナブルな投資目的を促進する商品。

## ホールセールバンキング（CIB）部門

CIB部門は事業活動や業績で目覚ましい向上を達成し、事業活動は全部門で底堅い伸びとなりました。

ファイナンス業務は株式発行とデットファイナンス（シンジケートローンと債券発行）の双方で好スタートを切りました。事業活動は金利・為替・クレジット市場とも堅調で、エクイティデリバティブ業務とプライムサービス業務は高水準でした。また、証券管理部門ではカストディ業務の預り資産・管理資産残高の増加を達成し、取引高は記録的水準に増加しています。

CIB部門の営業収益は、当四半期は36億7,000万ユーロ、前年同期比24.3%増でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと29.6%増）。コーポレートバンキング部門の営業利益の伸びは高く（前年同期比+21.8%[1]）、グローバル・マーケット部門の増収は極めて力強く（同+46.6%[1]）、証券管理部門も増収でした（同+5.1%[1]）。

コーポレートバンキング部門の営業収益は、当四半期は12億4,300万ユーロ、前年同期比16.2%の増収でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+21.8%）。営業収益は全地域で増え、特に欧州と米州が堅調でした。事業活動は高水準で、エクイティキャピタル市場でのブックランナーとしての取引高は前年同期の3倍以上、社債発行は13%増でした。投資適格社債の発行では、欧州と世界全体の双方で市場シェアを伸ばし続けています[2]。融資残高は1,490億ユーロで、2020年度上半期の急増を経て正常化した影響により前年同期比6.2%減[3]でしたが、前四半期比では1.0%増でした。コーポレートバンキング部門は、2020年度上半期にお客様の支援に向けて力強く結集したことが奏功し、欧州・中東・アフリカ（EMEA）地域のシンジケートローンでトップの座を確たるものにしています[4]（2019年比+1.1ポイント）。また、欧州では首位（2020年度にさらに上昇）、アジアでは2年連続で上位5社[5]にランクしています。預金残高は1,840億ユーロで前年同期比22.5%増[3]、前四半期比では2.1%減でした。

グローバル・マーケット部門の営業収益は、当四半期は18億4,600万ユーロ、前年同期比41.4%増[6]でした。

FICC[7]業務の営業収益は当四半期に11億4,900万ユーロとなり、2020年度第1四半期比では15.7%減[8]に留まりましたが、2019年度第1四半期比では大幅増でした（+11.0%）。プライマリー/クレジット/コモディティデリバティブ市場での事業活動は好調でしたが、金利・為替市場の事業環境は前年同期に比べると不利でした。

株式・プライムサービス業務の営業収益は当四半期に6億9,700万ユーロに上り、前年同期（-8,700万ユーロ）から急増しました。増収要因は、事業活動が記録的高水準となったことに加え、デリバティブ取引が前年同期の衝撃（厳しいショックに見舞われ、配当を抑制[9]）から回復した成果です。

市場リスクの尺度であるバリュー・アット・リスク（VaR。保有期間1日、信頼区間99%）は主に取引高の増加に伴って5,500万ユーロに上昇しましたが、引き続き穏当な水準です。

証券管理部門の営業収益は、当四半期は5億8,100万ユーロ、前年同期比0.7%増でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+5.1%）。取引手数料の増加と資産の大幅増が寄与しました。事業活動は引き続き堅調で、新規顧客のオンボーディングに伴って電子プラットフォーム上の取引は着実に拡大し、ユーロ圏では新規顧客の中にかなり大口のマンデート1件（預り資産3,000億ユーロ超）も含まれていま

[1] 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く
[2] 出所：Dealogic社、2021年3月末時点、ブックランナー、取引高
[3] 平均残高（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く）
[4] 出所：Dealogic社、2021年3月末時点、ブックランナーのランキング（取引高ベース）
[5] 出所：Greenwich Share Leaders、欧州・アジアの大企業
[6] 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+46.6%
[7] Fixed Income, Currencies, and Commodities（債券、通貨、コモディティ）
[8] 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く
[9] 欧州金融当局が2019年度の配当抑制を勧告した影響：2020年度第1四半期に-1億8,400万ユーロ

した。証券管理部門は事業変革を継続しました。例えばAllfunds社との戦略的提携を推進し（Allfundsはファンド販売会社と運用会社をつなぐWealthTechプラットフォームで、2021年4月23日にIPOを実施）、また、BNP Paribas Securities ServicesとBNP Paribas SAの合併案を発表しました。預り資産と取引高は拡大を続け、期中平均残高は前年同期比9.1%増加しました。金融市場の上昇、新規顧客のオンボーディング、記録的な取引水準（前年同期比+10.4%）が押し上げに寄与しました。

CIB部門の営業費用は、当四半期は高水準の事業活動に伴って27億6,700万ユーロに上り、前年同期比15.6%増でしたが、高いジョーズ効果を生み出しました（+11.3ポイント[1]）。

これらを受けて、CIB部門の営業総利益は当四半期に9億300万ユーロとなり、前年同期比61.4%の大幅増益を果たしました。

CIB部門のリスク費用は、当四半期は1億7,200万ユーロに減少しました。コーポレートバンキング部門の引当が1億8,500万ユーロ生じましたが（顧客向け融資残高の51bp相当）、グローバル・マーケット部門（前年同期のリスク費用は1億6,100万ユーロ）で1,400万ユーロの戻入がありました。

以上から、CIB部門の税引前利益は当四半期に7億5,100万ユーロとなり、前年同期比3倍でした。営業総利益の力強い伸びとリスク費用の減少が貢献しました。

*
* *

## コーポレート・センター

コーポレート・センターの営業収益は、当四半期は3億1,400万ユーロでした（前年同期は1億2,600万ユーロ）。増収要因は、プリンシパル・インベストメンツが2020年度第1四半期の落ち込みから回復して大きく寄与したこと、インドのSBI Life株4.99%の売却により譲渡益が生じたこと（+5,800万ユーロ）です。

営業費用は、当四半期は3億3,100万ユーロでした。この中には、IFRIC 21 に基づく税金・拠出金として1億3,000万ユーロ（前年同期は1,200万ユーロ）、一時項目として、事業再編費用[2]と事業適応費用[3]が5,800万ユーロ（同4,500万ユーロ）、IT強化費用が1,900万ユーロ（同3,400万ユーロ）含まれています。

リスク費用は、当四半期は5,500万ユーロでした（前年同期は1,300万ユーロ）。

その他の営業外項目は当四半期に2億9,200万ユーロの利益となりました（前年同期は3億8,100万ユーロの利益）。当四半期の営業外項目には建物売却による譲渡益3億200万ユーロが含まれています（前年同期は+3億8,100万ユーロ）。

以上から、コーポレート・センターの当四半期の税引前利益は2億3,900万ユーロでした。これに対し、前年同期は3億9,800万ユーロでした。

*
* *

[1] 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く
[2] 特に特定の事業（とりわけCIB部門）の中止・再編に関連
[3] 特にウェルス・マネジメント部門とCIB部門に関する適応策

## 財務構造

当グループの財務構造は極めて盤石です。

普通株式等Tier 1比率は2021年3月末現在12.8%[1]で、2020年12月末の水準と同等でした。この主因は以下の通りです。

- 配当性向50%を考慮後、当四半期純利益を剰余金に計上（+10bp）
- リスクアセットの増加（-10bp）

レバレッジ比率[2]は、ユーロシステムへの預金関連の一時的免除を考慮後で、2021年3月末現在4.3%でした（この影響を除くと3.9%）。

即時利用可能な余剰資金は2021年3月末現在で4,540億ユーロに上りました。これは資金調達との関係で1 年超の余裕資金があることを意味しています。

*
* *

[1] 資本要求指令4（CRD4）；国際財務報告基準（IFRS）第9号移行条項を含む
[2] 欧州委員会規則第2020/873号（第500b条）に基づき算定された比率

## 連結損益計算書

| *（単位：百万ユーロ）* | 1Q21 | 1Q20 | 1Q21 / 1Q20 | 4Q20 | 1Q21 / 4Q20 |
|---|---|---|---|---|---|
| グループ | | | | | |
| **営業収益** | **11,829** | **10,888** | **+8.6%** | **10,827** | **+9.3%** |
| 営業費用および減価償却費 | -8,597 | -8,157 | +5.4% | -7,562 | +13.7% |
| **営業総利益** | **3,232** | **2,731** | **+18.3%** | **3,265** | **-1.0%** |
| リスク費用 | -896 | -1,426 | -37.2% | -1,599 | -44.0% |
| **営業利益** | **2,336** | **1,305** | **+79.0%** | **1,666** | **+40.2%** |
| 持分法適用会社投資損益 | 124 | 95 | +30.4% | 68 | +82.2% |
| その他の営業外項目 | 363 | 395 | -8.0% | 496 | -26.8% |
| **営業外項目** | **487** | **490** | **-0.6%** | **564** | **-13.6%** |
| **税引前利益** | **2,823** | **1,795** | **+57.3%** | **2,230** | **+26.6%** |
| 法人税 | -969 | -411 | n.s. | -558 | +73.7% |
| 少数株主帰属純利益 | -86 | -102 | -15.7% | -80 | +7.5% |
| **株主帰属純利益** | **1,768** | **1,282** | **+37.9%** | **1,592** | **+11.0%** |
| **コスト/インカム率** | **72.7%** | **74.9%** | **-2.2 pt** | **69.8%** | **+2.9 pt** |

*BNP パリバの 2021 年度第 1 四半期に関わる財務情報の開示は、本プレスリリースに含まれています。*

*法令上要求される開示情報は全て、登録書類（universal registration document）を含めて、http://invest.bnpparibas.comの「Results（業績）」セクションからオンラインで入手可能であり、フランスの通貨金融法典L.451-1-2条およびフランス金融市場庁（Autorité des Marchés Financiers）の一般規則第222-1条以降の規定に従い、BNPパリバが公表しています。*

# 2021年度第1四半期－コア事業別業績

| （単位：百万ユーロ） | | 国内市場部門 | 国際金融サービス部門 | ホールセールバンキング部門 | 事業部門合計 | コーポレート・センター | グループ合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **営業収益** | | **3,816** | **4,028** | **3,670** | **11,514** | **314** | **11,829** |
| | 対前年同期比 | +1.6% | -0.6% | +24.3% | +7.0% | n.s. | +8.6% |
| | 対前四半期比 | -0.6% | +2.9% | +10.7% | +4.0% | n.s. | +9.3% |
| 営業費用および減価償却費 | | -2,912 | -2,587 | -2,767 | -8,266 | -331 | -8,597 |
| | 対前年同期比 | +0.9% | -6.5% | +15.6% | +2.8% | n.s. | +5.4% |
| | 対前四半期比 | +14.9% | +1.3% | +26.3% | +13.6% | +17.1% | +13.7% |
| **営業総利益** | | **904** | **1,441** | **903** | **3,248** | **-17** | **3,232** |
| | 対前年同期比 | +3.7% | +12.0% | +61.4% | +19.5% | n.s. | +18.3% |
| | 対前四半期比 | -30.7% | +6.0% | -19.7% | -14.3% | -96.8% | -1.0% |
| リスク費用 | | -311 | -357 | -172 | -841 | -55 | -896 |
| | 対前年同期比 | +0.1% | -51.7% | -52.7% | -40.5% | n.s. | -37.2% |
| | 対前四半期比 | -32.2% | -47.3% | -60.2% | -46.4% | +86.8% | -44.0% |
| **営業利益** | | **593** | **1,084** | **731** | **2,408** | **-72** | **2,336** |
| | 対前年同期比 | +5.6% | +97.8% | n.s. | +84.4% | n.s. | +79.0% |
| | 対前四半期比 | -29.9% | +59.0% | +5.6% | +8.5% | -87.0% | +40.2% |
| 持分法適用会社投資損益 | | -5 | 100 | 9 | 104 | 20 | 124 |
| その他の営業外項目 | | 3 | 57 | 11 | 72 | 292 | 363 |
| **税引前利益** | | **591** | **1,242** | **751** | **2,584** | **239** | **2,823** |
| | 対前年同期比 | +5.4% | +95.7% | n.s. | +84.9% | -39.8% | +57.3% |
| | 対前四半期比 | -33.5% | +63.5% | +5.8% | +9.5% | n.s. | +26.6% |

| （単位：百万ユーロ） | | 国内市場部門 | 国際金融サービス部門 | ホールセールバンキング部門 | 事業部門合計 | コーポレート・センター | グループ合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **営業収益** | | **3,816** | **4,028** | **3,670** | **11,514** | **314** | **11,829** |
| | 前年同期 | 3,757 | 4,053 | 2,953 | 10,762 | 126 | 10,888 |
| | 前四半期 | 3,838 | 3,915 | 3,315 | 11,068 | -241 | 10,827 |
| 営業費用および減価償却費 | | -2,912 | -2,587 | -2,767 | -8,266 | -331 | -8,597 |
| | 前年同期 | -2,885 | -2,766 | -2,393 | -8,043 | -114 | -8,157 |
| | 前四半期 | -2,534 | -2,555 | -2,190 | -7,279 | -283 | -7,562 |
| **営業総利益** | | **904** | **1,441** | **903** | **3,248** | **-17** | **3,232** |
| | 前年同期 | 872 | 1,287 | 560 | 2,719 | 12 | 2,731 |
| | 前四半期 | 1,304 | 1,360 | 1,125 | 3,789 | -524 | 3,265 |
| リスク費用 | | -311 | -357 | -172 | -841 | -55 | -896 |
| | 前年同期 | -311 | -739 | -363 | -1,413 | -13 | -1,426 |
| | 前四半期 | -459 | -678 | -432 | -1,570 | -29 | -1,599 |
| **営業利益** | | **593** | **1,084** | **731** | **2,408** | **-72** | **2,336** |
| | 前年同期 | 561 | 548 | 197 | 1,306 | -1 | 1,305 |
| | 前四半期 | 845 | 682 | 692 | 2,219 | -554 | 1,666 |
| 持分法適用会社投資損益 | | -5 | 100 | 9 | 104 | 20 | 124 |
| | 前年同期 | 0 | 75 | 3 | 77 | 18 | 95 |
| | 前四半期 | 1 | 56 | 8 | 64 | 4 | 68 |
| その他の営業外項目 | | 3 | 57 | 11 | 72 | 292 | 363 |
| | 前年同期 | 0 | 12 | 2 | 14 | 381 | 395 |
| | 前四半期 | 44 | 22 | 9 | 75 | 421 | 496 |
| **税引前利益** | | **591** | **1,242** | **751** | **2,584** | **239** | **2,823** |
| | 前年同期 | 561 | 634 | 202 | 1,397 | 398 | 1,795 |
| | 前四半期 | 890 | 759 | 710 | 2,359 | -129 | 2,230 |
| 法人税 | | | | | | | -969 |
| 少数株主帰属純利益 | | | | | | | -86 |
| **株主帰属純利益** | | | | | | | **1,768** |

## 連結四半期業績の推移

| *（単位：百万ユーロ）* | 1Q21 | 4Q20 | 3Q20 | 2Q20 | 1Q20 |
|---|---|---|---|---|---|
| グループ | | | | | |
| **営業収益** | **11,829** | **10,827** | **10,885** | **11,675** | **10,888** |
| 営業費用および減価償却費 | -8,597 | -7,562 | -7,137 | -7,338 | -8,157 |
| **営業総利益** | **3,232** | **3,265** | **3,748** | **4,337** | **2,731** |
| リスク費用 | -896 | -1,599 | -1,245 | -1,447 | -1,426 |
| **営業利益** | **2,336** | **1,666** | **2,503** | **2,890** | **1,305** |
| 持分法適用会社投資損益 | 124 | 68 | 130 | 130 | 95 |
| その他の営業外項目 | 363 | 496 | 38 | 106 | 395 |
| **税引前利益** | **2,823** | **2,230** | **2,671** | **3,126** | **1,795** |
| 法人税 | -969 | -558 | -692 | -746 | -411 |
| 少数株主帰属純利益 | -86 | -80 | -85 | -81 | -102 |
| **株主帰属純利益** | **1,768** | **1,592** | **1,894** | **2,299** | **1,282** |
| **コスト/インカム率** | **72.7%** | **69.8%** | **65.6%** | **62.9%** | **74.9%** |

| *（単位：百万ユーロ）* | 1Q21 | 4Q20 | 3Q20 | 2Q20 | 1Q20 |
|---|---|---|---|---|---|
| リテールバンキング事業およびサービス事業　PEL/CELの影響を除く | | | | | |
| **営業収益** | **7,843** | **7,753** | **7,677** | **7,615** | **7,823** |
| 営業費用および減価償却費 | -5,499 | -5,089 | -4,855 | -4,790 | -5,650 |
| **営業総利益** | **2,344** | **2,664** | **2,822** | **2,825** | **2,172** |
| リスク費用 | -669 | -1,137 | -938 | -1,095 | -1,050 |
| **営業利益** | **1,675** | **1,527** | **1,883** | **1,730** | **1,122** |
| 持分法適用会社投資損益 | 96 | 56 | 111 | 116 | 74 |
| その他の営業外項目 | 61 | 66 | -5 | -2 | 12 |
| **税引前利益** | **1,832** | **1,649** | **1,990** | **1,845** | **1,208** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 54.9 | 55.3 | 55.6 | 55.8 | 55.8 |

| *（単位：百万ユーロ）* | 1Q21 | 4Q20 | 3Q20 | 2Q20 | 1Q20 |
|---|---|---|---|---|---|
| リテールバンキング事業およびサービス事業 | | | | | |
| **営業収益** | **7,844** | **7,753** | **7,678** | **7,630** | **7,810** |
| 営業費用および減価償却費 | -5,499 | -5,089 | -4,855 | -4,790 | -5,650 |
| **営業総利益** | **2,345** | **2,664** | **2,823** | **2,840** | **2,159** |
| リスク費用 | -669 | -1,137 | -938 | -1,095 | -1,050 |
| **営業利益** | **1,676** | **1,527** | **1,885** | **1,745** | **1,109** |
| 持分法適用会社投資損益 | 96 | 56 | 111 | 116 | 74 |
| その他の営業外項目 | 61 | 66 | -5 | -2 | 12 |
| **税引前利益** | **1,833** | **1,649** | **1,991** | **1,859** | **1,195** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 54.9 | 55.3 | 55.6 | 55.8 | 55.8 |

| *（単位：百万ユーロ）* | 1Q21 | 4Q20 | 3Q20 | 2Q20 | 1Q20 |
|---|---|---|---|---|---|
| 国内市場部門（フランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクのプライベート・バンキングの100%を含む）[1] PEL/CELの影響を除く | | | | | |
| **営業収益** | **3,956** | **3,976** | **3,867** | **3,721** | **3,913** |
| 営業費用および減価償却費 | -2,997 | -2,610 | -2,543 | -2,446 | -2,970 |
| **営業総利益** | **959** | **1,366** | **1,324** | **1,276** | **943** |
| リスク費用 | -315 | -458 | -353 | -331 | -313 |
| **営業利益** | **644** | **908** | **971** | **944** | **630** |
| 持分法適用会社投資損益 | -5 | 1 | 4 | 1 | 0 |
| その他の営業外項目 | 4 | 45 | 4 | 1 | 1 |
| **税引前利益** | **643** | **953** | **978** | **946** | **630** |
| ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益 | -53 | -64 | -56 | -62 | -56 |
| **国内市場部門税引前利益** | **590** | **890** | **922** | **884** | **574** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 25.8 | 26.2 | 26.3 | 26.1 | 26.0 |

| *（単位：百万ユーロ）* | 1Q21 | 4Q20 | 3Q20 | 2Q20 | 1Q20 |
|---|---|---|---|---|---|
| 国内市場部門（フランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクのプライベート・バンキングの2/3を含む） | | | | | |
| **営業収益** | **3,816** | **3,838** | **3,735** | **3,602** | **3,757** |
| 営業費用および減価償却費 | -2,912 | -2,534 | -2,473 | -2,376 | -2,885 |
| **営業総利益** | **904** | **1,304** | **1,262** | **1,226** | **872** |
| リスク費用 | -311 | -459 | -346 | -329 | -311 |
| **営業利益** | **593** | **845** | **916** | **897** | **561** |
| 持分法適用会社投資損益 | -5 | 1 | 4 | 1 | 0 |
| その他の営業外項目 | 3 | 44 | 4 | 1 | 0 |
| **税引前利益** | **591** | **890** | **924** | **899** | **561** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 25.8 | 26.2 | 26.3 | 26.1 | 26.0 |

*1. プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む*

| *（単位：百万ユーロ）* | **1Q21** | **4Q20** | **3Q20** | **2Q20** | **1Q20** |
|---|---|---|---|---|---|
| フランス国内リテールバンキング事業（フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む）[1] | | | | | |
| **営業収益** | **1,481** | **1,516** | **1,498** | **1,423** | **1,511** |
| *うち受取利息純額* | *797* | *855* | *853* | *788* | *810* |
| *うち手数料* | *684* | *661* | *645* | *634* | *702* |
| 営業費用および減価償却費 | -1,169 | -1,126 | -1,125 | -1,074 | -1,166 |
| **営業総利益** | **312** | **390** | **373** | **349** | **345** |
| リスク費用 | -125 | -169 | -137 | -90 | -101 |
| **営業利益** | **186** | **221** | **236** | **259** | **244** |
| 営業外項目 | 1 | 40 | -2 | 0 | -1 |
| **税引前利益** | **187** | **261** | **235** | **259** | **244** |
| ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益 | -30 | -36 | -30 | -33 | -35 |
| **フランス国内リテールバンキング税引前利益** | **157** | **225** | **205** | **226** | **209** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 10.8 | 11.0 | 11.0 | 10.8 | 10.6 |

| *（単位：百万ユーロ）* | **1Q21** | **4Q20** | **3Q20** | **2Q20** | **1Q20** |
|---|---|---|---|---|---|
| フランス国内リテールバンキング事業（フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む）[1] PEL/CELの影響を除く | | | | | |
| **営業収益** | **1,480** | **1,516** | **1,496** | **1,408** | **1,524** |
| *うち受取利息純額* | *796* | *855* | *852* | *774* | *823* |
| *うち手数料* | *684* | *661* | *645* | *634* | *702* |
| 営業費用および減価償却費 | -1,169 | -1,126 | -1,125 | -1,074 | -1,166 |
| **営業総利益** | **310** | **390** | **371** | **334** | **358** |
| リスク費用 | -125 | -169 | -137 | -90 | -101 |
| **営業利益** | **185** | **221** | **235** | **244** | **257** |
| 営業外項目 | 1 | 40 | -2 | 0 | -1 |
| **税引前利益** | **186** | **261** | **233** | **245** | **257** |
| ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益 | -30 | -36 | -30 | -33 | -35 |
| **フランス国内リテールバンキング税引前利益** | **156** | **225** | **203** | **212** | **222** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 10.8 | 11.0 | 11.0 | 10.8 | 10.6 |

| *（単位：百万ユーロ）* | **1Q21** | **4Q20** | **3Q20** | **2Q20** | **1Q20** |
|---|---|---|---|---|---|
| フランス国内リテールバンキング事業（フランス国内プライベート・バンキングの2/3を含む） | | | | | |
| **営業収益** | **1,410** | **1,446** | **1,430** | **1,354** | **1,437** |
| 営業費用および減価償却費 | -1,133 | -1,091 | -1,093 | -1,040 | -1,129 |
| **営業総利益** | **278** | **355** | **337** | **314** | **308** |
| リスク費用 | -121 | -170 | -130 | -88 | -99 |
| **営業利益** | **156** | **185** | **207** | **226** | **209** |
| 営業外項目 | 1 | 40 | -2 | 0 | -1 |
| **税引前利益** | **157** | **225** | **205** | **226** | **209** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 10.8 | 11.0 | 11.0 | 10.8 | 10.6 |

*1. プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む*

PEL/CELに係る引当金に関する留意事項：当該引当金は、フランス国内リテールバンキング事業収益において計上されているが、住宅財形貯蓄制度（Plans Epargne Logement: PEL）および住宅財形貯蓄口座（Comptes Epargne Logement: CEL）から全存続期間にわたり生じるリスクを考慮している。

| *（単位：百万ユーロ）* | **1Q21** | **4Q20** | **3Q20** | **2Q20** | **1Q20** |
|---|---|---|---|---|---|
| **PEL-CELの影響** | 1 | 0 | 1 | 15 | -13 |

| *（単位：百万ユーロ）* | 1Q21 | 4Q20 | 3Q20 | 2Q20 | 1Q20 |
|---|---|---|---|---|---|
| BNLバンカ・コメルシアーレ（イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む）[1] | | | | | |
| **営業収益** | **676** | **694** | **669** | **649** | **659** |
| 営業費用および減価償却費 | -459 | -434 | -426 | -422 | -465 |
| **営業総利益** | **217** | **260** | **244** | **227** | **194** |
| リスク費用 | -110 | -161 | -122 | -122 | -120 |
| **営業利益** | **107** | **99** | **122** | **105** | **74** |
| 営業外項目 | 0 | 0 | 0 | -2 | 0 |
| **税引前利益** | **107** | **99** | **122** | **104** | **73** |
| ウェルス＆アセット・マネジメントに配分される利益 | -9 | -9 | -7 | -9 | -10 |
| **BNLバンカ・コメルシアーレ税引前利益** | **97** | **90** | **115** | **95** | **64** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 5.5 | 5.3 | 5.3 | 5.3 | 5.3 |

| *（単位：百万ユーロ）* | 1Q21 | 4Q20 | 3Q20 | 2Q20 | 1Q20 |
|---|---|---|---|---|---|
| BNLバンカ・コメルシアーレ（イタリア国内プライベート・バンキングの2/3を含む） | | | | | |
| **営業収益** | **654** | **672** | **649** | **629** | **637** |
| 営業費用および減価償却費 | -446 | -421 | -413 | -410 | -453 |
| **営業総利益** | **207** | **251** | **236** | **218** | **184** |
| リスク費用 | -110 | -161 | -121 | -122 | -120 |
| **営業利益** | **97** | **90** | **115** | **96** | **64** |
| 営業外項目 | 0 | 0 | 0 | -2 | 0 |
| **税引前利益** | **97** | **90** | **115** | **95** | **64** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 5.5 | 5.3 | 5.3 | 5.3 | 5.3 |

| *（単位：百万ユーロ）* | 1Q21 | 4Q20 | 3Q20 | 2Q20 | 1Q20 |
|---|---|---|---|---|---|
| ベルギー国内リテールバンキング事業（ベルギー国内プライベート・バンキングの100%を含む）[1] | | | | | |
| **営業収益** | **858** | **861** | **851** | **835** | **885** |
| 営業費用および減価償却費 | -835 | -556 | -523 | -499 | -830 |
| **営業総利益** | **23** | **305** | **329** | **336** | **55** |
| リスク費用 | -47 | -67 | -29 | -80 | -54 |
| **営業利益** | **-24** | **238** | **300** | **256** | **0** |
| 持分法適用会社投資損益 | -3 | 4 | 7 | 4 | 4 |
| その他の営業外項目 | 3 | 6 | 4 | 2 | 1 |
| **税引前利益** | **-24** | **247** | **311** | **262** | **5** |
| ウェルス＆アセット・マネジメントに配分される利益 | -11 | -17 | -18 | -19 | -10 |
| **ベルギー国内リテールバンキング税引前利益** | **-35** | **230** | **293** | **243** | **-4** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 5.2 | 5.4 | 5.5 | 5.6 | 5.7 |

| *（単位：百万ユーロ）* | 1Q21 | 4Q20 | 3Q20 | 2Q20 | 1Q20 |
|---|---|---|---|---|---|
| ベルギー国内リテールバンキング事業（ベルギー国内プライベート・バンキングの2/3を含む） | | | | | |
| **営業収益** | **815** | **820** | **811** | **794** | **842** |
| 営業費用および減価償却費 | -802 | -532 | -501 | -477 | -797 |
| **営業総利益** | **13** | **288** | **310** | **317** | **45** |
| リスク費用 | -48 | -68 | -28 | -79 | -54 |
| **営業利益** | **-34** | **221** | **282** | **237** | **-9** |
| 持分法適用会社投資損益 | -3 | 4 | 7 | 4 | 4 |
| その他の営業外項目 | 3 | 6 | 4 | 2 | 1 |
| **税引前利益** | **-35** | **230** | **293** | **243** | **-4** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 5.2 | 5.4 | 5.5 | 5.6 | 5.7 |

*1. プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む*

| *（単位：百万ユーロ）* | 1Q21 | 4Q20 | 3Q20 | 2Q20 | 1Q20 |
|---|---|---|---|---|---|
| ルクセンブルクを含むその他国内市場部門（ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの100%を含む）[1] | | | | | |
| **営業収益** | **942** | **905** | **850** | **829** | **845** |
| 営業費用および減価償却費 | -533 | -494 | -469 | -451 | -508 |
| **営業総利益** | **408** | **411** | **380** | **378** | **337** |
| リスク費用 | -33 | -61 | -66 | -40 | -38 |
| **営業利益** | **376** | **350** | **314** | **339** | **299** |
| 持分法適用会社投資損益 | -2 | -3 | -2 | -3 | -4 |
| その他の営業外項目 | 0 | -1 | 0 | 0 | 0 |
| **税引前利益** | **374** | **346** | **312** | **336** | **295** |
| ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益 | -2 | -1 | -1 | -1 | -2 |
| **その他国内市場部門税引前利益** | **372** | **345** | **311** | **335** | **293** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 4.3 | 4.5 | 4.4 | 4.4 | 4.4 |

| *（単位：百万ユーロ）* | 1Q21 | 4Q20 | 3Q20 | 2Q20 | 1Q20 |
|---|---|---|---|---|---|
| ルクセンブルクを含むその他国内市場部門（ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの2/3を含む） | | | | | |
| **営業収益** | **937** | **900** | **846** | **825** | **841** |
| 営業費用および減価償却費 | -531 | -491 | -466 | -448 | -505 |
| **営業総利益** | **406** | **409** | **379** | **377** | **335** |
| リスク費用 | -33 | -60 | -66 | -40 | -38 |
| **営業利益** | **373** | **349** | **313** | **337** | **297** |
| 持分法適用会社投資損益 | -2 | -3 | -2 | -3 | -4 |
| その他の営業外項目 | 0 | -1 | 0 | 0 | 0 |
| **税引前利益** | **372** | **345** | **311** | **335** | **293** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 4.3 | 4.5 | 4.4 | 4.4 | 4.4 |

*1. プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む*

| *（単位：百万ユーロ）* | 1Q21 | 4Q20 | 3Q20 | 2Q20 | 1Q20 |
|---|---|---|---|---|---|
| **国際金融サービス部門** | | | | | |
| **営業収益** | **4,028** | **3,915** | **3,943** | **4,027** | **4,053** |
| 営業費用および減価償却費 | -2,587 | -2,555 | -2,382 | -2,414 | -2,766 |
| **営業総利益** | **1,441** | **1,360** | **1,561** | **1,613** | **1,287** |
| リスク費用 | -357 | -678 | -592 | -765 | -739 |
| **営業利益** | **1,084** | **682** | **969** | **848** | **548** |
| 持分法適用会社投資損益 | 100 | 56 | 107 | 116 | 75 |
| その他の営業外項目 | 57 | 22 | -9 | -3 | 12 |
| **税引前利益** | **1,242** | **759** | **1,067** | **960** | **634** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 29.0 | 29.2 | 29.3 | 29.8 | 29.8 |

| *（単位：百万ユーロ）* | 1Q21 | 4Q20 | 3Q20 | 2Q20 | 1Q20 |
|---|---|---|---|---|---|
| パーソナル・ファイナンス | | | | | |
| **営業収益** | **1,332** | **1,365** | **1,343** | **1,302** | **1,475** |
| 営業費用および減価償却費 | -763 | -687 | -641 | -641 | -787 |
| **営業総利益** | **568** | **678** | **703** | **661** | **688** |
| リスク費用 | -321 | -581 | -383 | -450 | -582 |
| **営業利益** | **248** | **97** | **320** | **211** | **105** |
| 持分法適用会社投資損益 | 16 | -4 | 7 | -5 | 8 |
| その他の営業外項目 | 1 | -60 | -11 | 4 | 0 |
| **税引前利益** | **264** | **33** | **315** | **210** | **113** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 7.8 | 7.9 | 8.0 | 8.1 | 8.1 |

| *（単位：百万ユーロ）* | 1Q21 | 4Q20 | 3Q20 | 2Q20 | 1Q20 |
|---|---|---|---|---|---|
| 欧州・地中海沿岸諸国部門（トルコおよびポーランドの国内プライベート・バンキングの100%を含む）[1] | | | | | |
| **営業収益** | **516** | **527** | **561** | **609** | **665** |
| 営業費用および減価償却費 | -433 | -402 | -405 | -414 | -490 |
| **営業総利益** | **84** | **125** | **156** | **196** | **175** |
| リスク費用 | -39 | -95 | -113 | -143 | -86 |
| **営業利益** | **45** | **30** | **43** | **53** | **89** |
| 持分法適用会社投資損益 | 40 | 33 | 52 | 53 | 55 |
| その他の営業外項目 | -41 | 18 | -1 | -25 | 3 |
| **税引前利益** | **43** | **80** | **93** | **80** | **147** |
| ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益 | -3 | -2 | -2 | -1 | -3 |
| **欧州・地中海沿岸諸国部門税引前利益** | **41** | **78** | **91** | **79** | **144** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 5.1 | 5.1 | 5.2 | 5.3 | 5.3 |

| *（単位：百万ユーロ）* | 1Q21 | 4Q20 | 3Q20 | 2Q20 | 1Q20 |
|---|---|---|---|---|---|
| 欧州・地中海沿岸諸国部門（トルコおよびポーランドの国内プライベート・バンキングの2/3を含む） | | | | | |
| **営業収益** | **512** | **523** | **557** | **606** | **660** |
| 営業費用および減価償却費 | -431 | -401 | -403 | -411 | -488 |
| **営業総利益** | **82** | **122** | **154** | **194** | **172** |
| リスク費用 | -39 | -95 | -113 | -143 | -86 |
| **営業利益** | **43** | **28** | **41** | **51** | **86** |
| 持分法適用会社投資損益 | 40 | 33 | 52 | 53 | 55 |
| その他の営業外項目 | -41 | 18 | -1 | -25 | 3 |
| **税引前利益** | **41** | **78** | **91** | **79** | **144** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 5.1 | 5.1 | 5.2 | 5.3 | 5.3 |

*1. プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む*

| *（単位：百万ユーロ）* | 1Q21 | 4Q20 | 3Q20 | 2Q20 | 1Q20 |
|---|---|---|---|---|---|
| バンクウェスト（米国プライベート・バンキングの100%を含む）[1] | | | | | |
| **営業収益** | **625** | **594** | **627** | **629** | **611** |
| 営業費用および減価償却費 | -407 | -423 | -403 | -432 | -465 |
| **営業総利益** | **218** | **171** | **224** | **197** | **146** |
| リスク費用 | 7 | -3 | -90 | -167 | -62 |
| **営業利益** | **224** | **168** | **134** | **30** | **83** |
| 持分法適用会社投資損益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の営業外項目 | 2 | 0 | 2 | -3 | 0 |
| **税引前利益** | **226** | **168** | **136** | **27** | **83** |
| ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益 | -7 | -6 | -6 | -5 | -5 |
| **NRBI** | **219** | **162** | **130** | **22** | **78** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 5.0 | 5.5 | 5.6 | 5.7 | 5.7 |

| *（単位：百万ユーロ）* | 1Q21 | 4Q20 | 3Q20 | 2Q20 | 1Q20 |
|---|---|---|---|---|---|
| バンクウェスト（米国プライベート・バンキングの2/3を含む） | | | | | |
| **営業収益** | **609** | **578** | **612** | **614** | **596** |
| 営業費用および減価償却費 | -398 | -413 | -394 | -422 | -455 |
| **営業総利益** | **211** | **165** | **218** | **192** | **141** |
| リスク費用 | 7 | -3 | -90 | -167 | -62 |
| **営業利益** | **217** | **162** | **128** | **25** | **78** |
| 営業外項目 | 2 | 0 | 2 | -3 | 0 |
| **税引前利益** | **219** | **162** | **130** | **22** | **78** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 5.0 | 5.5 | 5.6 | 5.7 | 5.7 |

| *（単位：百万ユーロ）* | 1Q21 | 4Q20 | 3Q20 | 2Q20 | 1Q20 |
|---|---|---|---|---|---|
| 保険部門 | | | | | |
| **営業収益** | **792** | **622** | **697** | **828** | **579** |
| 営業費用および減価償却費 | -383 | -385 | -347 | -339 | -393 |
| **営業総利益** | **409** | **237** | **350** | **489** | **186** |
| リスク費用 | 0 | 0 | 0 | -2 | 1 |
| **営業利益** | **409** | **237** | **350** | **487** | **187** |
| 持分法適用会社投資損益 | 33 | 16 | 35 | 39 | 1 |
| その他の営業外項目 | 0 | 0 | 0 | 21 | 9 |
| **税引前利益** | **442** | **253** | **384** | **548** | **197** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 9.0 | 8.6 | 8.6 | 8.5 | 8.6 |

| *（単位：百万ユーロ）* | 1Q21 | 4Q20 | 3Q20 | 2Q20 | 1Q20 |
|---|---|---|---|---|---|
| ウェルス&アセット・マネジメント部門 | | | | | |
| **営業収益** | **784** | **826** | **734** | **678** | **743** |
| 営業費用および減価償却費 | -612 | -669 | -598 | -601 | -642 |
| **営業総利益** | **172** | **157** | **136** | **77** | **101** |
| リスク費用 | -4 | 1 | -6 | -4 | -9 |
| **営業利益** | **167** | **159** | **130** | **74** | **92** |
| 持分法適用会社投資損益 | 12 | 11 | 14 | 28 | 11 |
| その他の営業外項目 | 96 | 63 | 1 | 0 | 0 |
| **税引前利益** | **275** | **233** | **146** | **102** | **102** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 2.1 | 2.0 | 2.0 | 2.1 | 2.1 |

| *（単位：百万ユーロ）* | **1Q21** | **4Q20** | **3Q20** | **2Q20** | **1Q20** |
|---|---|---|---|---|---|
| **ホールセールバンキング部門** | | | | | |
| **営業収益** | **3,670** | **3,315** | **3,372** | **4,123** | **2,953** |
| 営業費用および減価償却費 | -2,767 | -2,190 | -2,117 | -2,220 | -2,393 |
| **営業総利益** | **903** | **1,125** | **1,255** | **1,904** | **560** |
| リスク費用 | -172 | -432 | -310 | -319 | -363 |
| **営業利益** | **731** | **692** | **945** | **1,585** | **197** |
| 持分法適用会社投資損益 | 9 | 8 | 3 | -3 | 3 |
| その他の営業外項目 | 11 | 9 | 7 | 6 | 2 |
| **税引前利益** | **751** | **710** | **955** | **1,587** | **202** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 25.0 | 24.5 | 24.7 | 24.3 | 22.3 |

| *（単位：百万ユーロ）* | **1Q21** | **4Q20** | **3Q20** | **2Q20** | **1Q20** |
|---|---|---|---|---|---|
| コーポレートバンキング部門 | | | | | |
| **営業収益** | **1,243** | **1,281** | **1,118** | **1,258** | **1,070** |
| 営業費用および減価償却費 | -755 | -645 | -598 | -632 | -748 |
| **営業総利益** | **488** | **636** | **520** | **627** | **321** |
| リスク費用 | -185 | -430 | -311 | -366 | -201 |
| **営業利益** | **303** | **206** | **209** | **261** | **121** |
| 営業外項目 | 6 | 6 | 2 | -2 | 3 |
| **税引前利益** | **309** | **212** | **211** | **259** | **124** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 13.6 | 13.5 | 13.6 | 13.6 | 13.0 |

| *（単位：百万ユーロ）* | **1Q21** | **4Q20** | **3Q20** | **2Q20** | **1Q20** |
|---|---|---|---|---|---|
| グローバル・マーケット部門 | | | | | |
| **営業収益** | **1,846** | **1,498** | **1,711** | **2,304** | **1,306** |
| *うちFICC* | *1,149* | *1,002* | *1,245* | *2,013* | *1,392* |
| *うち株式およびプライムサービス* | *697* | *497* | *466* | *290* | *-87* |
| 営業費用および減価償却費 | -1,527 | -1,089 | -1,065 | -1,137 | -1,162 |
| **営業総利益** | **319** | **410** | **646** | **1,167** | **143** |
| リスク費用 | 14 | -2 | 1 | 45 | -161 |
| **営業利益** | **333** | **407** | **647** | **1,212** | **-17** |
| 持分法適用会社投資損益 | 2 | 2 | 0 | -2 | 1 |
| その他の営業外項目 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| **税引前利益** | **339** | **409** | **648** | **1,214** | **-17** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 10.4 | 10.0 | 10.1 | 9.8 | 8.4 |

| *（単位：百万ユーロ）* | **1Q21** | **4Q20** | **3Q20** | **2Q20** | **1Q20** |
|---|---|---|---|---|---|
| 証券管理部門 | | | | | |
| **営業収益** | **581** | **536** | **544** | **561** | **577** |
| 営業費用および減価償却費 | -485 | -457 | -454 | -451 | -482 |
| **営業総利益** | **96** | **79** | **89** | **109** | **95** |
| リスク費用 | -1 | 1 | 0 | 2 | -2 |
| **営業利益** | **95** | **79** | **89** | **111** | **93** |
| 営業外項目 | 8 | 9 | 7 | 3 | 2 |
| **税引前利益** | **103** | **89** | **96** | **114** | **95** |
| 配賦資本（十億ユーロ、年初来） | 1.1 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 0.9 |

| *（単位：百万ユーロ）* | **1Q21** | **4Q20** | **3Q20** | **2Q20** | **1Q20** |
|---|---|---|---|---|---|
| **コーポレート・センター** | | | | | |
| **営業収益** | **314** | **-241** | **-165** | **-78** | **126** |
| *営業費用および減価償却費* | -331 | -283 | -165 | -329 | -114 |
| *うちIT強化費用、事業再編費用、事業適応費用* | -77 | -150 | -84 | -75 | -79 |
| **営業総利益** | **-17** | **-524** | **-330** | **-406** | **12** |
| リスク費用 | -55 | -29 | 3 | -33 | -13 |
| **営業利益** | **-72** | **-554** | **-327** | **-439** | **-1** |
| 持分法適用会社投資損益 | 20 | 4 | 16 | 17 | 18 |
| その他の営業外項目 | 292 | 421 | 36 | 102 | 381 |
| **税引前利益** | **239** | **-129** | **-276** | **-320** | **398** |

# 連結貸借対照表－2021年3月31日現在

| （単位：100万ユーロ） | 2021年3月31日 | 2020年12月31日 |
|---|---|---|
| **資産** | | |
| 預金および中央銀行預け金 | 333,381 | 308,703 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | |
| トレーディング目的有価証券 | 282,129 | 167,927 |
| 貸出金および売戻契約 | 292,547 | 244,878 |
| デリバティブ金融商品 | 254,337 | 276,779 |
| ヘッジ目的デリバティブ | 9,879 | 15,600 |
| その他の包括利益を通じ公正価値で測定する金融資産 | 50,107 | 55,981 |
| 負債性金融商品 | 2,603 | 2,209 |
| 資本性金融商品 | | |
| 償却原価で測定する金融資産 | | |
| 金融機関貸出金および債権 | 33,280 | 18,982 |
| 顧客貸出金および債権 | 821,991 | 809,533 |
| 負債性金融商品 | 119,113 | 118,316 |
| 金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整 | 4,178 | 5,477 |
| 保険事業に係る金融商品 | 270,195 | 265,356 |
| 当期および繰延税金資産 | 6,379 | 6,559 |
| 未収収益およびその他の資産 | 128,135 | 140,904 |
| 持分法適用会社投資 | 6,514 | 6,396 |
| 有形固定資産および投資不動産 | 34,028 | 33,499 |
| 無形固定資産 | 3,844 | 3,899 |
| のれん | 7,626 | 7,493 |
| **資産合計** | **2,660,266** | **2,488,491** |
| **負債** | | |
| 中央銀行預金 | 4,867 | 1,594 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | | |
| トレーディング目的有価証券 | 115,050 | 94,263 |
| 預金および買戻契約 | 356,913 | 288,595 |
| 負債証券 | 67,955 | 64,048 |
| デリバティブ金融商品 | 252,889 | 282,608 |
| ヘッジ目的デリバティブ | 10,486 | 13,320 |
| 償却原価で測定する金融負債 | | |
| 金融機関預金 | 196,747 | 147,657 |
| 顧客預金 | 974,083 | 940,991 |
| 負債証券 | 168,987 | 148,303 |
| 劣後債 | 21,631 | 22,474 |
| 金融リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整 | 3,741 | 6,153 |
| 当期および繰延税金負債 | 2,724 | 3,001 |
| 未払費用およびその他の負債 | 111,876 | 107,846 |
| 保険会社の責任準備金 | 244,441 | 240,741 |
| 偶発債務等引当金 | 9,501 | 9,548 |
| **負債合計** | **2,541,891** | **2,371,142** |
| **連結資本** | | |
| 資本金、払込剰余金、および利益剰余金 | 112,338 | 106,228 |
| 親会社株主帰属当期純利益 | 1,768 | 7,067 |
| **資本金、払込剰余金、利益剰余金、および親会社株主帰属当期純利益合計** | **114,106** | **113,295** |
| 資本に直接認識される資産および負債の変動 | -318 | -496 |
| **親会社株主資本** | **113,788** | **112,799** |
| **少数株主資本** | **4,587** | **4,550** |
| **連結資本合計** | **118,375** | **117,349** |
| **負債および連結資本合計** | **2,660,266** | **2,488,491** |

## 代替的業績指標（Alternative Performance Measures: APM）
## フランス金融市場庁（AMF）の一般規則第223-1条に基づく開示

| 代替的業績指標 | 定義 | 使用理由 |
|---|---|---|
| 事業部門損益計算書（P/L）<br>（各事業部門の営業収益、営業費用、営業総利益、営業利益、税引前利益の合計） | 国内市場部門、国際金融サービス部門、ホールセールバンキング事業の損益計算書の合計<br>（なお、国内市場部門の損益には、フランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクのプライベート・バンキングの2/3を含む）<br>BNPパリバ・グループ損益計算書<br>＝事業部門 + コーポレート・センターの損益計算書の合計<br><br>グループ全体の損益計算書との関係は<br>「コア事業別業績」の表で開示 | BNPパリバ・グループの本業の業績を示す指標 |
| PEL/CELの影響を除く損益計算書の合計<br>（各事業部門の営業収益、営業総利益、営業利益、税引前利益の合計） | PEL/CELの影響を除く損益計算書の合計<br><br>グループの調整後の損益計算書の合計は<br>「四半期業績の推移」の表で開示 | PEL/CEL口座の全存続期間にわたり発生するリスクに対する引当金変動を除く、当期の損益計算書の合計を表す指標 |
| プライベート・バンキングの100%を含むリテールバンキング事業の損益計算書の合計 | プライベート・バンキング全体の損益を含むリテールバンキング事業の損益計算書の合計<br><br>グループの調整後の損益計算書の合計は<br>「四半期業績の推移」の表で開示 | リテールバンキング事業の業績を示す指標であり、プライベート・バンキングの業績の全部を含む<br>（プライベート・バンキングは、リテールバンキング(2/3)とウェルス・マネジメント(1/3)の共同責任のもとに置かれるが、その割合にもとづきウェルス・マネジメントに損益を配分する前の数値） |
| 営業費用の変化（IFRIC 21を除外後） | IFRIC 21に基づく税金・拠出金を除いた上で、営業費用の変化を算定 | IFRIC21に基づく税金および拠出金は、事業年度に関わるほぼ全額を第１四半期に計上するが、その影響を排除し、他の四半期との比較の際の混乱を避け、当事業年度の営業費用の推移をとらえる指標 |
| コスト/インカム率 | 営業費用を営業収益で除した比率 | 銀行業務における業務の効率性を表す指標 |
| リスク費用÷期首顧客向け融資残高<br>（単位：bp） | リスク費用（単位：百万ユーロ）を期首の顧客向け融資残高で除したもの<br>詳細な算定方法については、決算資料に添付された「融資残高に関わるリスク費用」で開示 | 事業別の貸出金残高総額におけるリスクレベルの指標 |
| 不良債権カバー率 | 金融資産（ステージ3）の引当金と当該資産（ステージ3）の減損後残高との関係を表す指標。<br>対象となる資産は、バランスシート上およびオフバランスシートの債権を含み、受け取った担保と相殺する。顧客向けおよび金融機関向け債権には、償却原価で測定される負債および資本を通じて公正価値で測定する有価証券を含む（保険事業を除く） | 不良債権に対する引当の状況を表す指標 |
| 一時項目を除く株主帰属純利益 | 一時項目を除いて算定された株主帰属純利益<br><br>一時項目の詳細については、決算資料に添付された「主な一時項目」で開示 | 多額の非経常的項目あるいは本業の業績を反映しない項目を除外した、BNPパリバ・グループの純利益を表す指標。除外される項目の主なものに、事業再編、事業適応、IT強化および事業変革費用がある |
| 自己資本利益率（ROE） | ROEの詳細な算定方法については、決算資料に添付された「株主資本利益率」で開示 | BNPパリバ・グループの自己資本の収益力を表す指標 |
| 有形自己資本利益率（ROTE） | ROTEの詳細な算定方法については、決算資料に添付された「株主資本利益率」で開示 | BNPパリバ・グループの有形自己資本の収益力を表す指標 |

## 比較分析 ー 連結範囲の変更および為替レート変動による影響の排除

連結範囲の変更による影響を排除するための方法は、買収、売却など、取引の形態に依る。その計算の根本的な目的は、期間比較可能性を確保することにある。

企業を買収または新設した場合、当該企業の業績は、同企業が過年度に未だ買収あるいは設立されていなかった期間に対応する分について、連結範囲の変更による影響を除く当会計年度の期間から排除する。
事業売却の場合、当該事業体の業績は、売却以降の期間に対応する過年度の四半期について対称的に排除する。
連結の会計処理方法を変更した場合、同一条件の下に調整した四半期業績に対して、2会計年度（当期および前期）の間で存在した最も低い持分比率を適用する。

為替レート変動による影響を除いた比較分析においては、前年度の四半期（比較対象となる四半期）業績を、当四半期（分析対象となる四半期）の為替レートで修正再表示する。 これらの計算は全て、会社の報告通貨を基準に行う。

注：

**営業費用：** 従業員給与および従業員給付制度に関わる費用、その他経費、有形固定資産の減価償却費、無形固定資産の償却費、および不動産・機械設備を含む固定資産の減損などの総額を指す。本資料全体にわたり、「営業費用」および「費用」は特に区別することなく使われている。

**事業部門：** 以下の3部門から成る。

- 国内市場部門：フランス国内リテールバンキング（FRB）、BNLバンカ・コメルシアーレ（BNL bc）、ベルギー国内リテールバンキング（BRB）、その他国内市場部門（アルバル、リーシング・ソリューションズ、個人投資家部門、Nickel、ルクセンブルク国内リテールバンキング（LRB）を含む）
- 国際金融サービス部門（IFS）：欧州・地中海沿岸諸国部門、バンクウェスト、パーソナル・ファイナンス、保険部門、ウェルス＆アセット・マネジメント（WAM）を含む。WAMには、アセット・マネジメント、ウェルス・マネジメント、および不動産管理部門が含まれる
- ホールセールバンキング部門（CIB）：コーポレートバンキング部門、グローバル・マーケット部門、証券管理部門を含む

## 事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

### １．事業内容の概要

ビー・エヌ・ピー・パリバは、フランス通貨金融法典第５款第１章（Code Monétaire et Financier, Livre V, Titre 1er）により金融業務を行うことを許可されているフランスの株式会社である。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの業務の概要は以下の通りである。

リテール・バンキング事業およびサービス事業

リテール・バンキング事業およびサービス事業は、フランス国内外におけるリテール・バンキング・ネットワークおよび専門的な金融サービスを含んでいる。リテール・バンキング事業およびサービス事業は、国内市場部門および国際金融サービス部門に分類される。

**国内市場部門**

国内市場部門は、フランス（FRB）、イタリア（BNL バンカ・コメルシアーレ）、ベルギー（ビー・エヌ・ピー・パリバ・フォルティスのブランドで運営しているベルギー国内リテール・バンキング）およびルクセンブルク（BGL ビー・エヌ・ピー・パリバのブランドで運営している LRB）からなるユーロ圏のビー・エヌ・ピー・パリバのリテール・バンキング・ネットワークならびに専門事業部門（アルバル（法人および個人向けのモビリティリースおよび車両リース）、ビー・エヌ・ピー・パリバ・リーシング・ソリューション（専門的な設備のリーシング・ソリューションおよび資金調達ソリューション）、ビー・エヌ・ピー・パリバ・パーソナル・インベスターズ（オンライン貯蓄および仲介業）およびニケル（代替的な銀行取引サービス））を含んでいる。

キャッシュ・マネジメント、トレード・ファイナンスおよびファクタリング部門は、ホールセールバンキング部門のコーポレート・バンキングと協働して、「企業にとって唯一の銀行」という取組により法人顧客に提供されるサービスの最終段階を担っている。

また、ウェルス・マネジメントは、国内市場におけるプライベート・バンキングのビジネス・モデルを総合的に展開している。

部門横断型のチームである「Partners in Action for Customer Experience（PACE）」の目的は、より良い顧客経験価値を提供し、国内市場に新たなビジネス・モデルを提案するためにリテール事業を支援することにある。

ハロー・バンク！は、フランス、ベルギー、イタリア、ドイツおよびオーストリアにおけるビー・エヌ・ピー・パリバ・グループのネット銀行であり、スマートフォンおよびタブレットで利用できるよう設計されている。ニケルによって、ビー・エヌ・ピー・パリバのシステムは、フランスにおける新たな銀行業務に対応し、スペインで展開される。

現在、ビー・エヌ・ピー・パリバは多様な顧客基盤（個人、プロ投資家、小規模企業、法人）の需要に適応した一連のソリューションを提供している。

**国際金融サービス事業**

国際金融サービス事業は、以下の事業により構成され、個人、法人および機関投資家といった幅広い顧客にサービスを提供している。

・海外リテール・バンキング事業：ユーロ圏外のリテール・バンキング業務を取り扱い、当該国において、個人、中小企業、専門家および法人にサービスを提供するため、ビー・エヌ・ピー・パリバの総合的なビジネス・モデルを展開している。

・パーソナル・ファイナンス：セテレム、コフィノガまたはフィンドメスティック等の有名ブランドを通じ、個人を対象とした融資のソリューションを提供している。

・ビー・エヌ・ピー・パリバ・カーディフ：人、プロジェクトおよび資産に保険をかけるための貯蓄および保障のソリューションを提供している。

・ウェルス＆アセット・マネジメントにおける以下の３つの主要な専門事業

　・ビー・エヌ・ピー・パリバ・ウェルス・マネジメント

　・ビー・エヌ・ピー・パリバ・アセット・マネジメント

　・ビー・エヌ・ピー・パリバ・リアル・エステート

国際金融サービス事業は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループにとって重要な発展地域であるアジア太平洋地域および南北アメリカにおいて確固たる地位を築いており、当該地域においてビー・エヌ・ピー・パリバの商品およびサービスを顧客に提供している。

ホールセールバンキング事業

ビー・エヌ・ピー・パリバのホールセールバンキング事業は、資本市場業務、証券管理業務、資金調達業務、キャッシュ・マネジメント業務および財務アドバイザリー業務において、２種類の顧客、すなわち法人および機関投資家（銀行、保険会社、資産運用会社等）に対し、オーダーメイドのソリューションを提供している。

ビー・エヌ・ピー・パリバのホールセールバンキング事業は、法人顧客および機関投資家の間の架け橋として、法人顧客の資金調達ニーズを、投資機会を求める機関投資家へとつなぐことを目指している。

ホールセールバンキング事業の合理化されかつ効率的な体制は、ビー・エヌ・ピー・パリバの法人顧客および機関投資家のニーズに応えるために設計されたものである。そのため、ホールセールバンキング事業は、以下の３つの主要事業を中心に構成されている。

・コーポレート・バンキング（各地域毎に独自の組織を有する。）

・グローバル・マーケット（すべての資本市場業務を統括する。）

・証券管理事業

ホールセールバンキング事業は、以下の３つの主要地域に区分されている。

・欧州・中東・アフリカ

・南北アメリカ

・アジア太平洋

## ２．主要な経営指標等の推移

（１）ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ

（単位：百万ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 | 2017年 | 2016年 | 2015年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | 44,597 | 42,516 | 43,161 | 43,411 | 42,938 |

（単位：百万ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 | 2017年 | 2016年 | 2015年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 営業総利益 | 13,260 | 11,933 | 13,217 | 14,033 | 13,684 |

（単位：百万ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 | 2017年 | 2016年 | 2015年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 純利益（ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ） | 8,173 | 7,526 | 7,759 | 7,702 | 6,694 |

（単位：％）

| | 2019年 | 2018年 | 2017年 | 2016年 | 2015年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 株主資本利益率（注１） | 8.5 | 8.2 | 8.9 | 9.3 | 8.3 |

（単位：十億ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 | 2017年 | 2016年 | 2015年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 時価総額<br>（12月31日現在） | 66.0 | 49.3 | 77.7 | 75.5 | 65.1 |

出典：ブルームバーグ

（注１）　株主資本利益率は、親会社株主帰属純利益（ビー・エヌ・ピー・パリバにより発行され、会計上、配当として扱われる永久最劣後債の利息に関する調整および償還された永久最劣後債の外国為替の影響に関する調整が行われる。）を、関連期間の１月１日および12月31日の再評価前の平均永久株主資本（株式、永久最劣後債、永久最劣後債の債権者に支払われる税金控除後の純報酬額および配当予定額に直接認識される資産および負債の変動を調整した株主資本）で除して算出される。

（単位：ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 | 2017年 | 2016年 | 2015年 |
|---|---|---|---|---|---|
| １株当たり純利益<br>（注１） | 6.21 | 5.73 | 6.05 | 6.00 | 5.14 |
| １株当たり純資産<br>（注２） | 79.0 | 74.7（注６） | 75.1 | 73.90 | 70.95 |
| １株当たり配当金純額 | n.a（注３） | 3.02 | 3.02 | 2.70 | 2.31 |
| 配当率（%）<br>（注４） | n.a（注３） | 52.72 | 50.0 | 45.0 | 45.0 |
| **株価** | | | | | |
| 最高値（注５） | 53.81 | 68.66 | 68.89 | 62.00 | 60.68 |
| 最低値（注５） | 38.14 | 38.18 | 54.68 | 35.27 | 44.94 |
| 年度末 | 52.83 | 39.48 | 62.25 | 60.55 | 52.23 |
| CAC 40インデックス<br>（12月31日現在） | 5,978.06 | 4,730.69 | 5,312.56 | 4,862.31 | 4,637.06 |

（注１）　事業年度中発行済平均株式数に基づく。

（注２）　配当前。年度末における発行済株式数に基づく再評価を行った純資産。

（注３）　これまで経験したことのない事態の中で、またCOVID-19のパンデミック時における配当支払に関して2020年３月27日付で欧州中央銀行が公表した勧告を考慮し、ビー・エヌ・ピー・パリバは、2020年４月２日に開催した取締役会において、当初予定されていた2019年度に係る配当支払を行わず、その全額を準備金に計上することを株主総会に上程することを決定した。

（注４）　株主帰属当期純利益に対する割合で表示され、定時株主総会において提案された配当金の分配。

（注５）　取引中に記録された数値を示している。

（注６）　2018年１月１日現在の株主資本における新たなIFRS第９号会計基準の初年度適用の影響はマイナス2.5十億ユーロ、すなわち１株当たり２ユーロであった。

最近中間連結会計期間の業績等

（単位：百万ユーロ）

| 活動 | 2020年<br>６月30日 |
|---|---|
| 資産合計 | 2,622,988 |
| 顧客預金 | 963,183 |
| 顧客貸出金および債権 | 828,053 |
| 株主資本合計（注１） | 111,469 |
| ティア１およびティア２資本比率段階的導入ベース値 | 15.9% |
| ティア１資本比率段階的導入ベース値 | 13.9% |

（注１）利益処分前。

（単位：百万ユーロ）

| 利益 | 2020年度<br>上半期 |
|---|---|
| 営業収益 | 22,563 |
| 営業総利益 | 7,068 |
| 営業利益 | 4,194 |
| 税引前当期純利益 | 4,921 |
| 純利益（ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ） | 3,581 |

（２）ビー・エヌ・ピー・パリバ

| | 2019年 | 2018年 | 2017年 | 2016年 | 2015年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 年度末の財政状態 | | | | | |
| a）資本金（ユーロ） | 2,499,597,122 | 2,499,597,122 | 2,497,718,772 | 2,494,005,306 | 2,492,770,306 |
| b）発行済株式数 | 1,249,798,561 | 1,249,798,561 | 1,248,859,386 | 1,247,002,653 | 1,246,385,153 |
| c）発行済転換社債の数 | なし | なし | なし | なし | なし |
| 年度業績（百万ユーロ） | | | | | |
| a）収益合計（付加価値税を除く。） | 40,100 | 33,333 | 27,707 | 32,458 | 28,160 |
| b）税金、減価償却費および減損控除前利益 | 7,611 | 4,631 | 3,003 | 10,153 | 7,323 |
| c）法人税費用 | (325) | 557 | 345 | (278) | (74) |
| d）税金、減価償却費および減損控除後利益 | 7,490 | 5,027 | 3,157 | 9,266 | 6,232 |
| e）総配当支払額(注１) | n.a | 3,774 | 3,772 | 3,367 | 2,879 |
| １株当たり利益（ユーロ） | | | | | |
| a）税引後利益（減価償却費および減損控除前） | 5.83 | 4.15 | 2.68 | 7.92 | 5.82 |
| b）税金、減価償却費および減損控除後利益 | 5.99 | 4.02 | 2.53 | 7.43 | 5.00 |
| c）１株当たり配当金（注１） | n.a | 3.02 | 3.02 | 2.70 | 2.31 |
| 人件費 | | | | | |
| a）年度末被雇用者数 | 53,880 | 54,299 | 53,078 | 51,498 | 49,751 |
| b）給与合計（百万ユーロ） | 4,797 | 4,208 | 4,441 | 4,263 | 4,288 |
| c）従業員給付に関する拠出額（社会保障、従業員の福利厚生等）（百万ユーロ） | 1,535 | 1,604 | 1,577 | 1,599 | 1,404 |

（注１） 2019年については、これまで経験したことのない事態の中で、またCOVID-19のパンデミック時における配当支払に関して2020年３月27日付で欧州中央銀行が公表した勧告を考慮し、ビー・エヌ・ピー・パリバは、2020年４月２日に開催した取締役会において、当初予定されていた2019年度に係る配当支払を行わず、その全額を準備金に計上することを株主総会に上程することを決定した。

# 無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

**登録の意義について**

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

**格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス**

- **グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号**

  ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第２号）

- **信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について**

  ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページの「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

- **信用格付の前提、意義及び限界について**

  ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。

  ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っていません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

**格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング**

- **グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号**

  S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第５号）

- **信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について**

  S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページの「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」に掲載されております。

- **信用格付の前提、意義及び限界について**

  S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

**格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス**（以下「フィッチ」と称します。）

- **格付会社グループの呼称等について**

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第７号）

- **信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について**

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページの「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

- **信用格付の前提、意義及び限界について**

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2020 年 12 月 14 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。 詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

以上

# 店頭デリバティブに類する複雑な仕組債への
# 投資に際しての確認書

本債券は、通常の債券に比べ非常に複雑な商品性を有しております。

本債券への投資に際しましては、『契約締結前交付書面』、『目論見書』及び『最悪シナリオを想定した想定損失額』等の内容を十分にご確認頂き、以下の事項についてご理解いただいておりますことをご確認ください。

1. 本取引に関して対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。
（『契約締結前交付書面』『目論見書』『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁ご参照）

2. 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額について、ご確認の上、ご理解いただいていること。（『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照）

3. 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。（『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照）

4. 本商品を中途売却する場合の売却額（試算額）の内容について、ご確認の上、ご理解いただいていること。（『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照）

5. 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額を下回る可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。（『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照）

6. 本取引により想定される損失額（中途売却した場合の売却額（試算額）を含む。）を踏まえ、お客様が許容できる損失額であること、並びに、お客様の資産の状況への影響に照らして、お客様が取引できる契約内容であることを、ご確認いただいていること。

7. 本債券は、通常の債券に比べ複雑な商品性を有しているため、本債券の商品性を理解する投資経験をお持ちでないお客様には必ずしも適合するものではないことを、ご確認の上、ご理解いただいていること。

8. 本債券は、元本リスクのある商品であり、元本の安全性を重視するお客様には必ずしも適合するものではないことを、ご確認の上、ご理解いただいていること。

9. 本取引に関しては、お客様の投資目的・意向をお客様自らにおいて確認し、本債券の商品内容及びリスクを勘案のうえ、自らの投資目的・意向に適合するか否かについて十分検討したうえで、本債券の購入判断をしていただいていること。